

平成31年2月定例会

総務委員会

予算決算委員会（総務分科会）

会議録

長崎県議会

目 次

(2月20日 (経済対策補正審査・委員間討議))

| | |
|--------------------------|---|
| 1、開催日時・場所 | 1 |
| 2、出席者 | 1 |
| 3、審査事件 | 1 |
| 4、付託事件 | 1 |
| 5、経過 | |
| 分科会 | |
| 企画振興部長予算議案説明 | 2 |
| 総務部長予算議案説明 | 2 |
| 予算議案に対する質疑 | 2 |
| 予算議案に対する討論 | 3 |
| 委員会 | |
| 審査内容等に関する委員間討議(協議) | 4 |

(第1日目)

| | |
|------------------------|----|
| 1、開催日時・場所 | 5 |
| 2、出席者 | 5 |
| 3、審査事件 | 6 |
| 4、付託事件 | 6 |
| 5、経過 | |
| 分科会 (警察本部審査) | |
| 警務部長予算議案説明 | 7 |
| 予算議案に対する質疑 | 8 |
| 予算議案に対する討論 | 13 |
| 委員会 (警察本部審査) | |
| 警務部長総括説明 | 13 |
| 議案に対する質疑 | 14 |
| 議案に対する討論 | 18 |
| 決議に基づく提出資料の説明 | 19 |
| 議案外所管事項に対する質問 | 19 |
| 分科会 (出納局・各種委員会事務局審査) | |
| 会計管理者予算議案説明 | 21 |
| 監査事務局長予算議案説明 | 22 |
| 人事委員会事務局長予算議案説明 | 22 |
| 労働委員会事務局長予算議案説明 | 23 |
| 議会事務局長予算議案説明 | 23 |
| 予算議案に対する質疑 | 24 |
| 予算議案に対する討論 | 24 |
| 委員会 (出納局・各種委員会事務局審査) | |
| 人事委員会事務局長所管事項説明 | 24 |
| 労働委員会事務局長所管事項説明 | 24 |
| 決議に基づく提出資料の説明 | 24 |
| 議案外所管事項に対する質問 | 25 |

(第2日目)

| | |
|----------------|----|
| 1、開催日時・場所 | 27 |
| 2、出席者 | 27 |
| 3、経過 | |
| 分科会 | |
| 文化観光国際部長予算議案説明 | 27 |
| 文化振興課長補足説明 | 29 |
| 決議に基づく提出資料の説明 | 30 |
| 予算議案に対する質疑 | 31 |
| 予算議案に対する討論 | 48 |
| 委員会 | |
| 文化観光国際部長所管事項説明 | 48 |
| 国際課企画監補足説明 | 51 |
| 決議に基づく提出資料の説明 | 54 |
| 議案外所管事項に対する質問 | 55 |

(第3日目)

| | |
|---------------|-----|
| 1、開催日時・場所 | 70 |
| 2、出席者 | 70 |
| 3、経過 | |
| 分科会・委員会 | |
| 企画振興部長予算議案説明 | 70 |
| 予算議案に対する質疑 | 71 |
| 予算議案に対する討論 | 90 |
| 委員会 | |
| 企画振興部長総括説明 | 90 |
| 議案に対する質疑 | 96 |
| 議案に対する討論 | 96 |
| 決議に基づく提出資料の説明 | 96 |
| I R推進室長補足説明 | 97 |
| 企画振興部次長補足説明 | 98 |
| 県庁舎跡地活用室長補足説明 | 102 |
| 陳情審査 | 105 |
| 議案外所管事項に対する質問 | 107 |

(第4日目)

| | |
|---------------|-----|
| 1、開催日時・場所 | 133 |
| 2、出席者 | 133 |
| 3、経過 | |
| 分科会 | |
| 危機管理監予算議案説明 | 134 |
| 総務部長予算議案説明 | 135 |
| 決議に基づく提出資料の説明 | 136 |
| 予算議案に対する質疑 | 136 |
| 予算議案に対する討論 | 148 |

委員会

| | |
|---------------------|-----|
| 危機管理監所管事項説明 | 148 |
| 総務部長総括説明 | 150 |
| 人事課長補足説明 | 151 |
| 総務文書課長補足説明 | 152 |
| 議案に対する質疑 | 153 |
| 議案に対する討論 | 155 |
| 請 願 審 査 | 155 |
| 決議に基づく提出資料の説明 | 158 |
| 財政課長補足説明 | 159 |
| 陳 情 審 査 | 160 |
| 議案外所管事項に対する質問 | 160 |

(第5日目)

| | |
|------------------------|-----|
| 1、開催日時・場所 | 172 |
| 2、出席者 | 172 |
| 3、経過 | |
| 委員会 | |
| 監査事務局監査監説明 | 173 |
| 《株式会社五島産業汽船の航路問題等について》 | |
| 4、審査結果報告書 | 218 |

(配付資料)

- ・分科会関係議案説明資料（経済対策補正先議分）
- ・分科会関係議案説明資料
- ・委員会関係議案説明資料
- ・委員会関係議案説明資料（追加1）
- ・委員会関係議案説明資料（追加2）

2月20日（経済対策補正審査）

1、開催年月日時刻及び場所

平成31年2月20日

自 午後 1時31分
至 午後 1時48分
於 委員会室1

2、出席委員の氏名

| | |
|-----------|----------|
| 委員長(分科会長) | 大場 博文 君 |
| 副委員長(副会長) | 吉村 庄二 君 |
| 委 員 | 宮内 雪夫 君 |
| ” | 小林 克敏 君 |
| ” | 橋村松太郎 君 |
| ” | 坂本 智徳 君 |
| ” | 下条ふみまさ 君 |
| ” | 大久保潔重 君 |
| ” | 吉村 洋 君 |
| ” | 宅島 寿一 君 |
| ” | 宮本 法広 君 |

3、欠席委員の氏名

な し

4、委員外出席議員の氏名

な し

5、県側出席者の氏名

| | |
|---------|---------|
| 総 務 部 長 | 古川 敬三 君 |
| 財 政 課 長 | 古謝 玄太 君 |

| | |
|--------|---------|
| 企画振興部長 | 柿本 敏晶 君 |
| 土地対策室長 | 原田 一城 君 |

6、審査事件の件名

予算決算委員会（総務分科会）

第72号議案

平成30年度長崎県一般会計補正予算(第6号)
(関係分)

7、審査の経過次のとおり

午後 1時31分 開会

【大場委員長】 それでは、ただいまから、総務委員会及び予算決算委員会総務分科会を開会いたします。

なお、橋村委員、吉村 洋委員より、所用により本委員会への出席が遅れる旨の連絡がっておりますので、ご了解をお願いいたします。

これより議事に入ります。

まず、会議録署名委員を慣例によりまして、私より指名させていただきます。

会議録署名委員は、宮内議員、坂本(智)委員のご二人をお願いいたします。

本日の議題は、第72号議案「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち関係部分及び平成31年2月定例会における本委員会の審査内容等についてであります。

審査方法についてお諮りいたします。

本日審査する議案は、国の経済対策に伴う補正予算に伴うものであり、明日の本会議で審議する必要があることから、付託議案に限って審査を行い、その後、平成31年2月定例会の審査内容案について、委員間討議を行うこととしたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】 では、そのようにさせていただきます。

なお、理事者の出席については、付託議案に關係する範囲とし、お手元に配付いたしております配席表のとおりと決定いたしたいと存じますので、よろしく願いをいたします。

【大場分科会長】 それでは、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

企画振興部長より予算議案説明をお願いいたします。

【柿本企画振興部長】 企画振興部関係の議案についてご説明いたします。

「予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料（経済対策補正先議分）」をご覧ください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第72号議案「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち関係部分であります。

今回の補正予算は、国において決定された「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」等に伴う国の補正予算に適切に対処するため、必要な予算を追加しようとするものであります。

補正予算は、歳入予算で2,540万円の増、歳出予算で3,810万円の増を計上いたしております。

これは、災害時の迅速な復旧に資するため、土砂災害警戒区域等を含む地域において、諫早市及び平戸市が実施する地籍調査事業に対する国土調査事業等補助金を増額いたしております。

次に、繰越明許費についてご説明いたします。

国からの追加予算の配分が2月となり、年度内に適正な事業期間を確保できないことから、3,810万円について繰越明許費を設定するものであります。

以上をもちまして企画振興部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【大場分科会長】 次に、総務部長より説明をお願いいたします。

【古川総務部長】 総務部関係の議案について、ご説明いたします。

「予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料（経済対策先議分）」をお開き願います。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第72号議案「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち関係部分であります。

今回の補正予算は、国において決定された「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」等に伴う国の補正予算に適切に対処するため、必要な予算を追加しようとするものであります。

歳入予算は、地方交付税3億2,784万8,000円の増、県債86億8,490万円の増、合計90億1,274万8,000円の増となっております。

以上をもちまして、総務部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【大場分科会長】 以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

【下条委員】 今の総務部長の説明ですが、国の決定事項の補正予算ということですので、一旦、国のものが長崎県にきて、それを県として、私たちが審査をしながら、提案をされて粛々と進んでいくものだなと。緊急を要するから早めに予算執行したいということで、こういう委員会があると思うんですけども、その中において、ちょっとお尋ねします。

地方交付税が3億円程度、県債が86億8,490万円ですが、この86億8,490万円の国の後での負担というのはどうなのか。歳入の合計が90億円で、その内訳の86億8,490万円が県債になっていきますね。これは、素直に私たちはこのとおりを受けていいんですか。86億8,490万円を長崎県が県債として発行して、後日、臨時財政対策債が何かで後づけされるのか、教えてください。

【古謝財政課長】 今回の経済対策は、ほとんど

の部分が公共事業とか建設関係の事業になっておりまして、その財源としては、それぞれの事業によって割合が違ってはいますが、国庫がまず入ってくると。残りの地方負担部分については、公共事業であれば公共事業搭載の関係ですけれども、今回は補正予算でございますので、当初よりも有利な県債を発行することができます。基本的にはこの86億8,490万円を起債した後で、後年度の交付税措置としてはその半額、50%が交付税措置をされるということになっています。

【下条委員】 そうすれば、私たちは総務部と企画振興部をやっているわけですが、今回の補正は260億円程度ですよ、歳入・歳出がね。その中で、およそ40億円から50億円ぐらいは長崎県が真水として負担すると、そういうふうになっていいということですか。そうであれば、もう再質問はしません。

【古謝財政課長】 真水の負担ということでいいますと、県債の86億円のうち半分の43億円と、地方交付税の3億2,784万円の部分は起債がはまらない、一般財源で対応すべきところになりますので、その3億2,784万円も県として出さないといけない額ということになります。43億円プラス3億2,784万円ということになります。

【大場分科会長】 ほかにございますでしょうか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場分科会長】 ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場分科会長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第72号議案のうち関係部分は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【大場分科会長】 ご異議なしと認めます。

よって、予算議案は原案のとおり可決すべきものと決定をされました。

分科会の審査結果について整理したいと思いますので、しばらく休憩いたします。

午後 1時39分 休憩

午後 1時40分 再開

【大場分科会長】 分科会を再開いたします。

それでは、これもちまして分科会の審査を終了いたします。

【大場委員長】 この後、今定例会での委員会審査内容案について協議を行います。

理事者退席のため、しばらく休憩いたします。

午後 1時41分 休憩

午後 1時42分 再開

【大場委員長】 委員会を再開いたします。

これより、3月5日からの委員会の審査内容等を決定するための委員間討議を行います。

審査方法についてお諮りをいたします。

審査方法は、委員会を協議会に切り替えて行うことにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】 では、そのようにさせていただきます。

それでは、ただいまから委員会を協議会に切り替えます。

しばらく休憩いたします。

午後 1時43分 休憩

午後 1時47分 再開

【大場委員長】 委員会を再開いたします。

それでは、本日協議いたしました委員会の審査内容については決定されましたので、この後、理事者に正式に通知することといたします。

ほかにご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】 それでは、これをもって本日の総務委員会を終了いたします。

お疲れさまでございました。

午後 1時48分 閉会

第 1 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

平成31年 3月 5日

自 午前10時 1分
至 午後 1時56分
於 委員会室 1

| | |
|------------------|---------|
| 教 養 課 長 | 平田 泰範 君 |
| 厚 生 課 長 | 内田 久子 君 |
| 留置管理課長 | 黒岩 茂久 君 |
| 生活安全部長 | 田尻 弘久 君 |
| 次席参事官 兼生活安全部付 | 赤瀬 幸利 君 |
| 生活安全企画課長 | 北村 秀明 君 |
| 地域課次席調査官 | 梅野 満幸 君 |
| 少 年 課 長 | 宮下 直樹 君 |
| 生活環境課長 | 山崎 博之 君 |
| 刑 事 部 長 | 森田 英孝 君 |
| 刑事総務課長 | 永峯 一宏 君 |
| 捜査第一課長 | 塚本 松一 君 |
| 捜査第二課長 | 中根純一郎 君 |
| 組織犯罪対策課長 | 宮原 哲朗 君 |
| 交 通 部 長 | 土井 隆 君 |
| 交通企画課長 | 小松 浩幸 君 |
| 交通指導課長 | 松岡 隆 君 |
| 交通規制課長 | 植木 保 君 |
| 運転免許管理課長 | 黒崎 誠 君 |
| 警 備 部 長 | 西浦 泰治 君 |
| 公 安 課 長 | 池園 直隆 君 |
| 警 備 課 長 | 鷺池 満治 君 |
| 外 事 課 長 | 船場 幸夫 君 |

2、出席委員の氏名

| | |
|-----------|----------|
| 委員長(分科会長) | 大場 博文 君 |
| 副委員長(副会長) | 吉村 庄二 君 |
| 委 員 | 宮内 雪夫 君 |
| " | 小林 克敏 君 |
| " | 橋村松太郎 君 |
| " | 坂本 智徳 君 |
| " | 下条ふみまさ 君 |
| " | 大久保潔重 君 |
| " | 吉村 洋 君 |
| " | 宅島 寿一 君 |
| " | 宮本 法広 君 |

3、欠席委員の氏名

な し

4、委員外出席議員の氏名

な し

5、県側出席者の氏名

| | |
|-----------|---------|
| 警 務 部 長 | 伊藤 健一 君 |
| 首 席 監 察 監 | 森崎 辰則 君 |
| 総 務 課 長 | 杉町 孝 君 |
| 広報相談課長 | 犬塚 尚男 君 |
| 会 計 課 長 | 井手 孝志 君 |
| 警 務 課 長 | 宮崎 光法 君 |
| 装備施設課長 | 佐藤 一春 君 |
| 監 察 課 長 | 山口 善之 君 |

| | |
|-----------|---------|
| 会 計 管 理 者 | 野嶋 克哉 君 |
| 会 計 課 長 | 福田 修二 君 |
| 物品管理室長 | 吉野ゆき子 君 |
| 出 納 室 長 | 櫻井 毅 君 |

| | |
|-------------|---------|
| 監 査 事 務 局 長 | 辻 亮二 君 |
| 監 査 課 監 査 監 | 町田 博昭 君 |

| | |
|-----------|---------|
| 人事委員会事務局長 | 寺田 勝嘉 君 |
| 職 員 課 長 | 三田 徹 君 |

| | |
|-------------------|---------|
| 労働委員会事務局長 （併任） | 寺田 勝嘉 君 |
| 調整審査課長 | 山田 健 君 |
| 議会事務局長 | 木下 忠 君 |
| 総務課長 | 高見 浩 君 |
| 議事課長 | 篠原みゆき 君 |
| 政務調査課長 | 太田 勝也 君 |

6、審査事件の件名

予算決算委員会（総務分科会）

第1号議案

平成31年度長崎県一般会計予算（関係分）

第9号議案

平成31年度長崎県庁用管理特別会計予算

第13号議案

平成31年度長崎県公債管理特別会計予算

第57号議案

平成30年度長崎県一般会計補正予算（第5号）
（関係分）

第64号議案

平成30年度長崎県庁用管理特別会計補正予算
（第1号）

第68号議案

平成30年度長崎県公債管理特別会計補正予算
（第1号）

7、付託事件の件名

総務委員会

（1）議案

第17号議案

長崎県手数料条例の一部を改正する条例（関係分）

第18号議案

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

第19号議案

長崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

第20号議案

警察本部の組織に関する条例の一部を改正する条例

第21号議案

武道館条例の一部を改正する条例

第50号議案

包括外部監査契約の締結について

第51号議案

和解及び損害賠償の額の決定について

第52号議案

和解及び損害賠償の額の決定について

（2）請願

- ・国に対し「2019年10月からの消費税率10%への引き上げ中止を求める意見書」の提出を求める請願書

（3）陳情

- ・陳情書（全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書を提出する事を求める）
- ・海運・船員の政策諸課題に関する申し入れ
- ・長崎県庁舎跡地の利用計画に関する陳情書
- ・長崎奉行所西役所等遺跡群の調査・保存・活用・公開・整備に関する陳情書

8、審査の経過次のとおり

午前10時 1分 開会

【大場委員長】ただいまから、総務委員会及び予算決算委員会総務分科会を開会いたします。

なお、小林委員より、所用により本委員会の

出席が遅れる旨、連絡がっておりますので、ご了承をお願いいたします。

それでは、これより議事に入ります。

今回、本委員会に付託されました案件は、第17号議案「長崎県手数料条例の一部を改正する条例」のうち関係部分外7件であります。そのほか請願1件、陳情4件の送付を受けております。

なお、予算議案につきましては、予算決算委員会に付託されました予算議案の関係部分を総務分科会において審査することとなっておりますので、本分科会として審査いたします案件は、第1号議案「平成31年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分外5件であります。

審査の方法についてお諮りをいたします。

審査は、従来どおり分科会審査、委員会審査の順に行うこととし、各部局ごとにお手元にお配りしております審査順序のとおりとしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】では、そのようにさせていただきます。

なお、先般の委員間討議を踏まえ、3月11日に長崎県新船建造費等検証委員会の池上委員長及び齋藤副委員長を参考人として招致したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】ご異議ないようですので、そのように進めることといたします。

それでは、これより警察本部関係の審査を行います。

【大場分科会長】まず、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

警務部長より、予算議案説明をお願いいたします。

【伊藤警務部長】おはようございます。

警察本部の警務部長の伊藤と申します。よろしくをお願いいたします。

警察本部関係の議案についてご説明をいたします。

予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料の警察本部の1ページをお開き願います。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第1号議案「平成31年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分、第57号議案「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち関係部分でございます。

はじめに、第1号議案「平成31年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分についてご説明をいたします。

予算額は、歳入予算17億9,998万6,000円、歳出予算418億2,954万2,000円を計上いたしております。

歳出予算の主なものについてご説明をいたします。

1ページの最下部に記載してあります一般庁費等の管理的な経費として、光熱水費、電子計算機等の使用賃借料等19億805万1,000円、その他の歳出といたしましては、2ページ中段に記載してあります警察施設費につきまして、一般施設整備費として長崎警察署庁舎建設工事費、警察署庁舎改修等30億8,678万2,000円などを計上いたしております。

3ページをご覧ください。

上段に記載してあります一般警察活動費として、警察活動における一般的な運営、地域警察に要する経費等7億227万円を計上いたしております。

一般警察活動費については、高齢者が安全で安心して暮らせる社会づくりに向けて、深刻な

状況にある特殊詐欺などの犯罪の抑止対策経費、高齢者が関係する交通事故の抑止対策経費等を計上いたしております。

このほか、債務負担行為は下段から4ページにかけて記載されているとおりであります。

次に、4ページ下段から記載してあります第57号議案「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

5ページをご覧ください。

補正予算額は、歳入予算4,693万2,000円の増、歳出予算1億7,147万円の減を計上いたしております。

歳出予算の主な内容は、一般庁用消耗品等の執行残や職員給与費既定予算の過不足調整に要する経費の減等を計上いたしております。

6ページをお開きください。

繰越明許費として、旧警察本部庁舎解体工事につきまして、当初想定していたよりも広範囲に石綿が含有していることが判明し、その除去工事が追加されたため、本年度中に予定していた工事を完了することが困難であることから、繰越明許費を設定しようとするものであります。

最後に、平成30年度補正予算の専決処分について、あらかじめご了承を願いたいと存じます。

平成30年度の予算につきましては、今後、年間の執行額の確定に伴い整理を要するものがあり、これらの整理・調整を行うため、3月末をもって、平成30年度予算の補正について専決処分により措置させていただきたいと考えておりますので、ご了承を賜りますようお願いを申し上げます。

以上をもちまして、警察本部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し

上げます。

【大場分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

【宮本委員】 それでは、予算議案について質問をさせていただきます。

まず、第1号議案についてですけれども、説明資料の3ページ、交通指導取締費について、ちょっとお尋ねをいたします。

いただいた横長の分科会説明資料の6ページ、交通指導取締費を見ておりましたところ、前年度と比べると約2億5,000万円ほどマイナスとなっております。何か大きなシステムの改修か何かかと思うんですけど、本年度と前年度と比べてマイナス約2億5,000万円のご説明をいただければと思います。

【井手会計課長】交通指導取締経費につきましてご説明をいたします。

交通指導取締経費、総額は約14億6,000万円でございますが、この内訳といたしましては、交通安全教育に要する経費として約4,500万円、交通指導取締り及び捜査に要する経費として約1億円、そのほかとしては交通安全施設整備に要する経費として約8億円、こういった経費の総額として約14億6,000万円を計上しております。

今回約2億5,000万円の減額になった事情でございますが、委員ご指摘のとおり、システム関係の工事が一旦終了したということでありまして、その内容は、道路の信号機等を多面的に制御して円滑な交通を確保するための交通管制センターにつきまして、平成29年度に尾上町の新本部庁舎に移転を終了し、平成30年度には、リース代を伴う新しい機械を入れております。それに伴い、信号機等の端末装置等の接続等もございましたから、この点につきまして総額約2

億4,000万円を計上しておりました。

ですから、平成30年度につきましては、そういった特殊な事情がございまして金額的には大きくなっておりましたが、こういった工事が一旦終了したことから、来年度につきましては約2億5,000万円の減となったものであります。

【宮本委員】ありがとうございました。ということであれば、特殊な事情で、平成31年度は前年度と比べると約2億5,000万円ほど減額になったということでありませぬ。承知いたしました。

それではもう1点、いただいた総務分科会補足説明資料の中からお尋ねをいたします。補足説明資料の2ページで、可搬式のオービス整備事業費についてです。来年度の当初予算の主な計上事業として上げられています。

この可搬式オービス整備事業につきましては、2月定例会の冒頭、知事説明でも、持ち運び可能なオービス、速度違反自動取締装置の導入による効果的な交通取締りの実施等によりという形で説明がっております。

これに約1,100万円計上されておりますけれども、この事業費について具体的にご説明いただけますか。

【松岡交通指導課長】お尋ねの点は、可搬式速度違反自動取締装置についてと承知をしております。その予算面につきましては、効果あるということで我々も計上させていただいております。

この導入に至った経緯につきましては、これまで、道路の幅が狭くて車両を駐車する場所の確保が困難などの理由で、速度取締がやや困難であった生活道路や通学路及び交通死亡事故が発生した路線等における指導、取締りに活用することを目的としまして、運転者の交通規範意

識を高めつつも県民の安全・安心向上につながると考えて、今回、予算の計上をさせていただいているところでございます。

【宮本委員】わかりました。生活道路等において、交通取締りを強化するという形であります。

ちなみにこの機械は、1,100万円で台数的にどれくらいの規模になるのかだけ確認させていただきます。

【松岡交通指導課長】本年度の予算で計上させていただいたのは、1台で要求をさせていただいております。

【宮本委員】わかりました。1台ですね。結構高い。これぐらいはするんでしょうね。

ちなみに九州各県、そしてまた全国的にも、この可搬式オービスの整備、普及はできているんでしょうか。確認だけさせていただきます。

【松岡交通指導課長】この取締装置につきましては、現在、全国的に導入を推進しているものでございまして、平成32年度には全国的にほぼ導入の予定と聞いております。

【宮本委員】わかりました。これは、交通事故で死亡を減少させる、もしくは発生を減少させるという意味では、非常に大事な事業であるというふうに思っています。

平成31年度は1,100万円で効果を見るということでしょうけれども、今後についての考え、今後もうちょっと普及させていきたいとか、そういったお考えはありますでしょうか。

【松岡交通指導課長】平成31年度予算に1台導入を計上させていただいておりますが、その後につきましては、予算面等、また、その時々交通情勢等を踏まえ、必要性を判断しながら、さらなる導入も検討していきたいと考えております。

【宮本委員】わかりました。非常に大事な事業

であると思っていますし、大事な事業費であると思っています。

長崎で初めての可搬式オービスが導入されるということでありますので、我々ドライバーとしては注意を要していかなければならないと同時に、取締りを今後ともしっかりと強化するという面では大事なものであるというふうに思っていますから、経過を私自身も見せていただければと思います。（「関連」と呼ぶ者あり）

【吉村(洋)委員】今、宮本委員から可搬式オービスの導入の件について質問があったわけですが、宮本委員は注意して運転と言ったけど、普通言う速度取締りの機械とは違うんですね、その使い方というか、効力は。

そこら辺をもう少し、この可搬式オービスを使う内容とか、そういうところの説明をしていただけませんか。

【松岡交通指導課長】現在の速度取締装置は、固定しまして、その場で違反車両をとめるというスタンスでございますが、高速道路等におけるオービスと同様なシステムになっておりまして、それが固定ではなくて可搬式となっておりますので、どこでも持ち運びができて、高速道路のオービスと同様に撮影しながら取締りをやって検挙をしていくというようなシステムになっております。

【吉村(洋)委員】 そうしたら、表現は悪いですが、今までネズミ取りと言っていたものの能力が高いものというような考え方ぐらいなんですか、これは。

【松岡交通指導課長】 能力的という表現よりも、高速道路などでオービスが写真を撮ります。今回の可搬式も写真を証拠として撮って、それで捜査していくという形になります。メーカー的にいろいろとございますけど、能力的にはほぼ

変わらないかと。ただ、立証がやりやすいという利点があると思います。

【吉村(洋)委員】そこはわかるんですけど、使い方として、今までの固定式のオービスは、探している人の運転する車が移動していく時に、所々で写真に写っていて移動したところがわかるというような使い方もあるんですね。そういうことにも使うのかなと思ったんですが、そういうことには使用しないと理解していいんですか。（「休憩をお願いします」と呼ぶ者あり）

【大場分科会長】しばらく休憩いたします。

午前10時18分 休憩

午前10時19分 再開

【大場分科会長】委員会を再開いたします。

【松岡交通指導課長】今回導入するのは交通指導取締り、指導を目的として導入するものでございまして、捜査のためのいわゆるカメラシステムとか防犯カメラ等とは、ちょっと目的が違うということをご理解いただければと思います。

【吉村(洋)委員】そこら辺まで広く活用していくというような目標があると、今から先に向けてよかったのかなとも思ったりしますが。

今まであったスピード違反の取締りの機械は県内に何台あって、それを順次この機械に更新していくという計画になっているのか、そこら辺までお知らせいただければと思います。

【松岡交通指導課長】現在、長崎県には20数台の速度取締機器がございます。しかしながら、この可搬式オービスを導入するに当たっては、その効果も検証しながら、今のところ具体的に何台というのは控えさせていただきたいかなと思います。

今回の可搬式が、全国的にかなり効果が出て

おりますので、先ほどもご答弁いたしましたけれども、導入を検討しながら購入を計画していきたいとも考えております。

【吉村(洋)委員】今の答弁で大体、今までの取締りの機械をこのオービス型に変えていくと、更新していくというような感じかなと理解したんですが、単価的には、今までの取締機とこの可搬式オービスとはどれぐらいの差があるのか、参考に教えてもらえませんか。

【松岡交通指導課長】今回購入の予算を計上させていただいたのは1台1,000万円程度でございますが、既存の速度取締装置につきましては、400万円程度かかる場合もございますが、約300万円程度と承知しております。

【大場分科会長】ほかにございますでしょうか。

【吉村(庄)副会長】このたびの予算で、警察施設費につきまして、前から計画をされておりました長崎警察署庁舎建設工事費、それから警察署庁舎改修等で必要な部分が入っているんでしょうけど、30億8,678万2,000円ですね。長崎警察署の庁舎建設工事は、前に説明を受けたように思いますけれども、再確認をしたいんです。

長崎警察署庁舎建設工事費自体では金額は幾らなのか、この中の全部じゃないと思います。それと、いつからいつまでの工期で、いつ完成をするか、再確認の意味で教えていただきたい。

【佐藤装備施設課長】平成31年度の当初予算におけます警察施設費約30億円のうち、長崎署の工事費が約27億円です。残りを警察庁舎の改修経費等に充てております。

長崎警察署の工期につきましては、平成31年度が最終年度となっております。平成31年12月の完成を目指しているところであります。

【吉村(庄)副会長】前にも申し上げたことですが、長崎署も古くなって、統合も含めて再整

備するという話で、長崎を中心とする警察署の配置を考えて、こういうふうになったことは私は承知をしておるんですけども、平成31年12月までにはという話がございまして、それはそれとして理解をします。

そこで、県下の警察署の古くなったところを含めて、どういう計画になっているか、私もチェックはさせていただいておりません。例えば佐世保警察署も前に議論させていただいたんですが、ほかにも古いのがあるのかどうか、正確に把握しているわけではございませんけど、佐世保警察署も相当古くなっている状況でございます。

こういうところをどういうふうにして次の計画を立てていくのか、佐世保警察署は一定の年数のうちに予定に入っているのかどうか。佐世保警察署も大変古くなって、私の目から見ましたら、中身を含めて施設として苦労しているように判断をしますので、どういうふうになっているか、参考までにお知らせください。

【佐藤装備施設課長】警察署の建替えにつきましては、副会長ご指摘のとおり、今、長崎署を建設中であります。

その次に老朽化、狭隘化が著しいのが佐世保警察署でございます。したがって、佐世保警察署を建て替えるべく検討を進めているところであります。

【吉村(庄)副会長】今お話がありましたし、さきの委員会でしたか、私もそういう説明を聞いておりました。

具体的に、平成31年度にここが終わるから、平成32年度からというふうなことで、既に検討がかなり具体化しているんでしょうか。そこだけお聞かせください。私は、具体化して検討を早めていただきたい、努力していただきたいと、

こういう要望を含めて申し上げておきます。

【佐藤装備施設課長】現在、佐世保警察署につきましては、警察署の規模、機能、整備手法等について、そして最近の治安傾向、地域警察の機能強化、IRの誘致、また、クルーズ船による来日、訪日外国人、そういったところの地域展望を加味しつつ、部内で検討を進めております。

【大場分科会長】ほかに質問はございますでしょうか。

【吉村(洋)委員】さっきのオービスの件で聞き忘れたことが1点。

参考までに、年間の取締りの件数と収入額がわかっておられれば、お知らせいただきたいと思えます。大分払っているのですよね。

【大場分科会長】わかりますか。

しばらく休憩いたします。

午前10時26分 休憩

午前10時27分 再開

【大場分科会長】分科会を再開いたします。

【井手会計課長】交通反則金における歳入の考え方でございますが、交通反則通告制度における反則金につきましては全て国庫に帰属されるものでございまして、国の歳入として入ります。

これが、交通事故の状況とか人口とか、そういったものを含めて国の方でご検討いただいて、それに応じた交付金という格好で長崎県に歳入として入るといった形状でございます。

【吉村(洋)委員】国庫だったですね。国庫に入るの、県では全然わからないんですよと言われると、ちょっと困るんですが。件数とか、1回通って国に上げていくのに、自動的に国庫にポンと入るんですかね。ある程度、把握した中で国庫に入っていくというシステムにはなって

おらんのですか。

それと、それが配分されるというのは、いったん全部配分されるのか、そこはもうわからんごとなるわけですかね。その2点についてお知らせいただきたい。（「休憩をお願いします」と呼ぶ者あり）

【大場分科会長】しばらく休憩いたします。

午前10時28分 休憩

午前10時29分 再開

【大場分科会長】分科会を再開いたします。

【吉村(洋)委員】国庫ということで、資料的に揃っておらんところがあるのかと思いますが、件数とかわかる範囲で、資料が出れば後もって出していただければと思いますが、分科会長、いかがでしょうか。

【大場分科会長】対応できますでしょうか。

【松岡交通指導課長】速度違反という形でお答えすれば、平成30年中は2万2,077件で、前年比マイナス3,000件程度の減少になっておりますが、平成31年1月末現在で1,395件、前年同期比でプラス205件と。速度取締りも、本年に入ってから多くはなっております。後ほど、資料等は提出をさせていただきます。

なお、先ほど私が、定置式速度装置を20数台とお答えしましたが、詳細な数は今後の取締りの関係がありますけど、間違っておりまして、約30数台という感覚でご理解いただければと思います。よろしく願いいたします。

【大場分科会長】では、後ほど資料をよろしく願いします。

ほかに質疑はございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場分科会長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います

討論はございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場分科会長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第1号議案のうち関係部分及び第57号議案のうち関係部分は、原案のとおり、それぞれ可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【大場分科会長】 ご異議なしと認めます。

よって、予算議案は、原案のとおりそれぞれ可決すべきものと決定をされました。

【大場委員長】 次に、委員会による審査を行います。

議案を議題といたします。

警務部長より、総括説明をお願いいたします。

【伊藤警務部長】 警察本部関係の議案について、ご説明をいたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、条例議案2件、事件議案1件でございます。

それでは、説明をいたします。横長の総務委員会説明資料、警察本部の1ページ及び2ページをご覧ください。

第20号議案は、「警察本部の組織に関する条例の一部を改正する条例」であります。

この条例は、近年の犯罪情勢の変化等に伴い、地域部を新設し、地域警察及び生活安全警察の機能強化を図るものであります。

改正内容といたしましては、警察本部に置かれている警務部、生活安全部、刑事部、交通部及び警備部に加えて、新たに地域部を置いて6部とし、これまで生活安全部の所掌事務であった「地域警察に関すること」などを地域部の所

掌事務として改めようとするものであり、施行期日は平成31年4月1日を予定しております。

同じく資料の3ページをご覧ください。

第21号議案は「武道館条例の一部を改正する条例」であります。

この条例は、消費税率の改定に伴い、武道館使用料の金額を改めようとするものであります。

武道館使用料は6項目に分類されており、全ての項目について改正することとなります。

なお、本条例の施行日は平成31年10月1日を予定しております。

同じく資料の4ページをご覧ください。

第52号議案は、平成30年6月19日、長崎市元船町の県道上において、長崎警察署の職員が、立ち往生していた故障車両を移動させた際、片側4車線道路の第2車線に駐車していた事故処理車を発進させる際、前方安全不確認のまま発進したため、第1車線から第2車線に進路変更してきた普通乗用自動車に気づかず衝突したものであり、警察側の過失90%と認定されたことに基づき、賠償金194万9,026円について、和解及び損害賠償の額を決定しようとするものです。

なお、この損害賠償金は全額、保険から支払われることとなります。

同じく資料の5ページ及び6ページをご覧ください。

これは、公用車による交通事故のうち和解が成立いたしました6件及び損害賠償事案1件の合計104万217円を支払うため、2月14日付で専決処分をさせていただいたものであります。

このうち損害賠償事案につきましては、警察本部の職員が、男女間のトラブル事案取扱い中に、過って相手方所有の傘を損壊させた事案であります。

この損害賠償事案の賠償金2,500円は、全額県

費から支払われることとなります。

公用車による交通事故を減少させるため、事故が多い若手を対象とした運転能力向上研修会を開催して運転技能向上を目的とした訓練等を実施しているほか、各警察署におきましても、安全運転指導員による同乗指導等の訓練を実施するなど再発防止に取り組んでおります。

今後も引き続き、交通事故をはじめとする損害賠償事案を起こすことがないよう指導を徹底してまいりますので、ご理解をお願いいたします。

このほかに、長崎市内警察署の再編整備については、過去の総務委員会において、平成32年度をめぐり長崎警察署と稲佐警察署を統合し、JR長崎駅西側に建設する新たな警察署の名称を「長崎警察署」とすることについてご説明をしておりました。

このたび、来年3月7日に現在の長崎警察署を新たな長崎警察署に先行して機能移転をさせた上で、同年4月1日に長崎警察署と稲佐警察署を統合することといたしました。

今後は県警の方針について、関係機関、地域住民の皆様方への説明を進めてまいりたいと考えております。

犯罪の一般概況について、ストーカー及び配偶者等暴力事案の認知状況について、特殊詐欺の被害防止対策について、暴力団対策について、少年非行の概況について、生活経済事犯の取締り状況について、交通事故の発生状況については、縦長の総務委員会関係議案説明資料に記載したとおりとなっております。

以上をもちまして、警察本部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【大場委員長】以上で説明が終わりましたので、これより議案に対する質疑を行います。

【宮本委員】 それでは、議案について質問をさせていただきます。

先ほど説明がありました資料の1ページ、第20号議案「警察本部の組織に関する条例の一部を改正する条例」について。

今回、地域部を新設するということあります。改正概要といたしまして、地域警察及び生活安全警察の機能強化が目的と書いてありますけれども、地域部を新設するに当たって、どういう経過でこれを新設しようとしたのかということ、そしてまた、地域部の具体的な体制について、ご説明いただけますか。

【宮崎警務課長】 警察本部につきましては、先ほど警務部長の話にもありましたように5部があります。

生活安全部には、私服で勤務し、児童虐待、ストーカー、DVなどの人身安全関連事案や特殊詐欺防止対策などの生活安全警察を担当する部署が3所属あります。制服で勤務し、パトロールや110番の受理、指令などの地域警察を担当する部署が3所属あり、本来であれば分離、独立すべき業務が並立、混在している状況であります。

そのような中、昨年、他県におきまして、交番で勤務中の制服警察官が襲撃されて殺傷される事件が相次いで発生したことから、交番等の機能強化を図る必要があります。

また、情報通信技術を悪用した犯罪が悪質・巧妙化しており、東京オリンピック・パラリンピック等の大規模な行事が予定されている中、サイバー空間の脅威に的確に対応する体制の整備は喫緊の課題であります。

そこで、生活安全警察、地域警察のそれぞれ

の部門がさらなる機能強化を図られるよう、部長を責任者とする体制を整備しまして指揮・指導体制を強化したいと考え、地域部を新設することとしたものであります。

これにより、これまで以上にサイバー空間の脅威に的確に対応できるとともに、地域住民の安全と安心のよりどころである交番等の機能強化を図られるものと考えております。

【宮本委員】今の社会情勢を踏まえてとか、近年起こっている事件を踏まえて、そしてまた交番等の機能強化のために地域部を創設しようということと確認いたしました。

ただ、私がちょっと心配なのは、今いらっしゃる人員で対応できるのかということです。機能強化と書いてあるんですけども、今、5部あったのを6部にすると、新たに地域部を創設し、部長を置いて、それに対して職員の方々が分かれるんでしょうけど、今の人員で果たして機能強化になるのかというのがちょっと気になるところなんです。人員の対応についてはどのようにお考えでしょうか。

【宮崎警務課長】地域部を設置することに伴いまして、生活安全部に生活安全企画課、少年課、生活環境課と、新たにサイバー犯罪対策課を置きます。

また、地域部に地域課、通信指令課、自動車警ら隊を配置したいと考えており、人員規模では、新しい生活安全部が4所属の100人規模、地域部が3所属の150人規模を考えております。

なお、県下の地域警察官は約1,070人と、全警察官の約35%を占めております。その強化を図るため、組織の調整力及び企画立案力を向上させる観点から、地域部に部長を配置するとともに、地域課に地域企画室を新設しまして、担当の警視を配置するなど、県警の最上級幹部であ

る警視を増員して、規模強化を図ってまいりたいと考えております。

なお、政令で定める警察官の定員の基準に変更がありませんので、警察官の増員はございませんが、今後も厳しい治安情勢の中で安全・安心な県民生活を確保していくためには警察官の増員は必要であると考えておりますので、警察庁等に対して警察官の増員を要望していきたいと考えております。

【宮本委員】わかりました。ただ、定員は変わらないわけですね。定員は変わらず、その中でいろいろ細部にわたって対応するということなので。

確かに大事なところだと思います。今後、社会情勢を踏まえて、地域部で地域の安全・安心を確保する、担保するというのは大事だと思いますけど、それにまつわる人員が強化できなければ難しいかなと思いますから、先ほど最後に言われたとおり、しっかりとまた要望をですね。これを警視庁になるとですかね、警視庁に対して人員の要望というのは、（発言する者あり）警察庁に対して人員の増員の要望は毎年されるんでしょうけれども、今いらっしゃる方々が窮屈にならないだろうかというのが、ちょっと気になるころではあります。

具体的に今後何人必要だというか、これだけ確保していかなければならないというような人員体制は、今のところの把握とか、ある程度の予想とかというのはありますでしょうか。確認だけさせてください。

【宮崎警務課長】今後の治安情勢等を踏まえまして、適宜・適切に計画、判断したいと考えております。現在の段階で、何年に何人という増員等は、まだ計画はございません。

【宮本委員】わかりました。地域部、確かに今

後も大事な部署になろうかと思えますし、サイバー対策について、昨日の予算総括質疑でも出ていましたとおり、大事な部署であると思えますので、しっかりと機能強化、新たに地域部ということでもありますから、地域警察の強化に向けて、さらに無事故で対応していただければと思いますので、よろしくをお願いします。（「関連」と呼ぶ者あり）

【小林委員】条例の改正で地域部を設置するというので、今、宮本委員からも核心に触れる質問があったわけであります。

私はかねてから、他県ではありますものの、交番とか駐在所が襲撃を受け、そこで殺傷が起これば、こういうような事件のこれまでの経過を見ております時に、地域の安心・安全というものを考えてみる時に、交番の役割、駐在所の役割はとても大きいものがあると思えます。

これは一般的に言えることでありますけれども、地域住民の安全な暮らし、非常に住みやすく暮らしやすいという基本的な源は、やっぱり安全であると思うんです。この安心・安全がなくて治安というものはあり得ないと、こう考えているわけです。

そういう意味から、交番、駐在所の機能を強化するということについては、今まで私も、機会があるごとに、その事件の内容を指摘しながら、県警は大丈夫でございますかとか、あるいはどのような機能強化をなされていますかとか、こんな質疑を交わさせていただいたところでございます。

今回、そういう流れがあって地域部を条例改正して設置するというのでございますので、まさに私が指摘をしておいた問題点を具体的に地域部という形に変えて、そして交番、派出所、あるいは駐在所等々を強化していただくという

ことは大変力強いし、また県民の皆様方も、安心・安全を見る面において、とても喜んでいただいていると思うんです。

そこで、先ほどのご答弁の中で組織の体制についてはよくわかったところでございまして、それだけの補充をしたり、あるいは機能強化についてはわかったのであります。具体的に現場でどのようなことを機能強化という形でやっていくのかと。言葉の機能強化というのはよくわかるんですけども、現場でどういうふうなことが機能強化ということになっていくのかどうかと。

体制はわかりました。こうして地域部をつくっていただくということもわかりました。具体的にどういう流れの中で、より安全でより安心につながるような交番とか駐在所になっていくのかと、この辺のところについて重ねてお尋ねをしておきたいと思えます。

【赤瀬首席参事官】平成30年中に富山県や宮城県で発生しました交番襲撃事件を受けまして、本県警察においても、交番等における安全確保対策の一層の強化を図っているところでございます。

具体的に申しますと、交番等の設備の一斉点検を行い、机やキャビネットの配置の見直しや不具合があった設備等の修繕、改修を行ったところです。

また、刺股や警杖、盾といった装備資機材の追加配備や配置位置の見直し等による対応力の強化を図りました。

また、交番、駐在所への防犯カメラの設置の推進にも取り組んでまいりました。

そのほか、交番等の事務室内で襲撃事件対応訓練を反覆実施するとともに、自動車警ら隊と連携を密にすることなどについても指示を行い、

安全確保に努めてまいったところでございます。

今後の取組としましては、交番勤務員の勤務状況をリアルタイムで確認できる交番用ネットワークカメラシステムの構築、交番等に勤務する若手警察官に対する教養の見直し等を予定しておりますが、交番、駐在所の勤務員の意見、要望を聴取しながら、さらに受傷事故防止、効果を高めるための取組を継続していきたいと考えております。

【小林委員】ただいまの、これまでとってきた体制強化、それから新たに地域部という組織の改正までしながら、そしてなお対応していこうという県警の意気込みというか、皆さん方の安心・安全を守っていくんだと、地域をしっかり守っていくぞと、こういうような姿勢、その取組を私たちも評価をいたしたいと思っているわけであります。

何度も言っておりますけれども、交番とか駐在所とかというのは地域の暮らしに密着しているわけです。ここが襲撃をされるとか、そういう事件の現場になってまいりますと、皆さん方の心配が非常に大きくなるということは言うまでもないことであります。ましてや交番とか駐在所あたりが襲撃をされるということになりますと、これは率直に言わせていただくと警察そのものの権威にかかると、私はそう思っているわけです。一番、地域住民の暮らしを守っていただいているところの警察が、いろいろと事件現場になること自体、本当に警察の威信に関わる。我々が枕を高くして眠れるのも皆さん方のおかげだと、その安心・安全が神話になってしまったら困ると思うんです。ですから、そういう面からいっても体制強化を望んでまいりまして、先ほどから指摘をするように、今回、これだけの取組をしていただくと。

それから、今の答弁の中で、今までやってきたこと、これからやること、現場の強化を図っていただく中で、絶対に交番とか派出所とか駐在所を襲撃しようとかというような思いに至らないよう、きちんとした姿勢が守られるということで非常に意を強くいたしておりますし、これは本当に結構なことではないかと思っているわけであります。

ただ、今も話がありましたが、この体制は大丈夫ですかと。私は新聞報道で見たんですけれども、生活安全部が今まで1,300人ぐらいいらっしゃると、その中で地域課が1,070人ですか。1,300人のうちに地域課が1,070人ぐらいいらっしゃるんだと、その約1,070人の方たちを中心として今度の地域部をつくるようになってまいりますと、じゃあ、生活安全部の方は一体どうなっていくのかと、この辺の職員体制が具体的にどうなっていくのかということ、重ねてお尋ねをしたいと思います。

【宮崎警務課長】生活安全部には、先ほど申しましたとおり、4月1日付でサイバー犯罪対策課を設置いたします。その上で生活安全部長のもとで4所属がございまして、そこに本部に所属する者、約100人規模で配置を考えております。今までサイバー犯罪対策課がありませんでしたので、サイバー犯罪対策室と、警務課に所属しておりましたサイバーセキュリティ戦略室を統合いたしまして強化することとしております。

【小林委員】いずれにしても、強化されるということについては非常に歓迎をしたいと思うし、ぜひ、そういう姿勢でやってもらいたいと思います。

今後、県警本部が体制を、きちんと条例改正までして対応していくと、皆さん方のその姿勢の中で一番大事な問題点は一体何かと。やっぱ

り地域住民の皆さん方とよく連携をとっていくこと、また、財政課をはじめとして知事部局あたりともよく相談をしていただきながら、きちんとした予算の確保をお願いしたいと、こう思っているわけではありますが、その辺の姿勢についてはいかがですか。

【伊藤警務部長】安全で安心な長崎県を目指して、県民の期待と信頼に応える力強い警察を構築するためには、先ほど首席参事官から説明しましたが、交番、駐在所の機能強化といった問題があったり、それからI Rの誘致などの治安情勢の変化にも県警としての確に対応しなければならないと考えております。時代に合わせて警察力の強化に努める必要がありますので、今回お願いをする地域部の新設は、そのために行うものでございます。

今後とも、県警といたしましては、安全で安心な長崎県を目指し、県議会のご理解、ご協力を得ながら、知事部局をはじめとする関係機関、地域住民の方々と連携を密にして、組織一丸となって治安対策に取り組んでまいりたいと考えている次第でございます。

【小林委員】わかりました。

駐在所あたりは、ご家族と一緒に暮らして、その中にいらっしゃるご家族の役割もまたあるんだというようなことをよく聞いているんですけども、仮に駐在所等に襲撃があったりして、変な奴が入ってきたりなんかします時に、例えば交番とか駐在所の複数体制とか、あるいは緊急の通報装置とか、こういうようなこともお考えいただくことができないものかと、そんなようなこともかねてから議論があったと思いますけれども、こういう緊急の通報装置をきちんと整備する。

それから、夜遅くなったり暮れてきますと、

1人体制を2人体制にさせていただくというような具体的な人員の配置とか、これからITのそういう装備をしながら署員の生命もしっかり守っていただくことも大事ではないかと思えますけれども、この点については何か具体的に、緊急通報装置とか、あるいは2人体制とか、そんなようなことを考えていただいているかどうか、いかがですか。

【赤瀬首席参事官】2点ほどお答えいたします。

まず、通報装置の関係でございます。これは、先ほどご説明しましたとおり、防犯カメラのシステムの導入と合わせまして、駐在所につきましても、先ほど委員からご指摘のとおり家族と一緒にした勤務体制でございますので、駐在所等1人勤務の中で非常事態が発生した場合は、本部、もよりの警察署に連絡がいくような通報システムについても現在、検討をしております。

2点目の複数勤務体制の関係でございます。現在も、夜間は原則として複数での勤務体制ということで指示をさせております。今後も、全てとはなかなか難しいところもございませうけれども、勤務については複数体制に基づいて勤務を執行するというので、体制は引き続き継続していきたいと考えております。

【大場委員長】ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第20号議案、第21号議案及び第52号議案は、

原案のとおり、それぞれ可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】 ご異議なしと認めます。

よって各議案は、原案のとおり、それぞれ可決すべきものと決定をされました。

次に、提出のあった政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料について、説明を求めます。

【伊藤警務部長】 「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本委員会に提出いたしました警察本部関係の資料についてご説明をいたします。

1,000万円以上の契約状況につきましては、昨年11月から本年1月までの実績は、資料に記載のとおり26件となっております。

このうち、随意契約によるものはございませんでした。

また、今回、陳情・要望で回答するものは、長崎幸町工場跡地活用事業に向けた要望事項についてのうち、交通関係についての関係部分でございます。

ご要望に対する回答につきましては、資料に記載のとおりでございます。

以上をもちまして、警察本部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【大場委員長】 それでは、議案外の所管事務一般に関する質問を行うことといたします。

まず、政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料について、ご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】 それでは、次に、議案外所管事

務一般について、ご質問はありませんか。

【宮本委員】 議案外所管事務について、1点だけ確認の意味で質問をさせていただきます。

総務委員会の補足説明資料で、事件・事故の推移という資料をいただきました。この中にはないんですけども、今、報道でよくあります「アポ電」、アポイントメント電話詐欺というのが頻繁に言われております。殺人事件があったら報道があるんでしょうけれども、長崎県内でアポ電のような事例があったのかどうか、それだけ確認させてください。

【北村生活安全企画課長】 委員がおっしゃいました通称「アポ電」、犯罪の前に犯人がかけてくる電話と認識をさせていただければ、現在、生活安全部では特に特殊詐欺対策の中で、電話を受けるとだまされると、電話がかかりにくい対策ということで対応をしております。これは特殊詐欺のみならず悪質商法とか、言葉巧みにだまされる、中には今回ありましたように個人情報聞き出すということもございますので、特に高齢者の方に対しては、もう関係ない人の電話には出ないようにしましょうということで留守電にさせていただくとか、「この電話は録音しますよ」というような撃退機の対応とか、そういった対策を進めていって犯罪全般を防止しようという対策を進めている状況で、特にアポ電が何件あったとか、そういった統計まではとっておりません。

【宮本委員】 わかりました。この資料にもありますけど、振り込め詐欺の被害、オレオレであったり架空請求、融資保証金などなどありまして、年々減ってきている現状も見られますけれども、巧みに犯罪の手口が変わってきているという現状もあると思うんです。先ほど答弁いただいたとおり、それらに対応されていると、前

回の委員会等々でも確認はしておりますけれども、さらに巧妙な手口に対しても、いち早く長崎県警としても情報をキャッチして、また取組を強固にしていただければと、これは要望させていただきます。よろしくをお願いします。

【吉村(洋)委員】 始まる前にもちょっと聞きよりましたが、政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料の中で、警察用の船舶が定期検査に2隻、中間検査が1隻とあります。この3隻合わせると9,400万円ぐらいですが、平成31年予算では2億7,000万円程度が維持費で組まれておりますね。

県警所管の船艇が何隻いて、毎年大体これぐらいの維持管理費で推移しているのかというのが1点と、定期検査と中間検査の違いというのも併せてお知らせいただければと思います。

【佐藤装備施設課長】 現在、警察には船舶は8隻ございます。この8隻につきましては、警察庁の所有している国有財産を無償で使用しているという形で管理をしております。

今回、この船舶が、11月以降の契約の中で3隻ございますが、定期検査及び中間検査ということで、委員ご指摘のとおり約9,000万円という形になっています。

来年度に計上しております分につきましては3隻分ですが、その3隻についても、経過年数によって定期検査の費用が高くなったり変わってきますので、一概に幾らぐらいで移動しているのかというのはちょっとつかめていません。

5年に1回が定期検査、その間に中間検査という形で実施をしております。定期検査におきましては、基本的にはエンジンのオーバーホールと船体部分の塗装という形で実施をして、今回、1隻目の「でじま」で約5,000万円程度かかっております。

中間検査となりますと、その間の点検でありますので、エンジンのオーバーホールまではしない程度の簡易的な補修、整備ということで、金額的に、その半額程度になるのかなというふうに考えております。

【吉村(洋)委員】 今の説明で大体わかったわけですが、維持管理費の部分で、毎年大体この程度の金額で推移をしているのかということについて、もう一回よろしいですか。

【佐藤装備施設課長】 警備艇の修理につきましては、先ほど説明しましたとおり5年に1回の定期検査と、警察の方にはもう少し型の小さい小型船舶がありまして、これは6年に1回というスパンでやっていますので、その5年に1回、6年に1回のスパンを繰り返してくるものですから、年によって増減が出てきます。配備した年数によって定期検査の順番が変わってくるということもございまして、定期検査の数が多いとどうしても金額が上がりますし、少ない年は少なくなるというような推移をしております。

【吉村(洋)委員】 動きはあるでしょうね。定期検査が多い時、少ない時とか、そういう波はあるんだろうと思いますが、大体同じような周期というところで、異常にかかるかというようなことはあまりないのかなと思います。

それともう一つ、これは一般競争入札であるんですが、一般競争入札と指名の考え方というか。長崎県内の造船所でできるようなんですが、これを指名競争入札にしないというところは何か理由があるんですか。

【佐藤装備施設課長】 基本的に、船舶の入札に関しましては、一般競争入札を原則としております。広く県内に、長崎市内を含め県北、あるいは対馬の造船所に広く参加を求めて、できるだけ価格競争をやって費用を抑えたいというところ

ころもございます。

【大場委員長】ほかに質問はございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】ほかに質問がないようですので、警察本部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩をいたします。

午前11時 8分 休憩

午前11時 8分 再開

【大場委員長】委員会を再開いたします。

これをもちまして、警察本部関係の審査を終了いたします。

午前中の審査はこれにてとどめ、午後1時30分より委員会を再開し、出納局・各種委員会の審査を行います。

しばらく休憩いたします。

午前11時 9分 休憩

午後 1時30分 再開

【大場委員長】委員会及び分科会を再開いたします。

また、審査に入ります前に、監査事務局監査課長から、本委員会を欠席し、監査課監査監を代理出席させる旨の届が出ておりますので、ご了承をお願いいたします。

それでは、これより、出納局及び各種委員会事務局関係の審査を行います。

【大場分科会長】まず、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

会計管理者より予算議案説明をお願いいたします。

【野嶋会計管理者】それでは、出納局関係の議

案についてご説明をいたします。

予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料の出納局・各種委員会事務局の1ページをお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第1号議案「平成31年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分、第57号議案「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち関係部分であります。

まず、第1号議案「平成31年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳入予算総額は20億4,238万円で、主なものは証紙売払収入であります。

歳出予算総額は4億841万7,000円で、主なものは出納局職員の給与及び会計事務の管理運営に要する経費であります。

次に、2ページをお開きください。

債務負担行為につきましては、事務用消耗品の集中調達にかかる経費及び出納局所管の各種システムの保守業務にかかる経費であります。

次に、第57号議案「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳入予算の主なものは、証紙売払収入の増によるものであります。

歳出予算の主なものは、物品管理事務の運営及び会計事務の管理運営に要する経費の執行見込み額の減によるものであります。

最後に、平成30年度補正予算の専決処分について、あらかじめご了承を賜りたいと存じます。

平成30年度の予算については、今後、年間執行額の確定に伴い、調整・整理を行う必要が生じるため、3月末をもって平成30年度予算の補正を専決処分により措置させていただきたいと

存じますので、ご了承を賜りますようお願いいたします。

以上をもちまして、出納局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【大場分科会長】次に、監査事務局長より予算議案説明をお願いいたします。

【辻監査事務局長】監査事務局関係の議案についてご説明いたします。

同じく資料の4ページをお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第1号議案「平成31年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分、第57号議案「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち関係部分であります。

まず、第1号議案、平成31年度当初予算のうち関係部分についてご説明いたします。

歳出予算総額は1億7,360万5,000円で、その主なものは、代表監査委員や事務局職員の給与並びに事務局運営に要する経費であります。

次に、第57号議案、平成30年度補正予算（第5号）のうち関係部分についてご説明いたします。

歳出予算補正の主なものは、事務局運営費の執行見込み額の減によるものであります。

最後に、平成30年度補正予算の専決処分について、あらかじめご了承を賜りたいと存じます。

平成30年度の予算については、今後、年間執行額の確定に伴い、調整・整理を行う必要が生じるため、3月末をもって平成30年度予算の補正を専決処分により措置させていただきたいと存じますので、ご了承を賜りますようお願いいたします。

以上をもちまして、監査事務局関係の説明を

終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【大場分科会長】次に、人事委員会事務局長より予算議案説明をお願いいたします。

【寺田人事委員会事務局長】人事委員会事務局関係の議案についてご説明いたします。

同じ資料の6ページをお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第1号議案「平成31年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分、第57号議案「平成31年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち関係部分であります。

まず、第1号議案、平成31年度当初予算の歳入予算総額は184万8,000円であります。その主なものにつきましては、警察官採用共同試験受託に伴う収入であります。

歳出予算総額は1億2,929万円であります。その主なものにつきましては、職員給与費及び事務局運営に要する経費であります。

次に、平成30年度の補正予算（第5号）についてご説明いたします。

歳出予算につきましては、その主なものは、職員給与費の過不足調整及び事務局運営に要する経費の執行見込み額の減によるものであります。

最後に、平成30年度補正予算の専決処分について、あらかじめご了承を賜りたいと存じます。

平成30年度の予算については、今後、年間執行額の確定に伴い、調整・整理を行う必要が生じるため、3月末をもって平成30年度の補正を専決処分により措置させていただきたいと存じますので、ご了承を賜りますようお願いいたします。

以上をもちまして、人事委員会事務局関係の

説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【大場分科会長】次に、労働委員会事務局長より予算議案説明をお願いいたします。

【寺田労働委員会事務局長】労働委員会事務局関係の議案についてご説明いたします。

同じ資料の8ページをお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第1号議案「平成31年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分、第57号議案「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち関係部分であります。

まず、第1号議案、平成31年度当初予算の歳出予算総額は8,319万円であります。その主なものにつきましては、委員会業務の活動に要する経費、職員給与費及び事務局運営に要する経費であります。

次に、平成30年度の補正予算（第5号）についてご説明いたします。

歳出予算につきまして、その主なものは、委員会及び事務局の運営に要する経費の執行見込み額の減や職員給与費の過不足調整に要する経費であります。

最後に、平成30年度補正予算の専決処分について、あらかじめご了承を賜りたいと存じます。

平成30年度の予算については、今後、年間執行額の確定に伴い、調整・整理を行う必要が生じるため、3月末をもって平成30年度予算の補正を専決処分により措置させていただきたいと存じますので、ご了承を賜りますようお願いいたします。

以上をもちまして、労働委員会事務局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

げます。

【大場分科会長】次に、議会事務局長より予算議案説明をお願いいたします。

【木下議会事務局長】議会事務局関係の議案についてご説明いたします。

同じく分科会資料の10ページをお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第1号議案「平成31年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分、第57号議案「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち関係部分であります。

まず、第1号議案、平成31年度当初予算の歳出予算総額は13億3,574万5,000円であります。その主なものは、議員報酬及び議会運営に要する経費であります。

債務負担行為につきましては、県議会テレビ広報番組の制作及び放映委託にかかる経費などを計上いたしております。

次に、11ページですが、第57号議案、平成30年度補正予算（第5号）の主なものにつきましては、議員報酬及び議員の費用弁償に要する経費並びに議会運営経費に要する経費の執行見込み額の減によるものであります。その他の内容につきましては、それぞれ記載のとおりであります。

最後に、平成30年度補正予算の専決処分について、あらかじめご了承を賜りたいと存じます。

平成30年度の予算については、今後、年間執行額の確定に伴い、調整・整理を行う必要が生じるため、3月末をもって平成30年度予算の補正を専決処分により措置させていただきたいと存じますので、ご了承を賜りますようお願いいたします。

以上をもちまして、議会事務局関係の説明を

終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【大場分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場分科会長】質疑がないようですので、これをもって、質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第1号議案のうち関係部分及び第57号議案のうち関係部分は、原案のとおりそれぞれ可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【大場分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、予算議案は、原案のとおりそれぞれ可決すべきものと決定をされました。

【大場委員長】次に、委員会による審査を行います。

出納局及び各種委員会事務局においては委員会付託議案がないことから、所管事項についての説明を受けた後、所管事項についての質問を行うことといたします。

まず、人事委員会事務局長より所管事項説明をお願いいたします。

【寺田人事委員会事務局長】人事委員会事務局関係の所管事項についてご説明いたします。

総務委員会関係議案説明資料追加1の1ページをお開きください。

平成30年度長崎県職員採用試験についてで

ありますが、警察官 類（男性・女性）採用試験並びに障害者を対象とした選考試験を実施し、最終合格者を発表いたしました。

受験者数、合格者数及び競争倍率につきましては、それぞれ記載のとおりであります。

以上をもちまして、人事委員会事務局関係の説明を終わります。

【大場委員長】次に、労働委員会事務局長より所管事項説明をお願いいたします。

【寺田労働委員会事務局長】労働委員会事務局関係の所管事項についてご説明いたします。

総務委員会関係議案説明資料の1ページをお開きください。

調整事件について。

平成30年4月1日以降、現在まで取り扱いました調整事件は3件であり、1件は解決、2件は打切りによる終結しております。

審査事件について。

不当労働行為事件は5件であり、うち2件は関与和解により終結しており、現在審査中の事件は3件であります。

個別的労使紛争について。

個別的労使紛争に係るあっせん事件は2件であり、いずれも打切りにより終結しております。

以上をもちまして、労働委員会事務局関係の説明を終わります。

【大場委員長】次に、提出のあった政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料について、説明を求めます。

【福田会計課長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本委員会に提出いたしました出納局・各種委員会事務局の資料について、ご説明いたします。

資料の1ページをご覧ください。

1,000万円以上の契約について、昨年11月から本年1月までの実績は、記載のとおり3件となっております。

なお、入札結果につきましては、2ページから4ページに記載のとおりでございます。

【大場委員長】次に、所管事務一般に対する質問を行うことといたします。

まず、政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料について、質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】よろしいでしょうか。

それでは、次に、所管事務一般について、ご質問はありませんか。

【吉村(庄)副委員長】労働委員会事務局関係で、この前も、特に審査事件が一定の年数がかかっているという話をしておりましたね。それで、審査事件の不当労働行為事件の2件は関与和解により終結しており、現在審査中の事件は3件でありますと書いてありますが、1番、2番、3番というふうに仮定をして、いつ申し立てがあったのか、何年ぐらいかかっているかと。現在審査中の事件の3件について、いつ提訴というか申し立てがあって、今ずっと続いているわけですから、1年前であれば1年間続いているという形になるんですけれども、そのところを教えてください。

【山田調整審査課長】現在申請中の3件であります。まず1件目は、申請があったのが平成28年でございますので、2年2カ月ほどたっています。それが1件目でございます。

2件目が昨年でございまして、5カ月ほどたっています。

3件目は今年でございまして、1カ月ほどたっています。

以上のような状況でございます。

【吉村(庄)副委員長】最近と去年のは別にしまして、平成28年という話がありまして、1件目は時間がかかっているんですね。

不当労働行為事件ですから、この前もちょっと申し上げましたけど、早急に和解をするなり、あるいは結果を出すなりですね。委員会、それからまた参与というんですか、労働側、使用者側、そういう関係の皆さん方もいらして、もちろん当事者がいらっしゃるわけですが。

不当労働行為の場合は、双方の信頼関係が云々ということになってくるんだと思うんですけれども、そういうのが2年も幾らもかかっていくという状況は、考えればあまり好ましい状態ではないと。一定の期間には、どんな形かは別にして解決して、そこの労使関係が何とか、言い方はあれですけれども、スムーズにいけるような形にしてもらうのが当然。そういう役割を労働委員会は持っているわけですから、急いで審査をとね、簡単に言えば、期間を短縮することに努力をしていただきたいと思います。いかがですか。

【山田調整審査課長】確かに1件目は2年以上の月日がかかっています。審査には迅速、的確にということをもっとに、急いで集中をしてやってきたところでございますが、いかんせん時間がかかっている状況でございます。

審査日数は、それぞれの審査事件によりまして違いが生じてくることはご承知のとおりでございます。審査事件によっては、審査の申し立ての件数が多いとか主張立証が多いということ、ほかに、出す書証が多いとか、証人尋問の数が多いとか、そういうことがあります。

この長引いている審査事件につきましても、集中して審問を行ったり、努力はしているところでございますが、いかんせん長くなっている

ところでございます。

それからまた、和解を図るというケースもございますので、それも複数回にわたり努力をしているところでございますので、どうぞご理解をいただきたいと思います。今後とも、この長くなっている1件も含めまして、迅速、的確に進めてまいりたいと思っているところでございます。

【吉村(庄)副委員長】 事件によって、内容その他もいろいろ、例えば和解についても、そういう状況であれば委員会の中で当然提示されてきているでしょうけど、これだけ長くかかっていることについて簡単に言うと、当事者同士で不信感というか、そういうものが中心的に出てきてなかなかという状況もあると思いますが、何といても労使関係を正常化するという言い方からすると、一定の期間には審査結果も含めて出していかないと問題が残るんじゃないかと、こういうふうに思いますから、努力をしていただきたいと思います。

それから、監査事務局については一般事務のことが、報告があまり具体的になかった、予算はあったんですけど。

監査事務局、よろしいですか、監査問題について、包括監査の委託の問題です。これは、あなたのところですか。違いますか。（「総務文書課です」と呼ぶ者あり）

監査との関係がありますが、通常監査をやるでしょう。包括外部監査もやると、こういう状況でやっていくわけですが、一般監査とその監査との関係について、位置づけは今のところは、法定における取扱い。そこら辺について、少し考えさせられるところがあるんですね。一般監査との関係をどういうふうに考えているかということです。

包括のところは総務文書課であれば、総務文書課でまたお尋ねさせていただきたいと思いません。ここでは見解を求めるといことはしないで結構だと思います。

【大場委員長】 ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】 ほかに質問がないようですので、出納局及び各種委員会事務局関係の審査結果について整理したいと思いますので、しばらく休憩いたします。

午後 1時54分 休憩

午後 1時55分 再開

【大場委員長】 委員会を再開いたします。

それでは、これもちまして、出納局及び各種委員会事務局関係の審査を終了いたします。

本日の審査はこれにてとどめ、明日は、午前10時から委員会を再開し、文化観光国際部関係の審査を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

午後 1時56分 散会

第 2 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

平成31年3月6日

自 午前10時 0分
至 午後 3時 5分
於 委員会室 1

国際観光振興室長
（参事監） 土井口章博 君
物産ブランド推進課長 宮本 智美 君
国際課長 佐々野一義 君
国際課企画監
（アジア・国際戦略担当） 小川 昭博 君

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長) 大場 博文 君
副委員長(副会長) 吉村 庄二 君
委 員 宮内 雪夫 君
" 小林 克敏 君
" 橋村松太郎 君
" 坂本 智徳 君
" 下条ふみまさ 君
" 大久保潔重 君
" 吉村 洋 君
" 宅島 寿一 君
" 宮本 法広 君

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

文化観光国際部長 中崎 謙司 君
文化観光国際部政策監
（国際戦略担当） 田代 秀則 君
文化観光国際部次長 岩田 正嗣 君
文化振興課長 本多 敏博 君
世界遺産課長 村田 利博 君
観光振興課長 佐古 竜二 君
観光振興課企画監
（観光基本計画・
県観光施設担当） 松田 武文 君

6 審査の経過次のとおり

午前10時 0分 開議

【大場委員長】 委員会を再開いたします。

これより文化観光国際部関係の審査を行います。

【大場分科会長】 予算議案を議題といたします。

文化観光国際部長より、予算議案説明をお願いいたします。

【中崎文化観光国際部長】 おはようございます。

それでは、お手元に「予算決算委員会議案説明資料」をよろしくお願いいいたします。

1ページでございます。

文化観光国際部関係の議案について、ご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第1号議案「平成31年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分、第57号議案「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち関係部分であります。

議案の説明に先立ちまして、文化観光国際部の新年度の取組の方向性について、ご説明いたします。

近年における本県観光の動向は、クルーズ乗船客の増加などにより、日帰り客を含む観光客延べ数については、熊本地震の影響を除けば概ね拡大傾向にあるものの、地域経済への波及効果が大きい観光消費額や宿泊者数については、伸び悩んでいる現状があります。

このような状況を踏まえて、県としても、観光産業として捉えるという考え方のもと、地域の資源を活かした生産性の向上や人材育成など、産業としての成長に欠くことのできない課題解決に向けて取り組んでまいります。

また、文化、観光、国際、物産の各部門が一層連携して2つの世界遺産を初めとする本県の多様で魅力ある地域資源の価値を発信し、歴史文化を活かした交流促進やブランド力の強化によって国内外からの観光客や観光消費額の増加、県産品の販路拡大など実需の創出につなげてまいります。

具体的には、宿泊施設が観光事業者と連携して魅力向上による高付加価値化を図る取組に対して、新たに支援することで観光産業の「稼ぐ力」の最大化を図るとともに、長崎の食の魅力を味わえる店舗情報の発信等による観光客の「グルメ満足度」の向上や、県内高校生が対象となる観光をテーマにした講座の開催等による観光人材の確保・育成についても新たにに取り組んでまいります。併せて、品質向上を図る宿泊事業者の取組を重点的に支援するとともに、これら事業者との県産食材や観光人材のマッチングを積極的に進めてまいります。

世界遺産については、「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」への来訪者が登録の7月から好調に推移しており、引き続き、地域の方々の生活と観光の調和に留意しながら一層の受け入れ体制充実を図るため、世界遺産の価値を伝えるガイドの育成等に取り組んでまいります。

また、所有者への支援や調査研究を継続するとともに、構成資産の保護を担う地域の活動支援や県内大学と連携したフィールドワークの実施など、次世代への継承や地域の活性化にも取

り組んでまいります。

アジア・国際戦略については、歴史的なつながりや人脈、さらには、本県ゆかりの偉人の功績顕彰など、それぞれの国における本県の強みを生かし、本県のプレゼンス及び認知度の向上を図り、観光客誘致や県産品の輸出拡大など、経済的実利の創出・拡大に取り組んでまいります。

それではまず、第1号議案「平成31年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分について、ご説明いたします。

歳入予算の総額は、3億4,990万1,000円で、内訳は記載のとおりであります。

文化観光国際部所管の歳出予算額は、39億8,634万6,000円で、これを平成30年度当初予算額と比較いたしますと、7,496万5,000円、1.8%の減となっております。

平成31年度長崎県一般会計予算の歳出予算の内訳は、記載のとおりであります。

歳出予算の主なものについては、記載のとおりであります。

5ページをお願いいたします。

債務負担行為について。

次に、平成32年度以降の債務負担を行うものについては、県有施設等管理に係る平成32年度に要する経費など、記載のとおりであります。

6ページでございます。

次に、第57号議案「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち関係部分について、ご説明いたします。

歳入予算は、合計1,772万4,000円の減であります。歳出予算は、合計3億4,321万円の減であります。

歳出予算の主な内容については、事業の執行見込みの減など、記載のとおりであります。

7ページでございます。

次に、繰越明許費について、ご説明いたします。

世界遺産保存・活用整備補助事業等において、入札の不調により年度内の工期が十分に確保できないことから、繰越明許費を設定しようとするものであります。

この結果、平成30年度の文化観光国際部所管の歳出予算額は、37億5,357万1,000円となります。

最後に、平成30年度補正予算の専決処分について、あらかじめご了承を賜りたいと存じます。

平成30年度の予算につきましては、今議会に補正をお願いしておりますが、今後、年間の執行額の確定に伴い、調整・整理を行う必要が生じてまいりますので、3月末をもって平成30年度予算の補正について専決処分により措置させていただきたいと考えておりますので、ご了承賜りますようお願いいたします。

以上をもちまして、文化観光国際部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【大場分科会長】次に、文化振興課長より補足説明をお願いいたします。

【本多文化振興課長】それでは、第1号議案「平成31年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分について、補足してご説明いたします。

資料につきましては、お配りしております縦長の資料の「総務分科会 補足説明資料」をご覧くださいと思います。

資料のうち主な事業について、ご説明をいたします。

まず、資料の2ページをお開きいただきたいと思います。

文化振興課関係予算のうち、長崎と中国の「永遠の絆」発信事業費、予算額は1,187万6,000円でございます。

これは、中国における本県のプレゼンスの向上や交流の深化を図るため、シンポジウム等の開催や人的ネットワークを構築するなど、隠元禅師や孫文・梅屋庄吉などに象徴される長崎と中国との交流の歴史について、国内外へ効果的に情報を発信する事業でございます。

次に、3ページをお開きください。

世界遺産課関係予算のうち主なものは、潜伏キリシタン関連遺産に関する事業の世界遺産でつなぐ・つながるプロジェクト事業費967万円、包括的保存管理計画推進事業費5,786万6,000円でございます。

世界遺産でつなぐ・つながるプロジェクト事業費につきましては、構成資産集落における市町、住民の活動を支援し、小・中・高校のふるさと教育や大学との連携によって、若い世代や地域の方々の保護意識の醸成と地域の活性化を図るというもので、潜伏キリシタン関連遺産を次世代につないでいくための取組でございます。

また、ユネスコに提出した包括的保存管理計画を推進するための事業費として、世界遺産委員会決議に基づく調査事業や、構成資産保存のための修復工事への助成等に要する経費を計上しており、世界遺産保有県の責務を果たしてまいりたいと考えております。

次に、5ページをお開きください。

観光振興課関係予算の21世紀まちづくり推進総合支援事業費1億2,267万9,000円のうち、「長崎の宿」イノベーション創出事業、予算額は2,000万円でございます。宿泊施設と関連事業者との連携による積極的な県産食材の活用や体験プログラムの充実など、施設の魅力向上によ

る高付加価値化を図る取組に対し、支援する事業でございます。

次に、9ページをお開きください。

同じく観光振興課関係予算のうち、観光の未来担い手育成事業費、予算額は240万2,000円でございます。明確なジョブイメージをもって関連観光産業に就職し、将来にわたって活躍できる人材の確保・育成を図るため、県内高校生を対象に観光をテーマにした講座の開催やインターシップを実施いたします。

次に、11ページをお開きください。

国際観光振興室関係予算のうち、ディスカバーNAGASAKIグローバルキャンペーン事業費、予算額は796万8,000円でございます。インバウンドの誘客に積極的に取り組む市町とともに、観光素材の磨き上げや海外市場に向けた情報発信を行い、外国人観光客の誘客を図ってまいります。

次に、12ページをお開きください。

物産ブランド推進課関係予算のうち、長崎県産品輸出拡大プロモーション事業費、予算額は1,005万6,000円でございます。県産品のブランド化と販路拡大を図るため、関係各課・団体・民間企業と連携し、海外における総合フェアの開催やインターネット上で商品を販売するECサイトでのプロモーション等により、県産品を初めとした本県の魅力を総合的に発信してまいります。

最後に、15ページをお開きください。

国際課関係事業のうち、多文化共生推進事業費、予算額は1,095万5,000円でございます。国において策定された「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を踏まえ、在留外国人が生活や就労等の適切な情報に速やかに到達できるように、多言語によるワンストップの総合

相談窓口を整備し、外国人が地域において安心して生活できる共生社会を推進してまいります。

以上をもちまして、第1号議案のうち関係部分の補足説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議賜りますよう、お願いいたします。

【大場分科会長】次に、提出のあった「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」、政策的新規事業について、説明を求めます。

【本多文化振興課長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づきまして、本分科会に提出しております資料につきまして、ご説明をいたします。

資料は、表紙に「危機管理監・総務部・企画振興部・文化観光国際部」と記載があるものでございます。

まず、1ページをお開きいただきたいと思います。

この資料につきましては、決議第5の3に基づきまして、政策的新規事業に係る平成31年度予算要求の内容について、査定結果を提出するもので、文化観光国際部の事業につきましては、1ページの下から3行目から2ページまでの10事業について、その計上状況について記載しております。

要求額と計上額に差が出ておりますけれども、これは予算編成過程において、事業内容等の精査により減額されたものや、別事業で対応することによる減額でございます。

事業概要につきましては、先ほどの補足説明のとおりでございます。

以上でございます。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

ます。

【大場分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

【宮本委員】 それでは、予算議案について質問いたします。

冒頭、部長説明資料にありました第1号議案の中から、3ページになります。芸術文化振興費約4,600万円についてですけれども、いただきました横長の資料では13ページです。一番下の欄の芸術文化振興費の予算計上が4,600万円で、前年度と比べるとマイナス120万円という形になっております。この長崎島の芸術祭、右の方にいろいろ事業費を書いておりますけれども、これはどういったところが減額になっているのかということと、長崎島の芸術祭について見ますと、来年度、どういった形で予算が組まれているのか、そういったことをご説明いただけますでしょうか。

【本多文化振興課長】 この芸術文化振興費の減の127万9,000円につきましては、この事業の中には、この右に掲げております複数の事業が含まれております。その中で経費の節減とか見直し等に伴う減がございますけれども、今、委員がおっしゃられました長崎島の芸術祭に係る事業と申しますのは、しまと若者が輝く！文化芸術による地域ブランディング事業費の中に含まれております。これは長崎島の芸術祭と、あと、若者文化に着目した若者アートプロジェクトを合わせた事業費になります。

この事業費につきましては、今年度と同規模の予算を確保しておりますして、平成31年度につきましても、引き続き、主に本年度実施しました事業を継続して、さらに発展させていくという形で取り組んでいこうと思っておりますので、引き続き力を入れて取り組んでいきたいと思っ

ております。

【宮本委員】 前回の委員会でもちょっと質問いたしまして、長崎島の芸術祭は非常に大事な事業だと思っています。特に、長崎は離島が多いということもありまして。ですので、同規模ということで平成31年度も引き続きということで確認をさせていただきましたので、また力を入れて取り組んでいただければと思います。

ちなみに、長崎島の芸術祭の効果といいますか、集客といいますか、そのようなものの分析が今できていれば教えていただけますか。

【本多文化振興課長】 長崎島の芸術祭につきましては、今年度、6市町で9つの事業を実施しております。その事業におきます出演者と入場者を合わせた参加者数といたしましては、長崎島の芸術祭で申しますと5,300人程度です。それと、先ほど申し上げた若者アートプロジェクトも合わせますと、全体の参加者が1万3,290人ということで、当初、この2つの事業の成果目標としまして、約1万人程度を考えておりましたので、それを上回るような参加者があったと考えております。

特に、こういった参加者だけではなくて、今回初めて取り組んだこととして、離島に海外のアーティストを招聘して地域の住民と共同して島の地域資源をテーマとした作品を制作していただくという取組をしました。こういった取組は島の魅力を表現する芸術性の高い作品が多く生まれたということで、かなり高い評価を受けたということですので、一定の成果があったのではないかと考えております。

【宮本委員】 わかりました。目標をちょっと超えたということで、合わせて約1万3,200名の参加があったということですので、平成31年度もまた新しい視点を見ていただきながら取組をし

ていただければと思いますので、お願いいたします。

【宮本委員】 それと、同じ資料の7ページですが、繰越明許費について確認の意味で。

黒島天主堂について、入札の不調によりということでありませけれども、この繰越明許費についてももう少し具体的に現状、そして経過をご説明いただけますでしょうか。

【村田世界遺産課長】 この黒島天主堂の修繕工事に伴う繰り越しでございますけれども、この事業は、まず、一般財源と基金の財源を使いまして、通常、文化財の補助事業は教育委員会が所管しておりますけれども、これに上乘せして補助を行いまして所有者の負担を軽減するという事業でございます。

この入札に当たりましては、佐世保市の教育委員会がアドバイスをを行いながら、事業主体としては大司教区が行っております。

入札の経緯を申し上げますと、10月、11月の2度にわたりまして制限付きの一般競争入札という形で行われておりまして、参加要件を緩和するなどしながら対応されたんですけれども、応札がなかったということでございます。1月に3回目の入札をされて、やっと応札があり、1月中に契約をされたということでございます。

この応札がなかった理由といたしましては、一つは、建物がれんが造りでありまして、それに対する耐震補強工事ということで技術的にも非常に厳しいということが言われておりまして、あと、国の文化財でございますし、世界遺産の要素の一つでもございますので、オリジナルの部材を使ったり技法を使ったり、そういったことで技術的にも非常に難しいという状況がございます。

それともう1点は、全国的な人手不足という

ことも影響したのではないかとということでお伺いしております。

ただ、今後、この工事を行いますと、見学者に対する心配もあろうかと思いますが、安全上、2月4日からの見学については、一旦中止という形をとっておりますけれども、佐世保市では見学の足場を組んで来訪される方々にも工事の状況をご覧いただくような取組をするということ聞いております。

工事の進捗に応じてそういった取組をされるということですが、これについては来年度、できるだけ早い時期にやっていきたいと考えておられると聞いております。

【宮本委員】 文化財の保護について応札がなかった理由は、やっぱり技術的に難しいれんが造りであるということ、国の文化財であるということが理由に挙げられ、また、人員の確保も難しいといういろいろな理由があわさったということもわかりました。

文化財の保護については、非常に厳しいことがあるんだなということが明らかになりましたけれども、これに関連して、そのほか世界遺産の中で耐震工事が必要なもの、ほかのキリシタン関連遺産について修復が必要な施設があるかどうか、それも併せて確認いたします。

【村田世界遺産課長】 世界遺産の構成資産の中にあります文化財の教会等については、いずれも100年以上経過しているものばかりでございますので、一定の時期が来ましたら修復作業が必要になると思います。この経費については莫大な経費がかかりますので、大司教区の方も計画的な補修を考えておられますが、今のところ、すぐすぐにそういった補修を考えておられず、少し長期的なスパンで考えておられるということでございます。

【宮本委員】わかりました。黒島天主堂につきましては、足場を組んで、その現場を見ていただくというようなものを市がとっているということなので、滅多に見られない修復の現場を見ていただくという、逆手にとってされているので、危険を回避して見学の皆様が見ていただくような取組も経過を見ていただければと思います。

ちなみに、これはいつ終了予定になりますでしょうか、最後に確認させてください。

【村田世界遺産課長】この事業は、もともとの予定としましては、平成30年度から、平成で言いますと平成32年度までというようなことで3年間の事業になっておりまして、今年度は足場を組むとか、そういった工事の準備段階の作業が中心となっております。来年度から本格化していく事業となっております。3年目については、内部とか窓枠とか、そういったところまできちんと補修をしていくということでございます。

【宮本委員】わかりました。3年間、なかなか工期的にもかかるところでありますけれども、できるだけ前倒しできるように促していただければと思います。

それと、分科会の補足説明資料の中から、ちょっと確認をさせてください。

補足説明資料の3ページになります。これも同じく世界遺産課ですけれども、世界遺産につながりつなげるプロジェクト事業費として約960万円の計上があります。これは部長説明資料の中でも若干出てきたところでもあり、そしてまた、議案説明資料の中でも出てくることなので、県としても非常に力を入れているんだということがわかります。

先ほどちょっと説明がありましたけど、これを見てみますと、保護意識の醸成であったり、

文言的に難しいかなと思いますが、もうちょっとわかりやすく、この世界遺産でつなぐ・つなげるプロジェクト事業についてご説明をいただけますでしょうか。

【村田世界遺産課長】潜伏キリシタン関連遺産につきましては、資産の多くが人口減少とか、あるいは高齢化が急速に進むような地域にございまして、登録を契機に地域の活性化も含めて結びつけていくこと。また、そういったことを通して、しっかりとこの遺産を守り、継承していくということを我々の責務として考えているところでございます。

そうした中で、こういったことを進めていくには、やはり地域の方々や若い世代の方々の力というのは必ず必要になってくるものと考えておりまして、この事業を計上させていただいているということでございます。

この事業の中では、まず、県教委や市町と連携いたしまして、世界遺産を通したふるさとへの愛着、それから誇りを形成するというふうな目的で小中高校生のふるさと教育に、これまで以上に取り組んでいくということが1点。そして、大学生の皆さんのお力をおかりするという事で、大学生と地域の方々が共同して地域課題の抽出、あるいは解決策の検討を行うということで、実際に地域に入っていただくフィールドワークという形式で取り組んでいくことを考えております。

さらに、地元向けの勉強会でありますとか、構成資産関連で地域間交流をしていただくような機会を設けるとか、あるいは地域で頑張っておられる地域活性化グループの皆様に支援を行う、そういうことを考えておりまして、地域の皆さんに保護意識を醸成していただきしっかりと次世代に向けて継承していくような機運を盛り上げていくということを考えているところ

でございます。

【宮本委員】簡単に言うならば、外に向けてではなくて、長崎県内、市町であったりとか地域住民の活動を強化していくという形、それがつなぐ・つながるといふことになろうかという説明でしたね。

県内の小中高におけるふるさと教育にさらに取り組んでいくということでもありますけど、これは今想定されているのは全てですか、県内の小中高全てにおいてということならば結構な数になるかと思うんですが、どこかモデルで考えていらっしゃるということはあるんですか。

【村田世界遺産課長】実は、小学校につきましては、今年度、長崎大学教育学部の附属小学校のご協力をいただきまして、世界遺産の授業を社会科の授業の中で全体で13時限行っていただいております。その様子をビデオで録画いたしました。それと、その授業を通して児童向けの補助教材、これは当然、長崎市版になるわけですが、そういったものを作成しております。

こうした教材をもとに、まずは各関係市町に事業として取り扱っていただくように働きかけをしていくということが、まず大きくあります。

それから、中学生向けについては、既に補助教材がございまして、その中に世界遺産の項目もございまして、その内容を少しリニューアルして、わかりやすくさせていただいたということで、これについてはこれまでの補助教材でしっかり学んでいただくということを考えております。

高校生については、ふるさと教育事業を教育委員会で作っておられまして、その中で世界遺産のことを取り組んでいただいて、私ども知事部局も一緒になってやっていくということを考えております。

【宮本委員】保護意識の醸成ということで、モ

デル校として小中高それぞれにやっていたらっしゃるということですが、構成資産間の交流促進という形でもあります。これは実際に現場に行つてどうのこうのじゃなくて、今の話を聞きますならば、座学で保護意識を醸成という形ですか。実際に現場に行つて、すばらしいな、こういったものがあるんだと、そういったものではないという認識でよかったですでしょうか。あくまで教材をもとに学ぶというような取組なんですかね、確認させてください。

【村田世界遺産課長】基本は、委員のご指摘のとおりだと思います。先ほどご紹介いたしました長崎大学の附属小学校の場合は、13時限の中で外海の現地に行かれまして、現地の教会守の方でありますとか、それに携わっている方々のお話をお伺いするというようなこともなさっております。

そういったことも含めて働きかけというのをやっていきたいと思っております。

【宮本委員】ちなみに、これは来年度はモデル校を拡大するような予定は、今のところ、ありますでしょうか。

【村田世界遺産課長】来年度からの事業でございますので、小学校でいえば今年度の長崎大学附属小学校の成果を皆さんにご紹介して、できるだけ多くの学校に取り扱っていただくようお願いをするということで考えております。

【宮本委員】わかりました。小中高においては、ふるさと教育、そしてまた、大学においてはフィールドワークということで分けていらっしゃるんでしょうけれども、広い範囲でと申しますが、行動が伴うようなものが小中高にあってもいいんじゃないかと思えます。また、県北、県南ありますので、また、離島もありますから、そういったところにもしっかりと波及できるような仕組みづくりを来年度また構築していただ

ればと思います。地元の方々と活動を共にしていくということからするならば非常に大事な事業であろうと思います。それをしっかりと来た方々に還元し、波及できるならば、つなぐ・つながるということが明確になってくるんじゃないかなと思います。

今の中では、なんかぼやけた感があるものですか、もうちょっと計画と申しますか、小中高、そして大学と分けて行動を伴うような形の教材と申しますか、内容も盛り込んでいただければと思いますので、ご検討いただければと思いますので、お願いいたします。

最後に1点だけ。同じ補足説明資料の11ページになりますが、国際観光振興室、ディスカバーNAGASAKIグローバルキャンペーン事業費ということですが、この中に、「長崎を旅行先と認知していない海外」とありますが、これは具体的にターゲットとしていらっしゃる場所があるんですか、その辺の確認をさせてください。

【土井口国際観光振興室長】ディスカバーNAGASAKIグローバルキャンペーン事業費の中のお尋ねでございますが、認知していないというよりも、長崎という地名は、比較的全世界でも知られておまして、そういった意味では認知度はあるんですが、ただ、観光地としての認知を我々は重視をしたいと思っております。観光地の中にいろんな観光施設、例えば、施設のみならず体験とか、そういったものがまだ認知されていないので、そういったものを認知していただくため、いろんな形でJNTO等と連携いたしまして発掘をしていく、そういった考えで今回事業に臨む次第でございます。

【大場分科会長】そこで対象としている国とかあったら具体的に。続けてどうぞ。

【土井口国際観光振興室長】まずは、国際航空

路線が就航いたしております地区、特に、この1月19日から香港線も就航いたしましたので、そこら辺を中心に対象を絞っていきたくて考えているところでございます。

【宮本委員】香港だけですか。いまいち難しいなという気がしていて、要は、わかりやすく言えば新規開拓先を見つけるような事業という形ですか、再度説明ください。

【土井口国際観光振興室長】改めてこの事業についてご説明をさせていただきます。

昨今、旅行形態が団体から個人へと移行しております。JNTOの調べによりますと、平成29年で団体と個人の割合は2対8、8割が個人ということです。旅行を計画中の消費者の皆様にはしっかりした情報をお届けするということを目に置いております。

具体的には、まずJNTO等と海外における市場調査、訪日に何を求めているかとか、そういったニーズを現地で把握いたします。その後、県内の市町、民間団体と連携いたしまして、そのニーズがどういったところにあるのか。例えば、雲仙のこういったところは、このニーズに合うよということであれば、そういったニーズをしっかり発掘して磨き上げを行っていく。そして、ファムツアーと申しますか、モニターツアーで現地の方に来ていただいて、本当にその素材が、その国に合うかどうか検証を行う。検証を行った結果、多くの訪日客が参照しております、例えばJNTOのサイトとかは旅行に行かれる前に多く利用されていますので、そういったものを活用いたしましてしっかり情報発信をしていくといった流れの事業でございます。

【宮本委員】わかりました。情報提供をすることと、ここにも書いてありますように、市場調査、情報発信ということですね。日本政府観光局と連携していくと。

この中ではどんなですか、ビッグデータの活用とかいうのは考えられていたりするのでしょうか。そういったものを利用すれば、さらに情報収集が可能かな、莫大な情報収集が可能かなと思うんですが、そういったところについてはどうなんでしょうか。確認させてください。

【土井口国際観光振興室長】まずは現地調査のデータということで、現地のJNTO等と連携した調査を主眼に考えておりますが、観光振興課の方でビッグデータ等も現在担当いたしておりますので、観光振興課と国際観光振興室は一心同体でございますので、連携を図りながら、活用できるものについては活用してまいりたいと考えているところでございます。

【宮本委員】名のとおり、ディスカバーNAGASAKIグローバルキャンペーンですから、いろんな媒体を活用して、駆使して、滞在型観光がもっともっと増やせるように、来年度に向けてしっかりと取り組んでいただければと思います。またいろんな情報がわかれば教えていただければと思います。

【大場分科会長】ほかにありませんか。

【吉村(洋)委員】何点が質問させていただきたいと思います。

まず、「予算決算委員会総務分科会議案説明資料」から7ページの歳出予算の減額の主なものというところですね。ここで大きく3つ、減額があるんですが、まず、「長崎は、美味しい。」食のPR事業費884万5,000円の減と、これがどうしてこのようになったのか。当初予算ではどれくらい組まれて、この「長崎は、美味しい。」食のPR事業をやられたのか。全体予算は、農水産物販売促進対策事業費で5,800万円組んであるんですが、そのうちの880万円という結構大きな割合、そして、国の補助金も680万円、それで減っているわけですね。「国の有効な財

源を活用しつつ、事業展開をしていくんだ」といつもおっしゃっておられるわけですが、結果、このような形になったということについての理由をまずお聞かせいただきたいと思います。

【宮本物産ブランド推進課長】「長崎は、美味しい。」食のPR事業の減額の理由でございますけれども、この事業の中には大きく4つの委託事業がございまして、基本的には入札の減ということで、落札率が基本的に大体80%ぐらいが平均になっておりますので、そちらの方の事業でございます。

当初予算につきましては5,842万5,000円、2月補正後の最終的な数字といたしましては4,959万円ということで、入札減ということでございます。

【吉村(洋)委員】これは、昔、宅島委員も長崎の食材を使ってPRしたら効果があるんじゃないのかということで、「頑張ります」と。あの時は農林水産部長の答弁だったかと思っておりますけれども、そこは農林水産と観光とタッグを組んでやらなければならないのに、今、落札率が8割でしたということで、8割で済んだ、よかったということで済ませるのか。その2割が残れば、それも活用して、もう少し広げるという考え方がなかったのか、そこら辺についてはいかがですか。

【宮本物産ブランド推進課長】ブランド化の事業につきましては、「長崎は美味しい・食のPR事業」に関して、いろいろ事業を行っている中で各課が連携して行っている事業でございます。物産ブランド推進課が最終的に、総合的に発信する事業がこちらでございます。農林部、水産部、各事業部はブランド化の事業をさまざま持っており、基本的に入札で落ちた費用につきましては、使っていないという状況でございます。

【吉村(洋)委員】 事業としては、各部局が連携して、それぞれに事業があって、そしたら、そういうのをまとめて、私たちでは、ちょっとその所管を超えるのでということもあるかもしれませんが、統括監もできました、横串を刺すんだということであれば、我々にもわかりやすいそういう資料をつくってもらえば助かるなと思うんですけど、これだけ見ると、そこが見えてこない。農林部、水産部では、こういう事業をやっている、あと産業労働部でこういうことをやるとか、企画振興部でこういうことをやるとか、いろいろあるかもしれませんが。そこら辺をトータルしたイメージができるような資料を、せっかく文化観光国際部ですから、ここがひとつ音頭をとって長崎の観光という切り口でやっていただければと思うわけです。

そういう意味からも、「予算決算委員会総務分科会補足説明資料」の8ページに、新事業として県民おすすめグルメ店情報発信事業費が、額は150万円ぐらいでさみしいなと思うところもあるんですが、事業の中身を見て、いわゆる前の事業とは違って角度を変えて発信をしていくんだということだろうと思いますが、この150万円でどのような発信をしていこうと考えられているのか、お尋ねをいたします。

【佐古観光振興課長】 補足説明資料の8ページ、県民おすすめグルメ店情報発信事業費でございますが、これは2年ほど前に観光連盟の方で県民の方に観光客におすすめしたい飲食店を投票していただいて、約100店舗程度を選びました。これにつきまして冊子を作成しまして、宿泊施設ですとか、いろんな関係先に配布して観光客の方にご覧いただいているというのがこれまでの事業です。

新たに平成31年度に実施しますが、以前つくりましたグルメセレクションの選ばれた店舗

の中には大手といいますか、全国チェーン的なものも含まれておりましたので、そこがどうかという反省にも立って、新年度については、例えば、ホテルのスタッフの方であるとか観光タクシーのドライバーの方であるとか、普段、観光客の方に接していて、かつ観光客の方に、どこがいい店みたいなことを紹介している方に選択していただいて、おすすめのグルメ店を選定して、またこれも冊子に作成して発信していく予定でございます。

【吉村(洋)委員】 事業内容を見れば、県内で約100店舗選出して、投票をしてとか、3年に1度やるとか、ウェブや、冊子を3万部つくとか、そういう情報の発信の仕方ということで、角度を変えてやろうとしておられるんでしょうけど、片や、最終補正では「長崎は、美味しい。」食のPR事業と、「美味しい」はグルメでしょう、私たちはそう考えるんです。グルメで共通するんだらうと。そこにいわゆる長崎の食を発信するという切り口からいくと、連続性があるんだと思うわけです。毎年毎年、ぽつんぽつんと事業をやっても、それはそこだけでもう終わってしまうわけですね。連続させることによって効果を引き出していくという作業をしなければならぬんだらうと思うわけですが、そういう面について、1年1年というんじゃなくて、新たにこういうことをしよう、新たにこういうことをしようということは、わからんことはないですが、そこにある程度の連続性を持たせて事業を展開してほしいということをお願いしておきたいと思います。

次に、減額のところからつないでいこうと思うんですが、しま旅滞在促進事業費8,146万円の減、これがどうしてこのように減額になったのかということをお知らせいただきたいと思っています。

【佐古観光振興課長】しま旅滞在促進事業につきましては、平成29年度から国の交付金を活用して取り組んでおります。

今回の減額につきましては、当初、県から国に対して要望した額が、そのまま認められずに、若干減額をされて交付決定を受けたということに伴う減を今回の補正でお願いしているものでございます。

減額の理由としては、平成29年度の実際の事業の実績が、なかなか目標に近いところまでいってなかったということが見えていたものから、国の方から実績並みに応じて減額をするようにということであったものです。

【吉村(洋)委員】 今のは、ただ国から言われたことをトレースしただけですね。なんで実績が出なかったかというところは、その原因を究明されているのかということです。そこをお願いします。

【佐古観光振興課長】 平成30年度の関連事業の取組としましては、一つは、しま旅商品という、どちらかという団体ツアー型の商品、もう一つが企画乗船券ということで主に個人向けの商品を平成30年度から取り組んでおります。団体型の商品につきましては、前年度と比べますと1.7倍程度増えておりますので、一定順調に推移していると思っておりますけれども、一部、新聞報道でもありましたけれども、企画乗船券の方が事業構築に少し時間を要して、販売開始が実質的には11月から2月までということで販売が非常に低調に推移いたしましたので、そのあたりも要因かと思っております。

【吉村(洋)委員】 そこですね、うまく販売できなかったというところが課題なんですよ。それを販売しなければならなかったんですが、できなかった。なぜできなかったかというところまで今度は聞かなければいけないようになるわ

けですけれども、やっぱり買う側としては、お徳感がなかなか少ないんじゃないかなと思うわけですね。船賃自体、運賃自体が安くなるというのであればお徳感が目の前に見えてわかりやすいんですが、プラス体験がついて、その体験が、これだけの費用がかかるんですが、それがかからないで済むんですよ、プラス500円ぐらいで済むんですよ、運賃自体は変わらないんですよという、全体をまるっと考えてやると、これだけ割引になっておりますということだけど、受ける側からすると、運賃と体験を別々に考えてしまうので、そこがお徳感が出てこない。そこを何か工夫していかないと、今後も難しいんじゃないかと。

これが減額のところでは、しまたび滞在促進事業費が8,100万円の減額ですね。ほかに、しま旅グレードアップ事業が8,000万円の減額、2つ合わせて1億6,000万円ですよ。それで国の支出金が1億500万円の減額、一般財源も3億円減額するわけですね、結果的に。これが今度の新年度予算については、いわゆるまだ決算ではないですけど、今、この減額補正をした段階から比較すると新年度の予算はプラス1.1億円ぐらいになるわけですね。また大きく取り組もうという意識がそこに見えてくるわけですよ。

それで、国の補助金を2億7,000万円、一般財源は1億1,000万円を抑えて、同じような事業をやるしま旅滞在促進事業費が約2億円、それから、しま旅グレードアップ事業が2億3,300万円という企画をやっておられる。

ここはどういう形に変えていって、いわゆるこれはチケットを販売しなければいけないわけですね。ですから、その形をどのように変えて結果につないでいこうとされているのかお尋ねしたいと思います。

【佐古観光振興課長】 まず、しま旅滞在促進事

業費で申し上げますと、一番大きい今年度との違いは、企画乗船券で申し上げますと、昨年度は9月以降の販売ということで内閣府から条件づけられておりましたけれども、新年度につきましては4月から販売できる状況になっております。ですから、夏場の大きな需要を取り込めるということになります。

それからもう一つは、団体型のしま旅商品ですけれども、こちらにつきましては離島・半島地域振興特別委員会でもご意見をいただきまして、修学旅行についても一定の要件のもとに対象にしていきたいと考えております。

そういった幾つかの大きなもので事業費としてはこれだけのものを計上しているところでございます。送客目標ですとか、そういうところは余り過大にならない、一定確度の高い計算をして出しております。

また、新年度に向けては、先般も市町の皆さん、あるいは航路事業者の皆さんとも話をし、どうやって具体的に販売を拡大していくかというご相談をしておりますので、そういった内容も反映させながら、より多くの方にご利用いただきたいと思っております。

【吉村(洋)委員】もう少し具体的な話を聞きたいんですけど、販売につながる、当然、市町、現場とのすり合わせ、調査検討というのも必要でしょうけど、それもせんといかんことでもありますし、やっぱり現場の声が一番でしょうから、いわゆる離島の方々はどういう形がいいのかということもあるでしょうし、この1年をふり返って、ここがだめなんだなというところが出てくると思うので、そこをどう改善できるのかということも考えながら取組を進めて、やはりこの効果が上がるように。これは最終的には長崎を訪れる人に満足していただいて、それがリピートにつながって、よって観光県長崎と

いう名前が、全国、世界に知れ渡るようなところにつなげていくというのが最終的な目標だろうと思います。おまけにそれで県民所得が上っていけばということまで目標設定はどうでも大きくできるわけですから、そういう意味で頑張ってください。

もう一つ、クルーズ船でお聞きしておきたいと思えます。

総務分科会説明資料の17ページに観光客誘致対策事業費があります。先ほど宮本委員から、ディスカバーNAGASAKIグローバルキャンペーン事業ということで、長崎県を旅行先として認知していない海外の一般消費者をターゲットにすると。認知されてない方々というのは、世界中にまだごまんとおられると思いますよ、ほんの一部が認識しているだけで。だから、それを広げるということは当然に必要なんですが、これまで来られた方々については、当然認知しておることになるわけですね。ですから、その人たちが長崎をどう思っているのかとか、また来ようと思っているのかというのは当然調査をされていかないといかんと思います。

そうやって来る時にクルーズ船というのが、「予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料」の4ページの7番で国内外クルーズ客船の積極的な誘致等に要する経費として観光客誘致対策事業費2億262万円を組んであるわけですね。

こういうことがあるんですが、「ながさき経済」という冊子があるじゃないですか、何とか経済研究所が出している。あの費用はどこから出よつとかなと思うんですけどね、時々。その中にたまたまクルーズの記事が載っておりました。読まれましたか。まず、読んだか聞こうか。観光振興課長、あれ、読みましたか。

【土井口国際観光振興室長】申し訳ございませ

ん。まだ読んでおりません。

【吉村(洋)委員】読んでね。私も毎月読みよるわけじゃないんですが、表紙に大項目というか、特集記事のことが幾つか書いてあって、そのページだけをつまんで読んだり。クルーズ船のことが書いてあって、平成31年度からクルーズ船が激減するという記事だったんです。なぜかという理由も書いてあるんですよ。上海発、中国発のクルーズが全部撤退すると。だから、これを少し把握しとって対応していかんと大変になるんじゃないかなと。特に大型船、中国船籍ではないクルーズ船、松が枝にもよくとまっているじゃないですか、「ノルウェー・ジャンジョイ」とか「コスタ・セレーナ」、14～15万人、6～7万人という外国船籍の大型船です。これがヨーロッパ、アメリカ、アラスカ、オーストラリア、そこら辺に行くそうですよ。私もその記事を読んだ受け売りで今質問しております。これは大変やねと。

なぜそうなるかということ、豪華大型クルーズ船の採算が合わない。一番小さな「チャイニーズ・タイシャン」が4万人でしたか、もっと小さかったかな、1万4,000人ですか。一番小さなクルーズ船は中国船籍で、この3泊4日か4泊5日かの旅費が4～5万円だそうです。その時に、例えば「ノルウェー・ジャンジョイ」だったら10万円、約3倍から4倍というのが標準的な、一番安いクラスだろうと思いますけれども。大型船が「チャイニーズ・タイシャン」クラスに価格だけ下げないと集まらないというふうになってきて、それで出港すれば赤字、しなくても赤字というところで、この頃、船の赤字に敏感なものですからね。そういうことで2年から3年、撤退するそうですよ。その記事を後で読んでください。

それで、撤退したまま全然いなくなるかとい

ったら、そうじゃないそうです。今度はヨーロッパ系のクルーズ会社というのは、中国発とか、そういうのに合わせた4～5万トンクラスの客船を建造して、それをもってくと。それで東南アジアクルーズをやっていくというようなことが書いてありました。

それでちょっと胸をなでおろすところもあるんですが、この2～3年が非常に厳しいということで、このクルーズ船の誘客とか誘致ということについては、そういうことを踏まえているような工夫が要るんだろうと思いますが、そこら辺を把握されて、どのように対応していこうと思われているのか、お尋ねいたします。

【土井口国際観光振興室長】クルーズ船の今後の見通しについてでございます。

確かに、中国発着のクルーズに関しましては、今後の見通しとしては、これは国の見解でございますが、中国マーケットは、いわゆる調整局面に入ったと考えられるという見解でございます。2019年も引き続き調整局面が継続するだろうということで考えられております。

ただ、委員ご指摘のとおり、船会社は2020年に向けて再び中国マーケットへ配船の増加を表明していることも事実でございます。県といたしましても、同じような情報は入手している次第でございます。

今後、中国市場は、私たちが見ますと、長期的に伸びていくものと見込んでおります。ただ、国際情勢等含めまして中国発着クルーズの需要の動向については、今後とも当然注視していくべきものだと思っていますし、県内各港の実情に応じて誘致活動というものも今後新たに展開していく必要があるかと考えているところでございます。

【吉村(洋)委員】私は、何とか経済の本で知ったんですけど、国の情報でちゃんと知ってお

たということで安心しました。そうだろうと思いますけどね。そういうことを頭に入れながらやっていかんといかんのだろうと思いますので、よろしくをお願いします。

そしたら、具体的な中身で「国内外クルーズ客船の積極的な誘致等に要する経費」ということで組んであるわけですが、この中身としては具体的にどのようなことを平成31年度は取組むようにされているのか、お聞きいたしたいと思います。

【土井口国際観光振興室長】大型クルーズ船のプロジェクト推進事業費についてでございますが、県内各港、国内外クルーズの客船の積極的な誘致活動に今後努めていくつもりでございます。経済的な効果を高めるための寄港地ツアーということで、県内の周遊を、長崎港であれば長崎港だけじゃなくて、これまでも申し上げてまいりましたけれども、広域的に広げていくような誘致活動、佐世保港であれば佐世保港だけじゃなくて、佐世保港から県北全体に広がるような活動を船会社等にも働きかけをしていくということ。あと、県内消費を高める意味でも、いわゆる県産品をいかにして船に積み込んでいただけるか、そういったことを模索するということ。

クルーズ船は宿泊を伴いませんので、どうしても日帰りということで地元に着るお金が少ないと言われておりますが、加えて宿泊を伴うようなツアーですね。例えば、上海から飛行機で来ていただいて2～3泊、県内を周遊していただいて帰りは船で帰っていただくという、いわゆるフライ・アンド・クルーズとか、あと、国内船を中心にはなりますが、長崎から乗船して、例えば横浜に行くツアーを働きかけていくとか、加えて、長崎港、佐世保港だけではなく、離島にも経済効果が及ぶように離島港への入港につ

いても働きかけをしていくと、そういった形で今後考えているところでございます。

【吉村(洋)委員】そういうことで取り組むということで、今、爆買いがなくなりました。モノ消費からコト消費へ移っているんだと。だから、しま旅では、いわゆるコト消費につながってないわけですね、体験型がうまくいかないというところがあります。でも、外国のクルーズ客はコト消費で体験型を今後志向していくんだらうというところが見えてきている部分があるわけですね。そういうことで取組を進める、また、中身を充実させておくことが大事だろうと思います。

今、インバウンドの関係で話が進んでいるわけですけど、クルーズ船は来るわけで、今度はアウトバウンドということも並行して考えていかんといかんのだろうと。こっちは、おもてなし、おもてなしと言うんだけど、行って向こうでおもてなしされるのも、こちらのおもてなしに逆につながってくるんじゃないのということで、そういう反対の部分も併せて、こっちを磨く時には、それがアウトバウンドを磨くことにもなるようなことで考えたらいいんじゃないかなと思います。

最後に、総務委員会提出資料ですが、4部局の新規事業の計上状況、ディスカバーNAGASAKIグローバルキャンペーン事業、これが2,495万円要求したのに790万円しかついていないわけです。今までの話を聞いていると、本当はここはもっとついてくれんといかんのじゃないかと思うんだけど、どうしてこのように3分の1ぐらいしかつかなかったのかということをお聞きいたします。

【土井口国際観光振興室長】この事業は、インバウンドという観点に鑑みまして、我々、国際観光振興室が中心でございましたが、二次交通

対策とか、あと自然国立公園での対応とか、そういったことも併せて最初検討していたところでございますが、最終的に二次交通対策、あと自然国立公園の整備とかハード部分に係る部分もありますが、そういった部分については継続審議ということで、取り急ぎ今年度につきましては国際観光振興室が要求した部分をつけていただいたところでございます。

【吉村(洋)委員】中身はわかりました。継続審議というか、今後、どこら辺で、どういう役割分担でやっていくかということだろうと思えますので、これもさっき物産ブランド推進課長にも言ったように、観光という切り口でいくと、この部局が一番と思うので、そういう各部局の連携したところがわかるような資料づくりをやって後もって説明していただくとわかりやすくなるのかな、そこでまた私たちも理解もするし、提案もするしということができるようになるのかなと思うので、そういうことも頭に入れておっていただければと思います。よろしくをお願いします。

【大場分科会長】ほかにございますでしょうか。

【宅島委員】議案説明資料の4ページ、観光のプロがおすすめしたいグルメ店を選定し、観光客の「グルメ満足度」の向上を図る取組等に関する経費として3,451万2,000円の計上がなされております。

先般、テレビニュース等でもありましたとおり、「ミシュランガイド長崎」が今度発行されるということで、私も大変楽しみにしているんですけども、この中でミシュランガイドの経費が入っているのか、まず確認させてください。

【大場分科会長】しばらく休憩いたします。

午前11時12分 休憩

午前11時12分 再開

【大場分科会長】分科会を再開いたします。

【土井口国際観光振興室長】ミシュランガイドの件でございますが、今回の予算につきましては、観光振興費の観光客誘致対策事業費の中のインバウンド個人旅行誘客拡大事業費の中に含まれております。

今回の「ミシュランガイド長崎」につきましては、あくまでもこれはミシュラン独自の活動でございます。本への掲載、本の作成に対しては我々が予算を計上しているわけではなくて、できた後、それを英語版に直しまして情報発信をしていく、そこに我々の予算を投入していくという形でございます。そういう予算の構成になっているところでございます。

先ほど言われました観光情報発信事業費の中ではございません。予算的には約1,000万円を情報発信の経費で計上しているところでございます。

【宅島委員】先般、県の負担も少しあると聞いたので確認をさせていただきました。

観光客の皆さん方は、料理を楽しむ方たちは、ミシュランガイドを買って旅行先を訪れるというのがメインになっていきますので、ミシュランに掲載される店が増えるといいなと期待を申し上げたいと思います。

それと、国際定期航空路線の維持・拡大、国際チャーター便の誘致に関する経費として2億551万3,000円を計上されております。

先般、1月19日から就航いたしました長崎 - 香港線の搭乗率はわかりますか。

【土井口国際観光振興室長】香港エクスプレスの搭乗率の状況でございますが、1月19日から就航いたしておりまして、2月までのトータルの搭乗率は83.6%ということで好調です。1月が81.3%、2月が84.8%、トータルは83.6%でござ

います。

日本人、外国人の比率につきましては、1月しか統計が出ておりませんが、日本人が15.7%という数字が出ております。

【宅島委員】83.6%ということで、非常にいい搭乗率ではないかと思えます。外国人、日本人の比率でいくと、日本人がまだまだ少ないと思えますので、長崎県民の皆様方にもぜひ搭乗していただくように、県としてもきちっとPRをしていただきたいと思います。

それと、今後、県が新たに就航を目指している路線、目指す国があればお聞かせいただければと思います。

【土井口国際観光振興室長】新たな国際航空路線の就航に向けた動き、働きかけでございますが、現在、上海とソウル、そして今回、香港に就航したわけでございます。

私ども、インバウンドのメインのお客様、約7割以上は、その3地区に加えて台湾からでございます。今後はインバウンドの誘客という観点からも、台湾の誘致に向けてはチャーター等も含めて積極的に取り組んでいく必要があるかと考えているところでございます。

【宅島委員】その言葉を聞いて大変安心しているところであります。長崎県にいられているお客様は、台湾のお客さんが一番多いんですね。ぜひ台湾路線を再重点航空路として取り組んでいただきたいと思います。

それと、物産ブランド推進課が所管されているアンテナショップ「日本橋 長崎館」ですね。この状況についても去年の委員会で設置場所等の問題を私は指摘させていただいたんですけれども、その後、どういうふうに変化をされたのか、お聞かせいただきたいと思います。

【宮本物産ブランド推進課長】長崎県のアンテ

ナショップ「日本橋 長崎館」の今の運営状況でございますが、先般の議会で来館者数の目標値の修正をさせていただきまして、1月末現在で46万7,000人ということで、昨年度同期比の136.5%で推移しております。それで58万人に向けて3月1日から30年の記念イベントを打っておりまして、それに向けて全員で頑張っている状況でございます。

それと販売状況につきましては、目標値の設定には挙げてないんですけども、事業者が目標として持っております2億2,000万円という数字は達成するような状況でございます。実績といたしましては、対前年比144.9%ということで、概ね順調に推移している状況でございます。

【宅島委員】わかりました。運営者が代わって効果があらわれたのか、それと物産ブランド推進課との連携がよくて上がってきていると思えますけれども、ぜひ長崎のブランドの推進にもっと力を入れていただきたいと思います。

それと、部署がちょっと違うんですけども、埼玉県に出されている物産館と申しますか、そこ物産ブランド推進課が連携をとってぜひやっていただきたいと思います。部署が違うから知らないじゃなくて、お互い連携をとりながら、「日本橋 長崎館」も埼玉もきちっと取り組んでいただきたいと思います。

部長、横串を通してぜひやっていただきたいと思います。いかがですか。

【中崎文化観光国際部長】同じ首都圏に長崎の魅力を発信するというアンテナショップができているわけですから、そこはぜひ連携して相乗効果を出していきたいと思っております。

現在、周遊キャンペーンということで、それぞれの店舗で3,000以上買うことができれば県産品のプレゼントをするというキャンペーンを

っております。そして、お互いの店でそれぞれのお店を紹介するというのもやっておりますので、今後、より連結して取組を進めてまいりたいと思っております。

【宅島委員】 ありがとうございます。

世界遺産の件につきましても、登録をされて、それぞれ構成資産のところにお客様が増えているというふうにお聞きをしておりますけれども、目標値みたいなものがあるのかどうか、課長にお聞きいたします。

【佐古観光振興課長】現時点で県としてどこまで拡大するという目標値は定めてはいません。

【宅島委員】わかりました。目標値がないというの、例えば、会社だったら必ず目標を持って進んでいこうということでやるんでしょうけれども、行政はそこまで持たれてないということのあらわれだと思んですけど、やはり何ごともきちっと目標数値を立てて、絶対ここを達成するんだという意識を持って取り組んでいただきたいと思います。

特に、長崎県内の県内総生産は約4兆円ですけれども、70%、2兆8,000億円程度が第3次産業における生産額なので、ここを伸ばしていくことは農林水産業を引っ張る要因となりますので、改めてそういった意味も込めて最後に部長の見解を求めて終わりたいと思います。よろしくをお願いします。

【中崎文化観光国際部長】今、委員ご指摘のとおり、観光業を活性化することが県の県民所得、あるいは人口減少対策に貢献できるものと思っております。特に、今回、ご審議をお願いしている予算につきましては、観光客を呼び込むことも大事ですけれども、やはり来ていただいたお客さんに、いかに地域にお金を落としてもらおうか。そういったことで、先ほど、食

を含めた付加価値の向上であるとか、あるいは人材育成ということで産業成長に欠かせないような課題に向けて、職員一丸となって取り組むような予算を今回計上しておる意気込みでございますので、よろしくご審議を賜りたいと思っております。

【大場分科会長】ほかに質疑はありませんか。

【吉村(庄)副会長】答弁を聞いておまして、ちょっと私は不満です。

一つは、先ほどの「ながさき経済」を読んでも、いらっしゃらないという話もあったんですけども、幹部の皆さん方の中には読んでいる方もいらっしゃると思うけど。ここら辺のことについて文化観光国際部を否定するわけじゃないけど、一人を決めて言うわけじゃないですけども、この種の資料なんていうのは、少なくとも皆さん方は読んでおっていただかんといかんと思うんですよ。佐世保にも出ているんですよ。これは十八銀行関係の経済研究所が出しているのを私たちも毎月もらっております。親和銀行関係の経済研究所が地域を中心にした経済動向について、予想するのがどこまで正確かどうかという問題はあるけれども、いろんな情報を持っていますから、そんなのはちゃんと見とってもらわなきゃいかんと思えます。

それから、宅島委員の答弁で目標は設定していないと。それについて部長が一定の見解を示されましたね。それはそれで構いませんよ。目標を設定していないなら、いない理由があるわけじゃないですか、あるいはできなかった理由とか、「しておりませんよ」というつっけんんな答弁というのは議会に対して失礼ですよ。「設けているか」と聞かれて「設けてない」と。それは質問に対する答えにはなっているけれども、そこにはちゃんとした理由が、あるいはで

きなかったとか、中身がそういうものじゃないとか、いろんな事由があるわけですから、丁寧に答弁をしてください。

私は、当初予算のことについて質問するんですが、その前段は後でもちょっと申し上げますが、今、部長がおっしゃったことも関連するから、一般的な業務運営というか、観光振興について意見がありますから申し上げますが、今のところ、予算ですから。

あなたたちの補足説明資料の5ページ、21世紀まちづくり推進総合支援事業を使った観光基盤整備事業費1億2,267万9,000円ということで、単独補助、地方創生の補助がある、こういう中で目的が書いてあります。これは私も了とします。

それで、1番の中で下の方、これは新規事業ということで書いてなくて、先ほどの部長の話の中にありました付加価値云々でどうだとか、人材育成だとか、下の方にも人材育成ということが書いてある。

そこで、「長崎の宿」イノベーション創出事業、付加価値を図る取組、「宿泊施設が関連事業者と連携し魅力向上による高付加価値化を図る取組に支援」と書いてある。わからんですね、目標とか、大きな意味での基本的な考え方はわかるんですけど。そして、上限はソフト・ハードで2,000万円。補助対象として市町。括弧書きが市町なのか、宿泊事業者及びその関連事業者なのか、どちらかよくわからんようにしてあります。下は、市町、市町としてあるんですけど。

そこでお尋ねしますが、魅力向上による高付加価値化を図る取組に支援をするということですが、対象が事業者、関連事業者に及ぶと括弧書きしてありますから当然だと思いますが、具

体的にどういう取組が想定され、それに対してこういう事業としてやっていくんだと、10分の5の補助でやっていくんだと、こういうことですか。どういうものがあるかということが全然わからないので、具体的に想定されるもの、あるいは予定されているものを教えていただきたい。

【佐古観光振興課長】この事業におきましては、補助の対象というのは市町という書き方で、括弧書きで事業者を入れておりますけれども、市町が事業者を支援する時に県も市町に対して補助をするということで考えております。

具体的な取組につきましては、これからそれぞれの地域に県としても入り込んでいって市町の方ですとか、いろんな関連事業者の方と相談して、その地域が抱える課題の解決につながるような付加価値向上の取組というのが、一般論として言うとそういうことを考えております。

具体的に今の時点で私どもとして想定をしておりますのが、今、県としても滞在型観光の推進というところに力を入れております。国内旅行でいいますと、人口減少を背景に宿泊客が今後増えていくということはなかなか見通しづらい状況でございますので、そこを踏まえまして、一度おいでいただいた方にまた来ていただく。それから、一度おいでいただいた方はもう1泊していただく。1泊とか2泊じゃなくて、さらにもう1泊していただくことが必要になってくると思っています。ですから、そこにつながるような取組として、例えば、宿泊施設が、従来、お客さんを自分たちの施設の中に囲い込んで食事からお土産から全部宿泊施設の中でやっているところを少しモデルを変えていただいて、周辺の飲食業の方と連携して朝食なり夕食を提供する。そうすることで自社で提供している食

事メニューとは違うメニューを外で食べられる。それがもう1泊につながるのではないかと思います。

そのほかでいいますと、今も意識をきちんと持っていらっしゃる宿泊事業者の方は、県産食材を積極的に活用いただいていますけれども、そこをさらにもう一步、付加価値の高い、例えば水産物ですとか、そういったものを今以上に提供していただく。その際に1次産業の皆様方と連携して宿泊事業者の方が取り組む。

もう一つ考えていますのは、最終的には宿泊単価を上げていただくということが我々のミッションであります観光消費額の拡大につながると思っていますので、例えば、客室の改装、少しグレードを上げるとか、そういう客室の改装と併せて、先ほど申し上げた食事の部分の改善とか、そういうことをセットにして宿泊単価を上げていただくような取組をされる宿泊事業者を最終的には支援して成功事例をつくってきたいというのが、この事業の目的でございます。

【吉村(庄)副会長】 高付加価値化というのは、今の答弁でもよくわかりませんでした。そういう言い方をすればね、今おっしゃったような内容のものは、そういうふうなところにつながっていくからというのは、それはそれでいいですよ。

具体的にお尋ねしますが、例えば、Aという市で、そこの中の業者が既にそういう考え方を持って取り組んでいるから補助をしますよと、こういうことじゃないんですね、そういうところまでいってないんですね。今からそういうことを求めていって、そういうことがあればこの事業を新規事業として県はつくっているからと、どういうことですか、よくわかりませんが。

普通は、いろんな要望とか、こういう事態が

あって、そういうことについては、こういう事業に位置づけができるな、そういうものもA市である、B町である、だから、そういうことについては積極的に取り上げて新規事業としてこういう事業をつくって、地方創生の交付金を使って、国の金が出てくるから、単独の補助金も出してそういうことをやっていこうと、こういうふうになるんですが、今からですか、これ。

【佐古観光振興課長】今の時点で具体的に動きが始まっているのは、雲仙市の中では先ほど申し上げた宿泊事業者と飲食事業者との連携というのが、今、緒についたという状況がございます。その他の地域につきましては、今のところ、まだ具体的な動きというところまでは至っておりませんので、私どもが市町の皆さんと相談をしながら事業を組み立ててまいりたいと考えております。

【吉村(庄)副会長】お尋ねしますが、事業をある程度組み立てて予算化をするというのが普通じゃないですか、どうですか。先走っていいですよ、予算に余裕があったりなんかする場合は、それは当然なんですけれども、こういうことをやらなきゃいかんというのはわかっているけど、なかなかそういうところまではいかんけれども、具体的にそんなことがずっと出てきているんだから、こういうふうにと考えるというのが普通じゃないですか、新規事業は。どうなんです、部長、見解を聞かせてください。あとのことも関係があるから見解を聞かせてください、予算の作り方について。

聞き方を変えます。先ほど、雲仙の例が出ましたね。雲仙は、そういうことでやっていこうということで緒についているから、この事業が適用になって、この事業を有効に活用する部分になって、そういうものについては予定できる

ことになるんですよと、こういうことなんですね。

【佐古観光振興課長】先ほど申しました雲仙の例は、今、緒についたばかりということで、まだ具体的な事業構想ですとか、そこまでは至っておりません。ただ、我々としては、そういった取組を支援していくという前提で今後取り組んでまいりたいと考えております。

【吉村(庄)副会長】部長、今、答弁があった程度で聞かせていただいて結構だと思うんですよ。ということは、しかし、新規事業で、こういうものが幾つかあって、それは全部じゃないかもしれんけれども、こういうことについて具体的に事業の財政的なもの、こういうものをちゃんとやっていくというのがある程度出てきたから、新規事業としてこういうものをすると。こういうふうになっているというふうに理解をしてないんですけどね、狙いはいいと私は思うんですよ。あの方の観光コンテンツの創出、この辺もどうということなのか聞きたいんですけど、時間がありませんから聞きませんが。例えば、人材を育成する云々という話もこの中にちゃんとあります。私は必要だと思ってますよ。長崎県でもまだ不足しているところがあると思っている。

だから、そういうところは当然やっていかなきゃいけません、1億2,267万9,000円の予算を、交付金を使えるから全額を単独で出すということではないけれども、ほかにもいろんな事業があって予算の要求がいっぱいあるのに、これだけを使ってやるというんだったら、ある程度の見通しを立てながら、対象がある程度ある中で、この予算をきちっと使いこなしていけるということをもって私たちに示してもらわんと。

さっきの話のように、ずっとやってみたらな

かなかうまくいかなかったから平成31年度の後半に、今のような時期に減額をして、これはなかなか難しかったんですよ、狙いはよかったですとばってんと、こういう状況になりはしないですか。見解を聞かせてください。

【中崎文化観光国際部長】この予算の背景も含めまして少しご説明させてください。

今まで観光というのは、どちらかという人を呼び込むというような事業を主体にやっておりましたけれども、人口減少、県民所得に対応するためには観光事業者と向き合った施策が必要ではないかと思って今回新たに組んだ予算でございます。

そういった思いを持って昨年来からいろんな観光事業者と意見交換をしてまいりました。そうしますと、観光事業者の中から、例えば、こういったことで付加価値を向上させたい、あるいは労働生産性を上げるような形で、よりサービスを提供していいお客を呼び込みたい、そういう意見も数多く寄せられました。

先ほど、課長が少し答弁しましたけれども、特に雲仙地域において、雲仙が経営者も変わる、あるいはよそから来るということで、より付加価値の高いサービスを提供しながらお客を呼び込むというような事業者の動きがございます。そういうお話も聞きまして、ぜひそういったことを後押しするようなことができないかというようなことで、この事業を組み立てたものでございます。事業者の方もそういった後押しがあれば、またもう少し事業の中身を精査してくるだろうと思っています。

また、これは雲仙のみならず、ほかの地域にかけても、そういった呼び込みをしながら、行政だけじゃなくて、民間とも一緒になって、ぜひ観光業を活性化するような、そういった取組

に注力してまいりたいと思っております。

【吉村(庄)副会長】 私は、あなたが言っていることだとか、課長が説明していることを悪いと言っていないですよ。1億2,200万円組むのであれば、ある程度の見通しということの中で具体化していくものがあるって、そういう予算を設定していくと、こういうふうなことが普通やられることじゃないかと言っているんです。

だから、あなたたちの言い分を聞くと、環境整備になっているんですよ。せんばいかんですよ、必要がある時は、もちろん必要があると私は思います。先ほどなんか、何の目標か、私はよく聞いておりませんでした、それはありませんよと。そういうあっち向いてほいの答弁じゃなくて、目標を設定するのが適当なのかどうなのか、そのくらいの説明はちゃんとしてくださいよ。

私の説明の中で、この事業については、考え方は了としますけれども、予算の組み方については余り感心したものじゃない。こういうことを申し上げて、後でまた一般のところでも申し上げることがありますが、予算についての質問は終わります。

【大場分科会長】 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場分科会長】 ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場分科会長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第1号議案のうち関係部分及び第57号議案のうち関係部分は、原案のとおり、それぞれ可決

することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【大場分科会長】 ご異議なしと認めます。

よって、予算議案は、原案のとおり、それぞれ可決すべきものと決定されました。

しばらく休憩いたします。

午前 11時40分 休憩

午前 11時40分 再開

【大場分科会長】 委員会を再開いたします。

午前中の審査はこれにてとどめ、しばらく休憩いたします。

午後1時30分より再開いたします。

午前 11時41分 休憩

午後 1時30分 再開

【大場委員長】 委員会を再開いたします。

次に、委員会による審査を行います。

文化観光国際部においては、委員会付託議案がないことから、所管事項についての説明を受けた後、所管事項についての質問を行うことといたします。

文化観光国際部長より、所管事項説明をお願いいたします。

【中崎文化観光国際部長】 それでは、総務委員会の議案説明資料をお手元によろしくお願ひします。

1ページでございます。

文化観光国際部関係の所管事項について、主なものについてご説明いたします。

文化の振興について。

長崎歴史文化博物館におきまして、朝鮮通信使に関する記録がユネスコ「世界の記憶」に登録され1周年になることを記念した特集展示「世界の記憶 朝鮮通信使」を1月23日から3月

17日まで開催しており、本県と韓国に残る登録資料や周辺地域に残された朝鮮通信使関連の記録を中心に交流のさまざまな面を紹介しております。

また、本県では、県内各地に所在する歴史、民俗、美術、自然科学、産業などをテーマとした特色あるミュージアムを地域の大切な文化資源として地域振興に活用していくことを目的に、各施設の活性化と施設間の連携を進めるミュージアム連携促進事業を実施しており、今後も県内各地にあるミュージアムとの連携を図り、文化によるまちづくりや交流人口の拡大など、地域活性化に結びつけることを目指してまいります。

このほか新年度におきましては、これまでの孫文・梅屋庄吉とともに、隠元禅師の功績や黄檗文化に着目し、古代から現代まで続く長崎と中国の歴史について、中国の要人や専門家を招いたシンポジウムの開催等により情報発信を強化し、日本及び中国におけるプレゼンスの向上及び交流拡大を図ってまいります。

世界遺産の観光動向と保存活用について。

「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の7月から1月までの来訪者は約55万人で、前年同期比で1.6倍と引き続き好調に推移しております。

県としては、登録効果が一過性のものとならないよう、真の価値を伝えるガイドの育成や情報発信、構成資産以外のキリスト教文化遺産群も含めた周遊対策に引き続き力を注ぎ、地域の方々の生活・信仰と観光の調和に留意しながら、さらなる交流人口の拡大につなげてまいりたいと考えております。

新年度は、黒島天主堂の修復・耐震工事に係る所有者への支援や潜伏キリシタンの信心具に

関する調査研究、集落跡等の測量による記録資料作成、世界遺産の保護意識の醸成など、引き続き、国や関係団体、関係県市町と連携して力を注いでまいります。

併せて、構成資産の保護を担う地域の活動支援や、県内大学と連携したフィールドワークの実施、ふるさと教育を通じた小中高生の愛着や誇りの醸成など、次世代への継承や地域の活性化に向けて、関係者と一体となって取り組んでまいります。

観光の振興について。

本県観光の振興を図っていく上で重要な施策となる魅力あるまちづくりを進めていくため、今年度から新たに地域住民自らによる主体的な取組をソフト・ハードの両面から支援するため、「住んでよし・訪れてよしの観光まちづくり構想」の策定を支援しており、去る2月5日、佐世保市江迎地区の「“入り江で迎える宿場町”江迎観光まちづくり構想」を選定いたしました。今後は、既存の補助制度などを活用し、この構想の実現に向けて積極的な支援を講じてまいります。

このほか、新年度におきましては、「観光を産業として捉える」という考え方のもと、観光事業者のみならず、地域の関係者が「観光で稼ぐ」という意識を持って観光客の満足度を向上させる取組を促進してまいります。

具体的には、観光客の多様化するニーズ等への対応のために市町等が実施する観光まちづくり事業に対する支援に加え、新たに、宿泊施設が関連事業者と連携して付加価値向上を図る取組を支援し、先進事例を創出することで、観光産業の「稼ぐ力」の最大化を図ってまいりたいと考えております。

また、安定的な人材供給も不可欠であること

から、宿泊業を中心とした観光産業の新規就職者の増加及び定着率の向上を図るため、県内高校生を対象に観光に関する講座やインターシップを新たに実施し、明確なジョブイメージを持って就職し、将来にわたり活躍できる人材の確保・育成を進めてまいります。

インバウンド誘客対策といたしましては、今年、「ワールドカップ2019」が開催され、九州にも多くの観光客が来訪することが期待されていることから、九州各県とも連携し、外国人観光客の広域周遊を促す取組を進めてまいります。

国際定期航空路線の取組につきましては、去る1月19日に就航した香港線の誘致効果を県内に波及させるべく、観光消費の拡大や輸出拡大等、国際交流の進展を図るべく取り組むとともに、本年9月に就航40周年を迎える上海線の利用促進にも努めてまいります。

なお、平成28年10月に就航し、現在、週3便で運航しているソウル線につきましては、運航会社であるエアソウル社において保有する機材の一部について法定整備を行う必要があるため、本年3月下旬から3カ月間、運休することとなりました。今後、7月以降の再開に向け、同社と協議を行ってまいります。

県産品のブランド化と販路拡大について。

県産品のブランド化の推進につきましては、首都圏・関西圏の百貨店やホテル・料飲店などにおいて、県産食材等を使ったフェアの開催や店頭でのプロモーションを実施しております。

今後とも、市町や生産者団体、関係部局等と協議しながら、県産品のブランド化や魅力発信に取り組んでまいります。

県産品の輸出促進につきましては、去る2月19日から27日まで、香港イオンにおいて「長崎フェア」を開催し、県産品と国際定期航空路線

の就航のPR、観光プロモーション等を通じて、ご来場いただいた多くの方々に県産品を初めとした本県の魅力を総合的に発信することができました。

今後も、関係部局や団体等とも連携しながら、県産品のブランド化と販路拡大に努めてまいります。

このほか、新年度におきましては、県産食材セミナーの開催や県内ホテルフェアの支援などを通して、宿泊施設等が県産食材を提供しやすい環境を整えていくとともに、長崎ならではの食を堪能できる店舗の情報提供を行うなど、観光客等に向けた県産の食の魅力発信に取り組んでまいります。

また、海外での総合フェアの開催に加え、海外向けECサイトでのプロモーションを新たに実施するなど、県産品の輸出促進の取組を進めてまいります。

アジア・国際戦略の推進について。

新年度のアジア・国際戦略の取組につきましては、これまで構築してきた人脈や交流の歴史、ゆかりを活かし、本県のプレゼンス及び認知度の向上を図り、海外活力の取組に向けた各種施策を推進してまいります。

中国につきましては、福建省廈門市で開催されます国際投資貿易商談会に出展し、本県の認知度向上と県産品の販路拡大を図ってまいります。

また、韓国におきましては、ユネスコ「世界の記憶」に登録された朝鮮通信使を活かし、本県のプレゼンス向上、相互理解の深化、さらには友好交流の促進に取り組んでまいります。

東南アジアにおきましては、ベトナムでは、友好交流関係に関する同意書を締結しているクアンナム省との絆を深めるため、交流の架け橋

となる政府職員を受け入れ、さらなる人脈を構築してまいります。

また、タイにおきましては、本県ゆかりの飲食店と連携し、本県の観光物産プロモーションを実施し、本県の認知度向上に努めてまいります。

そのほか、出入国管理及び難民認定法の改正による新たな在留資格の創設等に伴い、本県においても増加が見込まれる在留外国人が安全で快適に生活し、安心して県内に定着できるよう、多言語によるワンストップ相談窓口の整備など、受け入れ、共生のための総合的な対策に取り組んでまいります。

今後とも、それぞれの国、地域の特徴等に応じた施策を民間の方々や関係部局としっかり連携し展開することで、本県経済の活性化につなげてまいります。

長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略の改訂について。

平成27年10月に策定した「長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」については、県議会や外部有識者の方々のご意見をお聞きしながら、事業等の評価、検証を行っているところであります。

本年度、文化観光国際部においては、「長崎県総合計画チャレンジ2020」における数値目標が一部変更になったことに伴い、総合計画と重複しているKPI（重要業績評価指標）の見直しを行うこととしております。

以上をもちまして、文化観光国際部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますよう、お願いいたします。

【大場委員長】次に、国際課企画監より補足説明をお願いいたします。

【小川国際課企画監】長崎県「アジア・国際戦略」2019年度行動計画につきまして、補足説明をさせていただきます。

「総務委員会補足説明資料」の「長崎県『アジア・国際戦略』2019年度行動計画」についてをご覧ください。

表紙を1枚めくっていただきまして目次をご覧ください。

2019年度行動計画につきましては、長崎県「アジア・国際戦略」について、2019年度における取組の方向性、国・地域別の具体的な取組、戦略プロジェクトの大きく4つの項目で構成しております。

2ページをご覧ください。

アジア・国際戦略は、本県の歴史的な交流の積み重ねや地理的優位性を生かしながら、アジアを初めとした海外の活力を本県に取り込み、経済活性化につなげることを目的とし、国、地域別戦略や各戦略プロジェクトを、毎年度、行動計画として取りまとめをしております。

3ページをご覧ください。

アジア・国際戦略の組み立てでございますけれども、ソフトパワーの強化、専門的な知識・情報によるサポート体制の強化により、経済的実利の創出・拡大を図っていく。3層構造による施策展開という考え方につきましては、従来から変更はございません。

続きまして、4ページをご覧ください。

2019年度における中国、香港、韓国、東南アジア全体、ベトナム、そして欧州・米国という6つの国・地域ごとの取組の方向性をお示ししております。こちらにつきましては、今回、2019年度の行動計画におきまして新たに設けました項目となっております。

5ページをお開きください。

中国におきましては、本県と中国との歴史的なつながりの顕在化や、隠元禅師と黄檗文化、孫文と梅屋庄吉といった本県ゆかりの偉人の功績顕彰などにより、本県のプレゼンス向上と交流拡大を図るとともに、6ページにお示しておりますけれども、香港につきましては、本年1月に本県と香港を結ぶ直行便が就航しましたことから、その就航効果の最大化に向け、誘客促進に向けた情報発信などに取り組んでいくこととしております。

1枚おめくりいただきまして7ページをお願いします。

韓国につきましては、ユネスコ「世界の記憶」に登録された朝鮮通信使に関する記録や、世界文化遺産に登録されました「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」を活かした誘客を一層加速化させるため、朝鮮通信使を切り口とした情報発信や、影響力、情報発信力を有する人材、各種機関との共同によるイベントの開催、さらには、巡礼ツアーの誘致拡大などの取組を展開していくこととしております。

次に、8ページをご覧ください。

東南アジアにつきましては、人口や市場規模、所得水準などがそれぞれの国で異なることから、国ごとの特性に応じた取組を進めていくこととしており、所得の高い国に対しましては、観光客誘致や県産品輸出促進の取組を中心に実施し、まだ所得の低い国に対しましては、企業展開支援や外国人材の活用、将来を見据えた人脈構築、認知度向上に努めてまいります。

また、1枚めくっていただきまして9ページにおきましては、特に東南アジアの中でも本県と歴史的ゆかりが深く、交流が活発なベトナムについてお示しております。ベトナムにつきましては、ベトナムからの人材受け入れによる産

業の活性化を図ることとしております。

10ページをご覧ください。

欧州・米国につきましては、本年、日本で開催される「ラグビーワールドカップ2019」や、来年開催予定の東京オリンピック・パラリンピックに向け、本県の認知度向上、観光客誘致、県産品の輸出拡大に向けた取組をさらに推進してまいります。

11ページをご覧ください。

11ページ以降につきましては、中国、韓国、東南アジア、欧州・米国におきまして、2019年度に実施いたします具体的な取組を、観光客誘致、県産品輸出促進、企業展開支援・投資誘致の区分で、第一層、第二層、第三層の階層ごとにお示しております。

12、13ページをお開きください。

こちらから黒丸でお示しておりますものが来年度の新規拡充事業となっております。

中国におきましては、第一層にて、隠元禅師や孫文・梅屋庄吉を中心とした情報発信などに取り組むとともに、第三層としまして、中国だけでなく、各国共通の取組として日本政府観光局と連携した市場調査や、情報発信、世界的な食ブランドを活用した福岡県、佐賀県と連携したプロモーションの実施により近隣県から本県への誘客拡大を図ってまいります。

また、県産品のブランド化と販路拡大に向け、各種プロモーションの実施や輸出ルートの開拓などにも努めてまいります。

なお、これらの取組を推進するに当たりまして、県上海事務所により情報提供や現地活動支援などのサポートを行ってまいります。

14、15ページをお開きください。

韓国につきましては、韓国国内における本県のプレゼンス向上を図るため、第一層としまし

て、朝鮮通信使をテーマとするセミナー等をソウル特別市及び釜山広域市において実施することとしております。

また、巡礼ツアーの拡大による誘客促進に向け、キリスト教関係者との人脈形成や教会神父などの教区関係者の招聘などに取り組みますとともに、県産品輸出につきましては、県産品の販路拡大に向け、これまで培ったネットワークの活用や現地イベント等の機会をとらえ、観光PRと併せてプロモーションを実施いたします。

なお、これらの取組を推進するに当たりましては、県ソウル事務所による情報提供や現地活動支援を行ってまいります。

16、17ページをお開きください。

東南アジアにおける取組でございます。東南アジアにつきましては、各国の特性に応じた実効性の高い取組を進めることとしており、第一層におきましては、県内の各産業における人材不足等を解消し、本県経済の活性化につなげていくため、外国人材の受け入れ促進などに努めてまいります。

観光客誘致につきましては、所得水準が高い国を中心に訪日客が増加しておりますが、ゴールデンルートに集中している状況がありますことから、ゴールデンルートからの取り込みや新規定期航空路線の誘致を図ることとともに、キリスト教徒が多いフィリピンに対する巡礼ツアー誘致などに取り組みでまいります。

企業展開支援につきましては、県内企業の東南アジアに対する関心が高いことから、引き続き、ビジネスサポートデスクによる専門的な情報提供、サポート体制を通じた支援などにより、企業進出や取組拡大を図ってまいります。

続いて、18、19ページをお開きください。

欧州・米国における取組でございます。

第一層におきましては、「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の世界遺産登録1周年を記念したPRを欧州にて開催するとともに、小学校段階からの英語力向上にも取り組んでまいります。

観光客誘致では、「ラグビーワールドカップ2019」を契機とした九州各県と連携した情報発信やイベント実施により、広域周遊の促進を図ることとしております。

また、県産品の輸出促進につきましては、県産茶の輸出可能性調査の実施や水産物の新規輸出に向けた市場調査結果を踏まえ、欧州や米国の東海岸などに向けた新規輸出販路の開拓に取り組んでまいります。

20ページをお開きください。

アジア・国際戦略におきましては、国、地域別戦略と併せ、重要なテーマごとの取組を10の戦略プロジェクトとしてお示ししております。

2019年度の行動計画におきましては、戦略プロジェクトの項目につきましては大きな変更はなく、プロジェクトごとの詳細なご説明については省略させていただきたいと思っておりますけれども、35ページ、36ページをお開きいただきますと、こちらにお示ししております「外国人材受入促進・国際人材育成」プロジェクトにおきましては、本県経済活性化のための外国人材活用促進に向けた取組内容の追加記載など、見直しを行いました。

また、39ページ以降につきましては、参考としまして、「アジア・国際戦略」の関係事業の資料を添付しております。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

【大場委員長】次に、提出のあった「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」に

ついて、説明を求めます。

【佐古観光振興課長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づきまして、本委員会に提出いたしております文化観光国際部関係の資料について、ご説明申し上げます。

お手元の総務委員会提出資料をご覧ください。資料は、いずれも昨年11月から今年の1月までの実績について記載しております。

資料の1ページをお開きください。

1,000万円以上の契約案件でございます。1,000万円以上の契約件数は2件ございまして、ともにアルカスSASEBOの空調設備の改修工事に係る契約でございます。これはアルカスSASEBO内の県専有部分と、県・佐世保市の共用部分それぞれで契約を行ったものであります。契約方法は、いずれも指名競争入札で実施しております。

次に、資料の5ページをお開きください。

陳情・要望に対する対応状況でございます。

知事及び部局長等に対する陳情・要望のうち、昨年11月から今年1月までに県議会議長宛てにも同様の要望が行われたものは、対馬市及び島原半島振興対策協議会からの要望の計4件でございます。それぞれに対する県の対応をお示ししているところでございます。

まず、対馬市からの要望としまして、資料の5ページから7ページに記載しております。

2項目ございまして、観光客の受入体制強化のための基盤整備について及び港湾施設の整備促進についての関係部分でございます。

次に、島原半島振興対策協議会からの要望といたしまして、資料の8ページから10ページに記載しております。

こちら2件ございまして、「九州オルレ」

の認定に向けた協力支援及び認定後における周知並びに維持・管理に対する協力。そして、潜伏キリシタン関連遺産の持続的な保護活動等に対する支援措置の充実についてでございます。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【大場委員長】次に、所管事務一般に対する質問を行うことといたします。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、質問はありませんか。

【吉村(洋)委員】これ、ちょっと単純になんですけど、入札結果報告書を見て、ちょっといつもの形式と違うので、なんか違和感を感じたんですけど、その理由を示してください。手書きだし、形式が違うので、時間がなくてこうしたのか、今からはこういう形で発表していくのか、お願いしたいと思います。

【本多文化振興課長】入札結果報告書につきましては、委員ご指摘のとおり、通常の様式と違う形で今回添付させていただいております。これは工事の発注に関しましては、土木部営繕課に委託をして実施したものでございますけれども、その結果について土木部の方から資料をいただく際に通常の様式と違う形でいただいたものをそのままお付けしたような形になっております。

今後は一般的に使われる統一の様式でご報告させていただきたいと思っておりますので、ご了承いただきたいと思います。申し訳ございません。

【吉村(洋)委員】それじゃ半分にならんとやけど、答えが。今までこういうことがあったですかね。なんか初めて見る感じがして違和感を感じたということなんですけど、今までもこういう形でされよったなら今の答弁で了となるんで

すけど、今までは違って、今回はこうで、今後はもとのような形でやると言われたら、今回なんでそういうことになったのかなという理由をお知らせいただきたいとなるんですけど、そこら辺もう少し詳しくお願いします。

【本多文化振興課長】これまでの報告の様式につきましては、これと違う形で報告をしていたところですけども、先ほども申し上げましたように、今回、文化振興課の方で直接工事の入札事務をこの分について行っていなかった関係がございまして、その結果の資料を土木部からいただく際に、きちんとした、この委員会にご報告する資料ということで土木部に依頼していただくところを、そこが徹底してなかったために、今回こうした資料を付けている状況になっております。

今後は、その点注意をした上で、これまでと同様の様式で報告書に添付をさせていただきたいと思います。

【吉村(洋)委員】部長にお伺いしますけれども、今回、イレギュラーな形でこのようになったということが、今、課長の答弁でわかるわけですが、やはりきちっとそれは、直接、自分たちが入札に携わっておらなくても、この結果を確保してきちっと出すというのが形であろうかと思えます。それが今回できなかったということについて部長の見解を一定お知らせいただきたいと思えます。

【中崎文化観光国際部長】これは大変申し訳ないと思っています。県庁内部の手続きでございますので、それも議会に出す資料でございますので、そこはきちっと関係部局とも連携して、こういった出す資料については適切に対応してまいりたいと思えます。今回は、誠に申し訳ございませんでした。

【吉村(洋)委員】申し訳ございませんでしたという括りになるんでしょうけれども、その前に説明を受けたアジア・国際戦略なんかも、これだけの資料が立派にできて、立派過ぎてから、もう読めんぐらいに字がいっぱい入ってますよ。そういうのを見ると、こういう入札結果表というのが出されると、こっちの資料までその信憑性が問われてくるということになるので、今後は細心の注意を払って資料を提出していただくようお願いしておきます。

【大場委員長】ほか、ございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】ほかにないようですので、次に、所管事務一般についてご質問はありますか。

【宮本委員】所管事務一般について質問いたします。

まず、部長説明資料の2ページ、「観光の振興について」というところで質問いたします。

「住んでよし・訪れてよしの観光まちづくり構想」ということで策定を支援しているということがありまして、今回、江迎地区が選ばれたということですが、これは県内でどれくらい応募があって、この構想が選定されたのかということを確認させていただきたいと思えます。

【佐古観光振興課長】県内から応募がございましたのは6団体でございます。それを受けまして外部の有識者も含めましたところの選定委員会を開催して、江迎町の構想を採択したという状況です。

【宮本委員】6団体中から1団体、江迎地区が選ばれたということですが、「入り江で迎える宿場町”江迎観光まちづくり構想」ということになっております。現在、この構想の内容の概要はわかるものでしょうか、それを確認させてください。

【佐古観光振興課長】概略をご説明したいと思います。

江迎の構想につきましては、まず、現状で例えば江迎本陣でございますとか、寿福寺とか、あるいはもともとの精米所を地域の交流拠点としてリニューアルしている施設ですとか、ある程度のものが点在していると。それを通りといいますか、あるいは面的にというか、そこを結んでいこうというのが基本的な構想でございます。江迎の地域の中に大きく3本、通りがございますけれども、その3本にそれぞれ、例えば、歴史的な宿場町の風情を感じられる通りづくり、あるいは少し懐かしい昭和レトロに近いイメージかもしれませんけれども、懐かしい時代を感じられる通り、それから、商店街については外からのお客さんと地元の人が交流できるような通りをつくっていく。そういうコンセプトをつくっていくのが今年度の概略の構想でございます。これを選定しましたので、平成31年度については、その構想をもう少し具体的にアクションプランという形でつくってまいりますので、県としましては、そのこのところを支援して、その後には21世紀まちづくり補助金を活用しながら、これはハード面も含めてですけれども、支援をしていくという予定であります。

【宮本委員】わかりました。江迎地区というのは、そういった面では本陣があり、今日の地方紙にも繭玉まつりの件が載ってましたので、そういった面では文化的には非常に価値が高いんだなということがわかります。そういったものが点在している、それをしっかりまとめていくという形での構想ということを確認いたしました。

ちなみに、これはハード面とソフト面ということですから、ハード面でいえば大がかりな支

援もできるという考えでいいんですか。例えば、21世紀まちづくり補助金を使ってハード面を、道路の改修とかもできるというようなイメージでよろしいんでしょうか。

【佐古観光振興課長】この住んでよしの事業につきましては、観光部局だけではなくて、土木部とか、ほかの部局とも連携しながらしっかり支援していく予定にしております。

今おっしゃられた道路の整備というところは土木部にお願いしていくことになると思います。私ども、21世紀まちづくり補助金で支援ができるハードで想定されるものは、もう少し交流拠点をリニューアルしたりとか、新しいものをつくるとか、そういったものにつきましては私どもの方で支援ができるかと思っております。

【宮本委員】わかりました。土木部などとも連携をとるということで非常にたのしみであろうかと思えます。

ちなみに、予定としては、来年度がアクションプランをつくと、県もそれに支援するというので、来年はプラン作成。本格的にハード、ソフトの面で取組が出てくるのは平成32年度ということのイメージでよろしいんでしょうか。ちなみに、それはどれくらいの期間ということ、何年間というのはありますでしょうか、確認させてください。

【佐古観光振興課長】基本的なイメージは、来年度がアクションプランの策定ということでございますけれども、場合によっては、アクションプランの策定が年度の終わりまでいかななくても、例えば、前半で終わってしまうということであれば、来年度のうちに次のステップに移りたいと思っております。

その次のステップというのが、21世紀まちづくり補助金でのソフト、ハードの支援ですけれ

ども、こちらにつきましては、概ねですけれども、補助金ベースで年間3,000万円を上限に3か年間の支援をしてみたいと考えております。

【宮本委員】わかりました。年間3,000万円です3年間という形ですね。来年度からアクションプラン、そしてまた、早かれ遅かれ、じっくりと練っていただいて県としてもしっかり支援をしていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

同じく3ページの下の方ですけれども、これは先ほどの分科会の時に出てきましたけど、観光宿泊施設等の、そして、県内の高校生等を対象にということで、人材供給についてということで、未来担い事業であると思いますが、3ページに「県内高校生を対象に」と書いてあります。これは再度確認ですけれども、これは今のところはどれくらいを想定されているのかということを確認させていただいてよろしいでしょうか。どれくらいの県内高校生を対象にこの事業をやっていきますということであるのか、確認させてください。

【佐古観光振興課長】今の想定としましては、県内で長崎市と佐世保市の2カ所で開催したいと思っております。これは宿泊客が多いという意味で今の想定になっております。

1カ所当たり40名程度の生徒に参加をしていただきたいと思います。トータルで申し上げますと年間80名ということになります。ただ、それだけ集められるかということも今からのことになりますけれども、教育委員会としっかり連携しながら、それから私立の高校も含めて、私どもが直接出向いて、この事業の意義等をご説明して、できるだけ多くの生徒に参加していただきたいと思います。

【宮本委員】わかりました。私が聞こうと思っ

たのは、私立高校も含まれるのかなということでしたが、県立、そして私立ということで、私立でも観光に特化した教育を受けているところもあるかと思えますから、県立、私立併せてしっかりタイアップしていただいて、30名、30名で60名ということですから、まずは対象の高校生がしっかりと把握できるように取組をしていただければと思っていますので、併せてお願いいたします。

【宮本委員】それと、もう1点お聞きしたいのは、これも恐らく観光振興課になろうかと思えます。アニメという観点から観光振興を考えるということについてちょっとお聞きしたいと思います。

今日の新聞にも載ってまして、今週末に「キャラめるPOP NAGASAKI」というのがあるということでありまして、その前にも「長崎の魅力をコスプレで」という記事もありました。今や、アニメを介した観光振興が全国各地でされているという現状があるかと思えます。アニメツーリズムという考え方もあるみたいですが、サブカルチャーの力で観光を盛り上げようということになろうかと思えますけど、これは把握できていれば教えていただきたいと思えます。もしできていらっしゃらなければ後でも構いません。平成30年度に長崎県内で「キャラめるPOP」であったり、コスプレであったり、例えば、アニメを活用した観光振興がどれだけあって、それにどれだけの方々が来ているというような統計が今わかれば教えていただきたいと思えます。

【佐古観光振興課長】観光振興課におきましては、アニメという切り口ではないんですけれども、フィルム・コミッションを通じまして映画の誘致ですとか、そこは一部、アニメ映画も含

まれますけれども、そういったところでご覧いただいた方の聖地巡礼とか、そういうことを従来やってきております。

お尋ねのアニメのイベントでの集客の数は、今のところ、把握をしておりませんので、後ほどご報告させていただければと思います。

【宮本委員】急ぎませんので、後でも結構ですので、教えていただければと思います。

ちなみに、長崎には非常にいい景観、趣のあるところ、文化遺産、もちろん世界遺産にもなっていますので、サブカルチャーという分野からいえば、長崎というのは非常にすばらしいところであるというような話もあります。

これは民間の団体が主催したことなので、県が関与するということは難しいのかもしれませんが、例えば、これは「キャラめるPOP」の第2弾、第2弾ですから第1弾が非常に功を奏したと、来場客が多かったということであります。先ほど話が出た江迎地区の「繭玉まつり」でも、このようなコスプレの写真コンテストがあったりとか、島原でもあったりということで、随所であっています。

言いたいのは、民間の団体がされているんだけれども、県として何か後押しができないのだろうか、アニメツーリズムという観点からして、県が後援する、主催というよりも後押しだったりPRをしていくというようなことを今後考えたりということはないのかということをお聞かせください。

【佐古観光振興課長】現状では、なかなかまだ手が回っていないところがございますので申し訳ないですけれども、情報発信ですとか、私どもが持っているツールがございますので、そこを通じたPRは今後やっていけることかなと思います。

【宮本委員】一般社団法人のアニメツーリズム協会が出しているアニメの聖地、88カ所ある中で九州・沖縄に11あるみたいです。その中で長崎が実に3つ選ばれているみたいですね。佐世保の「艦これ」、対馬の「アンゴルモア」、五島の「山本二三美術館」というのが挙げられていて、実に、九州・沖縄の11カ所の中で長崎は3つということで結構多いんですね。

だから、こういった面で見ると、アニメを通じた観光振興というのは、今後、長崎にとっていい起爆剤になるのかと私自身は考えておりますし、それをしっかり研究していただければまずは思います。

アニメで訪日客誘致拡大という考え方もあるみたいで、日本のアニメは非常に人気があると、訪日の一つの有力なコンテンツであるというような考え方もあるみたいです。だから、インバウンドについてもアニメというのは大きな力があるということ。しかも、長崎というのは歴史と文化のまちですから、こういったことに乗っかっていくということは非常に大事なかなと考えているところであります。

第2弾「キャラめるPOP NAGASAKI」が3月9日と10日に開催されると書いてあります。JR九州もコラボして列車を出すみたいですから、こういったことは県としても応援をしっかりとさせていただきたいと思っています。

今後のアニメを取り入れた観光振興について、中崎部長、高校生の時からアニメをお好きだと聞いております。非常に大事な視点だろうと思いますけど、今後の長崎県におけるアニメを介した観光振興について、考えはあられないかもしれませんが、意気込みというか、なるほどだなという、今の段階でのお考えがありますならばお聞かせいただければと思います。

【中崎文化観光国際部長】 すみません、私、アニメというか、イラストを若い頃からいろいろ描いておまして、そういった意味ではアニメを通じて、そういったキャラクターがいろんな意味で発信できるのかなというような感じはしております。

先ほど委員からご指摘があったように、今からインバウンドということを考えれば、多様な方に、若い方も含めて、長崎の魅力を発信していくということは非常に大事だと思っております。先ほど、対馬のアンゴルモアのお話もございましたけれども、これも元寇をテーマにして国内外に非常に人気があるということで、文化振興課でも原作者を現地にお連れして少しPRに活用するというようなこともっております。

いずれにしても、文化を活用して観光やまちづくりにつなげていくということ、これは本会議でも答弁させてもらいましたけれども、今後、インバウンド観光を考えていく上で大変重要な視点だと思っております。

そういった意味では、歴史・文化を生かして、そしてアニメというような活用もあるかと思っております。いろんな意味で観光と文化をつなげるような施策や、あるいは民間の方の後押しについても検討してまいりたいと思っております。

【宮本委員】 ありがとうございます。昨年、私が佐世保市内の高校の文化祭に行った時に、高校1年生が「艦隊これくしょん」、「艦これ」でまちづくりをしようというような研究発表をされておりました。非常にすばらしい研究発表だったものですから、若い人の視点では、こういったものが出てきているんだなということを見た時に、アニメを介した観光振興ということがあったものですから、担当部局でもじっくりと検討、研究をしていただければと思います。こ

れは要望させていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

【大場委員長】 ほか、ございますでしょうか。

【吉村(洋)委員】 幾つか質問させていただきたいと思っております。

まず、宮本委員が言われておった「住んでよし・訪れてよし」ということから入らせていただこうかと思っております。これは一般質問でも質問させていただいたので、そこでもある程度の議論はさせていただいたわけですが、先ほどからずっと言われておる史跡等を利用した広域観光、周遊型ですね、そういうものを伸ばしていく上で、これはその要素の一つになるんだろうと思っております。平成31年度が初めての事業になるわけですが、ここでしっかりその結果を残していくということが必要なんだろうと思っておりますけれども、ここについてもう一度、県当局の取り組む姿勢といいますか、ちょっと懸念したことは、6団体から応募があって、それで最終的に1団体も選定されないかもしれないという中で、この江迎の宿場町構想というのが選定された。よかったですねという、私もその地域に住んでいますので、これはよかったかと、いろんな意味です、あるんですけども、選定の段階で「熟度が高い」という言葉が出たのがちょっと気にかかったんです。

「既に熟度が高い」というところで、結果につながりやすいというところで安易に選定されたとすれば、それは違うのではないかと。今後、今からつくり上げていく中で素材がすばらしいという表現であれば満足したんですが、その点について県の取り組もうとする考え方をいま一度お聞かせいただきたいと思います。

【佐古観光振興課長】 「住んでよし」につきましては、江迎が選定委員会を通じて最終的に選

定されましたけれども、過去数年来、地域で取り組んでられておりますので、熟度が高いということも当然ございますけれども、中身につきましても、これは個人的な見解になるかもしれませんが、長崎県の観光のコンテンツの中で、主に長崎市中心かもしれませんが、少し日本というか、和の雰囲気というのが少し弱い、地域によっては強いところもあるんですけれども、そういう面で、例えば、今、佐世保港に来られているクルーズのお客さんにも訴求できるのではないかという判断も私どもとしてはしているところです。

選定委員会の中では、今回、選定から漏れたところでありまして、「アイデアは非常にいいね」という外部委員の意見をいただいたような構想もございました。

来年度もこの事業には引き続き取り組んでまいりたいと思っておりますので、その中でさらに磨きをかけて応募していただければと考えているところでございます。

【吉村(洋)委員】 そうですね。先ほど宮本委員の答弁の中でありましたが、1年目はこう、2年目はこう、3年目はこうというスケジュールがありながらも、前倒しができるところはどんどんやって進めていくんだというような考え方が示されました。ということは、結局、今言われたように、ここである程度の方向性が見えてきたところで、6団体というのがどういうのか知りませんが、公表できるのか、できないのかわかりませんが、できたら公表していただきたいところもあるんですが、我々も参考に見てみたい気持ちもあります。どういう地域で、どういう提案がなされたのかということを知りたいところもあるので、その辺は後もって資料等でお示ししていただけるならば提出いただきたいと

思います。

そうやって、「いいアイデアもあるよね」というところがあれば、そこも県内を幾つかの地域に分けて、周遊型観光というのがどこの地域にもできるわけですから、長崎にクルーズが入ると、大村に飛行機が入ると、佐世保にクルーズが入ると、対馬、五島もあるわけですね。そういうところからどういう周遊型ができるのかということは今後積極的に検討を進めていただいて、それと並行しながら、21世紀まちづくり補助金事業でしたか、そういう事業も推進していただきたいと思います。

今回は江迎の宿場町構想でしたが、これは起点が佐世保の三浦あるいは浦頭に入るクルーズが人数的に概ねメインになってくるのかなと思います。そうすると、世界遺産がまず拠点としてある、それから日本遺産がある、その間を線で結んでいく、その間にこういうような構想がつながっていくとか、そういうことが考えられる。それが有機的につながって周遊型観光になるんだろうと思います。

また、これにないいろんな県の文化遺産だったり、国の遺産だったりというのもあります。そういうことをつなげていくためには、この前も提案したように、文化観光国際部と教育委員会とか、そういう部局との連携というのが非常に大事ですので、具体的なそういう協議会を設置するというのを急いでいただきたいと思うところです。

それから、議案説明資料の1ページで部長が朗読されておるのを聞きながらちょっと思い出したんです。長崎県美術館では一貫して鉄を素材に作品を制作してきた「青木野枝 ふりそそぐものたち」を展示しておりますと、見に行かんばと思うんですけど、素材が鉄ですよ。

今、産業労働部に提案をしています。石材

組合の会があって、県内の産業振興というのもあるし、県内にこういうものができているということをお皆さんに知らしめるということもあるので、石という素材を使って、例えば、県庁舎の裏の防災岸壁から芝のエリアですね。そういうところにそういうものの展示ができないのかということをお提案したんですが、検討中だと思いますけど、それは石材組合が、今頃、墓石とかなんかの需要が減ってきているという環境の中で、新たな切り口を探していくということ。

そういう産業を文化に高めるようなことを考えていった方がいいんじゃないかなと思うふうには思っていたわけですよ。だから、長崎県内の石材という産業から石を素材として文化の薫りがするというような、いわゆる芸術性があるものをつくっていただいて、それをその芝生のゾーンに展示してもらおう。

その時に提案したのは、石材組合の話があったから石だけというんじゃないくて、鉄を素材として青木野枝さんが作品をつくる、この鉄という素材とか、長崎県内で金属を使った素材として加工する事業所というのたくさんあるわけですね。だから、金属を素材として芸術性のあるものをつくっていただいて展示して、それを皆さんに知っていただくとか、陶磁器も当然あるだろうし、木材もある。木材は外に長く展示するのはどうかなと思うんですが、そういう県内の産業で使う素材を、そういう人たちに芸術性を持ったものに高めてつくってもらって展示すると、それなりのインパクトがあるんじゃないかなと思う。そしてまた、そういうところから従事する人たちのモチベーションも上がってくるんじゃないかなと思うわけですね。

そういうことについて、これも文化観光国際部と産業労働部と連携して考えたらどうかなと思うんですが、その点についていかがでしょう

か。

【中崎文化観光国際部長】先ほど来から議論がっております、いかに長崎のそういった奥深い歴史、あるいは文化を活かして観光につなげていくかというようなお話だと思います。本会議の時は文化財に着目した答弁をさせてもらったんですけど、ただ、委員ご指摘のとおり、長崎の文化というのは、そういった文化財のみならず、伝統的な建築物、あるいは食文化、そして、今お話にあったような産業みたいなところも、広い意味でいけば長崎の持つ文化の強みだと思っております。

これも先ほど話がありましたように、インバウンドをこれからどう長崎に呼び込むかというようなことを考えれば、長崎が持つ多様な魅力を上手に発信していくことが大事だと思っております。そのためにはそういったまちが持つ魅力を、それぞれの地域の皆さんがつくり上げて、そして、それをつないでいくというようなことが大事だと思っております、先ほどの「住んでよし・訪れてよし」というのは、まさに、そういった魅力を地域全体で考えて、それをどうコンテンツにしていくかというような取組に対して支援するものでございます。

21世紀まちづくり補助金は、今までどちらかということ、市町が提案してきたものを、そのまま県の支援ということにしておりましたけれども、やはりある程度、選択と集中の中で一生懸命考えてもらおう。そして、それを県も後押しする。

ただ、今回落ちた5団体に対しまして、実際に携わった観光事業者の方からお話を聞いたんですけども、こういったまちづくりを考える機会を、いろんな人とやったというのは非常によかったと、今後生きるということをおっしゃっていただきました。確かに、選ばれたまちに対し

て支援してまいりますけれども、既存の枠もございまして、今回の事業の中でいろいろ考えながらも選ばれなかった市町もそのような枠を活用できる提案をされるということも期待しております。

いずれにしましても、県、市町、民間、あるいは地域の皆さんと一緒に観光振興に向けて何ができるかというようなことを県としてもしっかり取り組んでまいりたいと思っております。

【吉村(洋)委員】今の部長の答弁につきまして、私も非常に共通するところが多くございますので、そのようなことで進めていっていただきたいと思っております。

青木野枝もそうですが、その下段に「本県では、県内各地に所在する歴史、民俗、美術、自然科学、産業などをテーマとした特色あるミュージアムを地域の大切な文化資源として地域振興に活用していく」と書いてあるので、ここに「産業」まで入れてあるので、そこも含んでいただきたいということ。その取組の一つとして、雲仙ビードロ美術館において、「雲仙モダン」というのは、いい名前ですね、そそりますよね。そういうことで、この雲仙ビードロ美術館において特別にやるんじゃなくて、雲仙ビードロ美術館では、この「雲仙モダン」というのが常設されているんだと。それぐらいに、そこに何か県としても一緒にやりながら、そして、特別には県の美術館で「雲仙モダン」を展示するというような、そういう連携の仕方ということもやって、常時は雲仙ビードロ美術館に行ってください、あそこに行ったらありますからと。それはさっきのいわゆる周遊型観光にもつなげることができるわけです。それをもっと知らしめるために県の美術館で特別展を開きますよと。ネーミングもいいなということで、そういうふ

うに感じるわけです。そういうことで、いろいろな意味で連携をしながらやっていただきたいと思っております。

もう一つ、最後ですが、宿泊税についても一般質問で聞かせていただいたんですが、暗中模索ではないですが、まだまだ積極的に具体化してないというのが長崎県の現状であろうかと思っております。

1月8日の長崎新聞を使わせていただきますが、ここに国は出国税、正式には国際観光旅客税というんですか、この徴収が始まったんですよという記事がありました。これを読むと、理由のいかんを問わず、出国者に1人1,000円課税されるんだと。新たな国税の導入は1992年の地価税以来、27年ぶりなんだと。年間税収は2019年度で約500億円の税収が見込めますと書いてあります。これは国民にアンケート調査とかあったのかなと思いますけど、私の個人的な記憶の中にはないんですが、これでどんどん進んでいくわけですよ。これは世界を見ても、いろいろな国でこういう出国税のようなものが取られている。それで、そう反対の意見もないし、すんなり受け入れられていく。結局、燃油サーチャージなんかも燃料代が上がって、そういうことは昔はなかったのに取られるようになった。それは、そういうことであればしょうがないねということがあるんですけども、それは慎重を期すところは慎重を期さなければならないと思うわけですが、それを観光振興に役立てるといふ一つの目的のために活用するのであれば、そう逡巡することなく取組を進めていいんじゃないかなと思うんですけども、その点についてのお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

【佐古観光振興課長】宿泊税につきましてですが、現時点で県内で長崎市、それから佐世保市において検討が進められております。本会議で

も部長からご説明申し上げましたけれども、長崎県の宿泊客数を市町別に見ますと、長崎市、佐世保市はかなり多いですけれども、それ以外の市町は、かなり偏在している状況でございます。

そういう状況の中で、今のところは県税として宿泊税を導入するという考えは、私どもとしては持っていないという状況でございます。

ただ、長崎市、佐世保市で検討が進んでおりますので、これは例えばの話ですけれども、長崎市と佐世保市の宿泊税の制度が実際に実現して異なった場合に、じゃ、外から来られる観光客の方がそれをどう受け止められるのかとか、いろいろと慎重に市町を含めて意見交換をしないといけないこともあると思っておりますので、至急、市町とも宿泊税についての情報共有、それから、今後に向けた考え方の整理ですとか、そういったことをまずはやっていきたいと思っております。

【吉村(洋)委員】 一般質問でも言ったんですが、近いところでは福岡市と福岡県で論争が非常に長引いて出口が見えないというような状況があることがいろんなところで出ております。ここにも福岡県と福岡市の考え方が載っているんですが、県としては、観光を支える産業のすそ野は広いんだと、福岡市に来る観光客であっても、それが福岡市以外に影響を及ぼす部分がたくさんあるんですよ。そういうことも考えると、新たな財源ができれば、違法な民泊の対策とか駐車場不足に伴うトラブルとか、そういういろんな課題を解決していくための財源にも使わせていただきたいと。ただ、福岡市とすれば、自分たちのところに当然入るはずのお金をよそに使われるのは嫌だと、そういうことも出てくるんですけれども、やはり今のような考えを持つと、例えば、県が全部まとめて面倒を見ていく

と、その配分をすることで福岡市ばかりじゃなく、ほかの自治体にもいって、それが県が財政支援をしますよと、そういうことにつながって、計画的な、全体的な観光の振興でもあるし、地域の振興にもつながるしというような、全体を見た計画が立てられるんじゃないかと。分配の仕方は半分ずつ分けるとかどうするかとかいろいろあるかと思えますけれども。そういうことで、私個人的にも、どっちかという県が県税として徴収して、それを県内の、長崎県でいうと21市町に分配していくというやり方がベターなんじゃないかなと思うんです。

そういうことについても早急にとりかからなければ、この前も言いましたが、佐世保市も検討に入るということを表明されたんですね。長崎市、佐世保市がそれで走り出すと、なかなかまとめづらく、遅れることになっていきますから、そこは急ぐ必要があるんじゃないかと思うんですけど、部長、どうですか、そこら辺の考え方についてお知らせいただきたいと思えます。

【中崎文化観光国際部長】 本会議でも答弁しましたように、いずれにしても、早い段階で市町とは議論する場を設けたいと思っております。

我々もまだ少し議論が深まっていないところがあるんですけれども、ちょっと思っておりますのは、財源は厳しいんですけども、財源欲しさで議論するべきということではなくて、なぜ宿泊税が必要なのか、あるいはこれをどう使うべきかみたいなところが、逆にいうと市も含めて少し議論が足りてないんじゃないのかなと思っております。

税を徴収するのは宿泊事業者でございますし、また、多くの観光客においでいただいて栄えた県でございます。観光客の皆さんの考え方もあると思えます。それと、委員ご指摘のように、宿泊者というのは、宿泊地とは関係なく広域的

に周遊したり、あるいはクルーズのように泊まらないお客、ビジネスで来るお客もおります。そういったさまざまな状況もありますので、そこはしっかりと議論した上で、県としてどういった方向がいいのかということ由市町と話を進めてまいりたいと思っております。

【吉村(洋)委員】 いろんな課題とかそういうことがあるかと思いますが、それだけに早く中に入って県が主導的な立場で議論を進めていただくことが必要なんだろうと思います。

出国税の話の中でも、これは既に徴収されているわけですね。だから、今、部長が申されたような課題、懸案ということについても、ある程度共通する部分があるわけですよ。既にそれは議論がなされているというところもあるかと思うので、出国税を徴収しようとなった時の、そういうところの議論あたりも参考にしながら進めていただければいいと思っておりますので、これも可及的速やかに考え方を進めていただくようお願いして、終わりたいと思っております。

【大場委員長】 ほか、ございますでしょうか。

【宅島委員】 今、吉村(洋)委員から質問がございました宿泊税についてですけれども、私も以前、宿泊税のことを議論したことがあります。

ちょっと確認させていただきたいんですけども、宿泊税を長崎県がとった場合に特別交付税の収入額に算定されて、要は総額は変わりませんよと、カウントされて特別に財源が増えるわけではないんですよとお聞きしたことがあるんですけども、そこについてはいかがですか。結局、税をとりますと、税をとったら国税じゃないので、県税としてとった場合には収入額に算定されてというのはいかがですか。

【佐古観光振興課長】 宿泊税について税務課の方と協議といたしますか、意見交換をしておりますけれども、例えば、地方税の中に宿泊税が法

定という形で位置づけられて、そこにある程度の基準になる税額が示されて、その前後で変えた場合、その時は基準財政需要額に算定されて、結局、一緒ということになるという話は税務課から聞いておりますけれども、今、先行事例で導入されております法定外の目的税の時にどうなるかというのは、すみません、今把握をしておりますので、後ほどご報告します。

【宅島委員】 その辺も含めて、私もできれば長崎県には独自のそういう目的税があってもいいとは思っているんですけども、県にくる交付税が変わらないのであれば、要は、よその部分は減らされるということもありますので、十分に、できることであればやった方がいいし、トータルできちっと議論して決めていかなければいけないと思っておりますので、よろしく願います。

【吉村(庄)副委員長】 部長、午前中もそうでしたけど、私ね、答弁を聞いておって、いらいらしてるんですよ。さっき、吉村(洋)委員から話がありましたが、あとの5つの・・・について出せるのか出せんのかとか、後でどうだろうとか、こういう話があった時には、出せないなら出せない、後で資料で出すなら出す、こういうきちとした答弁が返ってこなければいけないんじゃないですか、答弁の仕方として。

税金の問題について言えば、長崎県が全国に比べてたくさんとっているかどうかというのはあるけれども、目的税としてとっているんですよ。そういう場合に財源がどうなっているかというのは、宿泊税を話題にする時には、そういう問題は検討しとかにやいかんですよ、先に。今、「わかりません」と、地方税の中に入れてどうだとか、私もよく知らんけれども、あなたたちは、あなたたちなりに理解する、そういうことが今の段階であると思っておりますが、宿泊税の

話が一般質問で出た時に、宿泊税をとったら基準財政需要額の中に税金として算定されて地方交付税が減ってくるとか、こんなところは宿泊税の話をする時は、もうそんな話は部内で検討しとかんといかん、税務課を含めて、どうなっているのか。わからんということですから、それはきちっと話をしてもらわにゃいかん。

それから、石材の話があったでしょう。石材を使って芸術的な云々と、こういう話がありましたが、長崎県では既にそういう状態というのはできてきているんですよ、佐世保の六方石とか知ってますか。こういうものについては佐世保市も使ってます、観光の目玉になるような標識に使っています、海の中道公園にもいっているんですよ。そういう石材があるようなことについて、あなたたちは当然認識しとかにゃ。今から出てくるようなことについて一生懸命おっしゃっていることがたくさんあるんですけども、それについても検討の余地があるような話です。具体的に観光地にも使っているんだから。あなた、知ってますか、第7艦隊の佐世保基地の前に案内標識があって、そこに肥前六方石と、佐世保の石がきれいに磨かれて、そこに標識があって、時計と一緒にしてあるんですけども、そういう目玉的な使い方をして観光の一翼を担っているのが現実的にあるんですよ。知らないんですか。私は、そういう感覚がわからん。さっきの話も一緒、後から話をしますがね。

まず、吉村(洋)委員の質問に付け加えて、思いつきで恐縮ですが、先ほどの6団体、6事業ね、一つは江迎が出た。あとの5つについては、今の時点で公表できるんですか、委員会に答えることができるんですか、できないんですか。

あと1点言っておきます。課長、「私の個人的な考え方ですけど」と。議会で答弁する時に個人的な考え方を言ってもらっちゃ困りますよ、

言うなどは言わんけれども。課長として答弁するんだったら、それは課としての考え方、部としての考え方、こういうことに私たちは受け取るわけですから。個人的な思いがどうと、それは平たいところでおっしゃるのは構わんけれども、そういう受け答えをしよるような状況というのは、観光行政の中でいろんなことを書いてある、立派なことと言ってある、私は、それは正しいと思う。そして、そういうことで努力してもらわんばいかんと思うけれども、そういう熱意に水を差すような話に聞こえるじゃないですか。少ししっかりしてください。

私がお尋ねしたいのは、さっきの5団体、そういうものが出せるのか、出せないのか。それじゃなかったら、今は出せないけれども、後できちっと出せるのか。それとも、いろんな関係があるから具体的に取り組む段階で問題が出てくるので出せないというのか、それをまずはお聞かせください。

【佐古観光振興課長】「住んでよし」の事業で、今回、選定から漏れました5団体につきましては、同様の事業を実施している庁内の各課の取り扱いも確認いたしましたけれども、いずれも公表してないということでした。

ただ、それぞれの団体に対しては、選定委員での議論ですとか、そういうことを含めて個別にお返しをして、フィードバックをして次につなげていただくという手だてはとっております。

【吉村(庄)副委員長】今のような答弁をきちとなぜしないの。個人的な意見ということについては私たちの意見ですから、あなたたちはどう思っているか知りませんが。

それで今から質問です。長崎県では、いろいろ観光の問題については、インバウンドの方が強いんですけども、日帰り客と宿泊客のここ3~4年の動向をちょっと教えてください。私が

心配している平戸地域、あるいは雲仙の2カ所と全体についてお聞かせ願いたい。

【佐古観光振興課長】直近の県の観光統計データの平成29年をまず申し上げます。日帰り客数が約2,200万人、延べ宿泊者数が660万人という数字になっております。その前の平成28年の数字を申し上げますと、日帰り客数が約2,100万人、延べ宿泊者数が640万人。その前の平成27年で申し上げますと、日帰り客数が、ほぼ同じで約2,100万人、延べ宿泊者数が約700万人です。

【吉村(庄)副委員長】これに載っているんですよ、これは3月号なんですけど。最近の状況、2014年、2016年の数字ですが、長崎県では県南地区、県北地区の宿泊客数はどうなっているんだろうか。県南地区は減っている、こういう状況があって、雲仙は減っている、平戸は出てないんですけど。先ほど話があったように、日帰り客が増えて、宿泊客が減っているということの中で、この中にも書いてありますから、あなたたちもそういう認識でやっておられるということは私はよくわかっております。

例えば、雲仙とか平戸で、こういうふうには宿泊が減っている理由というか、原因というか、要素というか、こういうことについてはどういうふうには分析しておられますか。

【佐古観光振興課長】雲仙地域において宿泊客が減っていますのは、足元の状況で言えば、大型施設の休館、あるいはリニューアルに伴って工事期間中、営業を休んでいたとか、そういう影響が直近では見られると思っております。

平戸につきましては、これも一部、経営が別の方に移る時に少し休館をしたりですとか、あるいは県外の資本にはなりませんけれども、大型の施設がオープンして、そこが最初、かなり集客力があつたんですけれども、そこが少し落ち着いたとか、そういった状況が平戸については

見られるものと考えております。

【吉村(庄)副委員長】雲仙は、ずっと昔から言われているし、それは皆さん方、承知ですけども、雲仙は国立公園の第一号です。平戸も、かなり古い町家なんかの歴史がある。こういう状況の中で宿泊施設が休館になったり、どうかしたと言っても外国資本になってみたりとか、外国資本ばかりじゃないですけども、そういう動きの中で長崎県で一番問題になる、つまり日帰り客は何とか維持して、増えるところも出てきている、延べで考えても。やっぱり滞在型につながる宿泊という問題がどうなっているんだろうか。そういうことを考えたら、平戸の老舗の旅館がおかしくなっているとか、佐世保でおかしくなっているとか、長崎もそうなんですけれども、雲仙でおかしくなっているとか、こういうところについてあなた方は心を痛めていると私は思うんですが、そういうところについての対応はあんまり語られないんですね。そういう落ち込みをしているところについてどういうふうにしていくのか、こういうことが語られない。私は非常に不満ですよ。

そういう意味でいうと、ここは非常に大事なんですね。全県的にいえば、ここが大事なんですよ。稼ぐ観光、観光産業で稼げる状態をつくらなければいけない。しかし、地域的には非常に厳しい条件が出てきてますから、そういうところを含めてどうやっていくのかということを考える意味でいうと、例えば、江迎のようところで、こういうものを育てて人を呼ぶ、呼んでいるうち日帰りができてくれば、宿泊もその付近には出てくるとか。こういう状態にして相乗効果を求めながらやっていかにゃいかん、こういうことになっていきます。

だから、ここに書いてあることは非常に大事なことで、当を得ているというふうには私は思う

んだけれども、具体的なことになると、やっぱり情報として持たなきゃいかんようなところについても少しおろそかになってみたりしている。毎月出ているでしょう、観光客の推移は観光協会の資料としてずっと出ているんですよ。こんなのはあなたたちは見とらんという話だから。だから、先ほど人の質問について私が言うのはどうかと、こういう話があったけれども。

もっと基本的な問題として、前に座っておられる皆さん方は、情報をきちっと捉える、そして、何が問題なのかということが出てくる。出てきたことについて十分対応できるかどうかわからんけれども、こういうことについてしっかり対応策を講じる、対応策が完全にいかないでも、その次の対応策を考えることが非常に大事だと私は思います。

先ほど、雲仙のビードロ館の話がありました。私は、開館以来、何回も行かせていただいております。いろんな催し物もされておりますし、それから、佐世保の画家との関係のところも今までずっとしていただいております。例えば、雲仙ビードロ館に佐世保出身の画家の何かがあると、こういうことであれば、そういうものを見ながら雲仙に行こうじゃないかと、こういうことを考えていくようなことを全体的にやっていると、私はそう思うんですよ。

もう一つお尋ねしますが、具体的なところで、そういう問題との関連でね。クルーズ船の状況、だんだん増えてきてますよね、今年は何隻になったと、長崎港も、佐世保港も、また、ほかのところも含めてこれだけ来た、最高になったと。こういうことですが、クルーズ船乗客の1人当たりの、年間でも構いませんし、月間でも構いませんが、観光消費額の統計的な数字はどういう経過になってますか。

【土井口国際観光振興室長】クルーズ船の消費

額についてのお尋ねでございますが、平成30年の単価で申し上げます。これは平成24年の長崎市の調査、平成28年に県が調査をした消費単価から推計させていただいておりますが、韓国人が1万1,008円、中国人が2万7,497円、欧米人が9,096円、日本人につきましては、日帰り観光客の観光統計の数字でございますが、8,777円、台湾人が1万9,314円という単価を推計いたしているところでございます。

【吉村(庄)副委員長】聞き漏らしましたが、この推移はどうなってますか、例えば3年ぐらい前と比べて。そういう資料があれば教えてください。

【土井口国際観光振興室長】おのこの平成27年から単価をとっておりまして、まず、平成27年と平成30年の単価を比べますと、韓国人が平成27年が1万3,952円、これが平成30年は1万1,008円になっております。中国人は、平成27年が2万8,282円、これが平成30年で2万7,497円。欧米人は、平成27年が1万247円、平成30年が9,096円でございます。日本人は7,374円、これが8,777円。台湾人が1万9,231円が1万9,314円。これは平成27年と平成30年の推移でございます。

【吉村(庄)副委員長】今の状況で見ますと、日本人は少し上がっていたのかな、平成27年から平成30年。台湾人はほぼ変わらない、あとは全部落ちているんですね、中国人なんかも落ちている。当初、クルーズ船で来られた時に比べると、東京あたりでもそうですが、爆買いがどうだこうだということで観光客の話がありました。そういう状況からずっと変わってきているんですよ、そういう分析が当然されていると思います。

それは確かにクルーズ船でそういう金を落としてもらっていいんですけども、巷の音がー

体どうなっているかという、ホテル関係は「泊まらっさんもんね」と、それがまず一つ。それから、タクシー業者は「タクシーは利用さっさんもんね」と、これだけです。クルーズ船が何百隻どうだと新聞に載っているけれども、個人消費というのはずっとしよらすかもしれんけど、最近聞くと、お金の使い方も少なくなっていると。こういう状況の中で、クルーズ船、クルーズ船とおっしゃっている県とか市、佐世保市あたりの考え方はどうかということが一般県民のところに出てきているんですよ。

そういうところ含めて考えていく中で、あなたたちはこういう方針をさらに強調して出したんですね、「稼げる観光」と。やっぱりそこら辺に焦点を当てるとということであるならば、それらしきことの中で宿泊客をどうしたらとめられるのか、どうして滞在してもらうのか、こういうことについて考える。

それから、民宿あたりについても、奈留島のいい記事が載っていました。ホテルとか、そういうところばかりに焦点を当てないで、民宿あたりも滞在型、それから・・・の体験型、こういうところを含めて、どう育てていくかということとは当然やっておられると思いますが、そういう全般的なことをしっかり頭に置いて観光行政をやっていただきたい。

文化行政については、また違った見方も私は申し上げたいと思いますが、今日は時間がありませんから、それは申し上げませんがね。

だから、何か知らんけど、クルーズ船で、佐世保もそうですよ、浦頭につくったら、どんどん金が落ちて、そして、今言ったタクシー業者も含めて、どんどんとは言わんけれども、一定の恩恵があるんだと、こういう見方が宣伝的には聞こえるけれども、決してそういう状況にならん、今のクルーズ船のやり方からいくと。そ

こら辺を考えていただきたい、こういうように思います。

そして最後に、私が申し上げたようなことについて、部長、一定の見解を示してください。

【中崎文化観光国際部長】まず、施策構築に当たって、きちんと情報を収集する、共有する。先ほどの十八銀行の経済雑誌もそうですけど、新聞等も含めてですね。そこは今後、部としても、まずしっかりやっていきたいと思っております。

委員ご指摘のとおり、長崎県の平成29年の観光客数は過去最高でございましたけれども、ご指摘のとおり、宿泊数は確かに伸び悩んでおります。2年前の先ほどの数字のところまで回復しておりません。2年前は熊本地震がございましたので。ただ、クルーズを含めてトータルの数字が上がっておりますけれども、宿泊客数が伸びてないというのは、ご指摘のとおりでございます。

ですから、いかに泊まってもらうか、リピーターになってもらうか、そのためには宿泊施設のみならず、まちづくりを含めた地域の魅力を向上させていくことが大事だと思っております。

それと、しっかり観光地に入ってというようなご指摘もいただきました。特に、今、雲仙地域におきましては、かつて観光のエンジンと言われておりましたけれども、非常に苦勞されているような状況になっております。

ただ、我々も、今、雲仙の観光が落ちている理由、宿泊施設のハード的な面もございましてけれども、かつての修学旅行等の団体旅行を対象としたスタイルから、今は個人客の方に変わっています。今、雲仙の皆さんも少しダウンサイジングして、そのかわり宿泊単価を上げてインバウンドも含めた取組ができないかということで、今、いろんなことで取組を進められている

ところでございます。

私も何度も雲仙にも行きまして、いろんな事業者の皆さんと意見交換もやっております。この前は、年末には雲仙の地域の方、事業者の方も含めて長崎までやって来られて、県、県観光連盟と一緒に夜も含めて意見交換をしたところでございます。

やはり今申しましたような取組を進めるためには行政だけでは限界があると私は思っておりますので、しっかり地域に入って、そういった事業者の方と危機感を共有して、何ができるかということは今後も取り組んでまいりたいと思っております。よろしく願いいたします。

【大場委員長】ほか、ございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】ほかに質問がないようですので、文化観光国際部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

午後 3時 4分 休憩

午後 3時 4分 再開

【大場委員長】委員会を再開いたします。

これをもちまして、文化観光国際部関係の審査を終了いたします。

本日の審査はこれにてとどめ、明日は午前10時から委員会を再開し、企画振興部関係の審査を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

午後 3時 5分 散会

第 3 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

平成31年 3月 7日

自 午前10時 0分
至 午後 4時23分
於 委員会室 1

地域づくり推進課長 村山 弘司 君
地域づくり推進課企画監 浦 亮治 君
(離島振興対策担当)

スポーツ振興課長 本田 和人 君
スポーツ振興課企画監 野口 純弘 君
(スポーツ合宿・大会誘致担当)

市町村課長 井手美都子 君

土地対策室長 原田 一城 君

新幹線・総合交通対策課長 早稲田智仁 君
新幹線・総合交通対策課企画監 椿谷 博文 君
(航路・バス事業等担当)

県庁舎跡地活用室長 鳥谷 寿彦 君

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長) 大場 博文 君
副委員長(副会長) 吉村 庄二 君
委 員 宮内 雪夫 君
" 小林 克敏 君
" 橋村松太郎 君
" 坂本 智徳 君
" 下条ふみまさ 君
" 大久保潔重 君
" 吉村 洋 君
" 宅島 寿一 君
" 宮本 法広 君

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

企画振興部長 柿本 敏晶 君
企画振興部政策監 廣田 義美 君
(離島・半島・過疎対策担当)
企画振興部政策監 吉田 慎一 君
(IR推進担当)
企画振興部次長 廣畑 健次 君
企画振興部参事監 村上 真祥 君
(県庁舎跡地活用担当)
政策企画課長 浦 真樹 君
IR推進室長 西村 一宏 君

6、審査の経過次のとおり

午前10時 0分 開議

【大場委員長】 おはようございます。

それでは、委員会を再開いたします。

これより、企画振興部関係の審査を行います。

【大場分科会長】 まず、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

企画振興部長より予算議案説明をお願いいたします。

【柿本企画振興部長】 おはようございます。

企画振興部関係の議案について、ご説明いたします。

予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料をお開き願います。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第1号議案「平成31年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分、第57号議案「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち関係部であります。

初めに、第1号議案「平成31年度長崎県一般会計予算」のうち企画振興部関係について、ご

説明いたします。

予算額は、歳入予算で合計65億8,929万8,000円、歳出予算で合計129億3173万8,000円を計上いたしております。

この歳出予算の主な内容は、特定複合観光施設（IR）の導入に向けた事業者の公募、選定等を実施するための経費や、国の新たな政策パッケージや交付金を活用し、都市部からの移住促進や地域の雇用創出につながる事業拡充等にチャレンジする事業者を支援するための経費のほか、全国相互利用の交通系ICカードの導入を支援するための経費や、県庁舎跡地の整備に向けた埋蔵文化財調査等に要する経費などを計上いたしております。

なお、7ページでございますが、債務負担行為につきましては、特定複合観光施設（IR）導入に係る業務委託の平成32年度に要する経費などを計上いたしております。

次に、第57号議案「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち企画振興部関係について、ご説明いたします。

8ページをお開き願います。

今回の補正予算は、歳入予算で合計2億6,709万7,000円の減、歳出予算で合計10億1,907万2,000円の減を計上いたしております。

この歳出予算の主な内容は、離島航路事業者に対する欠損補助の減に伴う航路事業対策補助金等の減や、離島基幹航路事業者が行う船舶長寿命化（リフレッシュ）の本年度分の事業費の変更に伴う長崎県離島地域交流促進基盤強化事業費補助金の減などを計上いたしております。

また、11ページでございますが、債務負担行為につきましては、住民基本台帳ネットワークシステムの県ネットワークシステム管理委託に係る平成31年度に要する経費を計上いたしております。

最後に、平成30年度の予算につきましては、今議会に補正をお願いいたしておりますが、今後、年間執行額の確定に伴い、調整・整理を行う必要が生じてまいりますので、3月末をもって平成30年度予算の補正について専決処分により措置させていただきたいと存じますので、ご了承を賜りますようお願いいたします。

以上をもちまして、企画振興部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【大場分科会長】次に、提出のあった「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料（政策的新規事業）」について、説明を求めます。

【浦政策企画課長】私の方から、「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づきまして、本分科会に提出しております政策的新規事業の計上状況について、ご説明をさせていただきます。

資料の1ページをお開き願います。A4横書きの資料でございます。

資料の1ページ、企画振興部関係の事業といたしまして、集落維持対策推進費からICカード導入支援事業費までの5つの事業について記載をさせていただいております。各事業の要求額につきまして、それぞれ予算編成過程の中で補助対象の件数、あるいは事業費の負担割合の見直し等につきまして、それぞれ事業内容等を精査した上で予算案として計上した額を要求額の横に計上額として記載させていただいているところでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

【大場分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

【宮本委員】 それでは、予算議案について質問

をいたします。

説明資料の中から、まず、第1号議案につきまして、2ページでございます。土地対策費について質問をいたします。

補足説明資料もいただいております、3ページになります。これも確認の意味で質問いたします。

今回、地籍調査事業に要する経費ということでは約9億2,000万円あります。3ページを見ますと、実施主体は11市、残り2市8町は完了とありまして、調査面積、内容とも書いてありますが、単純に今回のこの予算総額で、長崎県の進捗率67.7%、平成30年度末見込みとありますが、来年度、この費用で、どれくらいさらに進捗するのか、それをお聞かせください。

【原田土地対策室長】 お手元の資料の3ページ目の事業内容の2番に踏査面積27.48平方キロメートルとございますが、今年度末の見込み67.7%に、この27.48平方キロメートル分を加えて、平成31年度末では68.4%の進捗率となる見込みでございます。

【宮本委員】 67.7%が68.4%なので1%もいかない感じですね。この地籍調査というのは非常に、何と申しますか、時間と、もちろん予算もですけれども、かかるということで、9億円、予算はあるけれども、進捗としては1%もいかないということです。非常に大変な作業であるということがわかります。

ちなみに、長崎県の進捗率で申しますと、全国的にどれくらいの位置にいるのか、それも併せて確認させてください。

【原田土地対策室長】 平成29年度末の全国の進捗率が51.9%でございます。長崎県は全国で上から14番目という位置でございます。

【宮本委員】 14位ということですが、全国よりは上回っているけれども、なかなか済んでい

ないところがあるということがはっきりいたします。100%になるまでは相当な時間がかかるんだろうということは明らかですもんね。

ちなみに、佐世保市は実施主体に入っていますけど、佐世保市は今どれくらいにおいて、これが来年度末はどれくらいまでいくかというある程度の目安というのはわかりますか。今のパーセント、そしてまた、今回実施するに当たってどれくらいまでいくというのはわかりますか。

【原田土地対策室長】 佐世保市は、平成30年度までの進捗見込みが42.5%でございます。これが平成31年度の予算を、国の割り当てが当初予算と同額ということをお前提としまして、これも42.5%程度ということですよ。

【宮本委員】 地籍調査は大事なことです。明治時代のということなので、これをやることによってしっかりと土地の区分ができて、そしてまた、1筆ごとの所有者がわかるということですから、これは国に対しての要望になるかと思えますけれども、要望といいますか、予算についてはしっかりと確保していただきたいということをお併せて期待を込めて要望させていただきますので、よろしくお願いたします。

それと、説明書の3ページの地域振興対策費についてです。これは補足説明資料でいうと8ページになりますけど、これも確認させてください。

これは「国の新たな政策パッケージを活用する」ということで、事業内容の1番目に4,500万円、移住支援事業がありますが、これは東京23区に在住または通勤する者がということで、これは決まっていることなんですよ。23区以外の方がこちらに来てもだめで、23区に在住する、もしくは勤務する人が県内企業に就業したということで、これは国の政策パッケージの中の決まりであるということの認識でよろしいですか。

【村山地域づくり推進課長】 補足説明資料の8ページ、移住支援事業の東京23区に在住する者または通勤するものの定義でございますけれども、これは東京一極集中を是正するための国の施策でございます、23区に在住する者または通勤する者というのは、国から示されたルールでございます。

【宮本委員】 そうするならば、その2行下に「60件」と書いてあるんですが、この60件というのは県が決めたこと、それとも国がこれだけなんですよということでしたということになりますか。この60件の数も確認させてください。

【村山地域づくり推進課長】 ご指摘の60件の内容でございますけれども、この予算を計上する段階で、これは市町の予算を伴いますことから、市町とも協議をいたしまして、これまで東京都から長崎県にお越しの方の実績をもとに、その方々の推移を考慮して60件という件数を想定しております。長崎県で決めた件数でございます。

【宮本委員】 わかりました。実績を踏まえてということですね。23区から来ている方もいらっしゃるということですね。すみません、私の感覚では、23区から県内企業に就職される方がいるのかなと思っていて、60件というのは多いかなと私的に思ったんですが、実績を踏まえて、そしてまた、市町との協議の中でということありますならば、実績よりプラスアルファで恐らく立てていらっしゃるんでしょから、これに近づけるようにしっかりとPRをしていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

それと、6ページですが、ICカード導入に係る経費についてもうちょっと聞かせてください。

補足説明資料は13ページになります。バス対

策費、ICカード導入支援事業費、約1億4,000万円。これは一般質問でもありまして、そしてまた、我が会派の川崎委員も予算総括でも質問しておりまして、さまざま出尽くしているんでしょうけれども、改めて確認の意味です。

この約1億4,800万円というのは、経費に対する支援ということですが、具体的に機器という形で捉えてよろしいのでしょうか、その確認をさせていただきます。

【椿谷新幹線・総合交通対策課企画監】 今回のICカード導入支援事業の内訳でございますけれども、主にIC車載機、配線取付費、運賃箱改良費等、いわゆるハード部分の支援が主な支援内容となっております。

【宮本委員】 ハード部分ということですか。

ちなみに、これも確認ですが、交通系のICカード、これが予算計上されて通りました、いつから全面開始になりますでしょうか。

【椿谷新幹線・総合交通対策課企画監】 今回の長崎県バス協会が導入を計画しております「nimoca」につきましては、県の補助以外にも国庫補助を受ける関係もございまして、この国庫補助の交付決定の時期次第では導入時期も変わってくるといったこともお伺いしておりますが、現在の予定で申し上げますと、「nimoca」の導入につきましては、平成32年3月、来年度末の供用開始に向けて、現在、準備を進めているとお伺いしております。

【宮本委員】 わかりました。来年度末ということですね。今のこの事業はICカード、いろいろな問題点等が出てきておりましたので、県外から来る方に対しても利用が促進されるでしょうし、そしてまた、県内の利用者についても大事な事業であると思えますから、少しでも早く導入できるように取り組んでいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

最後に1点だけ確認いたします。7ページ、県庁舎跡地活用検討経費、約1億3,800万円、これは埋蔵文化財調査費ということです。別途、資料もいただいております。これも一般質問でもあってありましたけれども、約1年間という計画であります。今回、約1億3,800万円ですけど、これがずれた場合、例えば、今回の費用を使って1年間で終わらなかった場合、全体的なスケジュールが遅れるというようなことにはならないのかと思って。今回の費用で1年間という目安はあるんでしょうけど、全体的なスケジュールについての影響はないのか、その1点だけ確認させていただきます。

【鳥谷県庁舎跡地活用室長】埋蔵文化財調査のお尋ねですけれども、1年と想定しており、スケジュールの方は、今回、補足説明資料として配った中にスケジュールを書かせていただいておりますけれども、主要な3つの機能については、基本構想、基本設計、詳細設計という形を経て工事に着手してまいります。これが1年以上かかりますので、1年が少し遅れたとしても完成には影響はない予定でございます。

【大場分科会長】ほか、ありますでしょうか。

【小林委員】IRの、いわゆる事業者の公募・選定を実施するというところで1億2,000万円強の予算が計上されているところでございます。

いよいよIRについての動きが活発になってきているというようなことで、これは全庁の取組体制というものが、副知事を先頭として県庁内ががっちり体制ができていると、こういうように認識いたし、これから本当に期待をしていきたいと思っております。

そこで、1億2,000万円強の予算をもって事業者の公募、選定を実施するということになっておりますけれども、これは非常に大事な、重要なことではないかと思っております。このIR

は、全国で3つの区域認定という状況から考えますと、やはり区域認定を受けるためにどうするか、あらゆる角度からその体制を強化し、また、運動の展開を盛り上げていかなくちやいかんわけけれども、やっぱり業者選定というのが極めて大きなポイントになると思うんです。

なぜならば、業者が、まさに海外からであろうと推測をするけれども、このところは非常に何と申しますか、よい事業者というか、本当に評価できる、あるいは国のいろんな選定の中において、この業者ならばと、こういうようなことをもって長崎県が優位な展開になるということは、これは考えるだけでも容易に推測できると思うんです。

したがいまして、この選定のあり方について、今後どういうシナリオでやっていくのかということでございます。

まず、いつまでに選定を決定するかと。まず公募しなければいけない、公募しながら選定する、そして最終的に決定する。こんなようなことを考えれば、スケジュール的に、いつ大体IRの開業を見込んでいるのか、そこから逆算をして、どれくらい前までには業者の選定をしなければならんという一つの答えが出てくるのではないかと、こういうふうな仄聞をいたしているところであります。

したがいまして、いつ頃、IRの開業が日本で成り立つのか、なるのか、いつ、ゴーサインが出るのかというその年度の見通し、そこから推定をして、いつまでに応募を求め、そこから選定をし、それから決定をするのかと、この辺について質問いたしたいと思っております。

【西村IR推進室長】平成31年度予算といたしましては1億2,033万8,000円をお願いしているところでございます。うち、今、委員ご質問の選定に係る支援事業といたしまして、これは1

億1,405万6,000円でございますけれども、同額を佐世保市が負担することになっております。

今、委員からご質問のございました開業時期でございますけれども、国は「2020年代の半ば」という言い方をしております。しかしながら、一番有力とされております大阪府・市が2025年の万博の前年の2024年の開業を目指すと言っております。同様に和歌山県も2024年の開業を目指すと言っておりますことから、私ども長崎県としましても2024年を一つの開業時期として考えているところでございます。

そこから建設期間等逆算いたしますと、2020年には地域認定がないと厳しいのではないかと考えておまして、同時期までに国が区域認定の申請業務を受け付けて決めていくのではないかと推測して、最短のスケジュールで私どもも作業させていただいているところでございます。

【小林委員】今の室長の答弁を承りますと、時間的にもあんまりないのではないかというような感じがしますね。

今まさに一つの根拠というか、大阪の万博が確かに2025年というようなことがもう既に決定しております。そうすると、大阪については、万博以降ではなくして万博のオープン前の2024年を目指しているということを明確に打ち出している。同時に、同じエリアであるかもしれないが、和歌山も2024年だと、こういうよう二つの地域がこの辺の動きをやっておりますということを考え併せると、その辺に我々の戦略を集中せざるを得ないと。これは今お答えのとおりではないかと思えます。

そうすると、先ほどから言っているように、区域の認定を受けるということがとても大事なところであって、今、確かに正式に手を挙げているところは3つだと、大阪と和歌山と九州の長崎と。こういうところであろうけれども、当

然のことながら、これからいろいろと盛りだくさんに出てくる可能性は覚悟しておかなければいかんと思うわけです。

だとすれば、やっぱり区域認定を得るために、何といたっても枠が3つしかないわけだから、そうすれば、先ほどから指摘をしているように、海外だろうと私は推測しているけれども、この事業者決定がとても大事ではないかと、こう考えるわけです。

では、その事業者を決定するために、しかも、それをよい事業者だというような前提に立って、今、幾つぐらいの可能性が、いわゆる長崎県の今回のIRについて協力をしたい、あるいは自分たちがやりたいと希望してきているところ、そういう意思表示をしているところが何社ぐらいあるのかということ。

それが全部応募するであろうという前提に立って、では、選定から決定に至るまでの間のスケジュールが、大体2024年という前提に立った時に、いつ頃やるのかということ、このスケジュールを明らかにしてもらいたいと思います。

【西村IR推進室長】長崎県におきましては、平成26年3月に知事が県議会でIR推進誘致を表明しております。以降、北米、ヨーロッパ、アジアなどから約20社の企業が私どもの方を訪問、あるいはハウステンボスの視察に訪れておられます。引き続き、この約20社の皆様とは対話を継続させていただいております。この3月にも15社とやりとりをすることとさせていただいております。

事業者の公募選定に係る事務作業でございますけれども、平成31年度に予算要求をさせていただいておりますように、公募選定の作業は平成31年度からやらせていただきたいと思います。具体的には、国が区域認定基準を夏頃、示すとしております。基本方針と呼ばれる

ものでございますけれども、それが出ました後に間を置かず、県の公募選定基準である実施方針をお示しし、具体的な選定作業、この20社程度を念頭に置きながら対応を続け、委員ご指摘のとおり、よい事業者、投資を一定規模やっていただける、あるいはもう一つ大きな基準としたしましては、廉潔性と言われる企業のクリーンさを併せ持つ事業者を選んでまいりたいと考えております。

【小林委員】 だんだん、だんだん、いろいろわかってきております。的確な答弁で流れがよく見えてまいります。

そうすると、よい事業者という選定を、この15社、あるいは20社、その中から、よい事業者という認定をどういう形の中で選ぶのか。手を挙げるから、来るからということで、間口を広げて応募したいと思う人は全部応募してくださいと、こういうようなやり方でやるのか。それとも、今、20社ぐらい、北米だとか、あるいはアジアだとか、いろんな海外から長崎県のIRについて協力をしたいと。しからば、どういう応募のあり方をやるのか、よい事業者を選定するために間口を広げるのか、そこである程度限定をするのか、受け付けをどういう形の中でいつ頃にやって、いつ頃選定して決定をするのかと、こここのところの段取りをもう一度、その辺に追いかけてお願いしたいと思っております。

【西村IR推進室長】 手続としましては、まず、今年の夏頃に示される国の区域認定基準である基本方針が出てからとなりますけれども、私ども、それを見据えて、現在、公募選定基準となる県の実施方針案の策定作業をさせていただいております。最終的には区域認定基準とすり合わせの必要がございますけれども、できる限り間を置かず公募選定に入りたいと思っております。

選び方でございますけれども、まず、競争的対話と言われておりますけれども、事業者とのやりとりの中で、一定、相手方の考え方を探りながらになるかと思いますが、最終的には、私ども、実施方針の中で先方様に要求する事項を投げることになります。それに応えられるか、応えられないかということもあろうかと思っておりますし、先方様の財務状況、事業の実績等々も私どもも判断していくことになるかと思っております。

手続として私どもが考えておりますのは、1次審査、2次審査という段取りの後、一定規模、最後は数を絞って選定してまいりたいと考えております。

時期的には、先ほど申し上げましたように、2020年度中に選ばなければ2024年度の開業というところまではたどり着かないのではないかと考えております。

【小林委員】 2020年度までに業者を選定する。これはなかなか時間が非常に逼迫しているというか、流れというのはかなり加速的なものだと思えます。

それで、まず国から基本方針が発表されて、それを受けて県の実施方針を立てますと。それに見合うようなところの中で、先ほども言ったように、約20社の方々が協力依頼を申し上げてきていると。その1次審査、2次審査という中において、最終的な決定をどういう形の中でやっていくのか。例えば、これは誰が決定するのか、こここのところが一番大事ではないかと思うんです。県のあなた方が、いわゆるIR推進室が新年度から課になるというようなことの事前の報告は受けておりますものの、県庁のIR課の皆さん方で、果たして業者の選定がどこまでできるのかと。何度も言うように、よい事業者でなければならぬ、そのよい事業者の根拠は

一体何なのか、こういうようなことになってまいりますと、県の皆様方には大変ご無礼でありますけれども、皆さん方の域を超える部分がありあるのではないかと。事務的にはいろいろ皆さん方が専門家だけ、これをよい事業者としての認定を誰が責任を持ってやるのかと、こういうところがとても大事ではないかと思っておりますけれども、この点についてはいかがいたすんですか。

【西村IR推進室長】よい事業者を選ぶ選定基準につきましても、今年度、また来年度にお願いしております予算の中で、専門的知見を有するコンサルティング会社の知見を活用させていただきたいと思っております。

また、当然、最終的な決定をさせていただく際には、県議会のご意見も十分お聞きしてまいりたいと考えておりますし、国に区域整備計画を出す際には県議会のご了解が必要という手続になっておりますので、そこを含めて、お知恵も、ご意見も賜りたいと思っております。

【小林委員】今、選定のあり方については、コンサルタント、いわゆる外部の有識者みたいな会議を、委員会を立ち上げるんだというような意味だろうと思います。2020年度までにということだから、そんなに時間が無いわけですよ。これは大変な作業になるだろうと思う。

そういうことから考えていくと、有識者会議的なもの、そこが非常に大きなポイントになると思うんですね。どんな内容で計画しているのか、何人ぐらいで、どういう有識者会議の外部の委員会を立ち上げて、そこに全面的な信頼と責任を持たせて最終的に決定をしなければならないだろう。もうIRの長崎の区域認定が、まさに海外から来るであろうと思われる、長崎県がどの業者を選定するかと。ここで大きな大きなハードルが、まさに超えるか、超えないかの

別れ道になると思うんだよ。だから、どういうような有識者会議、どういう選定会議をつくるのか、委員会をつくるのか、そういうところについて、もう腹案があるのかどうか、何名ぐらいで、あるいは企業でいうならば何社ぐらいで、どういうような内容になりますか。

【西村IR推進室長】私の先ほどの答弁がちょっと舌足らずでございまして、あくまでコンサルティング会社はサポート、支援に回るものでございます。

委員ご指摘の選定委員会につきましては、10名程度のメンバーで、法律、財務等々の専門家を含めたところで決定を図っていくことを想定しております。

また、事業者の具体の数でございまして、1次は5社程度まで、一定、対話の中で絞っていけるのではないかと、最終は3社程度でまな板に乗せることができると考えている次第でございまして。

【小林委員】時間もあれだろうけど、とても大事なところだから重ねて、くどいようだけれども、質問させてもらいます。

まず5社ぐらいを絞る、最後に3社ぐらいに絞る。この絞るのは有識者会議で決めるのか、その有識者会議で決める前に、あなた方が決めて、5社、3社に絞ったところで有識者会議が出てくるのか。20社なり15社なり応募されたところの最初からいろいろ対話とか、そういうようなものをやりながら、本当に足だけの業者であるかどうかと、こういうことだろうけれども、その辺のところはいかがですか。

【西村IR推進室長】1次審査におきましては、特段、エントリーを縛るつもりはございませんけれども、対話の中で恐らく5社程度まで絞られてくるのではなかろうかと想像しているところでございます。

最初の1次審査につきましては、財務内容、事業計画の確からしさ等々を専門的知見からコンサル会社の力もかりながら、一定スクリーニングをかけてまいりたいと考えておりまして、最終は3社程度のところで、よりよい事業者の選定にかかればと考えているところでございます。

【小林委員】最初から有識者会議で全部やるわけですかということを知っているわけです。いわゆる20社か15社ぐらいが応募に手を挙げてくださるのではないかと、こういう推測の上に立って、まず応募者を決める。応募者を決めてから、それぞれふるいにかけていくわけですね、失礼な言葉だけれども。そのこのところの、最終的に5社ぐらいまでに絞る。このこのところの有識者委員会が機能するのかどうか、最終的な5社の中から3社に絞り、それから最終的に1社に絞るわけでしょうから、そのこのところの有識者委員会が機能するのかどうか。有識者委員会は最初からスタートするのか、絞った後に出てくるのか、こういうようなこと。例えば、10人の有識者委員会は、いつ頃までに決定するのか、この辺のところも併せてお尋ねしたいと思いません。

【西村IR推進室長】今考えておりますのは、要求水準を併せた選定基準づくりのところから有識者には登場していただきたいと考えておりまして、10名程度で構成を考えております。最終の選定につきましては、有識者会議から選定会議という衣替えが必要かと思っております、人員の継続性等々につきましても、引き続き、何が最適なのかは考えてまいりたいと考えております。最初に先方様にお示しする実施方針の策定段階から連続的に有識者にはかかわっていただきたいと考えております。

【大場分科会長】あと、10名の選定期間。

【西村IR推進室長】今、候補者をリストアップさせていただいた上で、先方様にご了解、ご説明に上がっている最中ございまして、新年度早々には立ち上げたいと考えております。

【小林委員】新年度早々に有識者委員会を立ち上げるということではありますが、では、10名の、本当に大きな大きな、ある意味では重大な責任を持っていただかなければいけないだろうと思いますが、その人たちを、これまたどういう基準で10名を選定するのか、これも非常に大きな課題ではないかと思うんですよ。

だから、10名の方たちを、いつ、そして、どういう方法で選定して公表する、このこのところのスケジュール。10名の選定の仕方、誰が選ぶのか、そして、いつまでに決定するのか、そして、直ちに作業開始、こうしないと間に合わない。この10名の選定が特別大きな問題というか、大きな課題になってくるんじゃないかと思えますよ。

1億2,000万円というこの金額は、県と佐世保市というようなところで、両者併せてやってみたいなことだけれども、この有識者を10名選ぶについては、県の役割、佐世保市の役割、そのほかにどのようなことがあるのか、選定の仕方、いつまでに決めて、どのような形で、誰が最終的に決めるのか。この辺のところがいまひとつわかりにくいので、重ねて恐縮でございますが、教えてください。

【西村IR推進室長】公募選定に係る事務作業につきましては、佐世保市と合同で設置しております長崎県・佐世保市IR推進協議会で実行させていただきます。IR推進協議会の会長は知事でございます、副会長が佐世保市長となっております。有識者につきましても、会長、副会長とご相談をさせていただきながら決定をさせていただくことになるかと思っております。

す。

また、人選につきましては、有識者会議、要求水準を初めとした公募選定基準をつくる際には、これまでの、例えば基本構想づくりにかかわっていただきました、例えばMICE、例えば広域観光の分野、例えば建築・交通の分野に精通された有識者を考えております。それに法律の方等を含めた構成で決めてまいりたいと考えているところでございます。

【小林委員】 そうすると、まず、選定委員会を立ち上げるために、有識者会議を、そこを選ぶところの委員会をしっかりと協議していただかなければいけない。失礼けれども、知事とか市長とか、そういう方たちの、いわゆるIR推進協議会で、そここのところの、何といいますが、いろいろジャッジをしていただくような人たちを選ぶというところの認識度合いというのが、どこまであるのかなという感じがするわけです。やっぱりあなたたちが主体的になっていくんじゃないかなという感じがしているわけですよ。

だから、有識者委員会を10名ぐらいで立ち上げると。じゃ、その10名を誰が選ぶんですかということになってまいりますと、やっぱりあなた方が中心になっていくんじゃないかなと、こういうような考え方になるわけです。知事とか市長というのは、基本的にあなた方が一番よかれかしと思う、本当に絞って絞りまくって、この人であるならばという祈るような気持ちを持って10名を決めるというようなことになるでしょうから、ここは失敗がないように、10名の有識者の皆さん方を選ぶということが一つの大きな難関ではないかと思うし、また、10名の方々が長崎県の立場に立って、いろんな意味でハンディーがある長崎県、そういうところから今回3つの認定を受けるような形の中で、ぜひひとつ理路整然と、我々が公平で、しかも間口

がきちんと開けられて見える形の中で、この選定が十分になされて、このメンバーでひとつやっていただく、その上で業者が決定すると、こういう流れを期待しておりますので、大変でありますけれども、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

【大場分科会長】 ほか、質疑はありませんか。

【吉村(庄)副会長】 予算問題で地域創生関係の事業です。横長資料に2,600万円云々と書いてあります。また、補足資料では、それぞれのところが計画されております。補足資料の5ページ、地域づくり推進課の地域振興対策費2,683万5,000円が計上されておまして、中身が新規事業の集落維持対策推進費です。市町のサポート強化として208万9,000円、集落対策に向けた研修、アドバイザー派遣が474万6,000円です。

特に私がお尋ねしたいのは、集落維持・活性化に向けた取組への支援。これは地域運営組織の立ち上げ等に要する経費を支援する、補助率はこうだと。支援の例として、「まちづくり計画」策定に向けたコーディネーターの招聘だとか、集落の現状把握のための調査経費だとか、機運醸成云々と、これは中身的にはよくわかります。

私は、質問で人口減がずっと続いている、人口減の対策をしなければいけない。こういうことを言いながら、人口が一定減少していくという過程の中で、特に限界集落という言葉は使われませんでした。例えば二次離島あたり、それ以外の地域でも、要するに集落維持が非常に困難になるということが、今もあるけれども、予想されるから、人口減少を見据えた対策を長崎県の方針の中に入れておかないと、あれはしもうたと、大変なことになったと、こういうことになっていくということの話をしましたら、そういうことは当然考えているんですよという

話がありましたから、この中に入っていると思います。

そこで、具体的にお尋ねしますが、3番目の1,000万円は、具体的な立ち上げの動向が出てきているのでということで、10カ所と書いてありますが、10カ所のうち、例えば2カ所でも3カ所でも、こういう箇所が出てきているから、この予算を活用することになっているんですか。要するに、対象のところはもう具体化しつつあるのかどうか、あるいはもうしていて動いているから補助を出すとか、あるいはまだしてないけれども、今から出てきたものを組むのか、そこから辺をお聞かせください。

【村山地域づくり推進課長】予算補足説明資料の5ページの集落維持対策推進費でございます。

今ご指摘にありましたように、現状の動きでありますけれども、集落維持対策の中で、例えば、平戸市におきましては、市域の中で十数カ所の地域運営組織が既に立ち上がっておりまして、そういった中で住民主体の集落維持対策が既にスタートしております。実は、昨年7月に開催しましたスクラムミーティングの中で平戸市長さんの方から、そういった取組についてご説明をいただいて、そういった状況から、ほかの首長さん方も、それぞれの集落維持対策について積極的な考え方をお持ちになって、それ以降、順次それぞれの市町の中でも動きが見え始めております。

今回、地域運営組織の立ち上げに10カ所程度の重点支援地域という形で想定しておりまして、それは統括監PTの中で市町とそれぞれ意見交換をする中で集落維持対策についてどのような形で進めるべきか、あるいは最終的には住民の方々がそれぞれの集落の将来を見据えて、自分事として集落を考えていただく必要がございますので、そういった機運醸成を図るために、そ

れぞれ市町の中のどのような地区がふさわしいのかという部分について、しっかり市町と意見交換を行いながらの10カ所を想定しております。

ただいま、具体的に意見交換する中では、5ないし6地域の市町の集落において、この予算を活用するという方向で検討を進めているところでございます。

【吉村(庄)副会長】言っていることはわかりましたが、ちょっとわかりにくいところがあります。例えば、平戸市で10カ所程度という話だったかな、そういうことで機運が盛り上がっているということだろうと思うんですけど、じゃ、平戸の10カ所と、そこが限定されているわけではないんでしょう。例えば、平戸であると機が熟していて、そういう活動に具体的に入っている、そういう取組を進めているところがあるので、そこは何カ所か、最後におっしゃった5~6カ所に入っているのかどうかわからんような。

だから、5~6カ所程度は県全体的にいうと、そういう機運が盛り上がっていて、そこにいきつつあるので、そういうところをまず、ちょっと語弊があるかもしれないけれども、該当させて、あるいは該当して、1カ所100万円、こういうことでやっていこうということとされていることはわかるんですが、5~6カ所はほぼ確定的なものがあって、平戸の話が出てきましたのでお尋ねしますが、平戸は具体的に10カ所ぐらい云々と、一生懸命頑張っているところがありますよという話でしたが、どうなっているんですか。10カ所ぐらいが頑張っているけれども、そこがということで決まったことじゃないけれども、5~6カ所、そこも含んでいるのかどうか、そういうところがわかりにくかったので。

【村山地域づくり推進課長】大変失礼いたしました。

平戸市の集落維持対策でございますけれども、集落の対策を講じる場合に、どのようなエリアで想定するかというところでございます。これは国の小さな拠点づくりの中でも示されておりまして、エリア単位としては小学校区をエリアとして想定してございます。

ただいま申し上げた平戸市の十数カ所の地域運営組織の数でございますけれども、これは平戸全域を小学校単位で区切った時に十数カ所の地域運営組織のエリアになるということで、平戸市全域をカバーするに足る地域運営組織の数が十数カ所あるということでございます。

この事業の中で10カ所を想定しているのは、平戸市のような地域運営組織の作り込みをほかの市町でもやっていただくということで、それぞれの市町の中で基本的には小学校区単位のエリアを、それぞれ集落の形態ごとに重点支援地域ということを決めて、これは市町と協議をしながら、県下の中で先例となるようなエリアを定めて、それを県下全域に広げていくために、まずは平成31年度にしっかり各市町の中で県下10カ所程度を定めて、それを横展開をしていくという考え方のもとに進めていきたいと考えております。

【吉村(庄)副会長】簡単に言うと、そういうところが一定あるので、平成31年度予算をこれだけ確保して、国の補助金もくるんですよ、地方創生交付金の事業なんですよ。

それで、今おっしゃったように、どういう中身でいくんだらうかということ考えた場合に、小学校単位として周辺の集落を囲んでやっていくんですよという資料をもらっています。「まちづくり計画」策定に向けたコーディネーターの招聘だとか、現状把握の調査ね。結局、ある程度、そういう機運が出てきつつあるので、平成31年度にそういうところの中身、国の交付金

の性格に合うようなところを考えて、いわゆる県段階として判断する調査をして、市町とも話し合っ、そして具体的に決めていって、この事業予算を使うと。簡単に言えばね。

そうすると、これは新年度の予算はとってありますから、今決めているから、もうとってあるということではなくて、そういう機運のところがあるから、今からそのところは決めていきますよということで、具体的に言うと、4月から新年度が始まるが、どういうふうに日程的なものはされていくんですか。

【村山地域づくり推進課長】この10カ所の選定についての事務作業でございますけれども、昨年夏から市町村PTの中で各市町と意見交換をする中で、それぞれの集落ごとに、ここは重点地域として定めるべきだというふうなエリアが既に5カ所程度は想定できております。

今後、4月以降も市町村PTの中で、それぞれの市町と意見交換をしながら、県下10カ所に届くように検討を進めてまいりたいと考えております。

【吉村(庄)副会長】ある程度具体性が出てきているところもあるということですから、それはそれで結構ですがね。では、例えば、5カ所程度の重点地域があるとするならば、それは1,000万円のうちの一定の限度額は100万円ですか、10カ所云々と書いてありますね。この100万円を交付する時期は、早いところは、上半期中にはそういう選定ができて決定してやっていく。後はまたプラスして、調査をして、協議をしてどうやっていくかということをやっていくと、こういうふうに理解しとけばいいですか。5カ所というのは、すぐできるんですか。これを実行することについて私は当然だと思っていますし、できることなら早くやってもらった方がいいという考えもありますが、それは具体的なこ

とですが、言いたいことはまた後で言いますけど。

【村山地域づくり推進課長】この予算の執行についてでございますが、地域運営組織というのは、住民の方々が、それぞれの地域の将来をしっかりと見据えた上で、住民主体で、その課題を解消していくためにはどのような課題があるのか、あるいはその課題をクリアするためにどのような事業が必要なのか、あるいはまた、その事業を推進するために住民の方々がどのような形でプレーヤーとしてかかわっていただくのかというふうなところを将来ビジョンという形で、まずしっかり検討していただく必要がございます。

住民主体のそういったまちづくりを進めていくには、それぞれ住民の方々が主体的に考えていただけるかということ、決してそうではなくて、それはそれぞれの住民の方々が将来をどう見据えて築いていただくかということがまず前提となってまいりますので、今の段階では、県と市町との間で、それぞれの市町の中で、こういう地域については住民の方々が少しずつ動きつつあるとか、あるいはそれぞれの市町の中でも、この集落はほぼ限界集落に近いので、その限界集落を将来を見据えて考えていくために、一定、今の段階から対策を講じるべきだとか、そういう想定の中から、ただいまご説明申し上げた5カ所を今検討している段階でございます。これは住民の方々に自分事としてしっかり認識していただくために、いわゆる人の考え方を変えていかなければいけないという部分も含めて意識醸成を進めていくという意味において、我々はこの予算を執行して年度内に目標に達するようしっかり頑張っていきますけれども、それぞれの進捗度合いというのは、それぞれの市町の、それぞれの地域ごとによって変わってくるのではない

かと考えております。

【吉村(庄)副会長】丁寧に説明されたから、当然そういうことがある。簡単に言えば、その地域の皆さん方、自分たちでどうするんだということも含めて、行政もですね。問題なのは、集落の皆さんが考えて、自分たちがそのところをどうするかという、まちづくり計画、振興計画、こういうものが固まっていく段階でやっていくという話はいいんですが、5カ所は重点的に考えていますよということだから、そういうところまで進んでいて、動けるような体制になっていると私は勘違いしたんですが、今からそういうことをずっとやっていくというふうに理解しておかなければいけないですね。私は、それはそれでいいですよ、悪いとは言わないけれども、進んでいるところは、もうやりますよと、あとはまた考えますよと聞いたから。

そういう取組は国の方針に基づいているんですが、この前言いましたように、人口減が進んでいるので抑制することに力を入れていって、若者が減ることについても対策を講じなきゃいかんということで今一生懸命やっておられる。やっておられる中でずっと減っていくことの原因に離島、二次離島を挙げたんですけれども、やっぱり限界集落あたりがどんどん出てきている。それはやむを得ないということで済まされない部分があるから、そこをどう守るかということも考えていけというのは、人口減少を見据えた地域づくりをやっていかなければいかんじゃないかと僕は申し上げたんですね。そのとおりのところの部分で頑張っておられることはよくわかるんですけれども、これは大いに進めていただきたい、これだけ言っておきます。

具体的なことを言ったら、まだ熟してないところも当然考えていると。そのことはあつてしかるべきなんですけれども、熟しているのか、

していないのか、ちょっとわかりにくいところがありました。早く熟させていただいて頑張っていたらいい、こういうふうに思います。

4番目の小さな楽園づくり交付金が1,000万円。これは私の地元の展海峰のところ、県立コロニーの跡地との関係で佐世保市が考えておりますから、これだけ頑張っていたことについて感謝申し上げます、市の事業がスムーズにいくようにご努力をお願いしたい。

予算の件では以上です。

【吉村(洋)委員】 何点か、たくさんあったんですが、副会長が大分質問されましたので消化できたことにして。

まず、先ほど小林委員から質問がございましたIRについて。

予算に直接関係あるのかなと思うんですが、聞いた話なので確認をさせていただきたいんですが、中村知事が国に行かれてお願いをされている時に、国のかなりのところにおられる国会議員なのかなと思いますが、「いや、地方は北海道だ、苫小牧だ」という発言があったやに聞くんですが、そうすると長崎はないという話になるわけですね。今、一生懸命進めている我々も、これをハウステンボスにもってくと、九州が一丸となってという話になるわけですが、「いや、地方はもう苫小牧だ」という断定的な発言がされたと聞き及んでおるわけですが、その点について、その真偽のほどを確認しておられるか、お尋ねしたいと思います。

【吉田企画振興部政策監】 今、私ども、知事を先頭に県選出の各国会議員のご助力を得ながら、IRに関係する国会議員を初め、いろいろな関係機関等を回らせていただいております。

今、委員のご指摘がございました北海道についてどうなのかということですが、まず、このIRの仕組み自体は、都道府県が政令

市が手を挙げることでできるとなっておりまして、北海道自体は、まだ手を挙げておられません。

苫小牧市と釧路市と留寿都村が、それぞれやりたいという意向は示されておりますが、道庁自体がまだその意思決定をしっかりとっておられません中で、さまざまな憶測とかいろんな意見等が飛び交っておりますので、そこはしっかりと見極めて対処してまいりたいと思います。

まずは、今ご指摘の北海道については、正式な表明がなされていない今の時点では、北海道に決まったなどという以前の問題かと思っております。

ですから、県議会議員の皆様も含めまして、私ども長崎県として一生懸命取り組んでまいりますので、そういった風聞につきましては、そんなことはないよということできっぱりと否定をしていただければと。長崎県はしっかり頑張っている、ぜひ3カ所に食い込めるぞというふうなことをご支援をいただければと考えております。

【吉村(洋)委員】 今、政策監からそういうことの実事確認はとれていないし、まだ北海道としても手を挙げられていないというところで、私も最後に政策監が言われたようなことを皆さんに言わなければならないと思って質問したわけでございます。私も真偽のほどを確認しておるわけではないですが、かなり有力な方が、そのようなことを断定的に言われたという話を聞くと、どこで、どう動いているのかというのが、これは引っ張り合いですから、長崎県にもってくるということで強い意思のもとに今後動きを強めていかなければならないと思っておりますので、一緒に手をつないでやらなければならないと思っております。

もう一つ、これは昨日のことですが、新幹線

を頑張って引こうとしておりますね。平成34年開業に向けてやっているんですが…

【大場分科会長】吉村(洋)委員、予算の質疑をお願いしたいと思いますので、よろしければ議案外で。

【吉村(洋)委員】そしたら、これは議案外でやります。

そしたら予算の方から。

まず、議案説明資料の5ページ、鉄道対策費ですが、新幹線を目指しているんな経費、それに松浦鉄道、島原鉄道、気運醸成のための費用とか二次交通対策とあるんですが、JR佐世保線が入っとらんのですけれども、ここら辺は意図的に入れられなかったのか、メニューがないのか、これから入れていこうとしておられるのか、そこら辺を確認させていただきたい。

【早稲田新幹線・総合交通対策課長】JR佐世保線の輸送改善につきましては、平成29年度におきまして深度化調査を行いまして、現在、JR九州、それから佐世保市の方々と実務的なレベルで協議を行っているところであります。

その中で高速化に伴いますレールの改修、基盤の改良、駅構内の分岐器の改良など、一定の技術的な検証。それからもう一つ、設備といたしまして車両の導入というものがございまして、その車両の導入に伴ってどのような設備改修が必要かということで、車両については振り型の車両についてJR九州とも具体的にどのような形で導入ができるのかということで調整をしているところでございます。その振り型車両の導入の形態に合わせたレールの改良といったものを含めまして、今回、予算化には至りませんでしたけれども、事業費の精査、現地の調査、車両も含めた設備の技術的検証というものは一定方向性が見えてまいりましたので、委員が本会議でもおっしゃいましたけれども、スピード

感を持って予算化に向けて、また、振り型車両の導入についても迅速に、精力的に協議をして、何とか実現を目指して取り組んでまいりたいと考えております。

【吉村(洋)委員】今の課長の答弁で了とするんですが、当初には組んでないけれども、今の進捗のあり方を注視しながら、補正でもそういう動きができるようになれば組んでいくというふうに答弁をしていただいたと理解をして、この質問を終わりたいと思います。

あと、4ページに長崎県市町財政資金貸付費の項目があります。8,187万円ですが、これは「市町における行財政水準の向上を図るため、合併市町や離島半島市町の公共施設等の整備、県営事業負担金を対象とした貸付等に要する経費」と書いてあるんですが、この中身はどういうものなのか、21市町のうち、どこに貸し付けをされるのか。

それと、今あるのは、県はいわゆる基金がもう底を突き出しているんですよと、こういう話になるわけですね。しかし、市町については、合併したところは合併特例債を積んだりして内部留保はかなりのところで県よりあるわけですよ。だから、それを県があえて貸し付けをしなければならぬ理由がまだ残っているのかなど。合併していない市町もありますから、そういうところを含んでご見解をお知らせいただければと思います。

【井手市町村課長】今、ご指摘をいただきました市町財政資金貸付金でございまして、こちらは特別資金貸付金と県営事業負担金貸付金と、大きく分けると2種類がございまして、特別資金貸付金は、さらに3つに分かれておまして、合併市町の振興の事業、あるいは離島・半島市町の振興事業、そして災害復旧事業と3つに分かれております。

特別資金貸付金につきましては無利子、県営事業負担金貸付金については政府資金の利率が適用されるというような貸付金でございます。

これにつきましては、現在、先ほど委員からご指摘もございましたけれども、合併特例債の活用を市町ができることもあり、なおかつ、起債をしようというところを抑えておりますので、実際こういう予算を確保させていただいているところですが、貸し付けという実態自体は、ここ数年ないところがございます。ただ、これは何か大きな災害があった時のためのセーフティネットという意味もございまして、全国的にも何かのための備えという形で確保している状況でございます。

【吉村(洋)委員】 そういう性格のものなんですね。今からは、そのようなことで頭に入れておきたいと思います。

続きまして、補足説明資料の6ページ、ながさきUターン促進事業でございます。これで長崎本部に5名、東京窓口に1名の専門相談員を配置してあるわけですね。そして、東京窓口でも非常に効果が上がっているというようなことで理解をしているんですが、事業内容の中で移住相談会の開催が、東京8回、大阪3回、名古屋2回、広島1回、福岡7回と。こちら辺、大阪、名古屋、福岡にここ2～3年シフトしてきて効果が高いということを感じているんですが、こちら辺に実際に窓口を設置するということまでは、平成31年度もいかないのかなと、そういう動きも多少見え隠れしよったような気がするんですけども、いかがでしょうか。

【村山地域づくり推進課長】 ご指摘の他県の窓口の設置の関係でございますけれども、福岡圏域におきましては、長崎県からの社会減、転出先が非常に大きいというところで、数年、福岡

対策を強化してまいりました。来年度も引き続き強化をしてまいります。特に今回、他県の窓口強化という意味においては、大阪事務所の方に移住相談の一時的な窓口という形で検討を進めております。今はサポートセンターが大阪エリアで相談会を開催する時には、特に窓口的な役割は想定しておりませんが、来年度におきましては、一部、窓口機能を付加して、例えば、インターネット上で個別に相談者からの予約を受け付けて、大阪事務所に来所していただいた移住者の方々の相談をネットを通じまして長崎のサポートセンターで受けるような仕組みづくりを進めているところでございます。

【吉村(洋)委員】 わかりました。名古屋、大阪、福岡というところが、やっぱり少し絞り込みをかけるところも必要かと思っておりますので、平成31年度については、そういうところにも観点を置いて取り組んでいただきたいと思います。

その下の4番ですけど、この間も何かの話に出たような記憶があって、キャンピングカーによる“ラクラク移住先探し”ですが、平成31年度は平成30年度の実績に基づいてどのように運用していかれようとしているのか、お聞きしたいと思います。

【村山地域づくり推進課長】 キャンピングカーによる“ラクラク移住先探し”でございますけれども、平成30年度については、ただいま、17組38人の方にご利用をいただいております。平成27年度から実施しておりまして、これまでの4年間で67組152人の方にご利用いただきまして、うち14組34名の方に移住していただいております。

平成31年度のキャンピングカーによる“ラクラク移住先探し”でございますけれども、事業としては最終年度と考えておりまして、これま

での実績を踏まえた上で実施をしていきたいと思っております。

【吉村(洋)委員】今、実績をお聞きして、こんなにたくさんあったのかというのが、実は1年に何件かぐらいかなと思っておったもんだから、失礼しました。実績として14組34名が移住されてきたと。なかなか効果が上がったというふうに評価されると思います。

最終年度ということになりましたが、これは効果があれば継続も視野に入れて行われるのかなと思いますけれども、そこら辺は注視をしていきたいと思っております。

最後に、同じ資料の14ページ、航空対策費ですが、これはORC関係になるわけですが、長崎県は離島につきまして航路、航空路の2つでカバーしていかなければならない重要な交通機関であるわけです。ORCもなかなか厳しい運営が続けられておるということは承知をいたしておりますが、これをなくしてはならないので、いろんな意味でのバックアップ体制をとっていかなければならないんだろうと思っております。

そういう中で、大きな3番の離島公共交通事業対策貸付金、それから4番の(2)の航空機購入に係る貸付金、ここら辺が4億円と5億円ですが、どういった貸付金であるのか、何に対してなのかということをお知らせいただければと思います。

【早稲田新幹線・総合交通対策課長】離島航空路線の確保対策事業につきまして、貸付金を2件計上しております。補足説明資料の14ページの3の離島公共交通事業対策貸付金4億円につきましては、その2つ上の離島航空路線運航費補助金1億2,954万5,000円とございますけれども、この運航費補助というのは、年間のランニングコスト、運営費みたいなものです。県と国がそれぞれ1対1で補助金がオリエンタルエア

ブリッジに入るようになります。この補助金は、路線の運航状況、収支状況を見ながらということで年度末になるものですので、その見合いということで貸し付けを行います。あくまで単年度の短期的な貸し付けのキャッシュフロー部分での貸し付けとなります。

それから、4番目のORCの機材購入に係る貸付金でございますけれども、今回、県としましては、国とあわせて航空機購入費の補助も行うようにしております、分割で補助金で交付するようになります。したがって、初年度、機材を購入する時の初期費用が、ORCがどうしても費用が、県分として35%必要になるもの、それを一時的に貸し付けて、その償還に合わせて補助を4年間でするといようなスキームで、上の方はランニング、下の方は機材購入に係る初期費用という形での貸し付けの制度となっております。

【吉村(洋)委員】いまの説明で大体了解するわけです。

ただ、4の(1)の航空機減価償却期間に合わせた分割補助9,000万円、これは中身がどうなってくるのかなと。購入経費の35%を減価償却期間に合わせて分割補助をするというのが、その下の5億円なのかなと思っていたんですが、そこら辺をもう少し詳しく説明してください。

【早稲田新幹線・総合交通対策課長】4の(1)の機材購入の補助は分割で4年間の補助となりますので、約4億円程度という形になります。

そして、下の方の貸付金は、初年度にどうしても機材購入について、県の補助金は4年間の分割払いですので、初年度に必要となるORCの資金調達に向けての貸付金ということです。委員ご指摘のとおり、購入費補助が入るまでの間の貸付金の制度という形になります。

【吉村(洋)委員】そうしたら、9,000万円を4年

間、約4億円。ということは、それは減価償却期間ということで理解してよろしいんですか、確認です。

【早稲田新幹線・総合交通対策課長】 今回の機材につきましては、減価償却期間を4年間ということで見込んでおります。

【吉村(洋)委員】 航空機の減価償却期間というのは短いんですね、もうちょっとあるのかなと思っていました。実際の使用年数というのは、2019年と2020年に現有している機材が構造寿命を迎えるということですが、この2機については、ちなみに何年間、使用されているんでしょうか。

【早稲田新幹線・総合交通対策課長】 現有の機材につきましては、2001年、2002年に導入しておりますので、それぞれおよそ18年、19年ぐらい、使用していることとなります。

減価償却の部分は、国の補助制度の中で決められておまして、新造機ですと7年から8年程度で減価償却、それから、今回のようにリニューアル機、今運航している分を持ってくる部分ですと4年から5年という形で、今回、短く4年ぐらいで設定しておりますけれども、機材自体の使用というのは、それ以上に使えるので、将来的には予備機の活用ということも見据えた上での今回の購入という形になっております。

【吉村(洋)委員】 リニューアル機なんですね。これが2019年、2020年と2年続くことになるんですね、機材の更新がですね。今、ANAと提携して、そこら辺の融通がきくようになったということ。それから、国の方針で全国を幾つかの航空会社に分けて、JACとも提携していくというようなことが進んでいくんだろうと思いますが、そこら辺については、平成31年度の動きとしてはどのようになるのか、お尋ねいたします。

【早稲田新幹線・総合交通対策課長】 ORCの機材購入に係る部分での全国的な動きとの関連でございますけれども、現在、ORCの方では機材といたしましてQ200機のボンバルディア製を使っておりますが、鹿児島県にあります日本エアコミューター、JACにつきましては、48人乗りのATRという機材です。それから、天草エアラインも1機保有しておまして、こちらについてもATRに機材を更新されております。

そのような中で、今、地域航空のあり方研究ということで、今年度にも3社、九州内のJACと天草エアラインとORCの協業体制というものが立ち上げられないかということで、今後、協議が具体的に進んでいくこととなります。その中で機材の共有化、整備の共通化、部品の共通化といったことが議論されております。ORCの機材についても、今回はリニューアル機ですけれども、将来的には、例えばATRで機材を統一して、お互いに整備の時は代替機を保有できるような形、それから、整備についても、集約して部品を共通化して融通できないかといったことを来年度、具体的に協議を3者、それから地方自治体が集まって協議するようなことで現在予定されております。

【吉村(洋)委員】 今の答弁を聞いておると、そういうことで連携をしていくと。機材もスケールメリットによって予備の機材を持つことができ、よって、欠航の回数もうんと減ると、そういうことが担保されるというようなことで理解していいですね。そこは改善されていくことを望むところでございます。

あと、そういうふうに機材が共有化されていけば、もうこういうことはなくなるだろうと思いますが、以前、平成27年ですか、ORCは、その時はびっくりしたんですが、飛行機のエン

ジンだけをリース会社に売却して、それをリースバックして借りて使うと。それをやると、その次は何もないだろうなという世界を想定しておいたわけですが、今後、ORCの経営状況も勘案しながら、そういう事態にはならないということで判断してよろしいんですか、確認させてください。

【早稲田新幹線・総合交通対策課長】ORCの経営状況につきまして、離島航空路線だけを見ますと、人口減少などを見据えた中では、なかなか厳しいものがあるということで、ORCとしてもキャッシュフローの余裕を持ちたいということで、一度、平成27年度あたりにはエンジンのリースバックということ、いわゆるキャッシュを持つようにしましたけれども、やはり持続可能な展開を見据えますと、いかに赤字を圧縮させていけるかということが課題になってまいりましたので、ANAの協力を得まして、離島路線だけではなくて、福岡空港という多くの方々が乗り降りされる空港で、宮崎路線、それから小松路線という、新規の収益路線を導入することになりました。これを平成29年度、平成30年度の2カ年でやったわけですが、これによってキャッシュフロー自体は、固定経費の2億円ぐらいはそちらの方に流れてまいりますので改善されるということになります。今後のORCの中期経営計画を見ても、経営状況としましては改善の方向でいく形に見込んでおります。

それから、国境離島の関係で利用人数も増えておりますので、そういった利用促進、経営基盤の強化、それから、九州内の協業の体制でスケールメリットを働かせるといったような取組をどんどん進めていくことで持続可能な、ORCについても航空路線の展開が可能になるということで、県としても、そこをしっかりと後押

しできるような形で今後とも施策を推進してまいりたいと考えております。

【吉村(洋)委員】そういうことでしっかりお願いしたいと思います。やっぱりリースバックとか、これは航空路ですけれども、海上の方では、私の頭の中にはまだ残っている部分がありまして、公設民営とか、そういうことを聞いていると、なんか大変になったらいかなという懸念があるわけですし、そこを払拭できるように航空路についてはお願いしたいと思います。

最後ですが、もう一つORC関連ですが、以前、ユーグレナから出資を受けたわけですが、その出資を受けるに当たって、ユーグレナはバイオジェット燃料を生産する、それを使うことによっていろんな相乗効果、いわゆる全国的に環境にいい燃料を使っているんですけど、いろんな宣伝効果も上がるんだというようなことであつたかと思うんですが、平成31年度については、そこら辺の進展というのは図られていくのか、お知らせください。

【早稲田新幹線・総合交通対策課長】ORCとユーグレナ社の資本業務提携に関しまして、ORCが新規路線の就航に際し、行われたわけですが、その中でバイオジェットの燃料を使った取組ということが盛り込まれております。

今回、離島航空路線の活性化の新たなスキームということで、環境への貢献ということで、ORCについては、ユーグレナ社のバイオジェット燃料を使って航空路線を運航することで地域への貢献、それから環境への貢献というものも図られるという趣旨がございます。そこについてはユーグレナ社のバイオジェット燃料を使った地域航空での第1号の運航はORCということを目指してユーグレナ社とも協議を進めているところでございまして、バイオジェット燃料を使った地域航空の環境への貢献というもの

を今後5カ年で、横浜の工場が完成して実用化に向けてめどが立ちましたら、そこを進めていくということで引き続き協議がされております。

【吉村(洋)委員】5年計画でのことなら、平成31年度に実用化とはならないのかなと思いますけれども、なるべく早い時期に、そういう話題性もございますので、連携を、情報も共有していただきながら積極的に取り組んでいただきたいと思います。

最後にあと1つだけ、補足説明資料の4ページですけど、しまの地域商社構築事業費ですが、この4番に海なし県との連携ということで、各種商談会開催経費等、埼玉県等で商談会を実施するとあるんですが、昨日も宅島委員から質問があったんですが、私もそうですが、商工会連合会で埼玉県大宮に「埼玉ながさき屋」という、いわゆるアンテナショップだけではない、商社機能を持たせた事業を展開しているわけですが、そこの連携をやっていただきたいと思いますと思うんですが、この中身として、そういうことを企画振興部としては考えておられるのかどうかをお尋ねしたいと思います。

【浦地域づくり推進課企画監】私どもの事業の地域商社のプロジェクトの中で従前からご縁がありまして、海なし県である埼玉県と連携事業を行っていただいております。先月も埼玉県の秩父市に行ってまいりまして、各離島の地域商社が商談会などを行ったということで、これまでのつながりが少し強くなってきたかなと実感しております。

今お尋ねのあった「埼玉ながさき屋」との連携につきましては、今年に入ってから商工会連合様と県庁内で打ち合わせ等を行ってまいりまして、どのような連携ができるかということで、例えば、「埼玉ながさき屋」の店舗の中で、スペースの問題はありますけれども、例えば、離

島の地域商社の小規模なフェアをやるとか、そういうことができないかというような意見交換はいたしておりますけれども、今、明確に予算の中でそこまでの計上はいたしておりません。

【吉村(洋)委員】長崎県が出しているアンテナショップの「日本橋 長崎館」の話の時に必ずセットで我々は話をするんですが、しま振興対策というと全然関係がないように思うんですけど、中身を見ると、海なし県の埼玉とやるというのであれば、今の話では、あんまりそこら辺の意思の疎通は図られてないみたいな気がするんですが、産業労働部とも、企画振興部とも、県連とも連携して、より相乗効果の上がる事業をやってもらいたいということで、検討しますぐらいの気持ちじゃなくて、早速取り組むぐらいの答弁が欲しいんですが、企画振興部長、どうですか、最後に。

【廣田企画振興部政策監】今の吉村(洋)委員のご指摘でございますけれども、今、埼玉県の秩父の話をしていただきましたけれども、これは実は平成29年度から秩父市の商工会議所のご協力を得ながら商談会等を行ってまいりました。

それで、商工会連合会のアンテナショップでございますが、これはご承知と申しますけれども、平成30年秋にオープンしたということもございまして、開始の時期が違ったということと、事業内容についても異なっていたものですから、私どもといたしましては、先ほど企画監が答弁いたしましたように、やはり相乗効果を高める必要があるかと考えておりますので、今後どういった形で連携できるか、調整を図ってまいりたいと考えております。

【吉村(洋)委員】政策監が答えられるとはびっくりしましたが、今後、そういうことで調整を図っていきたいということは重々わかるんですが、時間を置かずに、そういうことの場合をつ

くっていただくようお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

【坂本(智)委員】 横長の説明資料の3ページでございますが、内容説明のところのまん中に特定有人国境離島地域社会維持推進交付金20億5,940万7,000円というふうに当初予算であります。平成30年度はよく覚えてないんです。ちなみに、平成30年度はどのくらいあったのか、お示しいただきませんか。

【浦地域づくり推進課企画監】 平成30年度当初予算の歳入予算額は、ただいまお話のあった国境離島関係の交付金の額でございますけれども、約16億9,000万円でございます。

【坂本(智)委員】 新年度、平成31年度でおよそ3億円以上、増額になっているわけですが、各項目が少しずつ増額になっているのだと思いますが、主なものを上げていただけませんか。3億円以上増額になっていることについての。

【浦地域づくり推進課企画監】 国境離島関係の事業の主な増額された内容でございますけれども、一番多く増えているのが、ただいま委員からお話がありました雇用機会拡充事業の関係が約3億5,000万円ほど、歳出ベースで増えております。その他大きく増えている内容としましては、航路運賃の低廉化に係る事業が、これも歳出ベースでありますけれども、約1億1,000万円ほど増えております。

以上、2つが大きく増えている内容でございます。

【坂本(智)委員】 ありがとうございます。このように順調に推移してくればなと思います。なかなか限られた予算でございましょうから、一遍にというわけにはいかないと思いますが、徐々に、徐々に、国境離島に住む者の一人としてもっと要望したいこともたくさんござ

いますので、そういったことでよろしくお願ひしたいと思ひます。

【大場分科会長】 ほか、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場分科会長】 ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、予算議案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場分科会長】 討論がないようですので、これをもって予算議案に対する討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第1号議案のうち関係部分及び第57号議案のうち関係部分は、原案のとおり、それぞれ可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【大場分科会長】 ご異議なしと認めます。

よって、予算議案は、原案のとおり、それぞれ可決すべきものと決定されました。

しばらく休憩いたします。

午前 11 時 39 分 休憩

午前 11 時 39 分 再開

【大場委員長】 委員会を再開いたします。

次に、委員会による審査を行います。

企画振興部長より総括説明をお願いいたします。

【柿本企画振興部長】 企画振興部関係の議案について、ご説明をいたします。お手元の総務委員会関係議案説明資料をお開き願います。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第17号議案「長崎県手数料条例の一部を改正する条例のうち関係部分」、第51号議案「和解及び損害賠償の額の決定について」であります。

第17号議案「長崎県手数料条例の一部を改正する条例のうち関係部分」については、政治資金規正法に基づく少額領収書等の写しの交付において、現在の多様な記録媒体の普及状況を鑑み、求めに応じて多様な媒体で交付することができるよう、所要の改正をしようとするものであります。

第51号議案「和解及び損害賠償の額の決定について」は、平成30年7月20日、島原市有明町において、島原振興局の職員が公用車を運転中、交差点で国道へ合流するため左折する際、同交差点で停車していた軽自動車に接触したものであり、県側の過失100%、賠償金124万3,717円として、和解及び損害賠償の額を決定しようとするものであります。

次に、議案外の報告事項についてご説明いたします。

特定複合観光施設区域整備の推進について。

IR区域整備の推進については、地域理解の促進が重要であることから、昨年に引き続き、県民セミナーを西海市、川棚町、佐世保市、島原市の4会場で開催いたしました。特にIRに対する関心が高い佐世保市では、市民の懸念の一つであるギャンブル依存症の現状と対策について講演を実施し、参加者からは「依存症の問題などわかりやすく理解でき、地域の意識を高める意味で大切である」などの感想も寄せられたところであります。引き続き、さまざまな機会を通じ県民の皆様へ、IRに関する正確な情報をわかりやすく伝えてまいります。

また、本県が導入を目指しているIRは、インバウンドの拡大や観光客の周遊促進につながるものであり、九州が一体となった推進体制づくりが不可欠であることから、去る1月25日に九州各県の観光及び企画担当課長等による「九州IR連絡会議」を、1月30日には知事と九州

経済団体トップなどによる「九州IR懇話会」を開催し、IRを活かした九州地域の活性化及び広域連携のあり方について意見交換を行うとともに、さらなる連携強化についてあらためて協力をお願いいたしました。

今後とも、県議会や県民の皆様のご意見を伺いながら、IR実現のための方策を掲げた上、実施方針案の策定、IR事業者の公募・選定など、区域整備計画認定申請に向けた準備をしっかりと進めてまいります。

移住施策の推進について。

UIターン取組については、本県の特徴である「しま暮らし相談会」や「ながさきの半島フェア」など、地域の魅力を伝える移住相談会を東京都で開催したところであります。

このほか、専用ホームページやSNS等による情報発信をはじめ、お盆や年末の帰省時期における周知活動の強化にも取り組んでおり、県及び市町の窓口を介した移住者数は、本年度第3四半期（4～12月）までの合計が756人となり、昨年度を上回るペースで推移しております。

来年度は、国の新たな政策パッケージを最大限活用し、UIターン等による就業や創業、事業継承を推進し、地域における雇用創出を支援するとともに、移住者の住宅確保対策として、サポートセンターに住宅支援員を新たに配置し、移住希望者のニーズに沿った賃貸物件の情報を提案する仕組みを構築するなど、地域の特性や移住の段階に適した住宅の確保対策に取り組んでまいります。

また、長崎・東京（成田）間を運航するLCC（格安航空会社）と「移住促進」をテーマに連携を図り、同社の国内路線において本県の魅力や移住情報を発信するなど、一層の移住促進を図ってまいります。

集落維持・活性化対策について。

人口減少・少子高齢化が、今後さらに進めば、集落機能の維持が困難な状況に陥ることが予想されるところであり、今後10年先、20年先を見据え、持続可能な形で集落生活圏を維持するための生活サービス機能の確保に向け、市町と一体となり、地域住民が主体となって地域を支える活動を推進していくことが大変重要と考えております。

今後さらに市町の動きを加速化させるため、地域運営組織の立ち上げや小さな拠点づくりに向けた支援、地域活動の担い手となり得るNPO等の人材育成、農産物直売所などの活動を切り口とした集落対策など、部局横断的に市町の集落維持・活性化の取組を支援するなど、引き続き、県内市町との連携を強化しながら、県内各地域の集落維持・活性化に取り組んでまいります。

国境離島地域の振興について。

国境離島地域の人口の社会減は、大幅改善となった平成29年の640人に続き、平成30年も前年を上回る615人の実績となり、県の計画で定めた目標を上回る抑制が図られております。

また、国境離島地域においては、都市部の事業者を含む新たな事業展開により600人を超える雇用の場が創出される中で、若年層を中心とした意欲ある移住者の増加などにより地域経済が一層活性化するなど、国境離島地域の持続的発展に向けた好循環の兆しもあらわれてきているところであります。

来年度においては、こうした流れが定着し、今後も持続するように、引き続き、国の施策を最大限活用し、関係市町と連携を図りながら、各種施策を展開していくこととしております。

5ページをご覧ください。

V・ファーレン長崎の支援等について。

V・ファーレン長崎は、去る2月24日、2019

年シーズンのスタートを切りました。

昨シーズンのホーム戦は、J1ということもあり、年間20万人を超える観戦者がスタジアムに集まり、力強く応援していただきました。

県としましては、引き続き、県議会をはじめ、市町や経済界・関係団体、県民の皆様と一体となって、力強く後押しをしてまいります。

総務委員会議案関係資料の5ページと（追加2）の1ページを、あわせてご覧を願います。

九州新幹線西九州ルート整備促進について。

新鳥栖～武雄温泉間の整備のあり方について、本県としては、投資効果や収支改善効果、時間短縮効果が大きいフル規格の実現を求めており、これまで、本県選出国會議員や県議会の皆様、関係自治体などと連携を図りながら、政府・与党に対し強く要望してまいりました。

こうした中、去る1月9日、中村知事と佐賀県の山口知事との意見交換が行われたところであります。

この際には、現在の事態に至ったのは、フリーゲージトレインの開発が進まなかったことが原因であり、責任ある立場として国においてしっかりと協議を進め、方向性を明らかにしてほしいということについて、共通の認識に立ったところであります。

さらに、整備のあり方について、今後も意見交換を続けていくことについて了解を得たものであり、引き続き、佐賀県との連携を図ってまいりたいと考えております。

また、山口知事との会談後、与党PT「九州新幹線（西九州ルート）検討委員会」の山本委員長や、政府・与党関係者と面会し、山口知事との会談の内容をお伝えするとともに、早急に整備のあり方に関する議論を再開し、国において整備の方向性を示していただくよう求めてまいりました。

一方、武雄温泉～長崎間の事業費の増加については、昨年12月18日の与党PTにおいて、国から、前倒し活用による貸付料を含む全体の財源確保策が示されたところであります。

これにより、2022年度までの確実な開業に向けた整備と地方負担の軽減に一定の措置が講じられたものと考えております。

県においては、これまで、事業費増加の内容を確認してまいりましたが、その主な要因として、現場の状況にあわせた工事の一部見直し、並びに外的要因である労務単価上昇や耐震設計標準の改訂など、やむを得ざるものと受け止めております。

西九州ルートについては、新鳥栖～武雄温泉間の整備方式の方向性も見えない状況の中で、事業費の増加に係る負担を求められることは、不本意であるものの、この負担の議論が、現在工事の進む武雄温泉～長崎間の完成時期に影響し、開業が遅れるようなことも、決してあってはならないと考えております。

こうした中、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構から国に対して事業費増額に伴う工事実施計画の変更認可申請がなされ、2月25日に本県への意見照会がっております。国からは、変更認可が遅れた場合、開業時期に影響が生じかねないとの説明を受けていることから、現在、その内容について確認を進めており、それを踏まえて対応してまいりたいと考えております。

西九州ルートの整備については、さまざまな課題がありますが、2022年度までの武雄温泉～長崎間の確実な開業と新鳥栖～武雄温泉間のフル規格による整備実現に向け引き続き取り組んでまいります。

新幹線開業に向けたアクションプランについて。

九州新幹線西九州ルートについては、2022年度の暫定開業まで3年余りとなり、開業効果を最大限に高め、その効果を県内各地へ波及・拡大し、持続的に発揮させていくための行動計画として、「新幹線開業に向けたアクションプラン」の本年度中の策定・公表を目指して検討を進めております。

アクションプランの柱として、県民の気運醸成、誘客促進、県内各地への周遊促進、来訪者の満足度向上、産業の振興の5つの方向性を掲げ、幅広い分野にわたる項目に取り組むこととしております。

今後、県議会でもいただいたご意見、並びに実施予定のパブリックコメントの結果を反映させるなど、年度末の策定に向けて、さらに検討を深めてまいります。

策定後においては、実施内容の具体化や進捗管理のための推進体制を構築し、随時必要な見直しを加えながら、官民一体となってアクションプランを実行してまいりたいと考えております。

九州新幹線西九州ルートの新大村駅（仮称）前用地について。

大村市の都市計画事業用地として、県と大村市土地開発公社が共同で保有する新大村駅（仮称）前用地については、一昨年、市が実施した地質調査において、用地の中に石炭灰混じり土が確認されたことから、昨年10月、市公社から、元の所有者である独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構を相手方として、処理費用の負担を求める調停が申し立てられておりました。

この調停においては、機構が石炭灰混じり土の処理に係る解決金を支払うことで市公社と合意がなされる見込みであり、共有者である県についても裁判所から利害関係人としての意見を求められておりますが、当事者間の合意が見込

まれていることから異議はないものと考えております。

今後、当該用地については、調停における和解が成立した後、速やかに大村市へ売却し、市において西九州ルートの開業に向けて新幹線駅周辺の整備が進められることとなっております。

恐れ入ります。総務委員会関係議案説明資料の（追加2）の2ページをご覧ください。

J R 佐世保線の輸送改善について。

J R 佐世保線の輸送改善については、高速化に向けた深度化調査を受け、今年度、県と佐世保市、J R 九州で構成する佐世保線等整備検討委員会の実務レベルにおいて、整備手法や効果、課題等を共有し、整備の方向性について検討を行っております。

具体的には、これまで、J R 九州の協力をいただき、列車速度を向上させるための線路のロングレール化や、高速化に要する線路の基盤強化、駅構内の分岐器改良、振子型車両の導入可能性など、現地調査を行いながら、高速化に有効な対策について、佐世保市やJ R 九州とともに協議を行ってきたところであります。

また、現在、佐世保線の高速化については、九州新幹線西九州ルートへの整備の一環として、肥前山口～高橋間の複線化・高速化工事が実施されており、2022年度までに一定の時間短縮が見込まれております。

県としては、こうした整備とあわせて、振子型車両の導入や、線路等の設備改良などにより、高速化効果をさらに高めることができないか、投資効果も考慮しながら、議論を深めているところであり、今後、佐世保線等整備検討委員会などにおいて、協議・調整を図ってまいりたいと考えております。

総務委員会関係議案説明資料の8ページと（追加1）の1ページを、あわせてご覧ください。

離島航空路線の維持確保について。

ORCにおいて、平成13年3月に導入した航空機材1機（Q200型機39席）が、来年度に機体の更新時期を迎えることから、国における持続可能な地域航空のあり方に関する検討状況も踏まえつつ、運航の安定性を確保するため、乗員訓練や整備規程の改訂などを要しない現行同機種（Q200型機）中古機の導入を予定しております。

県としましては、今回の機材更新が円滑に進められるよう、航空機の購入に係る費用について国とともに支援し、引き続き離島航空路線の維持・安定運航に努めてまいります。

また、去る2月19日、長崎県離島航空路線再生協議会からORC及び県に対して、来年度から5カ年間の新たな「長崎県離島航空路線活性化についてのスキーム」が提出されました。

次期スキームでは、引き続き、収益力の確保や効果的・効率的な運営に努めることと併せて、国の動向も踏まえた機材の円滑な更新や企業間の連携による利用促進など、離島航空路線の活性化に向けた方策が提示されております。

ORCにおいては、現在の維持スキームと同様、新たなスキームについても着実に取り組んでいただくとともに、県においても、地元自治体をはじめ関係者の方々と連携を図りながら、離島航空路線の維持と安定的な運航をしっかりと支えてまいりたいと考えております。

続きまして、総務委員会関係議案説明資料（追加1）の1ページをご覧ください。

船舶リプレイス・リフレッシュ事業について。

県においては、平成21年度から、長崎県離島地域交流促進基盤強化事業において、県内の離島地域における航路運賃を低廉化することにより、離島住民の経済的負担の軽減を図るとともに、交流人口の拡大に向けて取り組んでまいり

ました。

本事業における建造船舶として、4月から「印通寺～唐津航路」に「ダイヤモンドいき」が就航予定であり、これまでと同様、基本運賃の引き下げや各種運賃割引が実施され、交流人口の拡大や離島住民の経済的負担の軽減が図られることとなっております。

なお、本事業に係る、国の交付金の5カ年計画は終了することになりますが、これまで交付された補助金については、引き続き運賃低廉化による還元が必要であることから、今年度中に、関係市町長や航路事業者などで構成される長崎県離島基幹航路運賃対策協議会を開催し、今後の運賃低廉化のあり方について協議を行うこととしております。

総務委員会関係議案説明資料の8ページにお戻りを願います。

県庁舎の跡地活用について。

県庁舎跡地は、重層的な歴史を持ち、陸の玄関口である長崎駅や海の玄関口である長崎港とまちなかをつなぐ拠点となる大変重要な土地であります。

これを踏まえた上で、県庁舎跡地の活用については、さまざまな歴史の舞台となった場所であったことをうかがい知ることのできる石垣を保存・顕在化した上で、広場、交流・おもてなしの空間、質の高い文化芸術ホールの3つの主要機能を石垣上に効果的に配置し、その相乗効果を発揮させ、賑わいを創出するという「県庁舎跡地整備方針の策定に向けた基本的な考え方」を、先の11月定例会にお示しし、ご議論をいただいたところであり、今回、概算事業費や、より具体的なスケジュールなどについて、さらに検討を進め、「県庁舎跡地整備方針（案）」として取りまとめました。

県としては、この整備方針（案）について、

今議会においてご議論いただき、また、経済団体や周辺地域の皆様などのご意見も踏まえながら、整備の方針を決定してまいりたいと考えております。

長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略の改訂について。

平成27年10月に策定した「長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」については、県議会や外部有識者の方々のご意見をお聞きしながら、事業等の評価・検証を行っているところであります。

本年度は、「長崎県総合計画チャレンジ2020」における数値目標が一部変更になったことに伴い、総合計画と重複しているKPI（重要業績評価指標）の見直しを行うほか、地方創生推進交付金を活用した取組内容を総合戦略に反映することとしております。

企画振興部においては、地域商社事業について、専門人材を活用した付加価値の高い商品の開発などに取り組むことから、「しまの資源を活かした地域活性化」の記載内容を修正することとしております。

総務委員会関係議案説明資料（追加1）の2ページをご覧ください。

平成31年度の組織改正について。

平成31年4月1日付で、IR誘致に向けて、「IR推進室」の組織体制を強化し、「IR推進課」へ改組することとしております。

新たな組織体制のもと、庁内や関係団体との連携をより強化しながら、戦略的な誘致活動に取り組み、IR導入の実現を目指してまいります。

以上をもちまして、企画振興部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

【大場委員長】ありがとうございました。

午前中の審査は、これにてとどめ、しばらく休憩をいたします。

午後1時30分より再開いたします。

午後 零時 2分 休憩

午後 1時30分 再開

【大場委員長】それでは、委員会を再開いたします。

以上で説明が終わりましたので、これより議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第17号議案のうち関係部分及び第51号議案は、原案のとおり、それぞれ可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】ご異議なしと認めます。

よって、各議案は、原案のとおり、それぞれ可決すべきものと決定をされました。

次に、提出のあった「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、説明を求めます。

【浦政策企画課長】それでは、「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づきまして、本委員会に提出しております企画振興部関係の資料について、ご説明を申し上げます。

陳情・要望の関係からでございます。

陳情・要望に関しまして対応状況でございますけれども、知事及び部局長等に対する陳情・要望のうち、11月から1月までに県議会議長宛てにも同様の要望が行われた22件につきまして、県の対応状況を資料としてお示しをしております。

具体的には、1ページ目から、新上五島町からの要望といたしまして7ページ目まで。項目といたしまして、離島振興計画に基づく施策の推進、離島振興関係予算の確保、燃油高騰対策、バス運行対策補助金等の採択基準の緩和、持続的な財政基盤の充実強化などに関してでございます。

また、資料の8ページから10ページまで。対馬市からの要望といたしまして、ジェットフォイルの更新、空港施設の整備、林産品にかかる輸送コストの支援について、お示しをしております。

また、11ページ、12ページにつきましては、島原半島幹線道路網建設促進期成会及び南島原工区地域高規格道路「島原天草長島連絡道路」建設促進期成会から、「島原天草長島連絡道路」（深江町～口ノ津港間）の早期事業化について、それから13ページから18ページには、島原半島振興対策協議会から各種半島振興対策の充実について要望がっております。

また、19ページ、20ページには、すみません、記載が漏れて申しわけございませんが、株式会社ジャパネットホールディングス様から、長崎幸町工場跡地活用事業に向けての要望事項について、お示しをしております。

さらに、21ページには、養成所等遺跡の完全保存を実現する市民の会から国立近代医学歴史資料館の誘致について、22ページには、養成所を考える会から長崎奉行所西役所等遺跡群の取

り扱いについて、23ページから26ページまでは、全日本海員組合から、海運・船員の政策諸課題に関する申し入れとなっております、それぞれに関する県の対応をお示しをさせていただいております。

次に、資料の27ページから、附属機関等の会議結果の報告でございます。

11月から1月までの実績といたしましては、長崎県離島航空路線協議会の1件でございます、その議事概要を、28ページの方に3項目ほど、お示しをさせていただいております。

資料は以上でございます。よろしくお願いたします。

【大場委員長】次に、I R推進室長より補足説明をお願いいたします。

【西村I R推進室長】補足といたしまして、A3横の1枚にA横の2枚を閉じたものとA4横29ページものの「ユニーク・マリンI R実現のために～取り組むべき10の方策～（課題）素案」と記載した資料をお手元に準備させていただいております。

なお、事前に配付させていただきました資料に数値の誤り等がございましたので、本日改めて修正後の資料をお配りさせていただいております。まことに申しわけございません。

それでは、説明に移らせていただきます。A3横の資料に概要をまとめさせていただいております。

I R整備法におきまして、I Rの上限が全国3カ所とされており、これからますます厳しい地域間競争が予想される中、長崎I Rを実現するためには、国が今後示す認定基準を満たした上で、地域の創意工夫により、魅力ある区域整備計画を作成していく必要があります。この方策は、そのための指針として策定させていただいたものでございます。

10の方策のうち交通アクセスの強化、弊害防止、国際観光人材の育成、地域理解の促進、周辺地域の開発促進は、長崎I R基本構想有識者取りまとめで示された5つの方向性であります。これに、競合地域に競り勝つために、特に必要と考えられる九州の合意形成、I R事業者等との関係強化、公平・公正な公募設計、MICEプロモーション体制の確立及び送客・周遊を促進するためのゲートウェイ機能の確立の5項目を加えて策定しております。

それぞれの項目に実現のための課題と課題解決に向けた取り組むべき方向性を示しておりますが、例えばA3横の右側上段の方でございます「(7)I R事業者等々の関係強化について」、トップセールスを含む事業者との対話の促進や地元企業とのマッチング支援などにより、I R事業者等の本県への投資意欲を喚起し、競争を促すことで力のあるしっかりとしたパートナー選定に取り組むこととしております。

1枚めくっていただきまして2枚目に、先ほどご説明申し上げました10の方策の仕分け、左側に有識者会議取りまとめにおいて示されております方向性、今回、新たに付け加えました5つの項目を記させていただいております。

もう一枚めくっていただきまして3枚目でございますけれども、こちらにI R整備法が予定する区域認定基準との関係性を示しております。

詳細につきましては、A4横29ページものの資料でご確認いただければと思いますけれども、29ページもの資料の8ページ目から11ページにかけて、県、佐世保市それぞれの主体となる関係課を記載させていただいております。

長崎県と佐世保市が、強力で連携しまして、それぞれ全庁体制にて取り組むこととしており、この25ページに、その推進体制を記しておりますが、県は2月1日に幹事会を、2月13日に副知

事をトップとする推進会議をそれぞれ開催して、このことを確認したところでございます。

以上、補足資料についてご説明させていただきました。今後とも、県議会のご意見を承りながら、I R実現のために取り組んでまいります。

【大場委員長】次に、企画振興部次長より補足説明をお願いいたします。

【廣畑企画振興部次長】私の方から新幹線開業に向けたアクションプランにつきまして、まず、資料に沿ってご説明いたします。

県の方では、新幹線開業効果を最大限に高め、その効果を県内各地へ波及拡大し、持続的に発展させていくため、官民一体となって取り組む新幹線開業に向けたアクションプラン（案）を策定しております。

資料1をご覧くださいませでしょうか。

こちらの資料は、アクションプランの概要版でございますが、西九州ルートの特徴を踏まえつつ、プランの中でも重点的に取り組む必要がある項目を抜粋したものでございます。

表紙を1枚めくっていただきますと、「はじめに」としまして、プランの位置づけや推進に当たっての考え方などを記載しております。プランの5つの方向性、柱というべきものも挙げしております。

まず、1番目に県民の気運醸成というところで、県、市、経済界などにより、鉄道運輸機構やJ R九州にもご協力をいただきながら、県内の盛り上げを図ってまいります。

次に、県外でのプロモーションや地域の魅力増進を図り、誘客促進に取り組みます。さらに周遊促進ということで、新幹線により本県に訪された方々に県内各地を周遊していただくことで、その開業効果を県内各地に波及させたいと考えております。

その上で、おもてなしの充実や滞在環境の快

適性の向上などにより、来訪者の満足度の向上を図りつつ、来訪者に気持ちよくお金を落としてもらうべく産業の振興の取組を進めます。こうして新幹線の開業効果を持続的かつ、全国的なものとしてまいりたいと考えております。

次の1ページからは、それぞれの柱ごとに重点的に取り組む項目を記載しております。

1ページ目でございますが、柱の1つ目「県民みんなで2022年開業を盛り上げよう！」であります。

県民の気運を高めるため、県が開業P Rキャッチコピーやロゴマークを策定する予定としておりまして、来年度の予算案の中にも盛り込ませていただいております。

開業にかかる各種イベントにつきましても、節目ごとに切れ目なく実施し、県民が参加できる内容としていきたいと考えております。

続きまして、2ページ目でございます。

柱の2つ目「たくさんの人に長崎県に来てもらおう！」となります。

誘客促進のため、島原鉄道の「カフェトレイン」でありますとか、松浦鉄道の「ビール列車」など、既存の観光列車の内容の充実を目指してまいります。

また、J R各社や私鉄等と連携した広域的なキャンペーンによる県外プロモーションの実施に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、3ページ目でございます。

「便利に周遊してもらおう！」というところで、二次交通の充実に向けた実証運行の実施、また、本格運行への移行を目指すこととしております。

来年度は、実証運行に向けた計画を策定する予定としており、来年度予算案に計上させていただきます。

また、県内各地への周遊促進のため、フリー

切符の導入や離島への周遊を促すための「レール&クルーズ」、「レール&フライ」といった商品等の造成の促進、また、佐賀県や熊本県などと連携した広域観光周遊を推進してまいりたいと考えております。

4ページ目でございます。

柱の4つ目、「楽しい時間を過ごしてもらおう！」というところで、新幹線で本県を訪れた方々に、「また来たい」と思っていただくためには、県民一人ひとりで徹底したおもてなしを行うことが重要となってまいりますので、駅におけるお出迎えイベントの充実などに取り組んでまいりたいと考えております。

また、インバウンドに向けても、Wi-Fiの整備などの滞在環境の充実を図ってまいります。

最後5ページ目でございます。

一番最後、「ビジネスの拡大につなげよう！」というところで、新商品の開発など、開業に向けた県内事業者の前向きな取組を後押しするとともに、特産品の販売を促進し、本県の経済活性化につなげてまいりたいと考えております。

最後の6ページ目でございますが、この5つの柱ごとの主な取組の行程表となっております。2022年度の開業を目指し、こうしたスケジュール感で取り組みを進めていきたいと考えております。

資料2の方は、先ほどご説明した概要版の基となるプランの案の本体となります。多少幅広い内容となっておりますので、こちらでのご説明は省略させていただきます。

今後につきましては、今年度中の策定と公表を目指しておりまして、来年度には推進のための会議体を設けていく予定としております。

このようにして、官民連携した取組を進め、新幹線の開業効果を最大限高めてまいりたいと

考えております。

アクションプランに関する補足説明は以上となります。

引き続きまして、本日、お配りをいたしましたA4横の「西九州ルートフル規格に向けた取組」という資料について、ご説明いたします。

資料におきましては、与党PT検討委員会の中間とりまとめと、その後の動きをまとめておりまして、最後に、こうした動きを踏まえた今後の取組を整理しております。

まず、1ページ目でございます。

西九州ルート整備のあり方につきましては、与党PT西九州ルート検討委員会の方で議論されておりまして、昨年7月には、中間とりまとめがなされたところであります。

その中で、対面乗換が恒久化することはあってはならないこと。フリーゲージトレインの導入は断念せざるを得ないこと。フリーゲージトレインの開発を進めてきた国において、今後の対応に当たるべきであること。フル規格とミニ新幹線のいずれかを選択する必要があることといった点が示され、一定の論点が整理されたところであります。しかしながら、いまだ整備方式は決まっておらず、その決定時期も示されておられません。

また、地元負担や並行在来線に係る問題についても解決しておらず、佐賀県の意向というものもわからないところがございました。

続きまして、2ページ目でございます。中間とりまとめ以降の主な動きを記載しています。

とりまとめ以降、整備方式の議論が進まない中、少しでも状況を打開するべく、県におきましては、県議会の皆様とも連携しながら、また、時には県議会の方で主体となっていただきまして、さまざまな要望活動を行ってまいりました。

また、総理大臣をはじめとして与党PTの岸

田座長、検討委員会の山本委員長、本県視察に来られた参議院予算委員会の皆様などに会し、機会を捉えて本県の思いを伝えてまいりました。

2ページ目、下の枠になりますが、そのような中、昨年には、現在整備中の武雄温泉～長崎間の建設費が約1,200億円増額することが判明し、与党PTの方で対応策が検討されておりましたが、昨年末、本県選出国會議員の方々等のご尽力を通じ、2022年度までの開業に向けた安定的な財源の見通しが立ったところでございます。

続きまして、3ページ目をお開き願います。

こうした中、今年1月には、中村知事と佐賀県山口知事との意見交換が実施されました。

佐賀県のお考えをお聞きし、現在の事態は、フリーゲージトレインの導入断念が原因であり、責任ある立場として、国において、しっかりと協議を進め、具体的な整備の方向性を示していただく必要があるということにつきましては、両県で意見が一致したところでございます。

一方で、右側になりますが、フル規格による整備については、財源、並行在来線、ルート、地域振興などの複合的な課題があり、時間をかけて解決すべきもの、また、フル規格かミニ新幹線かを選ぶ状況ではなく、自ら何かを発案するという環境にはないとの考えを示されております。

3ページ目、下の枠になりますが、先ほどの要請活動の一部としても申し上げましたが、山口知事とのこうした会談を踏まえ、先月には山本委員長への要請を行い、両県の一致した見解として、国の責任において議論を進め、方向性を示していただきたいということを訴えてまいりました。

続きまして、4ページ目になります。

両県知事の意見交換や要請活動等の結果を踏

まえながら、事務レベルでの関係者間協議も重ね、それぞれの考えを確認してまいりました。

佐賀県のお考え方として、山口知事が示されたルートの問題ではありますが、昭和61年の環境アセスメントの時から比べると、ビルの開発等が進展している中、既存の佐賀駅に新幹線が入ることができるのかといった疑問があること。

また、並行在来線の問題につきましても、佐賀県としては、在来線は重要な路線であって、佐賀県発展の鍵であるというふうにお考えであること。

そのほか、ミニ新幹線については、フリーゲージトレインと同じ効果で、また負担だけ生じてくるのでメリットがないといったこと。

また、2022年度の開業に向けて、長崎本線沿線地域の活性化は重要な課題であることなどがございました。

また、JR九州の方とも意見交換を行っておりまして、対面乗換方式の長期化・固定化といったものは、経営に大きな影響を生じるため、早期に整備方式を決めていただきたいとお考えをお聞きしました。

また、ルートにつきましては、事業者として佐賀駅の経由を望んでおられ、ミニ新幹線については、工事中の影響を懸念されておりました。

一方、佐賀県が課題として考えておられる並行在来線の取り扱いといったことにつきましては、整備方針が決まった後に考えていくもののご見解でありました。

また、4ページの下段につきましては、先日、県議会で可決された意見書でございます。県としても、同じ思いを持っておりまして、力強く感じております。

これからの取組に当たりましては、なお一層、県議会の皆様と一緒に取組んでまいりたいと考えております。

また、この資料に載せられておりませんが、本日、与党PTの西九州ルート検討委員会が開催されておりまして、いまだ資料はちょっとまだ入手できておりませんが、開催後の山本委員長のぶら下がりの会見ですと、本日は、国土交通省から、フル規格やミニ新幹線の比較検討結果などについて説明を受けたと。昨年3月に出した比較検討結果に加えて、単線フル規格についての費用や所要時間に関する調査が示されたこと。また、山本委員長が1月に佐賀県の山口知事を訪問された際に、山口知事から言及のあった課題に関連して、整備新幹線の財源スキームや全国の並行在来線の現状についての説明がされたとのことであります。

今後は、本日の国土交通省からの説明を踏まえて、JR九州、長崎県、佐賀県から意見聴取をする予定となっているとのことでございました。

今後、整備のあり方に関する議論を行い、できるだけ速やかに意見を集約したいとお考えとのことであります。

という動きがございまして、最後5ページ目でございますが、今後取り組むべき事項としまして、これまでご説明申し上げました中間とりまとめ以降の動きを踏まえまして、今後取り組むべき事項をまとめております。

これまでも、政府・与党等へ働きかけを行ってまいりましたが、これからさらに強化をしていかなければならないと考えております。

現在、時期決まっておりますが、できるだけ早期に要望活動ができないかと検討しているところでございます。あわせて、佐賀県も含む関係者との協議も引き続き進めてまいりたいと考えております。

要望活動をするに当たっての考え方のポイントを3点、その背景とあわせてお示ししており

ます。

まずは、与党PT検討委員会に対し、早急に議論を進めていただくことを求める必要があると考えております。

背景のところでは書かせていただいておりますが、与党PT検討委員会につきましては、7月の中間とりまとめ以降、半年以上開催されていない状況が続き、ようやく本日議論が再開されたところでありますが、これから継続的に議論を進めていただきたいと考えております。

このことは、現在、整備中の武雄温泉～長崎間の建設費の増加について、県民の理解を得て対応していくためにも非常に重要なことであると考えております。

2点目ではありますが、早急に議論を進めてもらうこととあわせて、国土交通省へも含め整備方針の早期決定と課題の整理について要請してまいりたいと考えております。

背景に記載しておりますが、さきにご説明したとおり、佐賀県は国が方向性を示すべきとの考えである一方、並行在来線等の課題があり、時間もかけて解決すべきものとの見解を示されております。

JR九州も、並行在来線については、方針が決まった後に考えるものとの見解でありますことから、整備方針の早期決定とともに、そうした財源ですとか、在来線等の課題についても整理を進めていただく必要があると考えております。

今後は、環境影響評価費を2020年度予算に計上し、議論が進む北陸新幹線と一体となって財源の検討を進めていただくためにも、この夏までの整備方針の決定を求めてまいりたいと考えております。

3点目としまして、関係者との協力・連携について記載しております。

政府・与党への要請に際しては、フル規格による整備方針の早期決定という同じ思いを持っておられます県選出国會議員、また、県議會議員の皆様、経済界など関係者の方々と協力し、JR九州とも連携を図りながら、取組を進めてまいりたいと考えております。

今後とも、整備方針の早期決定に向けて精力的に取り組んでまいりたいと考えておりますので、県議会の皆様方におかれましても、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

資料の説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

【大場委員長】次に、県庁舎跡地活用室長より補足説明をお願いいたします。

【鳥谷県庁舎跡地活用室長】県庁舎跡地活用に関する現時点での検討状況について補足説明させていただきます。

事前にお配りしております、「県庁舎跡地活用に向けたステップ」と記載しておりますA4サイズ縦長1枚の資料をご覧いただきたいと思っております。

まず、県庁舎跡地整備に向けた作業工程についてご説明させていただきます。

昨年11月定例県議会において、「広場」、「交流・おもてなしの空間」、「質の高い文化芸術ホール」の3つの主要機能を整備したいということでありまして、大まかな配置イメージを整理いたしました県庁舎跡地整備方針の策定に向けた基本的な考え方をお示しさせていただきました。

その際の意見も踏まえ、今回、概算事業費や、より具体的なスケジュール等について、さらに検討を進め、県庁舎跡地整備方針（案）として取りまとめしております。

今議会において、この整備方針（案）をご議論いただき、その意見を反映して、一定の方向

性を整理した上で、経済団体など関係者の皆様に説明し、ご意見を伺ってできるだけ早く県庁舎跡地の整備方針を決定してまいりたいと考えております。

整備方針を決定した後、より具体的な機能の詳細、規模、配置や経済波及効果、運営手法等を整理した基本構想について、県議会をはじめ関係者のご意見なども聞きながら検討し、その後、基本設計、実施設計を行った上で整備に着手する予定としております。

続いて、現時点での県庁舎跡地活用に関する考え方について説明させていただきます。

「県庁舎跡地整備方針（案）」と記載しておりますA4サイズ縦長4枚の資料をご覧ください。

1ページをお開き願います。

「はじめに」として、県庁舎跡地の位置づけ及び検討の経過等について記載しております。

跡地整備の基本的考え方としては、イベント開催が可能な一定の面積を確保した「広場」、歴史・観光情報等の情報発信等を行う「交流・おもてなしの空間」、質が高く利用者が使いやすい「文化芸術ホール」の3つの主要機能を効果的に配置し、相乗効果を発揮させ、交流人口の拡大や賑わいの創出につなげていくということを考えております。

整備・運営について、「広場」と「交流・おもてなしの空間」については、県が整備・運営し、「文化芸術ホール」は、長崎市が整備・運営することを想定しております。

2ページをご覧ください。

主要機能の配置の考え方ですが、市役所通りからの景観を確保するために、広場を旧県庁舎本館の正面玄関前に配置し、一定の面積を確保することとしております。

交流・おもてなしの空間については、出島が

らの眺望や出島からの景観を確保するとともに、出島を訪れる観光客を跡地に誘導するため、出島に面した旧駐車場棟あたりに配置する予定としております。

ホールについては、出島や周辺地域からの景観に配慮し、旧県庁舎本館の跡地部分に配置することを想定しております。

なお、交流・おもてなしの空間については、ホールとの一部合築についても、今後検討していくこととしており、詳細な配置については、今後、基本構想を取りまとめる中で整理することとしております。

3ページをご覧ください。

今後、詳細な配置の検討に際しては、ホールや広場を土地の形状に合わせて配置することや、地下のスペースを有効に活用し、ホールの一部の機能を地下におさめ、その上に広場を重ねて配置することなどによって、限られた敷地の中で必要な機能の実現を目指してまいります。

主要機能のイメージですが、広場については、多彩なイベント等により日常的に賑わいを創出するとともに、県民・市民や観光客の日常的な憩いの場となるよう、今までまちなかにはなかった規模や機能を有した広場を跡地活用の中心に据えることを考えております。

具体的には、多様なイベント等の開催や日常的な憩いの空間を確保するため、開放感ある5,000平米程度の十分なスペースを確保するとともに、イベントに対応できるよう、電源設備や給排水設備、照明等を整備することを検討しております。

4ページをご覧ください。

交流・おもてなしの空間については、県庁舎跡地が、岬の教会や長崎奉行所、四代に渡る県庁舎などが置かれ、長崎のまちの歴史を象徴する場所であるとともに、出島に隣接することな

どを踏まえ、県民・市民が気軽に利用することに加え、観光客の利用も想定した上で跡地の歴史や、観光等の情報発信機能や出島の眺望の確保、広場と一体となったカフェ等の飲食機能などを整備することを考えております。

なお、情報発信の内容については、11月議会の当委員会でもいただいた意見や、市民団体からの陳情でもいただいたご意見なども取り入れております。

質の高いホールについては、懇話会での意見も踏まえ、3つの主要機能について検討を進め、文化芸術ホールが、広場や交流・おもてなしの空間との相乗効果を発揮することにより、県民、市民をはじめ国内外の観光客を呼び込み、賑わいを創出するものであると判断しました。その後、長崎市からの提案もありまして、市と協議を行い、その中で優れた芸術文化に触れ、楽しむ場として、芸術性や専門性の高い公演に対応できる機能を持つホールを、長崎市が整備することなどについて、県・市の考えが一致しているところでございます。

具体的な規模は、1,000席から1,200席程度、利用者の使いやすさを考慮し、舞台と同じフロアに楽屋、リハーサル室、練習室を配置することを考えております。

質の高さを確保するため、県としては、音にこだわった音響設計や演出効果を高める舞台設備の整備を行い、フルオーケストラによるクラシック音楽や、オペラやミュージカルのような本格的な公演を行うことを想定し、この考え方を市に伝えて検討を進めております。

5ページをご覧ください。

附帯機能についての考え方は、記載のとおりですけれども、駐車場については、附置義務に加えて、施設の用途に応じた必要台数について、今後、関係機関とも協議・検討し、周辺の駐車

場の整備状況も考慮し、方向性について検討してまいります。

石垣については、江戸期から現存するものもあり、保存活用を前提に、この土地の歴史を伝える手法について検討してまいります。

第三別館については、大正期の建築物であることを考慮しつつ、耐震性の向上などの安全性を確保するための建物の改修や活用の仕方に応じた内装などの改修、維持管理の費用負担を踏まえ、保存・活用の可能性を基本構想の中で検討してまいります。

概算事業費については、11月議会の当委員会でご指摘があり、現時点では、類似事例の平米単価と想定する施設の規模を基に大まかな概算事業を算出して示しております。

県が整備することを想定している「広場」と「交流・おもてなしの空間」で20億円から25億円程度と想定しており、なお、この、より精度の高い概算事業費については、今後、基本構想の検討の中で施設の規模、機能について詳細な検討を行った上で、改めて積算させていただきたいと考えております。

具体的な算出の根拠等は、別添の「県庁舎跡地整備事業費の概算について」を参照願います。

なお、概算事業費には、広場の屋根でありますとか、石垣の保存・顕在化、第三別館の改修に係る経費については含めておりません。

長崎市が整備をすることを想定しているホールについては、現在、市において具体的な規模や機能の検討が進められており、今後、市において試算されることとなります。ただ、平成28年9月時点で、市は38.2億円との試算をされております。ただし、この額は、1,000席程度の類似ホールの建設費を基に試算されており、今現在、市の方では質の高いホールの実現のため、審議会等で検討されておりますが、機能の追加等に

よって、これより少し額が大きくなることが想定されます。

6ページをご覧ください。

財源について、本県の厳しい財政状況を念頭に、国の補助制度など有利な財源を最大限活用することを想定しておりまして、現時点で想定される国の補助制度は記載のとおりです。

県・市が所有する土地の考え方ですが、限られた敷地において賑わいを創出する視点から、県・市がそれぞれ所有している土地を一体的に活用することとしておりまして、土地の利用の考え方について、長崎市からは無償で借用したいとの意向を受けていますが、江戸町公園の取り扱いでありますとか、ホールと交流・おもてなしの空間の一部合築など、整理すべき点がございまして、こうした点を整理した上で、議会にもお示しした上で決定してまいりたいと考えております。

県警本部跡地については、県庁舎との連携の必要性の上で整理した上で、民間のアイデアの活用等についても検討し、方向性を検討してまいります。

7ページをご覧ください。

今後の整備方針を示した後に策定予定の基本構想においては、ここに記載しておりますように、主要機能の詳細な機能、規模、配置や事業手法、事業費、経済波及効果等について検討してまいります。

11月議会の本委員会でご指摘がありました民間からの提案による事業手法についても、この中で可能性の検討を行ってまいります。

今後のスケジュールとしましては、具体的には別添のA3横の想定スケジュールのとおりですが、広場や交流・おもてなしの空間、ホールの標準的な工期を当てはめると、全体の整備完了は2024年度、もしくは2025年度と想定してお

ります。ただし、先行して整備可能な箇所から整備に着手し、できるだけ早く跡地に新たな賑わいを生み出す方策を検討してまいります。

施設のデザイン調整等につきましては、周辺地域との景観の調和でありますとか、跡地に整備する施設間のデザイン調整を行うために、これまで美術館や県庁舎のデザイン調整を行ってまいりました環長崎アーバンデザインシステムの対象事業としてデザイン調整を行っていく予定としております。

今後、検討の過程、過程で、議会にお示しながら整備に取り組んでまいりたいと思っております。

以上で説明を終わらせていただきます。

【大場委員長】以上で説明が終わりましたので、まず、陳情審査を行います。

配付いたしております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。

審査対象は、3番、7番、8番です。

何か質疑はございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】質問がないようですので、陳情につきましては承っておくことといたします。

次に、議案外所管事務一般に対する質問を行うことといたします。

まず、政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料について質問はありませんか。

【吉村(庄)副委員長】出された資料の中で陳情のところです、その日、その日において陳情されたものの、一部関係があるんですが、資料にある分でお尋ねをさせていただきます。

私は、ここでもですが、必要な時には本会議や予算決算委員会の総括質疑でも申し上げてきたつもりでございますが、1点だけですが、2ページの離島振興対策のうちの燃油価格の是正と

ということですね。あなたたちが示しているように、この時点で本土平均との価格差がリットル当たり12円ということになっておりますね。経緯としては、ずっと以前から意見書かれこれやってきて、最後のところに書いてありますように、「平成24年度～31年度政府施策要望（離島地域における揮発油税等の減免について）」と。「揮発油税等の減免」と、「等」がどこまで入っているかということは、その時その時に、私は細かいところまで覚えてないんですが、要するに、ガソリン税に焦点を当てて減免をしてくれということを中心はずっとこられていると思います。

私は以前から思っていたんですが、税のところだけに集中してというのは、これはやっぱり税政との関係で非常に難しいところもあるんだけど、私から言わせれば、国の制度において、離島等の取り扱いについては、離島ということになると、また過疎地ということでいろいろ出てくるかもしれませんが、離島に限って結構だから軽減をすべきだと、これは当然求めていかなければならないし、私は国の方で当然考えてもらわなきゃいけない。

それから、国境離島の時にも、こういう一般的なところについてもちゃんとしてもらっておく内容が当然あってよかったんだと、こういうふうに思っております。

例えば、本土と離島間の輸送費、ガソリン等について差があるということについて影響が当然あるわけですから、「等」の中に入っているとは思いますが、こういうところも含めて総体的に離島地域の今の人口減少の状況、雇用の状況、こういうことは政府の認識はがっちりしているわけですから、だから、地方創生交付金なんかを利用して、先ほども話がありました集落維持をどうするかということについても、国

としても予算措置をしながらやっているわけです。

長く要望しているけれども、ここら辺のことは政府の方でもしっかりやっていただかないと、地域の集落維持というか、あるいは限界何とかというふうにならないようにやっていくためには、抜本的な改善が必要であると思います。そういう認識は県としても当然あるだろうし、それから、離島を抱えているところでは当然あると思います。離島をたくさん抱えている県があるわけですから、全国の離島振興協議会ですか、そういうところも・・・

だから、総体的なものとして理由をつけて、そして対処していかないと、今のままいくと、やっぱり人口減に歯止めがかからなくて、そして、限界集落にならないでいいような対策がなされないまま、やっぱり限界集落になってしまったと、いやもう集落の形成が維持できないよと、こういうことになっていくのではないかと、こういうふうに思うんですが、このところの力の入れ方についてどういうふうに考えておられるか、お尋ねしたい。

【浦地域づくり推進課企画監】離島のガソリン価格の本土との価格差につきましては、今お話がありましたとおり、離島の社会経済活動を維持するという観点、あるいは人口流出にもつながるといふ観点から、大変切実な問題との認識のもと、毎年度、議会にもご相談させていただきながら、政府施策要望において国に要望を行っているところでございます。

副委員長からも、都度、都度、お話をいただいているところでありまして、所管部局である県民生活部とも定期的に意見交換をさせていただいている状況であります。

なお、ガソリン価格の現状としましては、平成29年度平均で約20円の差がありました。平成

30年度においては、直近の2月までの状況ということで県民生活部からお話をいただいております、離島と本土の価格差は14円前後で推移しているという状況でございます。

前回の委員会で副委員長から、他県の状況も確認すべきじゃないかというご質問がありまして、今回、鹿児島県の離島を所管する課とも意見交換を行わせていただいております、鹿児島県では離島と本土との価格差について、直近の数字で本県と同じ14円前後で推移しているということで確認しております。

一方、国の平成31年度予算案においては、先ほど、流通の話が出ましたけど、ガソリンの流通コスト支援を行う対策事業についても、前年度と同額となる30億円が確保されているところでございまして、引き続き、離島地域における揮発油税の特例分の減免等につきまして粘り強く要望を行ってまいりたいと考えております。

【吉村(庄)副会長】 ちょっとお尋ねしますが、私もつまびらかにしておりませんが、平成24年からこういう要望をしたと書いてありますが、それはそれとして、例えば、今から数年、5年でも結構ですけれども、ガソリン税について、離島について、税政改革というか、そういう中で離島について政府が改善してきておりますか、してないんですか、そこら辺を聞かせてください。

【浦地域づくり推進課企画監】私どもの方で把握している情報では、大きな変更はあっていないと確認しております。

【吉村(庄)副会長】 先ほど、流通コストについては、国の方でも一定の予算は云々という話があった。本当に抜本的にやることについて、鹿児島あたりもそうですが、長崎県も含めて、こういう離島をもっている県は、離島振興協議会でもしっかりやっているとは思いますが

れども、もっとやっていかないと、12円、14円という差があるというのは本当にきつい状態です。一方で、上がったたり下がったりということが全国的にいろいろあるんですけど、長崎県は・・・いろいろありますが、それはあっちに置いておいて、12円とか14円の差があるというのは、これは本当に生活する上において、冬には灯油の問題とか、もう一つは産業的なところでいうと、漁業についても一定のいろんな施策があると思いますけれども、基本的には今のような状況ですと推移していくことになったら、長崎県では、離島のところで集落形成が成り立っていくかどうか、あるいは漁業が成り立つところばかりだろうか。こういうふうに考えざるを得ないですから、集落形成や漁業の問題、それから漁業について言うと人材確保で後継者がどうだとか、いろんな問題がある。

だから、もっとしっかり頑張っていたら国にもわからせんといかんと思うんですが、その点について、強い意思はあると思うけど、改めて求めておきます。部長、見解をお願いします。

【柿本企画振興部長】離島地域の燃油価格の問題につきましては、先ほどご説明しましたとおり、要望は行っておりますけれども、有人国境離島法の中でも離島の燃油価格等の問題については規定されておりますし、それから、離島振興法の中でも、これについては課題として認識されているところでございます。

そういった中で、有人国境離島法の中で、現在、輸送コスト等の支援等の取組が行われていますけれども、そういったところが進んでいく中で次の課題として、こういった残された課題をしっかりと一つ一つ国の方に強く働きかけていくことが必要だと考えておりますので、そういったこれまでのさまざまな課題の解決に向かっ

てきた状況等を踏まえた上で、さらに重点的な要望として国に対しての働きかけを強めてまいりたいと考えております。

【大場委員長】ほか、ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】ほかに質問がないようですので、次に、議案外所管事務一般について質問はありませんか。

【坂本委員】午前中にいわゆる国境離島新法について触れさせていただいたので、続けて質問したいと思いますが、言うまでもなく、この4月で国境離島新法が施行されて2年がたつわけでありまして、この2年間に相当な成果が出てきたというふうに私は思っております。

それは雇用の場ができて、働く人たちが多くなった。しかも、若者が新たな職についているということもあり、あるいはまた、先ほど移住者の話が出ましたけれども、移住で戻ってこられて、移住した人たちが雇用の場があるということで、そこにつくというようなことで、非常に好循環が生まれているというふうに思うわけでありまして。

そしてまた、この議会の冒頭に知事が社会減について大分効果が出てきたというようなことも力強く表明しておられました。私の地元の対馬でも相当な成果が出てきております。最近、前の議会でも言いましたけれども、韓国からの若い男女が歩いておりまして、対馬にこういう人たちがいらっしやっただかなと思うような光景が地元におれば毎日のように遭遇するわけでありまして、これだけの人たちが移住しておられればなと思うことが多々あるわけでありまして。

法が施行されて2年が経過しようとする中でありますが、国境離島地域の人口の動態、あるいは移住者の状況を見た時に、いわゆる若年層

が多いと思うわけでありますが、この動向がどうなっているのか、ちょっとご説明いただけませんか。

【浦地域づくり推進企画監】有人国境離島法が施行された以降、私も何度も離島地域を訪れております。その中で地元の皆様方から、今、委員からお話がありましたが、島の外からの新たな力がこれまでにないような島の活性化の動きにつながりつつあるという話を何度かお聞きしております。

こうした島内の力に加えまして島の外から活力ある人材でありますとか、新たな事業者を呼び込んで島に定着させるという視点は、人材確保という観点も含めて非常に大事な視点だと考えております。

とりわけ、若い方々の中にはSNS等による情報発信力でありますとか、情報収集力が高い方が多くございまして、話を聞くところ、島に移住した若い方の情報発信によりまして、都市部から、またその情報収集能力が高い若い方が引き寄せられると、こういった相乗効果と申しますか、好循環のような形もできつつあるというふう聞いております。

国境離島法に基づく雇用機会拡充事業では、島の外からも多くの事業者が手を挙げて来ておりますが、今、お話がありましたように、事業により生まれた雇用の場に多くの若い年齢層の方が就職しております。

少し具体的な数字を申し上げますと、平成30年度の雇用機会拡充事業による雇用確保者数は、最新のデータで、これは2月1日現在であります。244名であります。このうち20歳代から30歳代は121名となっております。約半数を占めている状況でございます。

また、先ほど移住のお話がありましたが、平

成30年度の移住者、これは4月から12月末までの途中の計であります。離島の5市町計で345人ということで、平成29年度の同時期と比べますと、約1.7倍のペースで増加しております。特に、内訳を見ますと、移住者のうち20歳代から30歳代、これは345名のうち188名となっております。移住者の半数を占めている状況となっております。

また、国境離島地域の人口の社会減について効果が出ているという話が出ております。人口の社会減につきましては、法施行前と比べまして全体で400人程度改善しております。このうち20歳代から30歳代の社会減の状況を分析してみますと、平成28年が174人の流出超過となっております。直近の平成30年では、これが23人の転出超過ということで、150人ほど改善をいたしております。特に、2年目となる平成30年におきましては、全年齢層で見た場合に640人から615人ということで25人の改善が図られた中で、今申し上げた20代から30歳代というのは、ほかの年齢層を上回る69人の改善となっております。

今後は、こうした好調な流れをしっかりと循環させていくことが求められております。国境離島の魅力や情報発信のためのツールや手法の充実強化を図りながら、引き続き、島の外からの活力ある人材や事業者の取り込み、誘致に努めてまいりたいと考えております。

【坂本(智)委員】具体的に数字をお示しいただきました。そこまで若い人たちがいらっしやるとは思いませんでした。

最近、若い人たちって本当にすごいなと思った経験をしたことがございます。ちょっと一例を申し上げますと、私の島、対馬でございますが、都会にいらっしやうの方が対馬に住んでい

らっしゃる、移住者なんですけど、その移住者である友達にラインかなんかで知ったみたいで、それで私に相談があったんですけども、長崎移住サポートセンターが出している「移住のススメ」という冊子がありますね。あれを見ただけでも、対馬のことがほとんど載ってなかったというようなお話があったというふうに私にぶつけてきたものですから、恐らく「移住のススメ」を長崎県が出しているというのは、「全部の市町が出しているから枠が少ないのではないかなと思いますよ」というような返事を返していたんです。対馬市に行けば、いわゆる対馬バージョンが色濃く載っているのではないかと、ですから、それをちょっと探してみますからという話をして、また市の担当にぶついたら、やはりちゃんとありました。すぐいただいて、そのことをご説明したら、それを取り寄せてじっくりと研究、調査をさせていただきますという返事が返ってきたわけでありまして、非常に前向きに捉えているなと思って感心をした次第であります。

そういったことについて、それぞれ振興局にもセクションはありますけれども、頑張っているらっしゃるとは思いますけれども、今からまた県でそういうものをつくってどうのこうのということにはならないとは思いますが、もっともっと移住がしやすい、あるいは情報がすぐ入りやすいような何らかの形をお考えいただければと思いますけれども、そこら辺いかがですか。

【村山地域づくり推進課長】委員ご指摘の移住の情報発信についてでございますけれども、移住の情報発信につきましては、移住の専用ホームページの「ながさき移住ナビ」でありますとか、長崎移住サポートセンターのフェイスブッ

クを活用して情報発信をしているところでございます。

その情報発信の内容として大切なのは、長崎を移住者の方が選択していただくに当たって、長崎の魅力をどのように発信するかというところが必要であると思っております。長崎県の離島、あるいは半島、農村、漁村、長崎県ならではのそういった地域の魅力を生かした、移住者の方々が移住した後の暮らしを想像できるような、そういった情報発信が必要と思っております。委員ご指摘のラインを活用して「ながさき移住倶楽部」の登録者、あるいは移住相談会の参加者に対して、移住情報であったりだとか、いわゆる長崎の移住後の島での暮らし、あるいは豊かな半島での暮らしなど、併せて多様な働き方だったり暮らし方、そういったものを含めて情報を発信することで移住者の方々にわかりやすい情報発信に努めてまいりたいと考えております。

【坂本(智)委員】ありがとうございます。国境離島新法というものが2年もたたないうちに、こういう成果を生んでいるということについて、私は驚きと同時に、今からこれをもっともっと活用していかなければならないような気持ちであります。

今おっしゃられたようなことについて、ぜひ官民挙げて積極的にやっていただければなど。もっともっと若者が帰ってきやすくなる、あるいはイターンしやすくなるというようなことで、それによって島に活性化がまた生まれるというようなことにもつながるのではないかと思いますので、ぜひとも力を入れて、改めてまた頑張ってくださいたいということをお願いして終わります。ありがとうございました。

【小林委員】午前中にIRの海外の皆様方であ

ろうというような、いわゆる事業者の公募とか認定とか、そういうスケジュールについていると午前中に聞かせていただきました。要は、区域認定を日本の3カ所という中において、九州の、まさに代表選手として長崎県が手を挙げていると。こういう状況の中で区域認定というものをいち早くかち取らなければいけないと、こういう考え方があるわけですね。

実は、区域認定というのとカジノというのがどういった関係にあるのかというようなことわからなことがありますので、再度、スケジュール等の関係もありますのでお尋ねしたいと思うわけでありませぬ。

例えば、区域認定を申請をすると。これを所管するところ、この認可をおろすところがどこののか、これは国土交通省という形で受け止めてよろしいんですか。

【西村IR推進室長】今回のIR区域認定、それから、カジノというところについては、日本で初めての手続となっております。委員ご質問の区域整備計画の認定、区域認定ということに関しましては、国土交通省が所管しております。

【小林委員】そうすると、私の認識の中に、区域認定を国交省からいただくことができれば、カジノの開業も同時イコールでオーケーだと。こういうような形で一番話題であるところの、また、長崎県に大きな話題を呼ぶであろうところのカジノの開業について、区域認定を国交省からいただければ、イコールカジノの開業もご了解をいただいたと、いわゆる許可をいただいたと、こういう受け止め方でいいのかどうかと。これは区域認定とカジノの開業というのは、また別の組織なのか、国交省以外で認可をいただかなければいけないのか、ここはどうなってますか。

【西村IR推進室長】区域認定とカジノの免許

は別ものでございまして、カジノの免許に関しましては、新年度、国が新たにカジノ管理委員会というものを組織化することになっております。委員会の委員は国会の同意が必要な皆様、全体規模が100名程度ということで今想定されているところでございます。

カジノに関する規制・監督は、ここが担うということになりまして、カジノの免許につきましては、区域認定がなった後に、IR事業者がカジノ免許の申請をカジノ管理委員会に提出して、それからいわゆる背面調査というものを経て免許の付与の是非というものが判断されると。区域認定イコールカジノの開業が許されるというものではございません。

【小林委員】よくわかりましたが、私どもの認識の中では、少なくとも私の認識では、区域認定イコールカジノの開業オーケーと、こういう受け止め方をしておったんですが、今の話では、この区域認定後、初めて国の方でカジノ管理委員会が立ち上げられると、そこで免許をいただかなければいけないと。2つの大きなハードルがあるわけですね。

だから、当然、区域認定がなければカジノの免許につながらないということはわかりますけれども、だとすれば、区域認定をいただいてカジノの管理委員会の審査に漏れてしまうというようなことも考えられるのかどうか。区域認定イコールカジノのそういう審査をした上でオーケーということにならないということであるとすれば、区域認定というのは、実は、3つしかないところに複数で区域認定をしておかなければいけないのではないかと。つまりカジノの選定と、ここの区域認定の選定が違くと。区域認定を受けたところがカジノの許可をいただける、免許をいただけるということにならないとした場合、区域認定のあり方はどうなっていくんで

すか。

【吉田企画振興部政策監】まず、区域認定というのは、午前中申し上げましたように、都道府県もしくは政令市が申請主体となります。IR整備法の中では、「3区域」とは書かずに、「認定数は3区域以内とする」というふうになっております。

カジノ免許につきましては、IR事業者、カジノをやる事業者がやっていいかどうかということ厳正に審査をいたしまして、過去、変な取引をしていないとか、背面調査といたしますが、そのカジノ事業者にかかわる、トップやその家族なども含めて、過去5年間の預貯金調査等をした上で、要するに、カジノ事業者を厳正にチェックするのがカジノ管理委員会でございます。

ですから、IRの区域認定は受けられたけれども、選んだカジノ事業者が免許を受けられなかったというリスクはあります。ですから、私どもが今一生懸命やっておりますのが、事業者のヒアリング、事業者との面談の中では、そういったIR事業者はどこなのか、そこは廉潔性が大丈夫なのかというふうなことを確認しながら、最終的には午前中に西村室長から答弁いたしましたような、専門家による審査を経て選定をしてまいりたいと考えております。

【小林委員】午前中の関連の中から、西村室長、あなたがずっと答弁されてきた私の質問に対するスケジュール、こういうところを確認しながら、いわゆる区域認定イコールカジノ免許もオーケーと、こう思っておったところが、どうも違うみたいだと。こういうようなことで今質疑を交わしている最中であつたわけです。

したがいまして、今のお話の中身をもう一度確認いたしますと、区域認定を受けたと。では、カジノの会社を我々が選定をして、これでどう

かということでカジノ管理委員会にその会社の背面調査というんですか、それをやっていただくと。それで、その背面調査の結果、これがいいとか悪いとか、こういうようなことの中で、そこはだめだと、こういうような会社では困るというようなことが実際的に、この権限を持つカジノ管理委員会が、それだけの権限を有するとなっていくならば、これは非常に大事なところだと思うんですね。

ですから、そこら辺のところの、区域認定を受けたけれども、長崎県が選定したカジノの運営会社がだめだと、こうなった時には、結局は、このIRの全ての区域認定までだめになってしまうのか、そういうところについては、室長、どうなっていますか。

【西村IR推進室長】先ほど、政策監がご答弁申し上げましたとおり、区域認定とカジノの免許の付与は別ものになっておりますので、委員ご指摘のとおり、リスクがございます。

ここで、私どもが国の方に確認させていただいている内容といたしましては、おっしゃったように、私どもが区域整備計画をともに出した事業者がだめだったという時はどうなるのかというリスクについてのお尋ねをさせていただいているし、ほかの関係者からも同様の質問は出ているところです。

国の見解としては、明確なところはないんですけれども、例えば、その時点で事業者の差し替えが可能なのかどうかということについては、多少ネガティブな感触を感じております。

ですから、私どもといたしましては、事前に、特に廉潔性の高い事業者を選んでいくという命題が課せられているということで認識しているところでございます。

【小林委員】今言われるリスクが、それほど大きなハードルになっているとは思わなかったん

です。

そうすると、私が午前中にいろいろと質疑を交わさせていただいた、いわゆる有識者委員会、ここで選定の方向づけが大体決まるわけですね。よほどこのところが大事になってくるという午前中の重ねての私の意見が、まさに今の話を聞きますと、なお一層、深刻な問題になると。

したがって、いろいろ事務的な選定とか、事務的な作業は、皆さん方は4月から課になる。そこが大きな役割を担うであろうけれども、最終的な責任は、やっぱり有識者の委員会においてこの結論が出るわけでありますから、この10名の委員の選定は、かなりやっぱり腰を据えてやらんばいかな。しかも、あまり時間がないわけだな。2020年でしょう、あと1年しかないじゃないか。

そういうことになっていくと、これは相当な全庁的な取組の中においていろいろと進めていかないと、課になって何名くらい職員の数が増えていくのか、どういう体制になるのか、室から課になって今までと何が変わるのかとか、そんなのが見えなような、ただ単に室が課に変わったただだと、これではいかんわけだから、ここは企画振興部長あたり、相当な人事関係の話を詰めていただいて、これは何としても区域の認定と免許を勝ち取るという、ここの2つの流れはぜひともやっていただけるように重ねて私の方から強く要請をさせてもらいたいと思います。

次に、IRの関係でいろいろいただいた資料を見ておきますと、いわゆる国のIR区域の整備の考え方が大分大規模になってきているような感じがいたします。我々は今まであなた方の答弁で確認をいたしておりましたところの投資金額は約2,000億円と、こういうふう大体聞いて

ておりました。ここから雇用創出が2万2,000人とか、あるいは経済の波及効果が2,600億円ぐらいたとか、そういうようなことで、2,000億円の投資をし、2万2,000人の雇用創出、そして、波及効果が2,600億円ぐらいたと。こんな流れを聞いておりましたけども、どうも今の流れはもっと規模を大きくするような、規模拡大というのがここにきて明らかになっているような感じがいたします。

そこで、お尋ねしますけれども、まず、何がどう変わってきているのか。例えば、MICEですね、国際会議施設とか、展示施設とか、そういうところの規模がかなり大きくなってきているのではないかと、こう感じます。

この資料を見て思いますことは、MICE施設の要件ということで、例えば、1,000名以上の収容能力、あるいは中小会議室の1,000名以上の収容、あるいは3,000名以上を収容する大会議室、3,000名以上を収容する中小会議室と。さらに、驚くなかれと言いたいけれども、6,000人以上収容のいわゆる大会議室、6,000人以上収容の中小会議室、これにプラスして展示場の付随する整備をせんといかんと。こういうようなことの中で、この展示場を見ましても、2万平米以上とか、あるいは6万平米以上とか、なんと12万平米以上とか、こういう展示等の施設を整備してもらいたいと、こういう内容がもう具体的に出てきているわけです。

そこで、このMICEの考え方けれども、国際会議場については、1,000名以上でいくのか、3,000名以上でいくのか、6,000名以上を考えているのか。さらに、展示場については、国際会議場についての1,000名以上、3,000名以上、6,000名以上。さらに、展示等についての施設についても2万平米以上、6万平米以上、12万平米以上、こういうようなものが出てきていますけ

れども、長崎県の戦略として、取組としては、この具体的な国際会議場については何人以上ぐらいに考えているのか、展示場についてはどのくらいでいくべきと考えているのか、ここについてはどうですか。

【西村IR推進室長】委員ご覧いただいておりますのは、国が2月1日から3月4日までの間にパブリックコメントで明らかにしております、いわゆるIR施設の中核施設の具体的な基準要件、IR整備法施行令の案でございます。

MICEにつきましては、国際会議場が1,000名足す1,000名、2,000名規模の場合は、展示場として12万平米のものをセットでつくるように定められております。また、国際会議場が3,000名足す3,000名、6,000名の場合につきましては、展示場規模として6万平米という組み合わせが示されております。国際会議場が6,000名プラス6,000名の場合につきましては、展示場2万平米の組み合わせ、このいずれかを設置しなさいということに、今、施行令の案はなっているところでございます。

IR施設は、民間事業者が設置し、運営するものでございますので、IR事業者の考え方を聞き取ってまいる必要がございますけれども、特に展示場の規模でございますが、12万平米という一番大きな規模は、これまでの日本にない、相当チャレンジングな大きさとなっております。

地方におきましては、国際会議場、トータル1万2,000人プラス展示場2万平米の組み合わせ、あるいは国際会議場3,000名プラス3,000名の6,000名プラス展示場6万平米の組み合わせのいずれかになるのではなからうかと考えているところではありますけれども、最前申し上げましたように、事業者の事業計画、事業見込み等と照らし合わせながら選択していくことになるかと考えております。

【小林委員】ここは単なるカジノだけではないんだよというところの、私は自分で察するに、強調ではないかと思うんですね。やっぱりIRの、統合型リゾートの基本的な認識の中に、こういう国際会議場の施設とか展示場の施設を規模拡大していくぞと。これは私の察するところ、カジノだけではないんだと。当然、3%になっているから、そこはちゃんとわかっているものの、IRイコールカジノと、こういうようなことじゃなくして、地域おこしの一番核になるところの国際会議場の施設とか展示場の施設とか、こういうところに力を入れていけど、こういうことじゃないかと思うんです。

そういうところから今のご答弁の中で、1,000名以上とか3,000名以上とか6,000名以上とか一堂に集まる会議場と、それから中小に小刻みでこれを区切って使うというようなやり方に加えて展示場と、こういうことでございます。

だから、運営会社がどう言うかということもあろうかと思いますが、長崎県で他の競争相手の府県ときちんと対応できるということになれば、一体どれくらいのをこのMICEの施設要件として考えなければいけないのか、考えられるのか。

しかも、ハウステンボスの今の6万坪ぐらいの敷地に考えておったんじゃないかと思うんです。だとすれば、ハウステンボスの6万坪のその面積で、果たして規模拡大が、これ以上面積を増やさなくてもいいのかと、こういう点についても少し疑問があるわけでありましたが、いかがですか。

【西村IR推進室長】まず、用地につきましては、委員ご指摘のとおり、20ヘクタールを超える面積の確保に努めているところでございます。MICE、ホテル等の施設につきましては、シンガポールのマリーナベイ・サンズを国も参照

しておりますけれども、ここの敷地面積が19ヘクタールでございます、恐らく容積的にはおさまるのであろうと考えているところではありますけれども、そこにつきましても引き続き、事業者との対話を通じまして検討をしないといけない項目と考えております。

MICE施設につきましては、先ほどもお答えさせていただきまして、地方においても、都会においても、12万平米という展示施設の規模は、非常にチャレンジングなものだと考えておりまして、そのほかの組み合わせ、会議場トータル1万2,000名プラス展示場2万平米、あるいは国際会議場トータル6,000名プラス展示場6万平米の組み合わせのいずれかになるのではなかろうかと考えているところです。

【小林委員】なるほど、今もうはっきりしてきたね。大体6,000名、6,000名の1万2,000名、プラス展示場を2万平米ぐらい、2万平米だから大体6,000坪ぐらいか。こういうようなところで長崎県として勝負をかけたいと。これは運営会社が決定して、またそこで精査をされるであろうと思うけれども、かなりの規模拡大になっているということ。こういうようなことが今のご答弁の中から十分感じられます。

さらに、今度は会議場と展示場のことだけじゃなくて、ホテルについても、これは相当、今までと違うような宿泊施設の規模を求めているんじゃないかと思うんですね。ここの総客室数の平均は、なんと2,495室、約2,500室ぐらいと。それから、その中のスイートルームの割合は大体20%ぐらいはやれよと。こうなってくると、かなりの数字になってくるんじゃないかと思うんです。ここのところのいわゆる送客数平均、ハウステンボスは今幾らですか。2,500室ぐらいを確保するためには、今までの計画、あるいは想定しておいたホテルの客数とか、そ

んなものと相当離れてしまうんじゃないかと思っているんだけれども、そういうところはどうですか。

【西村IR推進室長】現在、パブリックコメントで明らかになっております施行令案の中で示されておりますのは、客室の床面積がおおよそ10万平米という数字が示されております。

委員がおっしゃいました部屋数、2,500室でありますとか、スイートルームの割合は、11月から12月にかけて開催されております国の有識者会議、「IR推進会議」というものでございますけど、その中の委員が例として2,500室、スイートルーム割合20%という発言をされたものでございます。現在の施行令案には、おおよそ10万平米という面積のみが残っている状況でございます。

また、ハウステンボスの現状のホテルでございますけれども、ハウステンボス内でございます4つのホテル、ホテルヨーロッパ、ホテルアムステルダム、フォレストヴィラ、それから変なホテルが増築しておりますけれども、こちらを合わせまして今776室ということでお聞きしております。それとホテルオークラ、日航を合わせまして925室。トータルで1,701室という規模になっております。

既存の施設の活用、リニューアルも国はよしとしておりますけれども、いずれにしましても、ホテルの客室延べ床面積については、おおよそ10万平米を確保するというのが国の考え方でございます。

【大場委員長】小林委員、時間きておりますので、一旦この後をお願いいたします。

【小林委員】ここのところはホテルの数は今の説明のとおりでありまして、かなりの規模拡大になっているなという感じがするんです。

時間がないということだから、もうちょっと

聞きたいんだけど、最後に一番大事なところをお尋ねして終わりたいと思います。

例えば、規模拡大というところで先ほどから言っているように、2,000億円の投資が大体どれくらいの投資になっていくのかということと、経済の波及効果が2,600億円だとか、雇用創出が2万2,000人とか、いろいろ今までのあなた方からの説明を受けたきたものと、今の規模拡大による2,000億円というのがどれくらいの投資金額になっていくのか、雇用創出が2万2,000人がどのくらいになるのか、経済波及効果がどれくらいになるのか、そういうところが非常に大きな関心事であります。

そういうところで大事な740万人という来場者、今、ハウステンボスが大体270万人とか260万人とか、このような数字が出ておったと思うんです。合わせて1,000万人ぐらいと、こうなってきましたけども、これは、これだけの規模になってくると740万人でもきかないのではないかな、こういうようなことを考えますけれども、そののところについての、この規模に見合う波及効果とか、あるいは来館者とか、雇用創出とか、そういうようなものについてはどうですか、何か数字がありますか。

【西村IR推進室長】現在明らかになっております中核施設の規模に即した数字ではございませんけれども、以前も申し上げたかと思いますが、昨年度実施いたしました事業者からの提案募集におきましては、投資金額は約1,000億円から3,000億円という幅で頂戴しているところで

す。また、今現在、投資額として見込んでおります2,000億円に対しては、口頭でありますけれども、その倍程度の投資金額については言及いただいているところでございます。

実際の投資規模が大きくなりますれば、経済

波及効果も雇用創出効果も、当然、上振れしてくるものと推測しております。

【小林委員】 そうするとこれは740万人以上が来るとかということの中で、ここは今このような話をしているのかどうかということはわからなくても、ただ、我々の目安として、これはどういうふうに県内に波及効果をもたらすのかと、こんなことは当然知っておかなければいかんと思うんです。

この間の本会議でも、我が会派の田中愛国議員が、いろいろと波及効果について、特に具体的に納付金と、どのくらい長崎県に、いわゆるカジノという部分で考えた時に、どの程度の納付金、いわゆる収入があるのかというようなことを聞いておりました。改めてこの委員会で確認をする意味において、あなた方の基本的な認識を教えてくださいたいと思います。

仮に売り上げというのが、カジノのかけ金、それから、かけ金に対して勝ったというのかな、そういう払い戻しの総額もあるだろうと思うんです。例えば、カジノあたりの運営については、いろんな人件費を含めて維持管理費が相当かかるだろうと思いますけれども、いわゆる粗利という考え方の中において、お客様が掛けたかけ金、そして払い戻しをした分、こういうところの総額に対して大体15%というようなことではないかと思うんです。

そうすると、例えば、1,000億円の粗利があったとした時に、これが150億円の、それだけのお金が年間、長崎県に入り、国にも同じように150億円入る。150億円、150億円、これが長崎県に納付金として入ってくると、こういう認識でいいのかどうか、ここはきちんと答えてもらいたい。

【西村IR推進室長】 認定都道府県の納付金と申しますけれども、委員がおっしゃいましたよ

うに、カジノ事業粗収益、お客様がかけた金額から払い戻した金額を差し引いた金額に15%を掛けたものが県の収入としてまいります。仮にでございますけれども、1,000億円ということになれば、先ほどおっしゃいましたとおり150億円が県の収入となると。しかも、このお金につきましては、交付税措置に影響しない、基準財政収入額に算入しないという国の見解が示されているところでございます。

【小林委員】これは交付税に全く影響ないということだから、これはもう今、これだけ財政が厳しい長崎県において、こういう、例えば1,000億円とした時の15%、150億円のお金が年間入ってくる。しかも、重ねて地方交付税は全く影響を受けないと。これだけの内容のあるものが、今、ここにぶら下がっていると。しかも、九州の代表として長崎県頑張れということになっている。これはどんなことがあってもかち取らばいかん。

さらに、これは15%だけじゃなくして、入場料だって、これも2分の1はもらえるんじゃないかと。1人、6,000円でしょう。6,000円ということで、国が3,000円、そして地元の長崎県3,000円と。こういうようなことになってくると、この3,000円だって、例えば、500万人くらいお客様が来たという時に、これが大体2分の1になれば幾らぐらいになるのかと。ここだって単純に計算したら、500万人来れば、さっき740万人くらいと、これが1,000万人くらいになる可能性もある。だとした時に500万人がカジノに入場されたとする。入場料金が6,000円と、その6,000円の2分の1が国にいき、そして、2分の1が県にくる。だとすれば、仮に1年間に500万人が入場したとすると、その2分の1ですから、これはどうですか、幾らになるんですか、計算してみてください。

【西村IR推進室長】仮に500万人が日本人等の入場料の賦課対象となれば、掛ける3,000円の150億円となります。

【小林委員】確認しますけれども、そういう粗利の、そこから15%、150億円、入場料でも150億円、トータル300億円ということで間違いのないですか。

【西村IR推進室長】本当にすみません。仮の話で恐縮なんですけれども、認定都道府県交付金は1,000億円の粗利、GGRがあるとすれば150億円、日本人等、入場料が賦課されるカジノ入場者が500万人あるとすれば150億円が入ってくるということになります。

【小林委員】企画振興部長、私は、平成31年度の長崎県の重点戦略の企画振興部の基本方針というものを読ませていただいた。今、長崎県は人口減少が最重点課題になっていると。だから、若者の定着とか、あるいは移住とか、いろんなことの中で人口減少に歯止めをかけようとして懸命にやっていただいております。このことは当然であるし、また、そういう認識の中で我々はやっていかなければ長崎県は生き残らないと思っています。

その中にIRの事業が、こういう形の中で出てきて、例えばの話としても、そういうふうな数字が、今、室長からお話があったように、仮の話だけれども、1,000億円だったら150億円、あるいは500万人来たら150億円、トータル300億円が長崎県に1年間に入ってくるとすれば、これはギャンブルみたいなことを言う人もおるかもしれんけれども、立派なIR、統合型として国が推進するという状況だから、その点から考えれば、企画振興部のこれを見たら、「IR区域整備計画認定の申請に向けた取組を進めるとともに」と、ちょろっと、一言これだけ書いているんだよ。もうちょっと位置づけを拡大し

なければ、政策監なんか、耐えられんじゃなかとか、一緒に並んどって。もうちょっと扱いを全庁的にやるという中において、この基本方針を見たら、IR事業に対するとおりの県の取組が、これだけ全庁的な取組になろうとしている時に、この辺の扱いが、これだけのいろんな効果を考えてみた時に、もうちょっと、もう2020年度にはすべからくのこの方針が決定するかもしれないと。こんな状況で、もうちょっときちんとした取組を重点施策の中に人口減少と比較しても劣らないぐらいの大事なことはないかと私は思うんだけど、最後にそこだけの決意を聞いて終わりたいと思います。

【柿本企画振興部長】長崎県にとっては、人口減少というのが非常に大きな課題でありまして、それを解決していくということで地方創生ということが位置づけられているということでございます。そして、長崎IR構想というのは、その地方創生を実現していくための長崎県にとっての非常に大きな手段、チャンスということで位置づけて取り組んでいくという覚悟を持っております。

そういう意味で、数ある長崎県の課題の中でも、今後、大きな効果が期待できるものということで、私たちもそれに向けて全力で力を注いで、企画振興部はもちろんですけども、全庁挙げてこれを獲得していくという体制でしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

【大場委員長】しばらく休憩いたします。

午後 3時 3分 休憩

午後 3時 15分 再開

【大場委員長】委員会を再開いたします。

【宮本委員】議案外について質問をいたします。

私の方からもIRについて質問をさせていただきますが、議案説明資料の1ページの特定複

合観光施設区域整備の推進についてということでもあります。先ほどからいろいろ議論がっておりますけれども、私の方からは地域理解の推進ということで、この観点から質問いたします。

地域理解の推進は、「ユニーク・マリンIR実現のために」の取り組むべき方策の中の一つでもあり、もちろん、これは県民、市民の皆様方からの機運醸成を含め、しっかりとした理解が大事であるということも言ってもありません。

そこにいろいろ書いてあります、県民セミナーを各地で開催したということもありますが、それぞれで感触、そしてまた、賛否両論あるかと思っておりますけれども、アンケートなどをとられておりましたら集計結果、そしてまた、全体を含めて県として何割の理解が進んでいるという考えをお持ちなのか、それを確認させてください。

【西村IR推進室長】委員ご指摘のとおり、IRの推進のためには県民の皆様にはIRの理解を深めていただくことが大変大切だと考えており、IR推進室は、平成29年10月に立ち上がっておりますけれども、それ以来、離島を含む県内各地で32回、説明会を行っております、約1,800名の方にご参加いただいております。

平成30年度におきましては、これまで22回、約1,200名の方にご参加いただいております。うち7回がいわゆる県民セミナーという形で開催させていただいております、長崎市、新上五島町、諫早市、西海市、川棚町、佐世保市、島原市で開催させていただいております。

IRへのそれぞれの地域の関心度と申しましうか、理解というのは、やはり差がございますので、例えば、諫早市でございますとか、島原市とかいう場所では入門的なご案内をさせて

いただいているところでございます。一番関心が高い佐世保市におきましては、他の地域と違ってインバウンドの中のI Rという立ち位置でのご説明や、市民の懸念の大きいギャンブル依存症についての中身の説明をさせていただいているところでございます。

地域ごとの理解度、賛意というのは、やはりばらつきがあるんですけども、I Rそのものに関する理解度は、各地域ともほぼ100%でございます。セミナーの中身、I Rがカジノだけではないということについてのご理解は、7カ所併せまして99%いただいております。賛意につきましては、若干ばらつきがございます。長崎市においては92%、新上五島町97%、諫早市96%、西海市97%、川棚町97%、佐世保市83%、それから島原市94%という数値になっております。

私どもとしましては、引き続き、県民セミナーを開催させていただきたいと思っておりますが、新年度早々には佐世保市周辺の松浦、佐々、平戸というところを意識してやらせていただければと思っております。

【宮本委員】ということは、県全体として捉えるならば、結構高い関心度、賛成ということで理解して、これがI Rを認定するというのに対しては、ほぼ9割以上の方々が賛成であるという認識でよかったですでしょうか、再度確認させていただきます。

【西村I R推進室長】県民セミナーにご参加の方々というのが、どちらかといいますと、そもそもI Rとは何ぞやというところの方もいらっしゃる、賛成の立場の方もいらっしゃいますし、反対の立場の方ももちろん来ていらっしゃいます。

そういった意味では、まずはI Rの理解を深

めていただくという目的で、このセミナーはやらせていただいているところでございまして、最前申し上げましたように、理解度につきましては、制度の理解と、カジノだけではない総合的な観光施設であるということについての理解度は99%に上っております、賛意につきましては、先ほど個別に申し上げましたけれども、92%ということでございます。ただし、これは申し上げましたように、セミナーにご出席された方ということで私どもも認識しております。

【宮本委員】わかりました。反対の方ももちろんいらっしゃいますし、賛成の方ばかりでないということは、もちろん承知しております。それにしても、理解度は進んでいるということ、これは一定の評価であろうと思います。年度明けて、松浦、平戸、佐々も含めた周辺地域をやるということですから、粘り強くセミナーを開催していただいて、県全体の機運醸成に努めていただきたいということを強く要望させていただきます。

加えまして、2ページに「九州I R懇話会」というのがあります。これは九州経済団体トップ等によるということ、知事も出席されていると。これについて背景と感触といいますか、こういったことが上がっているということがありますならば、お伝えいただければと思います。

【吉田企画振興部政策監】全国で3区域以内という区域認定を獲得していくためには、九州が一体となった取組が肝要と考えております。このため、昨年9月に九州経済連合会、九州経済同友会などのトップを知事が訪問させていただきました。長崎I Rを九州のI Rへと位置づけた取組に向けて協力を要請いたしました。

また、10月24日の九州地方知事会議では、九州へのI R誘致について4度目の特別決議を行

っていただきました。また、翌25日の経済団体トップを交えた「九州地域戦略会議」においても、本県の取組への賛意を得られたところでございます。

そして、本年1月30日に、九州経済界のトップで構成いたします「九州IR懇話会」を開催いたしました。九州商工会議所連合会の藤永会長、また、九州経済同友会の貫代表委員、九州経済連合会の石原観光委員長といった面々と、知事、それから佐世保市長との意見交換を行いまして、さらなる連携強化のお願いをしたところでございます。

今後とも、九州長崎IRの実現に向け、オール九州が連携した取組を深めてまいりたいと考えております。

【宮本委員】今ありましたとおり、県内でも少し理解度が進んでいるということ。そしてまた、九州全体で見ても、長崎にIRをとという動きが強くなってきて強固になってきているという現状がありますので、そこに書いてありますとおり、しっかりとこういった形で一丸となって対応していくことが大事だろうと思いますから、今後とも粘り強く、市民、県民の皆様方に対しては、いろんなセミナー、そしてまた、情報提供を行っていただき、理解度をさらに高めていただきたいと思います。と思っています。

次に、追加資料2、JR佐世保線の輸送改善について。これは追加になっておりまして、併せて、一般質問で宮内議員、そしてまた、吉村洋議員からもJR佐世保線の輸送改善の質問があったところです。私もずっと聞かせていただいております。

まさしく追加資料2の2ページに書いてあるとおり、大事な視点であろうと考えています。2022年に開業しますが、「佐世保については」

というところで、しっかりと恩恵といいますか、流れを組み込んでいただきたいという要望を改めてさせていただくんですが、2月の初めに佐世保市も振り型車両の導入をJR九州にするという意思表示があったところです。再度、県としては、しっかりと要望をしていただきたいということについて足並みを揃えていただきたいと思います。と思いますが、再度、意見を聞かせてください。

【早稲田新幹線・総合交通対策課長】JR佐世保線の輸送改善につきましては、高速化に向けた平成27年度の深度化調査というものを受けてまして、県と佐世保市とJR九州で実務レベルにおいて整備の手法、効果がどのように出るのか、課題はどのようなことがあるのかということで、今年度、整備の方向性について整理を行ったところであります。

具体的には、JR九州の協力を現地ではいただきまして、列車速度を向上させるための線路のロングレール化が非常に有効でありますので、その手法ですとか、それに伴いまして路盤の強化が必要になってくるということで、その部分についても追加するとともに、併せて、それに対応した振り型車両の導入の可能性というものについて、現地で実際に調査を行わせていただいで、高速化に有効な対策ということについて議論しております。

また、委員ご指摘の点で佐世保線の高速化で2022年度に暫定開業を行いますけれども、肥前山口 高橋間、ここは複線化と高速化の工事がされておりまして、佐世保線についても効果が出てくるようになってまいります。

したがいまして、県としては、こうした整備と併せまして振り型車両の導入、それから、線路等の設備改良などによって高速化効果をさらに高めることができないか。現在、投資効果も

考慮しながら議論を深めておるところでございます。迅速に取り組んでまいりたいと考えております。

【宮本委員】一般質問でも同様な質問があります。2022年の暫定開業の時にしっかりと、ここに書かれてあるようなこと。そしてまた、要望が実現できるように、県としても後押しをしていただきたいと思います。

同様に、設備における経費についても、佐世保市とも、これも協議を進めていただきたいと思います。県の考え方は、平成4年の考え方をしっかりと踏まえていただいて、県としてもそれなりの対応をしていただきたいと思います。これを要望させていただきますので、お願いいたします。

これは、平成4年の県の考え方、1番、2番、3番とあります。割愛しますけれども、1番と3番につきましては、今の段階では、なかなか厳しいと。2番目の130キロメートルを出す時の設備の改良に伴う費用が試算では13億円から14億円となっています。これはさまざまな、新幹線を導入したという背景を考えると、県としてはやっぱり全額負担ということがごもっともであろうと思いますが、再度、見解をお聞かせください。

【早稲田新幹線・総合交通対策課長】高速化に要します事業費の負担に関しましては、先ほど申し上げました高速化のためのロングレール化ですとか基盤の改良とか、それに伴いまして車両設備を含めた全体経費について、どのように負担するのかということ。自治体負担だけでなく、国庫補助事業の活用というものなども含めまして、現在、幅広く検討しているところでございます。地元佐世保市のご意見というものを十分にお伺いして、また、委員ご指摘の点も

考慮しながら検討を深めていきたいと考えております。

【宮本委員】ぜひともしっかり協議をしていただいて、それなりの対応と申しますか、歴史を踏まえた上で対応していただきたいということをお願いいたします。

次に、県庁舎跡地活用についてですけれども、総務委員会委員になりまして私もいろいろ勉強させていただきました。整備方針（案）も見せていただきました。いただいた資料の中から、主要機能の配置の考え方、3つは変わらないということで、前回からすると、もちろん、より具体的な方針が出ていると感じております。

1点だけ確認です。整備方針（案）の5ページの駐車場の考え方について、ちょっとだけ確認させていただきます。

5ページの上の方に、附帯機能等の整備の考え方で、駐車については、附置義務台数というのがあって、「県庁舎跡地は商業地域かつ駐車場整備地区に該当するので、特定用途に供する延べ面積について必要である」と書いてありますが、その前のページには青写真等々も掲げてあるんですが、どんなでしょうか、今の段階でこのような施設、このような広場を設置した時に、何台駐車になるんだというような試算というのは今の段階で出ているのかどうか、確認させていただきます。

【鳥谷県庁舎跡地活用室長】まず、附置義務というのがございまして、駐車場法及び長崎市の条例の定めで設置すべき台数というのが、建物の場合、一定、150平米に1台というふうな形になっております。具体的には、今の段階で延べ床面積が幾らというふうな規模とか機能が固まっておりませんので、例えば、県がつくろうとしている交流おもてなしの空間で1,500平米で

すと10台分は必ず必要というふうな形になるということでございます。

そのほかに広場とかは附置義務はございませんけれども、広場利用者に関しても一定必要であるとか、そういうことを考慮して、今後、基本構想を策定する中で必要な台数を詰めていきたいと考えているところでございます。

【宮本委員】3ページに配置を検討するに当たっての視点と配置イメージ、地下スペースというのがありますが、これを有効に活用する。例えば、地下に駐車場を設けるというような、案ですけれども、意見として申すならば、地下に駐車スペースというのもどうですか、可能なんですか、今の考え方だけお聞かせください。

【鳥谷県庁舎跡地活用室長】限られた敷地でございますので、地下駐車場というのも念頭に検討しているところでございます。

【宮本委員】この青写真を見るに、駐車場というのがとれるのかなという疑問があったものですから、地下スペースを有効活用するということでありますならば、地下駐車場というのもある一定の考えとしては大事なのかなということで、一言付け加えさせていただきます。

最後に1点だけ、スポーツ振興課になるうかと思えます。前回から申しております自転車活用について。

やっと今般、「長崎県自転車活用推進計画」が策定されました。これは昨年の6月定例会でも一般質問いたしまして、今年度中に策定ということで無事に「長崎県自転車活用推進計画」が策定されました。この策定後、各市町で自転車活用について動き出しているというものがあれば教えていただければと思います。

【野口スポーツ振興課企画監】このたび、南島原市議会が2月21日から開会しておりますけれ

ども、以前、委員からのご指摘があった島原鉄道の廃線跡地の活用の件で、市長の新年度予算に向けた施政方針において、島鉄の廃線跡地、南線跡地を利活用するために、平成31年度内に南島原市としての自転車活用推進計画を策定するというお話がございました。その活用策の中では、通学、買い物、それから市民の健康増進を目的とした日常的な活用と、加えてサイクリング客の誘致による観光振興に役立つような道路にしたいと述べられておるところでございます。

一方、私どもとしましては、県のスポーツコミッションと一緒にしまして新たなサイクルツーリズムイベントの開催地として島原半島を候補地として、具体的なルート案等も想定しながら、島原半島の3市、それから島原半島観光連盟と一緒に、イベント開催に向けた研究を進めているところでございまして。

今後、南島原市の自転車活用推進計画とすり合わせる形で進めさせていただきたいと思っております。

【宮本委員】南島原市以外で、どこか策定の市町はありますか、確認させてください。

【野口スポーツ振興課企画監】現在のところ、市町単位で策定するという話は、南島原市以外は聞いておりません。

【宮本委員】うれしいことですね、南島原市が動き出しているということ。南島原市にほかの2市も加わるかどうかわかりませんが、島原半島が自転車についての交流人口の増加と健康増進という目的で、そういったサイクルイベントを考えていらっしゃる。しかも、計画を策定するという事は、それだけの意気込みが感じられるということでしょうから、県としてもしっかりとバックアップと連携をとっていただきたい

いと思っていますので、併せてよろしくお願
いします。

【吉村(庄)副委員長】 3点お尋ねします。

今まで質問があった話の中で、まず、I R、
カジノを含む構想ですね、私はこれは問題あり
とっております、いろんな面で。それはそれ
でさておき、ちょっとお尋ねします。

先ほどの話に関連して恐縮ですけれども、最
近、県民世論調査がされていますね。この中で
I R構想についての県民世論の反応はいかがで
すか。

【西村 I R 推進室長】 県民世論調査におきまし
ては、11月13日に公表されております。この中
で「県が I R の導入に向けた取組を行っている
ことをご存じですか」という問いに対して、「多
少は知っている」が43.8%と最も多く、「よく
知っている」、「多少知っている」を合わせま
すと58.9%でございました。一方、36.9%の方
が「全く知らない」と回答しておられまして、
今後も I R に関する県の取組について丁寧に説
明してまいる必要があると考えているところで
ございます。

【吉村(庄)副委員長】 賛否については、世論調
査の項目にありませんでしたか、どうですか。

【西村 I R 推進室長】 賛否については、お尋ね
させていただいておりません。

【吉村(庄)副委員長】 先ほど、宮本委員から、
県民の世論はどうですかという話があった時に、
あなたは、「セミナーを中心に」と言ったから、
I R という問題については、セミナーをやっ
ている範囲内というふう聞こえたんですけれ
ども、相当進んでいると、こういう話をされま
した。まず、県民世論調査は、あなたたちはほ
かのことについても、県の施策をやる上につ
いて重要なことを聞いておられる部分があるん
ですけれども、なぜそういう話はお出しにならな

かったんですか。宮本委員は、県民の皆さん方
がどう反応してますかと、理解しているかと、
あなたが答えたような意味のことも当然聞かれ
たんですけれども、なぜセミナーのを中心
にして言われたんですか。

【西村 I R 推進室長】 先ほどご答弁申し上げ
ましたとおり、あくまでセミナーにご参加の方
々の理解度、それから賛意ということで申し上
げました。そういった意味では、委員ご指摘の
とおり、広く県民の意見とは異なっていること
だと考えておりますので、引き続き、各地域
での説明会を通じてご説明申し上げたいと考
えております。

【吉村(庄)副会長】 あなたたちの答え方は、議
会に対して非常に失礼だと思うんだけど、ある
一面というか、大部分かどうか知りませんよ、
あなた方の判断は。そういう面だけをもって
県民の反応というふうなところに付随して聞か
れた内容について、県民世論調査をせつかく
11月13日に公表して、そういうことに触れな
かったというのは、私は非常に不満です。申し
上げておきます。後で企画振興部長、見解を
聞かせてもらいますよ。

それから、佐世保線の問題です。今まで県が
示しておいた問題は、ちょっと前の時点ですが、
これをはっきり教えてください。

【早稲田新幹線・総合交通対策課長】 佐世保
線の輸送改善に関しまして、平成4年11月に
県の基本的な考え方ということでお示しして
おります。1点目が、長崎市 - 福岡市間にス
ーパー特急を設定する時には、佐世保市にも
在来線を利用してスーパー特急を直通させる。
2点目が、佐世保線において列車の最高速度
を時速130キロメートルとするための設備改
良を行う。3点目が、将来、長崎市 - 福岡
市間にフル規格の新幹線が運行されるよう
になった時は、佐世保市

にもフル規格新幹線鉄道網への直通運行が可能となるよう、その実現に努めるという3点でございます。

【吉村(庄)副会長】先ほど宮本委員かも指摘があったし、一般質問でも久野哲議員からも佐世保線の問題について質問がありました。私は、この場でも何回も申し上げているんですけども、結局、スーパー特急は入らないと決まりましたから、F G T、フリーゲージトレインが中心になって、とにかく武雄 - 長崎については、まずはフル規格で整備する、あとはF G Tと、これは失敗したと、こういう形で今のよう状況になっております。

それにしても、佐世保線の問題については私も何回も、こういう覚書というか、県の方針があるんだから、もっと真剣に、もっとスピードを上げて考えるべきではないか、特に高速というか、時間短縮という問題で言えば、先ほど2点目として話されたことに関係があるし、武雄 - 長崎にフルが入るのであれば、武雄 - 佐世保だってフルを入れなければならない、あるいは入れるという約束、こういうふうに今までも、今でもそうですけど、私どもの佐世保から言えば受け取ってるんですよ。

波佐見、佐世保寄りの新幹線ルートが佐賀の意向で、佐賀の意向が強かったと思いますけれども、それだけじゃないと思うんだけど、武雄から諫早の短絡ルート、ショートルートになれば、県都の長崎市からいっても時間短縮になるし、こういうこともありますから、それだけじゃなかったと思いますが、そういうことの中で短絡ルートという言い方をしておりますが、そういうことにする中で佐世保線の問題があったわけですから、県もその方針をこういうふうに確認しておったわけですから、もっと調子上げて早く佐世保線の改良、一言で言えば、こ

ういうものにすべきであったと私は思うんですけども、なかなか進んでない。だから、私は、それは遅いじゃないかと、こういう話をしました。

しかも、もう1点お尋ねしますが、その佐世保線の調査の中に、時間短縮を図る意味からいうと、費用とかなんだとか、いろいろ大きな問題があると思いますが、手っとり早いのは、三河内 - 大塔を直線化することによって、博多から佐世保までの今の特急だって大変な時間短縮ができるんだと、この辺の議論があっているかどうか、これを聞かせてください。

【早稲田新幹線・総合交通対策課長】平成4年の県の基本的考え方を踏まえまして、これまで佐世保線等整備検討委員会の中でさまざまな議論がされております。今ご指摘がございました早岐短絡線の設置も議論に上がっておりまして、平成6年当時、早岐地区に短絡線を設置することによる時間短縮効果の検討も行われております。この際に合わせまして、早岐 - 佐世保間の複線化も議論されておりまして、早岐 - 佐世保間が複線化されますと短縮時間が1分で279億円の事業費がかかるということで非常に難しい部分が出てきたということと、佐世保線の早岐短絡線の設置ですと、当時、38億円の費用で短縮効果が9分、それと先ほどの複線化の279億円の1分を併せますと、なかなか事業化が難しいという当時の結論に至りまして、その後、さまざまな議論を経て、今回、より高速化の現実化に向けた、しかも、新幹線の開業時期に合わせた効果は何かということで車両の導入と線路のロングレール化や基盤改良という方策に至っているということでございます。

【吉村(庄)副委員長】私は、議論をされてきている経過を知らないわけじゃないですよ、知っています。ただ、平成4年にこういう方針を県

が出して、地元から言うと、いただいたという形になるんですけど、出していて、そして、今、2019年なんですよ。いろんな検討があって、難しい問題もあったかもしれないけれども、今だって具体的な整備方針が出てないんです。整備しよう、改善せにゃいかんと、こういうのは当然あったわけでしょうけど。

ここら辺で非常に、県北、佐世保からいいますと、県のやり方、あるいはそれを含むJR九州、それから新幹線として進めている全体的な問題からいいますと、非常に厳しい取り扱いと申しますか、遅れた取り扱いと申しますか、差別した取り扱いとまで言いたくなるような気持ちになっているのが今の佐世保のあれですよ。

それで、ある意味では、新幹線はもう勝手におやりなさいと。ただ、県民が負担をするわけですから、そう簡単にはならないですけども。それから、武雄から新鳥栖までの問題についても、今、非常に厳しくなっています。それはどうかさすやるだいと、こんな話なんだからね。もちろん、一部では先ほど話があったように複線化しているところとか、今、真剣に考えていただいているということはあるながら。短絡ルートになった時、私は佐世保市議会の議員をしておったんですよ。短絡ルートでも何分かしか違わんのだからいいじゃないかという話をしたら、佐賀側の意向、それから長崎側の意向、それから全体的な判断、総合的な判断があって、真っ直ぐ行こうと、こういうことになった。それはそれで一定の価値があるかもしれないから、それはそれで認めるというようなことでやってきたとしても、費用のかかり方とかなんとかについて私自身はいろいろ意見を持っていますけれども、そういう気持ちが非常に佐世保を中心としてあります。

だから、そういうことはあなたたちは十分承

知の上で今やっていると思いますけれども、この検討は本当に強く進めて、早く進めていただかないと、新幹線の新鳥栖から武雄までの大問題があるのも当然承知いたしておりますが、あなたたちはいつも言っているでしょう、知事自体が、「県下全体の均衡ある発展」とかそんなことばかり言っている、それはきれいごとにしかな聞かれないと、こういう部分については。こういう状況ですから真剣に考えていただきたいですが、この点について廣畑次長、見解を聞かせてください。

【廣畑企画振興部次長】新幹線の整備に当たりまして知事からも一般質問で答弁しましたけれども、原子力船「むつ」の佐世保港での修理の受け入れでありますとか、吉村(庄)副委員長がおっしゃいましたように、新幹線の佐世保寄りルートから短絡ルートへ変更されたことなど、県北地域の方々の本県全体の発展を考えた上での苦渋の決断、ご理解によるものというのは、私もお話を伺いまして理解しているつもりでございます。

新幹線の整備に当たりまして、新鳥栖 - 武雄温泉間の問題もございしますが、それとともに佐世保線の輸送改善の問題を精力的に取り組んでいかなければならないということも私も理解しているつもりでございます。

これまでの取組が遅かったというお叱りかもしれませんが、ここにきて高速化、また振子型車両の導入といったものを進めて、佐世保市、JR九州とともに協議を進めて取り組んでいるところでございますので、引き続き、新幹線本体と併せて佐世保線の高速化の取組につきましても県を挙げて取り組んでいく必要があると考えております。

【吉村(庄)副委員長】この状況でしっかり頑張ってくださいということにしておきたいと思

ます。大変申し訳なかったんですが、企画振興部長の見解を聞きませんでした。ここは次に答弁していただくという考え方でさせていただきます。

それで、あなた方は、そこまできちっと考えているかどうか知りませんが、佐世保からいうと、大村線の時間短縮、ここもいろいろ議題にしてきたんですよ。大村線について言えば、例えば、長崎本線だとか、中央から来ている佐世保線の中心部とか、こういうところからしたら、路盤的なものとか、線路の構造からいけば、なかなか同じような状況の強固なものではないと、簡単に言えば。そういう状況じゃないから、大村線のことを考える場合にも、本当は複線化もしなきゃいかん、今、鈍行はずっと止まっている、鈍行じゃなくても快速も止まっていますから、そういうことも佐世保からは求めておったわけです。だから、そういうことについても本来は考えていかなければいけないけれども、肝心かなめの佐世保線について今のような状況であるということは、私たちは納得がいかない、ずっと経過を考えてみるとね。今、次長から基本的な考え方の答弁が出ましたから、ぜひ急いでもらいたい、こういうふうに思います。

それから、県庁舎の建て替えの問題についてお尋ねしますが、この議会に「県庁舎跡地整備方針（案）」という基本的な考え方が案として出ました。この整備方針というのは、今度の議会で一応承認してくれと、こういうことなのかどうか。その辺の手続的な問題を聞かせてください。

【鳥谷県庁舎跡地活用室長】整備方針案については、県の今の考え方を示させていただいたもので、議決事項ではございませんけれども、これについて委員の皆様のご意見を聞いた上で、次のステップの基本構想に進みたいと考えてお

ります。基本構想をつくるに当たりましては、当然、予算が必要となってまいりますので、そこは予算のご審議をしていただく形になると思います。

【吉村(庄)副委員長】資料の7ページの上段の基本構想について、「整備方針をとりまとめた後に策定する基本構想について、議会をはじめ、県民市民や関係団体等の意見を踏まえ、以下の項目について検討する」としてずっと項目が書いてあって、その前段の6ページの9の県警本部跡地についても、「民間のアイデアを募集することについて検討する」と書いてあります。それは結構だと私は思いますよ。

私が具体的にお尋ねしたいのは、「ながさき文化みらい会議」というのがあって、新しい文化施設のためのワークショップをこの頃ずっとしておられたのを中間報告ということと提言にまとめてあるんですが、これについてのお話は、一応、県庁舎跡地活用室にされているように団体から伺っているんですけども、いかがですか。

【鳥谷県庁舎跡地活用室長】この「ながさき文化みらい会議」という団体が、ホールについて提言を取りまとめたり、運営に関与したいというところで活動されており、中間取りまとめとかされているということは了知しております。

なお、この団体とは、昨年になりますけれども、一度お見えなられて、私たちも県としてのホールの考え方であるとかを意見交換したところでございます。

【吉村(庄)副委員長】そこで、先ほどのことと関連しますが、基本構想をつくるに当たっては、「議会をはじめ、県民市民や関係団体等の意見を踏まえ、以下の項目について検討する」と、こういうふうに書いてありますから、この団体を指して言うわけじゃありませんが、今後も意

見は聞いてもらっていいということになるんですが、基本構想については、議会にはこっちに出してもらえばいろいろ議論するんですけど、「県民市民や関係団体等の意見を踏まえ」と書いてありますが、こちら辺はどういう手だてでもって意見を聞くとか、こっちから整備案の考え方を説明するとか、そういうことも当然必要になるだろうと思うけど、どういう形で意見を出してもらうのか、この辺の手だてはどうですか。

【鳥谷県庁舎跡地活用室長】基本構想を行うに当たって、具体的にどのように地域、県民の声を聞くかということについては、まだ詳細は決めておりませんが、案についてはパブリックコメントとかで聞くことはもちろん、あと、詳細は決めておりませんが、場合によってはシンポジウムでありますとか、関係するような経済団体を初めとするさまざまな団体に回って話をするとか、そこについては今後検討していきたいと考えております。

【吉村(庄)副委員長】今おっしゃったような意味で、あなたたち自身が、整備方針がほぼ確定するとしたら、基本構想については意見を聞くというふうになっていますので、何らかの方法、今おっしゃったようなことを含めて県民の意見を出してもらって、必要なことについては検討してみたりと、こういう状態にさせていただくことが非常に大事かと私は思います。

先ほどから質問がっておりますように、あるいは一般質問等でもっておりますように、あそこの跡地活用については、県警本部跡地も含めてですが、県民全体として非常に関心があり、それぞれ今まであなた方が説明してきたような歴史的な経過を持ったところの非常に大事なところでございます。

そして、もう1点、遅れていることについて

指摘をしたいと思いますが、もっと早くしないと。周辺の商店街に対する影響について私も質問いたしまして、一定の考え方を示されました。それは早くした方がいいと、長崎にどうだとか、話もありましたが、そういうことでお願いしたいと思います。

それで部長、先ほど私は言いましたが、IRのところ、宮本委員はそんなにはおっしゃってないかもしれんけど、私が聞いたら、自分たちの都合のいい県民の反応、こういうところを取り出してお答えになると。一方で県民世論の11月13日の公表もあなた方自身がしておいて、そこについてどういう理解がいつているだろうかということもちゃんと世論調査でやっておいて、ああいう説明をされるということになると偏っていくんじゃないかと、私はこういうふうに思いますが、これから進める上において、そういう偏りと受け取られるようなことでやっていこうとしているんですか、見解を聞かせてください。

【柿本企画振興部長】このIRにつきましては、県議会、それから地元佐世保市の市議会にも決議をいただいておりますので、ご理解をいただきながら進めているものではございますけれども、一方で県民、市民の皆さんのご理解というものも非常に大事なことだと思っております。そのためにいろんな形でセミナーの開催、説明でありますとか、その他広報等にも努めているところでございます。

先ほど、宮本委員からのご質問に対してお答えした際に、セミナーの参加者のアンケートの結果をお答えした形ではございますけれども、一般質問の際に久野議員からお尋ねがあった際にも、この県政世論調査については、私の方からも触れさせていただいて、そういう世論調査の結果は我々としてもしっかりと受け止めてい

るところでございまして、そういう意味でもIRについての理解を進めていくことは大事なことだと思っております。

ただ、今後もその一つ一つの数字、データというのが、どういう状況の中での数字なのかということを中心に説明しながら、そういったところについてはしっかりと考えを持って説明をしていくということを我々も肝に銘じながらやっていきたいと考えております。

【小林委員】新幹線のことについてちょっとお尋ねしますけれども、まず、長崎 - 武雄温泉間の66キロ、大体1,200億円近くの工事費の増額が言ってきていると思うんですね。これはどう対応されますか。

【廣畑企画振興部次長】今般、長崎 - 武雄温泉間の工事費の増額が起こっておりまして、こちらにつきましては、本県としましては、2022年度のこの区間の開業に向けて、駅周辺のまちづくりが計画的に進められているという状況にありまして、その開業に影響を与えるということはありませんと考えております。しかしながら、一方で、西九州ルートの本래の姿であります山陽新幹線への直通運行を実現するためのフル規格による新鳥栖 - 武雄温泉間の整備を求めているところではあります。この区間の整備の方向性は定まっていないという状況にあります。

したがって、武雄温泉 - 長崎間の開業時期への影響も見極めながら、開業時期が遅れないようにしつつも、新鳥栖 - 武雄温泉間の整備のあり方に関する議論を早急に進めていただき、整備方針を決定してもらいたいという本県の考えを訴えつつ、対応してまいらなければならないと考えております。

【小林委員】大体が、何と申しますか、新幹線

が、もう長崎ルートは暗礁に乗り上げているわけですよ。ひとえにフリーゲージの頓挫が、国の責任のもとにおいて長崎県にフリーゲージをやれよと国から言ってきたにもかかわらず、全くフリーゲージが頓挫してしまって、その責任において、やはりきちんとやっていただかなければいけないのに、何も、残念ながら、整備方式ですら決まっていなくて、改めてまた協議の再開が今日ぐらいから始まると、こういうことだけれども、やっぱり県民としては、まだ暗礁に乗り上げたまま、増額だけ言われても、県民の合意を得るということはなかなか難しいわけですよ。

そういう点から考えて、もし長崎県がオーケーという回答をしなければどうなるのかと、こういうことで、これはどうなりますか。

【廣畑企画振興部次長】今回の増額に伴う手続といたしましては、国の方で新幹線の工実施計画の変更を行っていく手続が必要になります。それは法律に基づいて行われるものでありまして、今後の手続としましては、国の方から工実施計画の変更に関する県知事に対する意見の聴取が既に行われておりますが、それに対する回答として、県からの回答がなければ、国として工実施計画の変更認可を行うことはできないという事態が想定されます。

【小林委員】要するに、工事の進捗に大きな影響を与えてはならないというような影響というもの、正直言って私どもも懸念をする。しかし、一方においては、今言ったような問題点があると。これは大体、長崎県の負担金が工事増によって実質的に真水でどれくらいになるのか。その点は幾らぐらいになるんですか、真水で。

【廣畑企画振興部次長】本県の実質的な負担額につきましては、まず、昨年11月に本県が与党P

Tでヒアリングを受けた際に、貸付料を考慮しない場合の負担増額分につきまして、追加の事業費が1,188億円に対し、交付税措置前の額として県の負担は317億円の増額が見込まれるという計算が出まして、交付税措置前で貸付料を考慮しない額です。なので、その地方負担の軽減を図っていただくように求めてまいったところであります。

その後、12月には前倒し活用による貸付料の財源の確保などが北陸新幹線も含めた全体の増額に関する財源見通しが立ったところでございます。

それで、本年度の貸付料の額につきまして、国に問い合わせをできております。国によりますと、正確な貸付料の充当額というものは、毎年度の各線区の事業規模によりますので、あらかじめ計算することは困難なんですけれども、ただ、12月には決着した財源確保策におきまして、増額分につきまして貸付料が充当されるということが決まりました。

なので、この増額分についても、これまでの交付の実績をもとに、同じ率で引き続き配分されると仮定したもので地元負担を計算するということは、一定、合理的な方法だと国から聞いております。

それをもとに具体的に計算をしますと、増額分は、まず、1,188億円が事業費であります、長崎県内の事業費は951億円となっております。

それに基づいて、これまでの実績で貸付料が充当されると仮定する場合には、もともと、先ほど申しました317億円、これは交付税措置前の額であります、317億円から60億円が削減されまして、交付税措置前の額、257億円と計算されまして、一定の地元負担の削減が図られると受け止めております。

【小林委員】 また、そんなこと言ってる。

【廣畑企画振興部次長】 失礼しました。

さらに、交付税措置前の額でありますので、交付税措置後の、そのうちの55%が真水の負担となりますので、計算をしますと141億円が交付税措置後の真水の額と計算できます。

【小林委員】 今、貸付料の算定が、正直言って難しいと。これはあくまでも見込みであるということなんだけれども、全国的な事例を見ながら、今、整備新幹線として走っているところの、そこからのいわゆる利益の中から、それぞれこれからつくるであろう新幹線の整備計画に貸し付けのお金を、いわゆる国の国交省の方でプールして、それを上下というか、この状況の中で、いわゆる下の方の、そのいわゆる貸付料というものを、今言うようにプールして、それをこれからつくるであろうというところに貸付料として支援してくれると。そういうところの非常にありがたい、そういうものがあるということ。そういう財源措置をいろいろ考えてくれているということは評価をいたします。

ただ、これからやっぱり約1,200億円の中で、今言うところの、仮に141億円であったとしても、やっぱり少なくないお金なんですよ。

今、冒頭言うたように、非常に暗礁に乗り上げています。これは8月までの概算要求に、少なくとも環境の影響評価の、それだけの予算をつけてもらわなければ、また遅れてしまうと。しかも、整備方針がミニ新幹線みたいな、そんなものを持ち出してきて、これも子どもだましみたい、どちらかというようなね、もうそんな答えはわかっているにもかかわらず、あえて、財源の問題があるのかどうかかわらんが、フルにするか、ミニ新幹線にするのかと。もうミニ新幹線は決着済みではないかと。こういうよう

な本当に前時代的なものを、そうやってフル規格と比較対象なんかするような、果たして国交省なのか、与党PTなのか。これはもう与党PTできちっと整備方式を早く決めていただかないと、先ほど言ったように、県民の合意をいただくことはできないわけだよ。仮に141億円といえども、これだけの予算を真水で長崎県が負担をすると、こういうことであるならば、今日、与党PTが7時半からというようなことが漏れ伝わってきているけれども、早くこういうようなのをやってもらうように、これはあくまでも、ただ141億円をぼんと出すんじゃなくして、あくまでも、こういう附帯決議みたいなね、そんなものを付けながら、長崎県のことを明らかにせんと、与党PTの中にも長崎県の国会議員はおるわけだから、もっとしゃんとしていただいて、そして、一つの方向づけをやってもらうようにしていかないと救われぬよ。こういうようなことは明快に言っておきたいと思います。

もうついでに、時間がないから、山口知事と中村知事が会談されました。佐賀県対策、佐賀県対策と、こんなようなことを言って、佐賀県の知事選挙が終わってから、そこを一つの区切りとして中村知事が佐賀に、そして、当選のお祝いという形の中で、そして、いろいろと協議をされたわけですよ。

両県のトップのいわゆる確認事項が、何度も何度も言っているように、結局は、こういうフリーゲージトレインのそういう導入を国から押しつけられながら、それを結局は実用化できないというようなことに相なったもんだから、やはりそのところは国の責任のもとにおいてちゃんとしてもらいたいと、こういうところについて意見が一致したということ。これは一つの大きな前進だと思うんです。

でね、これから佐賀県は佐賀県なりに、例えば新幹線のいわゆるルートについては、まちなかというような形の中で、ビルがいっぱい並んでいると、そのビルの中をどういった形で通って来るのかとか、あるいは並行在来線の佐賀県なりの問題を抱えている。これは率直に言って、長崎県との関連の問題ではなくして佐賀県独自の問題なんだ。

要は、中村知事が山口知事と今回の合意に達したということは、高い評価であると思うんだよ。今後とも、いつでもお互いに課題を話し合っていこうとか、一緒に行動もとろうとか、そういうような話し合いで、大体合意に達しているけれども、今、長崎県で中村知事が佐賀県対策でまだしなければいかんことが何かありますか。

【廣畑企画振興部次長】委員のおっしゃるように、両県知事が会談をしまして、現在の事態を招いたのは国の責任であるという点、また、国において具体的な方向性を示していただく必要があるという点を一致したというのは非常に大きなところだと考えております。

また、併せて両県、引き続き意見交換を密にしながら、西九州地域の振興に取り組むということも一致されているということになってございます。

したがって、まずは県としては、国の方に両県一致した考えを伝えて、その中身であります、国において具体的な整備の方向性を示していただくということを強く訴えていく必要があるところが一番大事なところだと思っております。

【小林委員】だからね、中村知事が、つまり長崎県民を代表して、長崎県の新幹線だという位置づけでね、何か知らんが、長崎県から佐賀に行け、佐賀に行けと言っているけれども、それ

はお門違いもいいところで、国がやらんばいかんじゃないのかと。

しかし、そういうような形の中で佐賀県に行って、ありがたいことに、幸い、認識が一致したわけだよ。そこから佐賀県対策を中村知事にやれと言って、何が具体的にあるのかと。

先ほどから言っているように、佐賀県はルートの問題だとか、あるいは並行在来線の問題を抱えている。これは率直に言って、今回の長崎県が佐賀県に対する対策としては、ちょっとこの問題は手がでないし、長崎県がそこに加担するような話でも何もないし、その問題解決なんかできるもんか、長崎県で。

だから、次長、あなたは責任者として、今、中村知事が佐賀県に、仮にあと何をしに行かんばいかんのかと。佐賀県対策を中村知事に声を大にして国会議員あたりが言っているが、これは一体何なのかと。ここのところは、あと何があるのか、行かんばいかんところが。これは明確にしておってもらいたい。はっきり言わんか。

【廣畑企画振興部次長】両県知事が会談をしました時に、先ほど申したように、国において具体的な整備の方向性を示していただく、また、委員のおっしゃるように、佐賀県の抱える課題、財源の問題でありますとか並行在来線の問題でありますとか、そういったものは両県で協議をするだけで解決するものではありませんので、国の方で、その課題の解決を併せて提示していただかなければならないと考えているということは、今日お示しした資料の方にも、今後の取組として示させていただいております。

なので、佐賀県と協議を進めるということでは、協議を進めることもあるかもしれませんが、国の方に、そういった解決策を提示してもらうことが先決だと考えてございます。

【小林委員】だからね、中村知事が、長崎県知

事が佐賀県に、なお行って、佐賀県対策を何かしなさいという、いわゆる項目がまだあるかということを知っているんだよ。

今回の両県知事の会談の中において、そういう国の責任というものについての意見が一致して、両県ともに一緒になって、その点はやっていこうと、一番理想な形ができたわけだよ。

これ以上、長崎県の知事が、佐賀県に何をしなければならんのかということを知っているんじゃないか。はっきり言わんか、そうやって。

【廣畑企画振興部次長】佐賀県の抱えます財源でありますとか、並行在来線でありますとか、そういった課題については、両県で解決できるものではございません。

【小林委員】なんでそうやって遠回しにばかり言うのか。何もなかるうが、中村知事が行かんばいかんことは。何か、お題目三唱のごと、佐賀県に行け、佐賀県に行け、佐賀県対策をやれと。今日だってね、ある国会議員が、名前は言わんけれども、うちの県議会議長が与党PTの方に出席しようと思って行きよったら、行くななんていうて号令をかけたのがあるじゃないか。なんでそんなようなことを言うのか。こういうね、もうちょっとこんなことは本気になって県民に訴えんばいかん。何様と思うとっとか、大したこともなかくせに。

だからね、そういうような点からして、もうちょっと我々は真剣に、この新幹線については、誰かの個人の名誉とか、誰かの手柄とか、そんなものが何の関係があるのか。うちの県議会議長が与党PTに参画することが、なんで佐賀県を刺激するのか。こんなでたらめな内容がまかり通って、恣意的にいろんなことをやられても困るわけだよ。

次長、企画振興部長、もうちょっとしっかりして、長崎県のできる範囲、もう佐賀県との話

は、こういうような形の中で大体ついた。あとは国に対して両県一体となって、県議会も挙げて。

とにかく、この8月までに概算要求の中にアセスを入れていただかなければだめなんだろうが。そこに全力を挙げるように、このために国会議員の先生方は国会議員の役割、我々は我々の役割、行政の皆さん方の役割、みんな一体になって一緒にやっていく、こういう方針の中でぜひやってもらうように。

企画振興部長、ここについて、はっきりあなたにご答弁をお願いしたい。

【柿本企画振興部長】この九州新幹線西九州ルート¹の整備方針の問題につきましては、委員ご指摘のとおり、中村知事と佐賀県知事が会談をして、そこで一定の、国において責任をもって進めていただく必要があるという点で一致をしたということで、それをもって国に対してしっかりと働きかけをして話を動かしていくというのが、今、最もすべきことだと思っております。

そういう意味では、両県知事がまた何かを議論するというのではなく、まずはそれについての国のしっかりとした考え方を示してもらうということで、それに向けて、今日、与党PT検討委員会も開催をされておりますけれども、そういった状況も踏まえた上で、国に対しての言うことを我々もしっかりと、県議会のお力もお借りしながら、これを訴えていくということを、まず最優先でやっていきたいと考えております。

【小林委員】県庁舎の跡地の問題だけでも、もうあなた方も大変苦労しよるようだけれども、結局は3つの方針を持って、今、我々のこの委員会で何を論議して、何を結論を出せば先に進むのか。今の段階において先に進まないような状況になっているのか、どんなようなことを

我々は。

今、3つの、賑わいの広場と交流の広場か、そういう交流・おもてなしの空間、それから芸術・文化ホール、この3つのあなた方の提案を、我々はこの委員会で、まだ予算も出ていないわけだけれども、どのようなことをもっていけば先に進むのかと。

先ほど吉村(庄)副委員長も言いよったけれども、我々は、県庁舎の跡地の問題について、地域の皆様方が一番喜んでいただけるような、また、長崎県並びに長崎市の発展につながるような跡地の活用の仕方を強く望んでいるわけだよ。

やっぱり、いたずらに時間をかけ過ぎてしまったという嫌いもある。だから、もうとにかく十分な議論をしながら、ひとつ先に進まんといかんけれども、その状況の中で、これから先に進めるためにどうしなければいけないのかと、ここのところを的確に答弁いただきたい。

【鳥谷県庁舎跡地活用室長】これまで、懇話会の意見等も踏まえ、3つの方向性で整備したいということで検討してまいりました。

県としても、この3つの方向性でやるのが賑わいを創出すると考えておまして、この方向性に対して大きな異論がなければ、これで進めさせていただきたいと考えているところでございます。

【小林委員】3つのことについて異論がないとすれば、今度から具体的に、事業費は幾らかかる、予算は幾らかかると、そして具体的に進めることができるのか。

それは、今のままでいいんですかといって委員長に諮ってもらうのか。それとも、大体これで了承というような形の中でやればいいのか。もう次の議会ぐらいにその予算を上げて、それで検討をさらに深めてもらいたいと、そういうことになるわけね。そうやればいいのか。

【鳥谷県庁舎跡地活用室長】今回示した案について特に異論がなければ、次の議会で基本構想の策定予算を審議していただき、そこで議会の意思を確認させてもらい、進めていきたいと思っております。

【小林委員】 そうしたら、今まだ基本構想を、これから具体的に予算面も上げながら議論していかなくちゃいかんと。まだそれだけの余地が残っていますから、改選後、新たな委員会等々において具体的に議論できるチャンスはね、より具体的なそういう提案をしていただいて。例えば3つの、賑わい創出のところ、質の高い芸術・文化ホールというようなことで、事業費が大体幾らぐらいかかって、そして、今日も新聞に、たしか長崎新聞であったかと思いますが、明確に年間利用者数が40万人を超えると。しかし、この40万人ぐらいで承知はされていないと思いますから、もっともっとこれが拡大をしていくように、いろんな対策を練っていかなくちゃいかんと、そのための具体的なあなた方の考え方を。我々が選挙で目の色を変えている時に、あなた方も目の色を変えて、この内容をしっかり練って、もうこんな遅れがないように。

今回みたいなこの経過は、率直に言って褒められたものではないような気がする。そういうことだから、少し反省をいたしまして、人事異動があるのかどうか知らんけれども、残るとすれば、もうとにかく、もうちょっとスピード感をもってやってもらうということを強く要望して終わりたいと思います。

【大場委員長】 ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】 ほかに質問がないようですので、企画振興部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

午後 4時22分 休憩

午後 4時22分 再開

【大場委員長】 委員会を再開いたします。

これをもちまして、企画振興部関係の審査を終了いたします。

本日の審査はこれにてとどめ、明日は、午前10時から委員会を再開し、危機管理監及び総務部関係の審査を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

午後 4時23分 散会

第 4 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

平成31年3月8日

自 午前10時 0分
至 午後 2時55分
於 委員会室 1

秘書課長 伊達 良弘 君

広報課長 田中紀久美 君

人事課長 大安 哲也 君

新行政推進室長 大瀬良 潤 君

職員厚生課長 山下 明 君

財政課長 古謝 玄太 君

財政課企画監 門池 好晃 君

管財課長(参事監) 赤尾 聖示 君

管財課企画監 太田 昌徳 君

税務課長(参事監) 萩本 秀人 君

情報政策課長 山崎 敏朗 君

総務事務センター長 大串 正文 君

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長) 大場 博文 君

副委員長(副会長) 吉村 庄二 君

委員 宮内 雪夫 君

” 小林 克敏 君

” 橋村松太郎 君

” 坂本 智徳 君

” 下条ふみまさ 君

” 大久保潔重 君

” 吉村 洋 君

” 宅島 寿一 君

” 宮本 法広 君

企画振興部長 柿本 敏晶 君

文化観光国際部長 中崎 謙司 君

警務部長 伊藤 健一 君

3、欠席委員の氏名

なし

会計管理者 野嶋 克哉 君

4、委員外出席議員の氏名

なし

監査事務局長 辻 亮二 君

人事委員会事務局長 寺田 勝嘉 君

5、県側出席者の氏名

危機管理監 豊永 孝文 君

危機管理課長 近藤 和彦 君

消防保安室長 宮崎 良一 君

労働委員会事務局長(併任) 寺田 勝嘉 君

議会事務局長 木下 忠 君

総務部長 古川 敬三 君

総務部次長 神崎 治 君

総務文書課長 荒田 忠幸 君

県民センター長 峰松美津子 君

6、審査の経過次のとおり

午前10時 0分 開議

【大場委員長】 おはようございます。

委員会を再開いたします。

なお、小林委員、橋村委員から委員会への出席が遅れる旨の連絡がっておりますので、ご了承をお願いいたします。

まず、3月11日の集中審査についてお手元にお配りしております審査順序のとおり、午前11時から再開し、監査事務局との質問応答、午後は13時30分から、参考人との質問応答、その後、企画振興部との質疑を行いたいと存じます。

なお、参考人については、九州運輸局とは調整がつかなかったため、長崎県新船建造費等検証委員会の委員長と副委員長を招致いたしておりますので、ご了承をお願いします。

それではこれより、危機管理監及び総務部関係の審査を行います。

【大場分科会長】まず、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

危機管理監より、予算議案説明をお願いいたします。

【豊永危機管理監】おはようございます。

危機管理監関係の議案についてご説明いたします。

予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料の危機管理監の1ページをご覧ください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第1号議案「平成31年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分、第57号議案「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち関係部分であります。

はじめに、第1号議案「平成31年度長崎県一般会計予算」のうち、危機管理監関係についてご説明いたします。

歳入予算は、合計で3億8,449万8,000円を計上いたしております。

歳出予算は、合計で13億3,386万円を計上いたしております。

このうち、主な事業についてご説明いたします。

（防災対策費について）

災害対策基本法や長崎県地域防災計画に基づく防災行政の推進や総合防災訓練等の実施、また自主防災組織結成の防災推進員養成講座の実施等に要する経費として、6,156万2,000円を計上いたしております。

そのほかの事業につきましては、記載のとおりでございます。

平成32年度以降の債務負担を行うものについて主なものをご説明いたします。

防災ヘリコプター運航管理業務にかかる平成32年度に要する経費として、1億5,000万円を計上いたしております。

次に、第57号議案「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち、危機管理監関係についてご説明いたします。

歳入予算は、合計で6,464万5,000円の減を計上いたしております。

歳出予算は、合計で2,367万円の増を計上いたしており、これは、主に、国から交付されました平成29年度原子力発電施設等緊急時安全対策交付金の不要額に係る償還経費を増額するものであります。

また、平成30年度の予算につきましては、今後、年間の執行額の確定に伴い、調整・整理を行う必要が生じてまいりますことから、3月末をもって平成30年度予算の補正について専決処分により措置させていただきたいと考えておりますので、ご了承を賜りますようお願いいたします。

以上をもちまして、危機管理監関係の説明を

終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【大場分科会長】次に、総務部長より、予算議案説明をお願いいたします。

【古川総務部長】おはようございます。

総務部関係の議案についてご説明いたします。
総務部の予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料をお開き願います。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第1号議案「平成31年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分、第9号議案「平成31年度長崎県庁用管理特別会計予算」、第13号議案「平成31年度長崎県公債管理特別会計予算」、第57号議案「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち関係部分、第64号議案「平成30年度長崎県庁用管理特別会計補正予算（第1号）」、第68号議案「平成30年度長崎県公債管理特別会計補正予算（第1号）」であります。

はじめに、第1号議案「平成31年度長崎県一般会計予算」のうち、関係部分についてご説明いたします。

歳入予算総額は、5,285億7,572万1,000円、歳出予算総額は、1,693億3,675万1,000円を計上いたしております。

この歳出予算の主な内容は、公債費や地方消費税清算金・交付金のほか、本庁舎及び振興局庁舎の改修等に要する経費、税務事務の総合的な電算システム運用等に係る経費、電子化の推進及び情報ネットワークの維持管理等に要する経費であります。

また、債務負担行為については、パソコンや複写機など総務行政事務に必要となる機器等の賃借に係る平成32年度から平成37年度までに要する経費等を計上いたしております。

4ページをご覧ください。

次に、第9号議案「平成31年度長崎県庁用管理特別会計予算」についてであります。歳入予算、歳出予算ともに総額2億6,248万2,000円を計上いたしております。

また、債務負担行為として、文書集中收受発送に係る平成32年度に要する経費等を計上いたしております。

5ページをお開き願います。

次に、第13号議案「平成31年度長崎県公債管理特別会計予算」についてであります。歳入予算、歳出予算ともに総額604億7,911万5,000円を計上いたしております。

次に、第57号議案「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち、関係部分についてご説明いたします。

補正予算額は、歳入予算総額165億7,042万3,000円の減、歳出予算総額10億4,014万7,000円の増を計上いたしております。

この歳出予算の主な内容は、平成29年度決算剰余金の積立に伴う財政調整基金積立金等の増、地方消費税に係る他県との清算金の増等であり

ます。

7ページをお開き願います。

次に、第64号議案「平成30年度長崎県庁用管理特別会計補正予算（第1号）」についてあります。補正予算額は、歳入予算、歳出予算ともに353万円の増を計上しており、歳出予算の補正の主なものは、一般会計への繰出金の増であります。

次に、第68号議案「平成30年度長崎県公債管理特別会計補正予算（第1号）」についてあります。補正予算額は、歳入予算、歳出予算ともに1億506万6,000円の減を計上しており、歳出予算の補正の主なものは、元利償還金の減

であります。

最後に、平成30年度補正予算の専決処分について、あらかじめご了承を賜りたいと存じます。

平成30年度の予算につきましては、今議会に補正をお願いいたしておりますが、今後、年間の執行額の確定に伴い、調整・整理を行う必要が生じることから、3月末をもって平成30年度の予算の補正について専決処分により措置させていただきたいと考えておりますので、ご了承を賜りますようお願いいたします。

以上をもちまして、総務部関係の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【大場分科会長】次に、提出のあった「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料（政策的新規事業）」について説明を求めます。

【宮崎消防保安室長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づきまして本分科会に提出しております政策的新規事業の計上状況についてご説明いたします。

総務委員会提出資料の1ページをお開きください。

危機管理監関係では、消防団活動充実強化事業費1件を計上し、要求額、計上額、計上内容は、記載のとおりでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【荒田総務文書課長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づいて提出しております政策的新規事業の計上状況の資料についてご説明をいたします。

先ほどの資料の1ページの上から2行目の行をご覧ください。

総務部関係では、電子県庁推進事業費（スマート県庁プロジェクト費）の1事業を新規事業として計上しております。

その事業概要につきましては、定型のパソコン操作をロボットに覚えさせて代行してもらうRPAの導入により、庁内事務の自動化を行い、またAIの技術を活用し、音声をテキストへ自動変換するシステムの導入により、会議録作成等の省力化を行うものでございます。これら2つのシステム等の導入目的につきましては、単純な反復作業を機械に任せることで、職員がコミュニケーションを要する仕事や政策立案など、人にしかできない仕事により一層力を注ぐことができるようするものでございます。

以上で資料の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【大場分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【宮本委員】それでは、いただいた資料の中から質問をさせていただきます。

危機管理監の説明資料の2ページになります。まず1点目が、「原子力災害対策整備事業費について」ということで、横長の資料になりますと2ページになります。約3億8,000万円で、横長の資料2ページを比較しますと、前年からすると約6,500万円増になっております。国庫補助金であります。予算が増えた約6,500万円の部分について確認させてください。

【近藤危機管理課長】おはようございます。

平成31年度の原子力災害対策整備事業費の昨年度からの増額分約6,500万円につきまして

ご説明をさせていただきます。ここの部分につきましては、各種原子力防災の資機材の整備や、緊急連絡網の整備、訓練経費等、備品の購入、役務費、委託料等を積み上げて、結果的に前年に比べ6,500万円増というような形になっております。主なものとしてご説明をさせていただきますと、モニタリングポストの電子線量計のほか、持ち回ってモニタリングする可搬型のモニタリングポスト、もしくは大気中のヨウ素を測る大気モニタ、ヨウ素サンプラなどの機器の整備に加え、平成30年度の北海道の胆振東部地震の時に、1つの回線で賄っていたものが落ちてしまって、データが見られなかったという反省もありまして、国のほうから、回線を二重化するようにというような指示のもとに、回線整備の委託料など合わせて約1億円弱の増となっております。こういったものを含めて、今回の場合には、差し引き6,500万円の増となっております。

【宮本委員】さまざまな要因で増額となっているということです。

先ほどありました回線の二重化をすることによって、1つは、北海道であったようなブラックアウト状態の時にモニタリングポストが作動しますという考えでよろしかったのか、確認させてください。

【近藤危機管理課長】回線の二重化については、北海道で起きた地震によってブラックアウトして電源が切れたという事例がありました。通常であれば、そこで非常用発電が作動して、モニタリングの値、測定そのものは、それぞれのインターネット経由で見られるようになるはずであったようですが、非常用発電は作動したものの、回線が切れてしまって、北海道にある泊原発周辺のモニタリングの状況が見られなかった

というような反省があったと聞いております。そういったことをなくすように回線を複数化するということで多重化するための今回、二重化の回線の設備の委託ということで増額を図っているというところでございます。

【宮本委員】すみません、専門家じゃないのでシステム的にはわかりませんが、緊急事態に備えて、モニタリングポストというものがしっかりと作動し、いついかなる時でも線量をはかれるようになるという大方の考えをさせていただきました。

委託料、その他備品購入、いろいろありますので、後ほどでも構いません、資料とかいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

もう1点、下の「消防業務指導費について」、これも別にいただいた資料の中で、消防業務指導費の中に、消防団活動充実強化事業というものがあります。先ほどもちょっと説明ありましたが、5項目あるみたいなんですけれども、この中で、地域防災力向上支援事業ということで、これは26万円で、消防など地域防災組織の連携を強化するというのですが、この26万円で何をしようとしているのかというのを、もうちょっとより具体的にご説明いただけますでしょうか。

【宮崎消防保安室長】地域防災力向上支援といたしまして、消防団と自主防災組織の連携について取り組もうというものでございます。ご存じのとおり、消防団につきましては、非常勤の特別職公務員といたしまして、訓練、教育も受け、けがをした場合などには公務災害の補償などもあり、また報酬も受けながら活動をしていただいているわけでございます。これに対しまして、自主防災組織につきましては、自助と助

け合いの精神に基づいて、自治会などが中心となって組織されておりますけれども、消防団に比べますと、専門的な訓練、研修は行われていない状況でございます。平成25年に制定されております「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」に基づきまして、地域防災力を担う組織として消防団が中核と位置付けられたわけでございますけれども、自主防災組織や女性防火クラブなどに対しまして、消防団が指導的役割を担うということもあわせて規定されているところでございます。

東日本大震災などにおきましては、避難誘導や水門閉鎖などに当たった消防団員が多く犠牲になっているということで、最近の豪雨災害でも避難の呼びかけの際に亡くなった方もおられるところでございます。現在、消防団員については減少しつつありまして、その活動にも限界もあるところでございますので、住民の自助そして住民の共助をより引き出していくために、自主防災組織との連携というのは重要なことではないかと考えております。

平成29年から市町の消防団と意見交換を重ねてまいりました中で、昨年、意見交換した中で、自主防災組織との連携について、もう少しよく勉強したいという要望もございまして、今年実施してみようというところでございます。内容については、自主防災組織への指導とか連携をテーマといたしまして、専門の講師を招きまして、災害発生時の対応の図上訓練ですとか、日頃からの自主防災組織との関係の持ち方、ファシリテーションなどを研修していこうというものでございまして、基本的には、専門の講師の謝礼でございますとか旅費が中心の経費でございますので、この経費でもって、まずは来年度、1カ所やらせていただいて、それを各市町

からも参加して見学していただき、自分の町、それぞれ町によって消防団と自主防災組織の関係も異なると思いますので、参考にして連携を深めていただく、そういうような取組を来年行おうと考えております。

【宮本委員】わかりました。ありがとうございます。いわば26万円というのは講師費であり、会議費という形ということは理解できましたが、まずは1カ所だけなんです。県内に普及ということなので、かなりな数でいかれるのかと思いましたけれども、まずは1カ所をやって、それを普及していこうと。まず来年度1カ所、ちなみに、それはどこかともう決まっているのでしょうか。

【宮崎消防保安室長】昨年、意見交換した地域が幾つかございまして、その中で今、検討しているところで、まだ最終的には決定いたしておりません。

【宮本委員】わかりました。大事な地域防災になりますから、しっかりと検証していただいて、より多くの方々が行けるような仕組みをまた考えていただければと思います。

【大場分科会長】ほかに質疑はありませんか。

【吉村(庄)副会長】予算関係で1～2点お伺いします。

内容説明があったのかもしれませんが、横長資料、歳入で国庫補助金で総務費国庫補助金が3億8,000万円くらい今年度、計上されて、6,500万円増えているんですね。歳出のほうも、機材等の整備ということで、緊急連絡網整備、訓練経費、これは全額国費で、今の状況の中で6,500万円増えて3億8,000万円、こういうふうなことになっているのですが、これは機材の整備、その他そこに書いてあるようなことでされるとは思いますが、中身について、どういうもの

があるのか、そしてその必要性について、現状がこうだから、こういうふうにするので、これだけどうだと、こういうふうな話ができると思いますから、内容をお知らせください。

【近藤危機管理課長】原子力災害対策整備事業費の3億8,300万円の主なものでございます。まず、原子力防災訓練というのは毎年やっております、住民の方それぞれが日頃からの意識を持って、万が一という時に避難ができるよう訓練に必要な消耗品も含めた形で需用費を約1,700万円計上いたしております。そして、先ほど申し上げました委託料関係につきましては、回線の二重化ということで、トータルすると、それ以外の委託も含めて1億8,000万円ほどでございます。そして、原子力の防災ネットワーク、テレビ会議システムについて国と他県、関係4市も含めた形でのネットワークのテレビ会議システムを構築しておりますが、その機器の更新を含めた、賃借料として約4,600万円ほどそして備品の購入で、定期的に徐々に充実をしておりますが、可搬型のモニタリングポストや、表面の放射線量を測定するサーベイメーター、そして空間の放射線量を測定するシンチレーションというような備品等を合わせて約8,000万円ほど購入をいたします。そして、放射線防護施設を昨年までに10カ所設置いたしておりますが、その中への備蓄品を購入するための経費、これは設置している関係3市への補助という形で、合計1,300万円ほど、その他それ以外の事務費等も含めた形で合計3億8,000万円という積み上げになっております。

【吉村(庄)副会長】3億8,000万円の内容はいいいんですけれども、6,500万円増えているわけでしょう。だから、従来も必要なものは備品その他も含めて購入するし、それから機材等について

も一定のことはずっとしてきたわけですが、6,500万円増えたところはどこら辺にあるのかという内容を聞かせていただきたい、こういうふうに思います。

【近藤危機管理課長】主な増というのは、先ほど宮本委員にご説明をしましたモニタリングポスト等の回線を二重化するために、これまでには全くやっていなかった回線の委託ということで、その部分は合計約1億円増えております。それ以外で、昨年度から見直しをして積み上げた結果、マイナスの部分もございますので、合計が6,500万円増ということです。

【吉村(庄)副会長】わかりました。6,000万円増えているから、結果的に言えば、例えば、新規にこういうものが必要だったので購入するというものがあるのかなというような感じを含めてお尋ねいたしました。

次に、1ページの防災対策費について、総合防災訓練等の実施、自主防災組織結成の防災推進員養成講座の実施というので6,000万円してあるわけです。その内容はいろいろあると思いますが、防災推進員の状況がどういうふうになっているのか、あるいは養成ということで考えると、例えば、年次計画的にどうやっていくのか、関係した経費の6,000万円の内容として、現状がどういうふうになっているのか、計画がどういうふうになっているのか、ここをお知らせください。

【近藤危機管理課長】防災対策費で6,100万円ほど計上をさせていただいているところでございます。その中の一番大きいものにつきましては、防災訓練とか、自主防災組織の結成というようなところもございまして、ご指摘のありました自主防災組織につきましては、総合計画チャレンジ2020の目標としまして、自主防災組織の

結成率を70%にすると掲げており、現在69%ほど、あとわずかにはなりましたけれども、それをまず結成する、そして自主防災のそれぞれの組織内を活性化させるための事業に取り組むということを考えております。ついては、その中の核となる人材の育成というのが一番重要だということで、引き続き、自主防災のリーダーの養成研修を年3回ほど実施したいと考えております。あとアドバイザーの派遣事業ということで、自主防災組織の活動をしているところに専門家の講師を招聘しまして、その活性化を促すというような取組も引き続き実施をしたいと考えておまして、地域防災力の向上対策に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

【吉村(庄)副会長】 わかりましたが、私がお尋ねしたいのは、防災推進員養成としてありますから、防災推進員というのは、例えば、県のあなた方のところで認定をします。だから、認定をできるような状態にしていくために講座を開くとか、そこら辺のことはどういうふうになっているのですか。例えば、私が言いましたのは、現在、防災推進員というような人は県下にどのくらいいらっしゃるのか、あるいは平成31年度は、今のような考え方に基づいて、そういうものをどれくらいつくとか、そういうものがあるのかどうかというのを含めてお聞かせ願います。

【近藤危機管理課長】 防災推進員の養成につきましては、平成21年度から実施をして、来年度で10年になります。最終的には、防災推進員養成講座を受けると、防災士の試験を受けることにはなりますが、これはNPO法人日本防災士機構が認定をする防災士の資格が得られることになっております。

その合計何人という目標は立ててはいません

が、まず核となる人材を育てたいという目的での事業であり、県内で防災士の認定を受けられた方が、これは8月末現在の数値ではありますけれども、1,419名です。このうちに、県のほうで防災のリーダー研修を受けられた方が約900名いらっしゃるということで、1,400名分の900名は、県の講座の受講によって認定を受けられた方だということであり、その数をもっと増やして、地域防災力を高めていきたいと考えているところでございます。

【吉村(庄)副会長】 わかりました。

私は非常に大事だと思って、もちろん消防法に基づいた消防組織は、常備消防、消防団、それからそういうところ各地域の自主消防組織もいらっしゃいますし、ここは災害全般で地域防災計画というものを持っているのは承知をしておりますが、そういうところで全体的な防災行政を推進していくために、訓練等はもちろんです。自主防災組織をつくろうという時には、なかなか自分たちだけでは思い立っても、例えば地域の組織でもいろんなところでも難しい。そういう状況であれば、今のリーダー養成というのは非常に大事だと私は思っているんです。

そして、思わぬ時に災害が起こるとというのが最近の状況でございますから、私は、そういうものに対する事前の対応というのが非常に大事だと思って、そういうものがどういう状況になっているかということを含めて、予算化も6,000万円してありますから、それは訓練等の実施のところも一定の費用はかかっていると思いますが、ぜひ努力をしていただきたいと私は思います。

最近の事例でも、全国的に言いますと、いわゆる自主防災組織か、あるいはそれに準ずるいろんな見守り隊云々、そういうものが取り組ま

れているところについて言えば、いろんな災害はあるけれども、例えば家屋とかは崩壊したけれども、人的な非常に厳しい条件にはなかなかならず、うまいぐあいに何とか人命が保たれていると、こういう例もありますから、こちら辺は非常に大事なところではないかと思ってお尋ねをいたしました。

【大場分科会長】ほかに質疑はありませんか。

【吉村(洋)委員】幾つかお尋ねします。

地域のいろんな災害対応ということで、今の自主防災組織も今から非常に重要な部分を占めてくると思います。それと並んで、一般質問でもいつも出ているんですけども、地域の防災、それから災害が起こった後の対応ということで、消防団の活動というのも非常に重要な役割を持っているわけです。これを県としても進めていかなければいけないというふうな話がいつも答弁では出るわけですが、4ページで、消防団活動充実強化ということで244万円。我々も消防団の皆さんの前では、地域の人々の生命、財産を守るということになるわけですから、県も消防団の活動に対しては強力なバックアップ体制をしいて応援をしておりますので頑張ってくださいとお願いしますと言う割には、240万円ぐらいの小さな予算なので、なかなか消防団員の皆さんの前で大手を振って話せないところもあるのですが、そういう中で、今度は補正で、11ページですが、消防団員確保・組織強化事業、同じで、18万9,000円減額補正をしてあるわけです。少ない予算の中で、1割弱ですけども減額をされたという、この中身についてお知らせをいただきたいと思います。

【宮崎消防保安室長】18万9,000円の減額についてでございますけれども、昨年から、事業所との連携ということで、商工会それから商工会

議所に拡大していくというようなことを考えまして、危機感を共有していただくための講演会事業などを検討してきたわけでございます。その中で、講師の旅費でございますとか、謝礼等を検討して組んでいたわけでございますけれども、謝礼等のかからない県の内部講師で対応できる場所が多くございましたものですから、回数は実施したんですけども、経費がかからなかったというところでございます。

【吉村(洋)委員】経費のかからない講師も効果があればいいんだろうと思いますけれども、この予算の規模からすると、なるべくこれをもっとほかにも有効な、去年から事業所との連携という協定を結んだりということではやっておりますが、これについて県内の状況ということをお知らせいただきたいと思うんですが、そのところあたりにも、そういう予算が回されないのかなと思います。その内容についてもお知らせをいただければと思います。

【宮崎消防保安室長】平成29年12月に、県の商工会連合会と県、それから市長会、町村会と基本協定を締結し、その基本協定を受けまして、一昨年1月の雲仙市を皮切りに、市町と地元の商工会の間で、実際の支援をやっていただく細目協定というのを締結していただくことを推進いたしました。現在、21商工会中19の商工会で細目協定を締結していただいております。また、これにあわせて、島原商工会議所と福江商工会議所におきましても、同様に協定を締結していただき、ご支援をいただくことになっております。

今後は、さらにこの細目協定の連携を拡大いたしますとともに、細目協定を結ぶこと自体がゴールではございませんので、この細目協定の中身を、より実行に移していただけるように、

各市それから商工会を支援してまいりたいと考えております。

来年度予算の消防団活動充実強化事業の中で、こうした連携を拡大していくためには、まずは危機感の共有、それから昨今の災害の激甚化の状況などを共有することが大事であると考えておりまして、講演会あるいは勉強会などを開催していくことを考えており、そうした予算を組み込んでいくところでございます。

【吉村(洋)委員】消防団の組織自体は市町が窓口になるんですけれども、その後ろ支えとして、県がまたそこに重ねてやっていくというふうになるんだろうと思います。

商工会は、21商工会のうち19で、あと2つしかないようになったのですが、商工会議所のほうが少しまだ協定の締結率というのは低いのかなと思うんですが、こういうものをその地域で協定を結ぶことで、先ほど言われた意識の共有とかそういうものも図れるわけですから、そういうことを積極的に進めていただきたいと思います。ですから、そういう意味では、なるべく補正で減額をしないように、ちゃんと活用するようにお願いしたいと思います。

それからもう一つ、防災ヘリコプター運航費のところですが、予算で対前年度5,180万円増えっておりますね。それで、特定財源で1億400万円当初で組んでございます。この特定財源の中身。

それから、防災航空隊の活動経費及び常駐化に要すると。この常駐化というところがちょっとひっかかるんですが、まだ常駐じゃないのかなと。そこら辺、どういう意味合いがこの中に含まれているのか、お知らせをいただきたいと思っております。というのは、12ページに補正で、防災ヘリコプター運航費で、補正額は51万7,000円ですよ。しかし、金額はそれですが、財源

内訳の中で、一般財源から特定財源に振り替えられております。これでは、補正でここに出てくるわけですから、当初からこれは組んでなかったのかなと。それとの関連ということでお尋ねをしているわけですが、よろしくお願ひいたします。

【近藤危機管理課長】防災ヘリコプターの運航費でございます。まず、平成31年度当初予算で計上をしております中の特定財源のその他1億443万8,000円という部分につきましては、宝くじの収入を充当していただくようお願いをしているところでございます。

あと、常駐化についてでございますけれども、消防本部から防災航空隊員という形で今、7名に派遣をいただいて常駐をしているところでございます。その中で、給与等については市町の負担で、それ以外の活動経費等を県のほうからも支出をしているというようなところでございます。平成30年度の51万7,000円の補正の減額でございますが、ここは予算の削減的な執行留保というようなものも含めた形での減額部分になっているというものでございます。

【吉村(洋)委員】財源の振り替えも聞いたじゃないですか。それをお願いします。

【近藤危機管理課長】失礼いたしました。財源の振り替えにつきましては、委託費について、これはORCへ委託をしておりますが、パイロットの増をお願いしておりまして、それに当たっては、免許の取得を伴うため、免許の取得を約3,100万円予算化していたところでございます。しかしながら、年度内の執行が難しいということで、予算が残っていたものであります。一方機体の一部、エンジンの不具合が発生をしまして、どうしても組み替えユニットの交換が必要だというような緊急の修繕費が同じく約

3,000万円くらい発生したものでございますので、その残った部分を修繕費という形で振り替えをさせていただいたところでございます。

【吉村(洋)委員】今の話で、中身はいろいろあるのだなと。免許取得は、そういえば視察に行った時に、かなりの金額がかかるんだなと思ったことを思い出しましたが、財源の振り替えだから、一般財源が要らないようになって、特定財源。そうしたら、特定財源の1億7,600万円は、財源は何ですか。これも宝くじですか。そこを教えてください。

【近藤危機管理課長】失礼しました。財源につきましては、宝くじでございます。ここは財政課のほうで調整されたものであります。

【吉村(洋)委員】宝くじということがわかりました。

そうしたら、この補正で、もう最終補正段階に入って、1億7,600万円、宝くじの収入がここに充てられるようになったと。当初はこれは予定できなかったということかなと思うんですが、平成31年度では、それを1億400万円もう既に予算段階で予定をするということについての取扱いというのは、どのように考えられているのか、お知らせをいただきたいと思います。

【古謝財政課長】宝くじの収益金につきましては、その用途が法令上定まっておりますので、防災関係ですとか、文化関係、それから土木事業関係に充当をしているところでございまして、当初段階から一定見込んでいた額というのは全て財源として充当しているんですけども、今回なぜ補正しているかといいますと、一部事業で思ったよりも歳出のほうで縮んで、財源が宝くじとして必要なくなった部分がございますので、それをさらに使えるように、まだ宝くじを充てていなかった防災分野などに、さらに充当

しております。例えば、自治振興資金貸付金という市町向けの貸付金等にも当初段階では財源充当しているんですけども、結果的に、その貸付金が使われなかったという状況で、それであれば、その分の宝くじ財源をほかのところに充てることができますので、こうした防災ヘリの分野とかに充てているというような状況でございまして、平成31年度当初予算につきましても、そういった状況を踏まえて、その充て先というのを勘案して充当しているというような状況でございます。

【吉村(洋)委員】今の財政課長の話なんですけど、充て先は幾つか充てるところがあって、平成30年度は、この防災ヘリコプターには充てていなかったけれども、最終的に余剰ができたので、ここで充てさせていただいたという結果論。そして、平成31年度については、そういう需要があるので、当初より1億400万円、もう既に宝くじの収益金を充てることとするということ判断をされたということと理解してよろしいのですか。

【古謝財政課長】おっしゃるとおりでございます。

【吉村(洋)委員】そうであれば、宝くじの収益金がどれくらいあるのか、全国に収益金はたくさんあるんだろうと思いますけれども、必要なところに充てていく、充てられるところに充てていくということになるんでしょうけれども、防災ヘリコプターの運航費というのは、順位的に言うと、低いということになるんですか。収益金が増額されてきたので当初で組めるようになったということなのか。そこの行き当たりばったりの宝くじの収益金の充て方ということについて、どうなのかなと思うんですけども、そこら辺、もう少し詳細に教えていただきたい。

【古謝財政課長】宝くじの収益金につきましては、実は、毎年減ってきておりまして、平成30年度が31億円程度で当初予算を組んでおったんですけれども、平成31年度については28億円ということで、全国的にそうなんですけれども、大分売上が減ってきているという状況です。

今お尋ねのありました、どういう事業に充当して、その優先順位等はどうかという話ですけれども、実際の予算編成といたしましては、宝くじ財源があるから組むというような考え方はとっておりませんで、歳出は歳出として全ての事業を均等にといいますか、その必要性や効率性、緊急性を加味して計上して、その上で、宝くじ財源を充てているというような形ですので、防災ヘリコプターが宝くじ財源の中のどういう順位かというような考え方をとっているというわけではございません。

【吉村(洋)委員】もうちょっと理解できないのですが、これは後もって個人的にお尋ねをしたいと思います。

それから、7ページのホームページ「ながさきの消防団」保守管理業務39万6,000円ですけれども、これは債務負担行為ですね。ここまで債務負担行為を設定してまでやる。このホームページの閲覧数とかは把握されておりますか。

【宮崎消防保安室長】本年度におきましては、1月に約4万件ほどございますけれども、実は、セキュリティーチェックのため管理会社からのアクセス数もございまして、それも含まれており、それが余り行われていなかったそれ以前の状況を見ますと、約7,000件程度でございますので、実質的な閲覧は、その程度ではないかと考えております。

【吉村(洋)委員】月に実質7,000件閲覧があると。これはどういうところが閲覧されているの

ですか。後学のためにお聞きしたいのですが、「ながさきの消防団」ですから、消防団活動を支えてやろうという目的のもとに、このホームページも作成されているんだろうと思いますが、消防団の方々とか、消防団に入っただけのような方々に向けてのホームページなのかなと思うんですけれども、そこら辺のこのホームページの内容については、どういうことがありますか。

【宮崎消防保安室長】「ながさきの消防団」のホームページでございますけれども、消防団の仕組みでございますとか、状況、それから各地の消防団の活動状況などでございまして、基本的には、消防団活動を紹介するものになっております。ですから、基本的には、今後消防団に入ろうと、もしくは消防団に関心をお持ちの方に見ていただいて、消防団に加入したり、また協力しようという方々を増やしていこうという趣旨でございます。

【吉村(洋)委員】そういうことだろうと思いますが、私もこのホームページを見たことがないので、今度閲覧をさせていただいて、またその折にお話を聞かせていただきたいと思います。

それから、総務部ですが、まず1点、3ページの小規模改修事業費について。これが県有施設の安全性を確保するため、庁舎等の改修に要する経費として1億5,000万円と書いてあれば、経常的にこういう小規模な改修が必要なんだろうと思うんですが、その前段に「県内中小企業の受注拡大と雇用創出を図り」とわざわざ一文付けてあるので、ここの意味するところをお尋ねしたいと思います。発注方式等を含めて、いかがでしょうか。

【赤尾管財課長(参事監)】小規模改修事業につきましては、委員ご指摘がありましたように、

緊急不況対策の一環として、中小企業の受注機会拡大等を図るということで行っております。対象事業につきましては、県有施設につきましては、1件当たり事業規模が土木工事でありまして1,000万円未満、建築一式工事につきましては2,000万円未満、電気工事及び管工事につきましては1,500万円未満、塗装工事につきましては250万円未満ということで、ランク的にいきますとCランク、Dランク等の会社への発注を目的としている事業でございます。

【吉村(洋)委員】今の説明で、ある程度わかるのですが、CからDの事業者に絞って発注をされるということで理解をしてよろしいのですか。

【赤尾管財課長(参事監)】おっしゃるとおりでございます。

【吉村(洋)委員】日頃からいつも私も言っておりますが、建設、土木であっても、いわゆる小規模事業者というところに入る方々も県内には多くあられて、当然Aランクとかいうのが少ないんですけれども、額的にはAランク、Bランクというところが多くを占めるとは思いますけれども、C、Dというところもやはり育成をするということは非常に大事なところであるし、地域の経済の活性化ということについても意味合いが強いということもあるので、ここら辺のことについて、この件数がどれくらいあるのかと思います。

それと、今後、このようなことでこれを拡大していくということについて、考え方をお知らせいただければと思います。

【赤尾管財課長(参事監)】件数でいきますと、平成30年度は120件、平成29年度で89件、平成28年度でいきますと105件になっております。

また、予算につきましては、厳しい財政状況の中で、今のところ、ある程度の対応はできて

いると考えておりますけれども、これについては予算要求の中で協議をしていきたいと考えております。

【吉村(洋)委員】そこら辺を、県内地域、各振興局管内というふうな考え方でよろしいかと思っておりますけれども、そういうところの小規模な事業者の育成ということについて、今後も一定拡大をするような余地を見つけていただければありがたいと思っておりますので、そういうところも今後、考え方の中に持っておきたいというところをお願いしておきます。

次の4ページ、債務負担行為ですが、庁用管理特別会計予算です。これは小さなことで申しわけないのですが、総務行政事務の機器等の賃借に係る平成32年度から平成34年度まで3カ年の債務負担行為5万1,000円とありますが、この5万円というのが債務負担行為を設定してまで3年間やるようなものなのかなというのが個人的に疑問を感じたので、中身をお知らせいただければと思います。

【荒田総務文書課長】これは平成29年度に契約をいたしました高速複写機及びカラー複合機のサーバー等のリースの消費税に係る変更分でございます。

【宮崎消防保安室長】先ほど吉村(洋)委員から、「ながさきの消防団」のホームページのアクセス数、私、毎月7,000件と申し上げましたけれども、年間7,000件の誤りでございます。

それと、もう1点、消防団員確保・組織強化事業、補正予算のほうで18万9,000円の減のご質問がございましたけれども、この大半は、実は、消防団の協力事業所がございまして、この協力事業所を紹介する動画を今年作成いたしましたので、その動画の入札執行残がほとんどでございました。

おわびして訂正いたします。

【大場分科会長】ほかに質疑はありませんか。

【吉村(庄)副会長】1～2点お聞かせ願いたいと思います。

まず、私は、総務部や財政にお礼を申し上げなければいけないと思いますのは、前にも言いましたが、私は、中心的には佐世保の問題を挙げて、急傾斜崩壊防止事業、こういうところが非常に遅れているということの中で、特に、こういった面の普通建設のところの単独事業について、一定の財源を確保しながら頑張っていたきたいということを申し上げました結果、平成31年度においては相当数の予算を確保していただいて、本当にありがたかったと思います。ありがとうございました。

それに関連してお尋ねをしますが、県債発行のところの河川、砂防、こういうところについて、そういう関係もある中で、それから国の方針の中でも、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業費、河川も砂防もそれぞれあるんですね。いずれも平成31年度に皆増、新しく県債を発行するという形がとられるということになりました。それから、緊急自然災害防止対策事業、これも河川、砂防ともに平成31年度については皆増。ただし、防災対策事業債というのが、国の方針との関係わかりませんが、今年はそれぞれ河川も砂防もゼロになっている状況です。

その中で、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業費は平成31年度当初2億1,100万円、皆増というところですね。それから、砂防では4億200万円ですから、2つ合わせると6億1千300万円という形になっているんですね。資料をいただいております。それから、緊急自然災害防止対策事業債は河川8億3,100万円、それから砂防が

13億1,500万円、こういう形になっていますよね。ただし、先ほど言いましたように、防災対策事業のところで、平成30年度、河川402億円と砂防が470億円、だから870億円ぐらいが、そういう名目のところが新しいものになっていると、こういう事業なんです、まず第一にお尋ねしますが、この新しくなった事業債については、地方交付税の基準財政需要額にどういう形で算定される見通しに制度としてなっていますか、教えてください。

【古謝財政課長】今いろいろとお話ありましたが、今回増額しておりますのが、公共事業ということで、国庫補助を受ける事業についても平成30年度より増額をしております、それから県の単独事業の自然災害の防止関係事業についても増額を図っております。公共事業のほうの国庫補助の残る地方負担の部分に対する地方債が防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債というところでございまして、県単独の自然災害防止に充てられる新たな地方債が緊急自然災害防止対策事業債ということになっているところでございます。

この緊急自然災害防止対策事業債の交付税に関してですけれども、充当率が100%で、後年度の交付税措置が70%というところになっております。

【吉村(庄)副会長】いい形で活用していただいたというふうに私は思っていますが、これは国が国土強靱化計画というものをして、これはたしか3年計画ぐらいで出しておったように思うんですが、これから先の見通しとしては、3年間はこれは国土強靱化計画自体の中であるかもしれないですが、そこら辺の計画のところと、それから先の見通しについては、どういうふうに捉えておったらよろしいでしょうか。

【古謝財政課長】 国の防災・減災・国土強靱化の3カ年緊急対策につきましては、この起点は平成30年度からの3カ年ですので、平成30年度、平成31年度、平成32年度の3カ年において集中的に、昨今のさまざまな自然災害を踏まえて防災対策事業を行っていくというような閣議決定でございますので、平成32年度までは同様の措置が確実にあると考えておりますけれども、その後、平成33年度以降どうなるかということについては、見通しを持っているものではございません。

【吉村(庄)副会長】 従来、防災対策事業債というものもありましたから、こういう関係も含めて、長崎県の場合は、例えば、昨年あたりの非常に大きな災害があったところと比べると、昨年はたまたまそういう状況まで至っておりませんが、例えば、局部的には、豪雨によって対馬、壱岐だとかはこうだったとかと、こういうところも長崎県の中では出てきておりますからね。それから、昨年は佐世保では、7月6日でしたが、相浦川と早岐川のところについては避難指示が出ました。避難指示というのは最近は初めてなんです。それで、市民もどうしていいかわからないというような状況でしたが、これは一方で、防災関係の対策をしなればいけないですが、そういうことが予期せぬ形で起こる可能性がございますから、ぜひそういうところの対応も私は、国土強靱化計画といいますか、国の方針、そういうものが今の時点では3カ年ということでもありますから、ひとつ活用される部分があるとすれば頑張りたいと思います。

それから、県債管理基金の特別会計、公債管理特別会計のところでお尋ねしたいのですが、運用益というものは当然あるわけですが、運用益について言えば、平成31年度当初では、歳入

合計は604億7,900万円、そして歳出も同じ数字になっているのですが、歳入の中で、県債管理基金運用益というのが8,000万円予算をされているのですが、この運用益というのは、例えば、狭い意味の金融機関で言いますと、金利がそう大してない状況が続いているわけですが、この運用益の主な中身。市場公募というものがあるんですか。それから、資料をもらっているものには国土安全金融機構、財政融資というのがありますが、平成31年度当初のところについての8,000万円の主な中身、平均していれば平均しているように、どこどこがどうだと、こういうふうにお知らせ願いたいと思うんですが、いかがでしょうか。

【古謝財政課長】 公債管理特別会計ですけれども、この財産運用収入につきましては、市場公募債という起債の方法があるんですけれども、市場公募債、市場で調達する起債ですけれども、30年で満期一括償還という形をとっております。30年後に一括で償還をするというものでございますので、支払い自体は30年後にやってくるのですが、30年後に一括で返すというのは財政的に非常に大きな負担になりますので、その償還額の30分の1ずつを毎年しっかり積み立てるということになっております。その積み立てていった額については、実際は30年後にしか使いませんので、その30年間は運用に使えるということで、その30年間に有効に活用するために、その積み立てた額を使いまして、他の地方公共団体の地方債を購入したり、それから政府関係団体の機構債等を購入しまして運用を図っているところでございまして、それに対する利子というのが、この財産運用収入ということになっております。

【吉村(庄)副会長】 そうしたら、後でここで結

構なんです、それぞれのところが主なところでどういった平均的な利息になっているのか、利率になっているのかというのを後でしたいと思います。以上、お聞きした点で結構です。

それから、あとは具体的なことなんですけれども、管財課ですか、資料をいただいているんですけれども、県有地の売払収入が今の見込みでいきますと平成31年度当初は3,500万円になっているんですけれども、平成30年度が1億2,000万円、平成29年度が8,500万円、それから平成28年度が7億円、平成27年度は2億5,000万円と、こういうふうにかなり動いているんです。これはどういう内容で、主な内容で結構ですけれども、例えば、平成28年度は7億円です、平成30年度は1億2,000万円、平成29年度は8,500万円となって、ちょっと上がり下がりがひどい感じがしますが、後で意見的なものとか現状については言いますが、まず数字について。

【赤尾管財課長（参事監）】 県有地の売却収入でございますけれども、平成28年度につきましては、旧桜町公舎の敷地が売れまして5億2,149万円ということで、大規模な土地が売却できたということで7億円となっております。あとは一般競争入札とかインターネット公売等で販売した実績ということでございます。

【吉村(庄)副会長】 わかりました。それでは、特殊な状況において、特別なものがあったり、いろいろなことで金額がいることは承知をさせていただきました。

そこで、現時点でも構わないんですけれども、これは県有地となっておりますから、県有地で利用で残しておかなければいけないんじゃないかと、売却できるのは一体今どのくらいあって、その評価額はどのくらい残っているのかお知らせ願いたい。

【大場分科会長】 しばらく休憩します。

午前11時12分 休憩

午前11時13分 再開

【大場分科会長】 再開します。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場分科会長】 ほかに、質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場分科会長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第1号議案のうち関係部分、第9号議案、第13号議案、第57号議案のうち関係部分及び、第64号議案、第68号議案は、原案のとおり、それぞれ可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【大場分科会長】 ご異議なしと認めます。

よって、予算議案は、原案のとおり、それぞれ可決すべきものと決定されました。

【大場委員長】 次に、委員会による審査を行います。

議案を議題といたします。

危機管理監より所管事項説明をお願いいたします。

【豊永危機管理監】 それでは、危機管理監関係の所管事項についてご説明いたします。

お手元に配付しております総務委員会関係議案説明資料及び総務委員会関係議案説明資料（追加1）の危機管理監部分をお開きください。

今回、ご報告いたしますのは、原子力防災訓

練の実施について、雲仙岳火山防災協議会の開催について、防災消防ヘリコプター相互応援協定について、救急自動車の緊急走行時におけるETCレーンの利用についてでございます。

説明資料、危機管理監の1ページをご覧ください。

まず、原子力防災訓練の実施についてでございますが、去る2月2日、玄海原子力発電所での事故発生を想定した、原子力防災訓練を佐賀県、福岡県と実施いたしました。今回は避難手段の多重化を探るため、松浦鉄道を活用した避難を行うとともに、県警ヘリからの映像により避難誘導に活用する方法も確認いたしました。

また、社会福祉施設の避難や吉崎市から福岡県直方市への広域避難のほか、災害対策本部の情報伝達共有を行うためのテレビ会議等も実施いたしました。

今後、今回の訓練を十分に検証し、その結果を地域防災計画と防災対策に反映させてまいります。

続きまして、雲仙岳火山防災協議会の開催についてでございますが、去る2月7日、島原市において、島原半島3市市長、气象台、自衛隊、警察、消防、国の関係機関、火山専門家、関係する民間機関などからなる委員の方々にご出席いただき、雲仙岳火山防災協議会を開催いたしました。

今回の主な審議事項といたしましては、平成新山山頂付近に設定されている警戒区域の更新、市街地における避難計画を追加した雲仙岳火山防災計画の策定、雲仙岳の噴火シナリオの改定など、住民等に対する防災対策をご審議いただいたところです。

今後も引き続き、協議会を年に1回程度、幹事を年2、3回程度開催し、噴火災害に備えた

対策を推進してまいります。

次に、説明資料、危機管理監の2ページをご覧ください。

防災消防ヘリコプター相互応援協定についてでございますが、来る4月1日、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県が締結している防災消防ヘリコプター相互応援協定に本県も加入することを予定いたしております。

この協定は防災ヘリコプターの運休期間における消防防災事案対応の強化に繋がるものであるとともに、平成30年3月に消防庁が発表した「消防防災ヘリコプターの安全性向上・充実強化に関する検討会報告書」においても提言されている、相互応援体制の強化に資するものと考えております。

今後は、協定に基づき九州各県との防災航空体制の連携をより一層深めるとともに、本県における消防防災体制の充実強化を図ってまいります。

最後に、救急自動車の緊急走行時におけるETCレーンの利用についてでございますが、説明資料（追加1）の危機管理監部分の1ページをご覧ください。

去る2月27日、西日本高速道路株式会社九州支社との間で、救急自動車の緊急走行時におけるETCレーンの利用に関する協定を締結いたしました。

これまで、救急自動車の緊急走行時に、高速道路等を利用する場合、無料にはなるものの、ETCレーン以外のレーンを通ったり、インターホンを通じて連絡し、バーを開閉していただいておりますけれども、この協定に基づき、専用のカードを使ってETCレーンを通り、料金所をより早く通過することができるようになりました。

今後、本土の消防本部に対しまして、協定の活用を促してまいります。

以上をもちまして、危機管理監関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【大場委員長】次に、総務部長より総括説明をお願いいたします。

【古川総務部長】総務部関係の議案についてご説明をいたします。

総務部の総務委員会関係議案説明資料をお開き願います。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第17号議案「長崎県手数料条例の一部を改正する条例」のうち関係部分、第18号議案「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」、第19号議案「長崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例」、第50号議案「包括外部監査契約の締結について」であります。

はじめに、条例議案についてご説明いたします。

第17号議案「長崎県手数料条例の一部を改正する条例」のうち関係部分。

この条例は、県が事実の証明や公募又は公文書の謄本又は抄本を交付する際に徴する手数料について、他県の設定状況等を踏まえて見直すため、所要の改正をしようとするものであります。

第18号議案「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」。

この条例は、平成30年10月5日に行われた県人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧

告や国家公務員の取扱いの状況等を踏まえ、時間外勤務命令の上限を設定するため、所要の改正をしようとするものであります。

第19号議案「長崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例」。

この条例は、生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律の施行に伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正されたことにより、所要の改正をしようとするものであります。

次に、事件議案についてご説明いたします。

第50号議案「包括外部監査契約の締結について」。

この議案は、地方自治法第252条の36第1項の規定に基づき、包括外部監査契約を締結しようとするものであります。

次に、議案外の所管事項についてご説明いたします。

今回、ご報告いたしますのは、「長崎県業務継続計画（地方機関版）」の策定について、網紀の保持、平成31年度の組織改正についてであります。

（「長崎県業務継続計画（地方機関版）」の策定について）

県の機関が大規模災害に被災した場合でも、限られた人的・物的資源の中で定めた目標までに必要な業務を実施できるようにするために策定した業務継続計画については、本庁舎移転に伴い平成29年12月に本庁版を改訂し、公表したところです。

一方、地方機関分については、計画の前提条件となる「想定する大規模災害」及び「被害想

定」などについて、振興局管内の市町との整合性を図る必要があることなどから、非常時優先業務マニュアルの整備にとどめていたところがあります。

その後、国から早期策定等にかかる方針が示されたことなどを踏まえ、災害時における本県としての対応強化を図るため、この度、地方機関版を策定したところであり、3月末に公表を予定しております。

今後、状況の変化等に応じて定期的な見直しを進めるとともに、計画の実効性をより高めるため、地方機関における代替庁舎の更なる確保など、計画内容の充実に努めるほか、職員への周知や訓練の実施、業務マニュアル等の見直し、市町に対する業務継続計画策定への支援などを進めてまいりたいと考えております。

次に、総務委員会関係議案説明資料（追加1）をご覧ください。

（綱紀の保持）

先般、平成29年10月から11月の間、インターネット上の掲示板サイトに誹謗中傷する投稿を行った結果、名誉毀損の容疑で逮捕・起訴され、罰金30万円の刑が確定した職員に対して、平成31年2月19日付けで停職4月の懲戒処分等を行いました。

また、平成29年度から平成30年度にかけて、時間外勤務中の飲酒や公用車出張の移動中の車内での飲酒などを繰り返して行っていた職員に対して、同じく2月19日付けで減給3月の懲戒処分等を行いました。

職員の服務規律の確保については、これまで再三にわたり周知徹底を図っている中で、職員がこのような不祥事を起こしたことは、誠に遺憾であり、県議会をはじめ県民の皆様に対して、深くお詫びを申し上げます。

今後、県民の皆様の信頼を回復するため、職員一人ひとりが、法令遵守はもとより、全体の奉仕者として高い倫理観を持って行動するよう、綱紀の保持の徹底に全力を尽くしてまいります。

最後に、総務委員会関係議案説明資料（追加2）をご覧ください。

（平成31年度の組織改正について）

平成31年4月1日付けで組織改正を行うこととしておりますので、その概要についてご説明いたします。

企画振興部については、IR誘致に向けて、IR事業者の公募・選定に係る実施方針案の策定や、九州経済団体等と連携強化を図り九州が一体となった取組などを促進していくため、「IR推進室」の組織体制を強化し、「IR推進課」へ改組することとしております。

土木部においては、九州新幹線西九州ルート用地取得を促進するために設置しておりました「新幹線用地事務所」について、建設主体である独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構からの受託業務が概ね完了することに伴いまして、3月末で同事務所を廃止することとしております。

今後とも新たな組織体制のもと、より効率的、効果的な県政運営の実現に努めてまいります。

以上をもちまして、総務部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【大場委員長】次に、人事課長及び総務文書課長より補足説明をお願いいたします。

【大安人事課長】お手元に配付いたしております平成31年2月定例県議会総務委員会説明資料をお願いいたします。

2ページをお開きください。

第18号議案「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明させていただきます。

今回の改正は、県人事委員会の「職員の給与等に関する報告及び勧告」、国家公務員の関係法令の改正状況等を踏まえまして、時間外勤務命令の上限を設定するため、改正をしようとするものでございます。

なお、民間におきましては、昨年6月に働き方改革関連法が成立したことに伴いまして、労働基準法が改正され、本年4月から、時間外労働の上限規制が定められることになっており、このような状況も踏まえまして、上限を設定しようとするものでございます。

改正の内容についてでございます。

条例の改正内容ですが、時間外勤務命令の上限を人事委員会規則で規定するため、条例におきまして、人事委員会規則へ委任する規定を定めるものでございます。

次に、時間外勤務命令の上限設定の内容の概要でございます。

本概要は、国家公務員の取扱いや労働基準法の内容を踏まえたもので、規定される上限設定の内容等につきましては、今後、人事委員会を経て、人事委員会規則で規定されることとなります。

内容でございますが、資料中ほどの表の左側をご覧ください。

1、2に掲げる職員以外の職員につきましては、1月45時間、1年360時間が時間外勤務命令の上限となります。こちらが原則ということになります。

表の右側をご覧ください。

1の原則にかかわらず、2、他律的な業務の比重の高い部署に勤務する職員又は臨時的な特別

の事情のある業務に従事する職員につきましては、1月100時間、1年720時間が時間外勤務命令の上限となります。ただし、1月の時間外勤務命令につきましては、 のとおり制限がございまして、2～6箇月で平均80時間を超えることができないこと、また1年のうち1月45時間を超えることができるのは、年間6月までとなります。

時間外勤務命令の上限時間は以上のとおりでございますが、3に記載しておりますとおり、大規模災害への対応など避けることのできない事由であって、特に緊急に処理することを要するような場合には、これらの上限時間を適用しないということといたしております。

実施日につきましては、記載のとおり、平成31年4月1日からと考えているところでございます。

第18号議案の補足説明は以上でございます。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【荒田総務文書課長】引き続きまして、4ページに記載しております第50号議案「包括外部監査契約の締結について」、補足してご説明をいたします。

お手元に配付しております表題が「平成31年度包括外部監査契約の締結について」、右上に「総務文書課長補足説明資料」と記している資料をご覧ください。

包括外部監査制度は、1に記載のとおり、地方自治法に定められており、地方分権の推進に対応した地方公共団体の体制の整備及び適正な予算の執行を図るため、都道府県に導入が義務付けられているものでございます。

平成31年度の包括外部監査契約の相手方につきましては、3に記載しておりますとおり、

弁護士の濱口純吾氏と契約したいと考えております。

選定過程は4に記載しておりますが、地方自治法第252条の28第1項の規定により、まず包括外部監査契約を締結できる者として弁護士、公認会計士が挙げられていることから、長崎県弁護士会及び日本公認会計士協会北部九州会長崎県部会に候補者の推薦依頼を行いました。これに対して、長崎県弁護士会から濱口氏の推薦があり、日本公認会計士協会北部九州会長崎県部会からは推薦者なしとの回答であったこと、また、濱口氏が現在、長崎県弁護士会副会長の要職に就くとともに、公益財団法人長崎県暴力追放運動推進センターの理事を務めており人柄も信頼できることなどから、平成31年度の包括外部監査人として濱口氏との契約を締結したいと考えております。

裏面をご覧ください。

5の契約上限額でございますが、1,381万7,100円を設定しており、平成31年10月の消費税率の引き上げを踏まえて、平成30年度よりその分増額いたしております。

なお、6の参考に記載しておりますように、監査のテーマにつきましては、包括外部監査人自らが設定することとなります。また、監査体制につきましては、包括外部監査人があらかじめ県の監査委員に協議し、補助者を定め監査に当たることとなります。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【大場委員長】以上で説明が終わりましたので、これより議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【宮本委員】1点だけ確認の意味で質問いたし

ます。第18号議案「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」で、先ほど、民間においても働き方改革関連法が成立したということ踏まえているということのご説明がありまして、2ページの1が原則であるということ、2が原則以外のことで、この「他律的業務の比重の高い部署に勤務する職員又は臨時的な特別の事情のある業務に従事する職員」というのは、今の想定では、例えば、課長以上、部長以上であったり、総務部であったり、そういった分け方になるようなイメージなんですか。働き方改革なので大事なことであろうかと思いますが、1カ月45時間を超えない範囲、原則以外の方は100時間未満ということで、ちょっと差はありますよね。もちろん長く働かなければいけない方もいらっしゃるかと思いますが、この2に該当するのは、今の想定では、どのような方が、ある程度決まっているならばお知らせいただければと思います。

【大安人事課長】他律的業務等のお尋ねでございますけれども、こちらにつきましては業務をどうかということの捉え方になってまいります。国におきましては、この他律的業務といたしまして、国会関係、法令協議、予算折衝など、その業務での業務量、業務の実施時期、その他の業務に遂行することが自ら決定することが困難な業務というふうなことで規定がされているところでございます。また一方で、労働基準法におきましては、臨時的な特別の事情がある場合として、予算決算業務などの想定もされているところでございます。そういった国または労働基準法等の考え方も踏まえまして、本県におきましては、現在、例えば、議会本会議・委員会対応業務でございますとか、秘書業務、住民事業対応、外部関係者との折衝・交渉、また条例

等の制定・改廃、災害関係、予算決算、人事関係業務などのところを想定しているところがございます。

【宮本委員】わかりました。そういった形である程度は想定されながらいかれるかと思いますが、4月1日からということですので、民間でも働き方改革というのが進んでいますので、県職員の方に対しても、こういったものをしっかりと条例を定めながら、健康管理に十分注意されていただければと思います。ただ、他律的業務の比重が高いというのは否めないところだと思いますから、しっかりとまた注視していただければと思います。

【大場委員長】ほかに質疑はありませんか。

【吉村(庄)副委員長】関連で聞きますが、今の第18号議案は、中身はわかりましたが、通常、厚生労働省あたりも判断しているのですが、過労死ラインが月80時間という一定の基準といいですか、ラインがあると思いますが、特に2番の職種のところは、そういう業務の比重の高い云々というのは当然あるんですけども、これとの関係はどういうふうに判断をされておりますか。例えば、3番には、月平均80時間を超えない範囲内云々というのは当然ありますけれども、お聞かせを願いたいと思います。

【大安人事課長】今回のこの時間外の分は、上限を設定ということで定めるものでございまして、長時間労働の是正というのは、必要な業務はしっかりとやりながらも、時間外というのは、この上限よりも、より短くしていく、長時間労働を是正していくということでやっていく必要があるかと思っております。

あと、健康管理等もあわせて所管のところでも行われているところがございますけれども、本県におきましては、例えば、1月80時間を超

えるようなところについては医師の面接指導等も行っているところがございます、そういった観点も含めまして、職員の健康管理、またいわゆるワーク・ライフ・バランスの両立等を踏まえた長時間労働の是正といったところに取り組んでいきたいと考えております。

【吉村(庄)副委員長】後のほうも私はお尋ねしようかと思ったら、健康管理とかで対応は当然していただくということにされておりますが、要するに、労働基準法が改正されて云々ということもあります中で、ここにも書いてありますように、こういう人事委員会規則をやると、規制すると、こういうところの中身をこの条例で示すような形をとっておられるのですが、過労死ラインが80時間というのが非常に大事な中身だ、こういうふうに思います。

そして、特に県の職員の場合は、一般行政職については、労働基準法36条による時間外協定というのが今のところは結べないというか、結ばないシステムになっているように思います。しかし、県の職員でも、一部適用の所属の皆さん方については労働基準法をそのまま適用されますから36条協定が結べる、十分意思疎通があるというふうに思うんですけども、一般的なところについては先ほど言ったような事情ですから、私は、職員団体とも当然十分協議はされたと思いますけれども、先ほど後に付け加えられました健康管理、その他、過労死ラインとの関係、こういうものについては十分配慮をしていただきたいと思います。これは要望です。

続きまして、包括外部監査契約です。これは平成30年度は多分、中身が債権管理問題をこの外部監査でしていただいたというふうになっておりますが、今回は、そういう内容については、ここに書いてあるように見受けられないんですけれ

ども、中身について、この包括外部監査でどう
いうものを予定しているのか、お知らせ願いた
い。

【荒田総務文書課長】平成31年度のテーマに
つきましては、この議会で承認いただいた後に、
ご本人と契約をし、その契約後に、ご本人が選
定されるということになっておりまして、現在
は全くわかりません。

【吉村(庄)副委員長】手続的なものはわかりま
したが、本人が選択されるということは、例え
ば、県側としては、どういうものをということ
を提示していくという関係にはないのですか。
システムのなところまで十分理解していないと
ころもありますから、教えていただく意味も含
めて、制度的にそういうふうになっておれば、
それはそれで結構なんですけれども、教えてい
ただければ。

【荒田総務文書課長】制度的には、ご本人がご
自身の見識でテーマを選定するということにな
っておりますけれども、今現在どういう状況、
テーマとして候補があるのかということについ
ては、事前に情報を提供することとしておりま
す。

【吉村(庄)副委員長】それでは、これも法定な
んですけれども、県には県の監査委員会があり
ますから、そういうところとダブっていくとい
うことがあってもおかしくないとは思いますが
けれども、そういうところについては効率的な体
制をとっていただきたいことを申し上げておき
たいと思います。

【大場委員長】ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】ほかに、質疑がないようですの
で、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】討論がないようですので、これ
をもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑・討論が終了しましたので、
採決を行います。

第17号議案のうち関係部分、第18号議案、第
19号議案及び、第50号議案は、それぞれ原案の
とおり、可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】ご異議なしと認めます。

よって、各議案はそれぞれ原案のとおり、可
決すべきものと決定されました。

しばらく休憩いたします。

午前 11時42分 休憩

午前 11時42分 再開

【大場委員長】再開いたします。

午前中の審査はこれにてとどめ、しばらく休
憩いたします。午後は、1時30分より再開いた
します。

午前 11時43分 休憩

午後 1時32分 再開

【大場委員長】委員会を再開いたします。

これより請願審査を行います。

第1号請願「国に対し『2019年10月からの消
費税率10%への引き上げ中止を求める意見書』
の提出を求める請願書」を議題とします。

紹介議員から説明をお願いします。

【堀江紹介議員】請願第1号「国に対し『2019
年10月からの消費税率10%への引き上げ中止
を求める意見書』の提出を求める請願書」紹介
議員の堀江ひとみです。

本請願は、今年10月からの消費税率10%への

引き上げ中止を求める意見書を政府に送付して
いただきたいと要望しています。

それは消費税10%への引き上げが地域住民
の暮らしや中小業者の営業、地域経済に深刻な
打撃を与えるからです。低所得者ほど負担が重
いのが消費税です。長崎県民の所得は低く、県
民1人当たりの県税は全国46番目です。生活保
護を受給している被保護世帯は2万1,693世帯、
保護率は全国9番目の高さです。高過ぎる国民
健康保険税を払えず滞納している世帯は2万
6,637世帯、国保加入者の12%に上ります。消
費税が上がれば、暮らしが成り立たない、商売
はやっていけないとの悲痛な声が聞かれます。

どうか請願を採択いただき、県民の声を政府
に届けていただきますよう、よろしく願いい
たします。

また、本日は、請願人が趣旨説明を希望して
おります。私の発言は議事録に残りますが、請
願人の発言は議事録に残りません。重なる部分
がありましたらお許しいただきたいと思えます。

どうかよろしく願いいたします。

【大場委員長】 この際、お諮りいたします。

請願人から、趣旨説明を行いたい旨の申し出
がっておりますが、これを許可することにご
異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、請願人の趣旨説明を許可いたします。

なお、請願人に申し上げますが、趣旨説明は
5分以内で簡明に願いいたします。

しばらく休憩いたします。

午後 1時34分 休憩

午後 1時39分 再開

【大場委員長】 委員会を再開いたします。

これより請願についての質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】 質疑がないようですので、これ
をもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

【吉村(洋)委員】 ただいま請願人からありまし
た「国に対し『2019年10月からの消費税率10%
への引き上げ中止を求める意見書』の提出を求
める請願書」でございますが、これにつきまして
反対の立場から討論をさせていただきたいと
存じます。

私も小規模事業者の1人でございまして、た
だいまお話しになられたことは重々わかるわけ
でございますけれども、まず国の一般会計に占
める社会保障関係費につきまして、1990年度は
11兆6,000億円、2018年度は33兆円と約3倍に
拡大をいたしているところでございます。団塊
の世代が全て75歳以上の後期高齢者となる
2025年度につきましては41兆円に達する見込
みであることを、まずもってご承知をいただき
たいと思っております。

また、民主党政権下にあった2012年8月、消
費税の引き上げを5%から8%、8%から10%へ
の2段階引き上げの実施、また増税分は全額社
会保障費に充てるというのは、民主党、自民党、
公明党の3党合意のもとに、社会保障と税の一
体改革として既に決定済みの事項であります。

この改革前の消費税の用途は、基礎年金、老
人医療、介護の高齢者3経費に充てることとさ
れておりましたが、全世帯型対応に向け、基礎
年金、医療、介護、子育ての社会保障4経費に
充てることと見直されております。

今回の8%から10%への税率改定に当たって

は、予測される増収分5兆6,000億円につきまして、当初、社会保障費のための赤字国債発行の抑制のために4兆円強、全体の約4分の3、残り1兆6,000億円、4分の1が高齢者支援中心とした社会保障費の充実に充てる予定となっておりますが、平成29年12月の「新しい経済政策パッケージ」により、さらに見直しを行い、赤字国債発行の抑制に2兆8,000億円、これは全体の2分の1を充てる、それから教育、子育てに1兆7,000億円、これは予定されていた国債分の残でございます、と他の財源を合わせ2兆円分のパッケージにして対応するということになっております。また、1兆1,000億円を社会保障の充実に充てるということでもあります。また、パッケージの中身につきましては、既に決定された事項として、2019年10月より、低所得者世帯のゼロ歳から2歳児及び全ての3歳から5歳児の幼児教育・保育の無償化、32万人分の保育の受け皿整備等による待機児童の解消、介護人材の処遇改善及び2020年4月より高等教育の無償化も予定されております。

懸案事項といたしましては、食料品等への軽減税率の導入、キャッシュレス化に向けたポイント制度等の周知、また軽減税率導入に伴う約1兆円規模の減収分の財源確保については、引き続き議論が行われているところでございます。

以上、全体的に勘案をいたしまして、今回の消費税率10%への引き上げにつきましては、合理性が確保されているものと想定でき、今般の消費税率10%への引き上げ中止を求める意見書の提出につきましては、反対をいたすものであります。

以上、皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

【大場委員長】 ほかに討論はありませんか。

【吉村(庄)副委員長】 請願について、賛成の立場で意見を申し上げたいと思うんですが、もともと消費税というのは社会保障に全額充てると、こういう出発をしたのですが、今お話しもありましたように、最近、中身としては政府のほうで方針を変えると、こういう話になって、社会保障費ばかりではなくて、ほかのものに使っていくと、こういう状況にもなっているというのは、やっぱり国民への当初の約束をどうかなと、こういうふうなことに疑義を大きく感じるものであります。

もちろん税率の問題については、いろんな経過がございまして、今のような状況になっていることは確かですけれども、8%を10%にするという問題については、経済の状況やいろんなことから延ばしてきた経過もあらわれるわけですが、消費税のいわゆる低所得者ほど負担が重いという中身は変わっておりませんし、当初の約束からいって非常に問題のある形になっている、こういう状況から、私は、請願趣旨そのものに賛意を表し、請願項目である政府への意見書、こういうものを県議会として対応すべきだと、こういうふうにして、採択をすることに賛成ということに表明をさせていただきたいと思っております。

【大場委員長】 ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】 ほかに、討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

しばらく休憩いたします。

午後 1時45分 休憩

午後 1時45分 再開

【大場委員長】 委員会を再開いたします。

第1号請願に対する質疑・討論が終了しまし

たので、採決を行います。

第1号請願「国に対し『2019年10月からの消費税10%への引き上げ中止を求める意見書』の提出を求める請願書」を採択することに賛成の委員の起立を願います。

〔賛成者起立〕

【大場委員長】 起立少数。

よって、第1号請願は、不採択とすべきものと決定されました。

以上で、請願の審査を終了します。

しばらく休憩いたします。

午後 1時46分 休憩

午後 1時47分 再開

【大場委員長】 委員会を再開いたします。

次に、提出のあった「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について説明を求めます。

【近藤危機管理課長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき本委員会に提出いたしました危機管理監関係の昨年11月から本年1月までの実績に関する資料についてご説明いたします。

まず、1,000万円以上の契約案件につきましては、資料1ページから2ページに記載のとおり、長崎県防災ヘリコプター2,100時間点検整備と統合原子力防災ネットワーク機器賃貸借契約の2件となっております。

次に、知事及び部局長等に対する陳情・要望のうち、昨年11月から本年1月に、県議会議長宛てにも同様の要望が行われたものにつきましては、新上五島町からの要望が1件、島原半島振興対策協議会からの要望が2件となっており、それに対する県の取扱いは、資料3ページから6

ページに記載のとおりであります。

以上をもちまして、危機管理監関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【荒田総務文書課長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき本委員会に提出しております総務部関係の資料についてご説明をいたします。

1ページをお開きください。

1,000万円以上の契約状況一覧でございます。平成30年11月から平成31年1月までの実績は計2件であり、1ページに各契約の内容を一覧で示しております。その内容といたしましては、県税の電算処理に使用するサーバー等のリース期間満了に伴い、これらの機器等の更新を行う長崎県県税総合システム用機器等の賃貸借及び保守契約（仮想化）が1件、職員の給与計算を行うための大規模システムである職員総合システムで使用しているプログラムを他の言語へ移行する必要があるため、変換ツールの開発を進めており、その移行後のシステム動作検証に必要となるテスト仕様書及びテストデータの作成を行う職員総合システムプログラム変換テスト仕様書作成（全画面）業務委託が1件となっております。

また、2ページにつきましては、入札結果一覧表を添付しております。

3ページをご覧ください。

陳情・要望に対する対応状況でございますが、知事及び部局長等に対する陳情・要望のうち、11月から1月までに、県議会議長宛てにも同様の要望が行われたものは、上五島町は1件、対馬市が1件、株式会社ジャパネットホールディ

ングスが2件の計4件となっております。

具体的な要望項目としては、上五島町から、資料の3ページに記載しております「離島振興対策の充実について」、資料の4ページにおいては、対馬市から「通信インフラの整備について」、資料の5ページから6ページには、株式会社ジャパネットホールディングスから「スタジアムシティ（仮称）全体の減免に関するご支援（不動産税の減免）」、「行政庁によるネーミングライツの取得」でありまして、それぞれに対する県の対応をお示ししております。

7ページをご覧ください。

最後に、附属機関等会議結果報告でございますが、11月から1月までの実績は、長崎県公益認定等審議会が1件、長崎県行政不服審査会が1件、長崎県情報公開審査会が4件、長崎県個人情報保護審査会が2件の計8件となっております。

それぞれの会議の結果につきましては、8ページから15ページにお示しをしております。

以上で資料の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【大場委員長】次に、財政課長より補足説明をお願いいたします。

【古謝財政課長】お手元に配付しております「財政構造改革のための総点検」による主な見直し項目についてご説明をさせていただきます。横長の表です。

平成31年度当初予算編成におきます財政構造改革のための総点検の取組状況につきましては、約9億円の収支改善を図っておりますけれども、その主な見直し内容を配付資料のとおり整理をしております。

資料の構成といたしましては、人件費、補助

金等の区分ごとに主な見直し項目を整理してありまして、それぞれの項目において、具体的な見直し内容とともに、他県比較、交付税乖離といった見直しに当たっての視点についてもあわせて記載をしております。

まず、1、人件費についてでございます。

廃棄物適正処理推進指導員の配置数見直しにつきましては、他県比較の視点で見直しを実施しております。本土地区の配置数が九州内で最大の配置数であったことから、現場の実態も考慮した上で、3年間で1名ずつ削減することとしております。

職員給与費につきましては、交付税乖離の視点で職員数の見直しを行っております。教育庁につきましては、交付税措置のない県単独で配置している教職員や現業職員について見直しを行っており、また警察職員につきましては、警察事務職員数が交付税措置を超えて配置されていることから、見直しを行っております。

次に、2、施設管理等でございます。

水産調査船配置数の見直しにつきましては、他県比較の視点で見直しを行っております。調査船単独配置数は、佐賀、熊本、長崎の3県が2隻、その他は1隻もしくは漁業取締船との兼用でございまして、調査船の老朽化のための修繕費が年々かさんでいることから、1船を廃船としております。

次に、3、補助金等でございます。

低コスト耐候性ハウス整備への県単独継足し補助金の見直しにつきましては、他県比較の視点での見直しでございまして、九州各県では、本県と佐賀県のみが実施をしていたという状況であったことから、平成31年度から段階的に補助率を見直し、平成33年度に廃止することとしております。

また、港湾施設整備特別会計繰出金につきましては、交付税乖離の視点で見直しを行っております。港湾施設使用料収入等による独立採算が原則となっておりますけれども、交付税措置を超えて一般会計からの繰入れにより収支均衡を保っている状況でありましたため、国際観光クルーズ船関係ツアーバスの駐車料金を有料化したほか、歳出の見直し等により繰出金の削減を図っております。

次に、4、普通建設事業でございます。

普通建設単独事業につきましては、他県比較の視点での見直しでございます。平成21年を100とした場合に、直近の平成28年度決算を比較してみますと、他県に比べて突出して高い水準となっております。このため、当初予算編成における要求基準、いわゆるシーリングを設けまして、平成31年度当初予算におきましても、平成30年度と同様に10%の削減を行っております。なお、本委員会でもご議論いただきました自然災害防止対策事業については、この対象外ということにしております。

最後に、5、使用料等収入でございます。

国際観光クルーズ船係船料の引上げにつきましては、他県比較の視点での見直しでございます。長崎港と同様にクルーズ船の入港が多い博多港の水準を参考として、段階的に引き上げを行うものであります。

以上でございます。

よろしく願いいたします。

【大場委員長】以上で説明が終わりましたので、まず、陳情審査を行います。

配付いたしております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。

陳情書について、何かご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】質問がないようですので、陳情につきましては、承っておくこととします。

次に、議案外所管事務一般に対する質問を行うことといたします。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】次に、所管事務一般について、ご質問はありませんか。

【宮本委員】それでは、議案外所管事務一般について質問をいたします。

まず、危機管理監からです。議案説明資料(追加1)になります。「救急自動車の緊急走行時におけるETCレーンの利用について」ということであります。この課題につきましては、1年間ずっとこの委員会でも質問をさせていただきまして、今般、こういった形で協定が締結したということに非常にうれしく思っております。

そもそも大村の木場スマートインターチェンジを救急車が通らないということから発して、いろんな意見交換もさせていただきました。これによって、専用のカードを使ってETCが通れるようになったということは、うれしく思っております。利用台数につきましても、前回の委員会でも確認したとおり、多いということがわかりました。

今後、消防本部に対しまして、ということですが、今からのスケジュールについて、ご説明をいただけますでしょうか。

【宮崎消防保安室長】今後、2月末で協定を結びまして、その協定で定めていない細かい項目を今、若干調整しておりますので、そのあたり

がはっきりしましたら、市町消防のほうに具体的に通知をしまして、その利用の促進を促してまいりたいと思います。

市町のほうで救急車にETCの車載器を取り付けまして、市町の負担でカードの交付申請をしていただくということになりますので、基本的には、市町でご判断いただくことになるんですけれども、こうして締結ができましたので、利用を促してまいりたいと思っております。時期的には未定ですが、細かい点の打ち合わせが終わり次第、取りかかりたいと思っております。

【宮本委員】あとは各市町に協議になるということでありまして。言われましたとおり、しっかりと周知徹底を促していただきたいと思っております。これは非常に大事なことでありますので。

もちろんETCを通行する際の料金は国負担という形になるのかどうか、再度確認ください。

【宮崎消防保安室長】「道路整備特別措置法」に基づきまして、救急自動車が高速道路等を緊急走行する場合の費用は、国で負担するということになっております。

【宮本委員】わかりました。国負担ということでありまして、しっかりと促していただきたいということを強く要望いたします。あと経過がわかりますならば、また連絡いただければと思います。

ちなみに、これが2月27日でありました。1月21日に、実は、佐賀が救急車ETC利用可能という記事が載ってまして、佐賀に先越されたかなというのがありますが、やはり全国的にもこういった流れはあるんだなということを改めて確認させていただきました。佐賀県においては、1月21日に西日本高速道路と締結したということもあります。この中にとってもメリットは大きいということで産婦人科のドクターも言

われておりますので、しっかりこういった形の記事も参考にされながら、各市町のほうには促していただきたいと思っておりますので、今後こういった利用が促進できるように、そしてまた1秒でも10秒でも早く搬送ができる仕組みづくりを確立していくという、そういった基本に立ちながら進んでいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

あと、総務部についてです。これも説明いただきました資料の追加1、「綱紀の保持」になります。これを読ませていただきまして、こういったこともあるんだなと思っております。真ん中の段です。平成29年度から平成30年度にかけて、飲酒などを繰り返し行っていた職員という形です。あってはならないことですよね。これは懲戒処分とありますけれども、果たして、この処分が妥当なのかどうかということを改めて確認したいと思っておりますが、ご意見をいただきたいと思っております。

【大安人事課長】今回の不祥事につきましては、職員が起こしたことにつきましては、大変申しわけなく思っております。

ご指摘いただきました飲酒行為における処分の判断でございますけれども、この処分の量定につきましては、飲酒行為の他県での処分事例などを踏まえながら、弁護士のほうにも相談をいたしまして慎重に判断をした上で、今回の減給3月という懲戒処分を行ったところでございます。

【宮本委員】他県と比較して妥当であるということではありますけれども、移動中の車内での飲酒ということは、飲酒運転ではないということではなかったでしょうか、確認させてください。

【大安人事課長】今回、職員が飲酒運転を行ったものではございませんで、公用車の後部座席

に乗車していたところで飲酒をしたということでございます。

【宮本委員】 しかも、時間外勤務中での飲酒ということもありますね。あってはならないことですよね。こういったことがあるということがどうということかなということで、いまだ信じられない気持ちでありますので、これは再発防止というか、今後の対応はどのようにやっていくのかというのをお聞かせください。

【大安人事課長】 当該職員につきましては、もともと酒好きというか、飲酒の量も多かったというような側面もございます。現在、飲酒を控えるというふうなことで、飲酒を伴う場合の参加というのは自重するなど、そういった意思のコントロールというのをやっているところでございます。そこにおきまして、職場でも当該職員に対しては、定期的に面談を実施するなどしまして、継続的な観察指導を行うようにいたしております。

また、全体的な再発防止という観点もございます。今回、処分案件が2件もございました。この際ということで、各所属長に対しまして、綱紀の保持の依命通達を発出しまして、服務規律の確保ということの徹底、また当日、各部の主管課長会議を開催いたしまして、職員一人ひとりに対して、綱紀の保持の徹底を図るように周知徹底を行ったところでございます。今後、こうした職員の規律確保につきまして、全力を尽くしてまいりたいと考えております。

【宮本委員】 執務室において時間外勤務中の飲酒行為、そして移動中の車内での飲酒行為ということですか。これはしっかりと、監視というふうなものが適当なのかどうかわかりませんが、注意をしておっていかなければならないことであろうと思います。日頃からの接し方、

日頃からの上司と部下の関係と申しますか、周りとの関係性というのも大事になってこようかと思えます。この部署だけに限らず全庁挙げてやっていくことが大事であろうと思えます。こういったものが起こると、県民の方々の不信感というのはやっぱり募るばかりでありますから、綱紀の保持、これは言うまでもないことであるので、こういったものが出ないような形ですっきりと取り組んでいただきたいと思います。この件に関しまして、総務部長、今回は退職という立場であられるかもしれませんが、最後に、しっかりと徹底をするという観点から、何かご意見をいただければと思います。

【古川総務部長】 今回、2件こういう形で綱紀の保持ということで出すような形の状況になったということは大変申しわけなく思っているところでございます。

特に、時間外勤務の時の飲酒であるとか、公用車出張中の車内での飲酒、普通考えられないことございまして、業務に対する仕事の意識、そこが要するに、ここまで低いというふうな状況でございます。これは周りの人間は当然わかるような状況ではないかと思っておりますので、そういうふうなことについては、すぐに報告を上げさせて、上司とかは、そういうふうなことはだめだというのは当然わかっているわけですから、要するに、そういうふうな情報をしっかり上げられるような体制というのも監視という意味では必要かなと思っております。

いずれにしても、こういうことがないように、県民の信頼を損ねることがないように精いっぱい努力をしていきたいと思っております。

【宮本委員】 しっかりと努めていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それと、最後に1点だけ、同じく総務部関係ですけれども、昨年から私もこの委員会でもいろいろ意見もしておりました障害者雇用の水増し問題についてです。それを受けまして、さまざまな処分もあったことは聞いております。今回、それを受けて、初めての採用試験になりましたが、それに特化した障害者の採用試験の結果等について、精神障害者で、今回からたしか知的障害者も枠を広げるとお聞きしております。あと身体障害者、それぞれで採用結果等々がわかれば、教えていただければと思います。

【大安人事課長】今回の障害者を対象としました正規職員の採用につきましては、今ご指摘いただきましたとおり、受験資格要件の見直しを行いました。障害区分、身体障害者に限定しておりましたものを、精神障害者、知的障害者も対象とするというようなことで、追加試験を実施したところでございます。その結果でございますが、知事部局におきまして、先月、新たに6名の方が合格されたところでございます。この合格者6名の障害区分といたしましては、4名の方が身体障害者、2名が精神障害者になっているところでございます。

【宮本委員】知事部局において6名合格で、身体障害者の枠が4名、精神障害者の枠が2名ということであります。

これは前年度と比べるとどうですか。前回と比較するとどのようになっているかというのはわかりますか。

【大安人事課長】今年度の4月に採用された方、昨年度の試験の数でいけば1名ということでございます。それは制度改正前ですので、身体障害者の方1名ということでございます。今年度につきましては、先ほど申し上げました追加試験の前に、11月に先に1回目の試験をいたして

おります。その中で身体障害者4名の方が合格をされております。ですので、今年度の合格者は計10名となっているところでございます。

【宮本委員】わかりました。

障害者雇用率というのは、この段階でわかりますか。全体的な率がわかれば教えてください。

【大安人事課長】障害者の雇用率につきましては、6月1日時点での率ということになってまいりますので、現時点では、率はまだわからないということでございます。

【宮本委員】わかりました。

また今後もしっかりと障害者の雇用については枠を広げる、もしくはしっかり対応していく、そしてまた雇用率達成に向けて、しっかりと対応していただければと思いますので、よろしくをお願いします。

【大場委員長】ほかに質問はありませんか。

【吉村(庄)副委員長】先ほどお話ししておった県有地の売払収入に関連して続けさせていただきたいと思います。最近のもので結構ですけれども、いわゆる売却が可能な県有地、あとどのくらい残って、その評価額は幾らなのか教えてください。

【赤尾管財課長(参事監)】処分等の予定地につきましては、管財課で廃止した庁舎、学校、職員公舎の跡地等を取りまとめておきまして、最近の数字でいきますと、平成29年度末時点におきまして、処分予定地は94件、概算の評価額は約13億円となっているところでございます。

【吉村(庄)副委員長】私は、これは売却する場合のいろんな条件といいますが、そういうものに非常に難しいところもあるんじゃないかと思いますが、評価額で13億円程度ということですから、先ほど財政課長からも、財政構造改革のための総点検、主な見直しということでありま

したが、いずれにしても、中期財政見通しの関係も含めて県財政は非常に厳しいんですね。したがって、これは財政課長にお尋ねしますが、13億円ぐらいというのは現在時点の評価ということになるのですが、時価にすると、これは相当なものになるのではない、こういうふうに思うんですが、こういうところの活用という問題について、財政課としては、どういうふうに考えているのですか。

【古謝財政課長】本県の財政状況につきましては、社会保障費等の義務的経費が伸びる一方で、歳入の部分、税収入ですとか交付税の部分の伸びがそれに追いついていないという状況で、結果、基金の取り崩しに頼らざるを得ないという状況でございますので、できるだけそうした一般財源といいますか、自由に使えるお金というのは確保したいと考えておりますので、未利用地の活用についても推進を図っていければと考えております。

【吉村(庄)副委員長】以前もお聞きしたことはあるんですけども、管財課長、未利用地の売却に向けて、どういう手だてを講じておられるか教えてください。

【赤尾管財課長(参事監)】売却地につきましては、平成23年度から管財課で一元管理をしておりますので、まず一般競争入札、インターネット入札、その後は、先着順による随意契約、それと不動産業者への仲介依頼ということで売却の促進を図っているところでございます。

【吉村(庄)副委員長】この中身は、まだ売却できていないものの中には、長年にわたって、例えば佐世保市で言えば、傾斜地の以前の県の職員の個人公舎あたりも残っておったり、あるいはまたその中でも、建物についてはもう古くなっているから解体しているけれども、土地は依

然として残っているところで、車の出入りも非常に困難だと、こういうところもあると思っておりますが、そういう状況のことも当然ながら頭の中に置いて考えていただいていると思っておりますけれども、先ほど財政課長も答えておりましたが、こういう点について言うと、一般財源ということで、ほかの事業、その他含めて考えられるということになっていく部分があるわけですから、見直しの中で、これは全部私は賛同できるものばかりではないんですけども、例えば、全庁的に職員給与というところでいきますと、教員の県単の定数については減らすということですと見直していくんだと、こういう表明がありました。ここで言いましても、それは県の職員で言いましても、この前から私も一般質問等をお願いしておりましたが、教職員について言えば、給特法という特例的な時間外との関係で一定の法律もありますけれども、要するに、このたび県の教育委員会、教育庁のほうでは、県内の教職員の長時間労働というものも一定考え方を示して、長時間労働をしないような状態をつくり上げるということになったのですが、県単であっても職員定数が必要だということ考えられておったものが減らされるという状況、あるいは減らさなければならぬと、こういう状況に県の財政があるし、基金の残高の問題もありますが、こういう点については、もっと積極的に、具体的にそれぞれの地域でも、出先も含めて知恵を絞って、処分を早めると。もちろん評価額は13億円ですけども、私は、時価にするともっと高くなるのではないかと、必ずしも1件1件はそういうことに当たらないかもしれませんが、全通的には高くなるのではないかと思いますから、ぜひ努力をしていただきたいと、こういうことを申し上げてお

きたいと思います。答えは努力していこうということで返ってくると思いますから、要望にさせていただきます。

それから、危機管理監のほうです。去年も玄海原発万一の事故に備えての原子力災害の防災訓練がありました。佐世保では原子力潜水艦、いわゆる原子力艦艇、こういうものもありましたが、原子力発電所のことに限って結構なんですけれども、前からいろいろ心配しているのは、避難のところで課題が多く残っているんじゃないかと。それは起こったらいけませんけれども、万一、起こった場合の課題という意味では、避難の時間、こういうことの中で、特に、鷹島から陸路で避難する場合の佐賀県の県道について、余り拡幅とか、時間短縮をするための措置、つまり、道路改修が進んでいないという話を聞いておりますが、一体どのようになっているのか、玄海のほうから伊万里側に来る県道の改修状況というのはどういうふうになっているのか、ぜひ教えていただきたい。

【近藤危機管理課長】鷹島町から避難先については、地域防災計画上、波佐見町のほうに避難をするというような形になっておりますけれども、その陸路の避難に当たっては、佐賀県道の筒井万賀里川線という道路を通過して陸路で避難をすると計画なっているところでございます。佐賀県道ということでございまして、国に対しても要望するとともに、佐賀県に対しても要望をしております。具体的には、昨年11月、知事と関係の4市町等が上京しまして、内閣府に、インフラ整備を含む原子力防災対策の要望を実施している中で、具体的に、この道路も挙げまして要望を出しているところでございます。また、佐賀県につきましても、国も一緒に佐賀県に対しても働きかけをいたしているところで

ございますが、現状のところ、まだ整備というような方向には至っていないという状況でございます。

県としては少しでも住民の方に目に見える形で整備ができないかというようなところで、内閣府の事業である原子力災害時避難円滑化モデル実証事業というモデル事業も使えないかということも含めて、今、佐賀県に働きかけをしているところでございます。

【吉村(庄)副委員長】状況をそういうふうに聞いているものですから、私は非常に懸念をしているんです。

それで、具体的にお尋ねしますが、陸路を使って鷹島のところから、あなた方が設定している中身で結構ですから、波佐見まで、例えば、3年前かかった時間と昨年かかった時間というのは現実問題として短縮できているのですか。

私は、佐賀県の県道は抜本的に解決されるのを非常に強く求めていきたいわけです。佐賀県のことでもありますけれども、だからさっきおっしゃったような取組ということになっているわけですが、同じルートでの波佐見までのこの件について考えれば、実際に、避難時間は余り変わっていないんじゃないかと。どういう状況になっていますか。

【近藤危機管理課長】去る2月2日の原子力防災訓練で、実際この佐賀県道を通して鷹島町から波佐見町に移動をした時間というのは、バスで約2時間かかっております。これは毎年やっているところではございますけれども、現状として、時間短縮には至っていない現状でございますが、実際の移動としては、通常の信号とかに沿って、赤なら赤で止まるという形にはしておりますけれども、白バイ、パトカーとか、そういったような先導も付けて訓練はやっており

ますし、万一の際であれば、筒井万賀里川線のような対面通行が厳しい道路につきましては、片側通行、一方通行で対応できないかというようなところを含めて関係機関と協議をして、それはぜひ実現して、できるだけ時間短縮を図りたい。しかし現実問題として、インフラ整備には時間がかかると考えられますので、その間に万一のことがあっても安全・安心に避難ができるような対策をとれるよう考えてまいりたいと考えているところでございます。

【吉村(庄)副委員長】今の問題について言えば、まだほかにも介護施設、病院、そういった問題もあります。今も2時間を規定して、それにこだわって言うわけじゃございませんけれども、万が一、大事故になって、放射物質について空間に云々ということで、風向かれこれも影響ありますけれども、こういう状況になった時に、2時間ということでしたら、私は、非常に厳しい状況になるんだろうと思うんです。起こってはいけませんけれども。だから、そういうことも含めて、私から言わせると、佐賀県について言うならば、玄海原発で、玄海町については立地ということ、佐賀県についても立地ということ、該当しないところについてはない国の財政措置もあるわけですから、やっぱりそういう点を含めて、ぜひ陸路の使い方については、佐賀県に対しても、国に対しても、きちんと改善をしていただくようなことを強く言っていかなければいけないのではないかと。もちろん、そればかりに頼るわけじゃなくて、海路のほか考えて、あるいはまたそういう時の道路の使い方、こういった問題については創意工夫をしてやっていかれることは当然だろうと思いますが、ぜひこの点については力を入れてやっていただかないと、本当に万一あった場合は大変な

ことではないかと。これはもちろん長崎県もですけれども、佐賀県だって大変だと思いますから、ぜひ努力をしていただきたいと、こういうことを申し上げて、私からの所管事務一般についての質疑は終わりたいと思います。

【大場委員長】ほかに質問はありませんか。

【吉村(洋)委員】1点、大綱的に質問させていただきたいと思いますが、平成31年度の当初予算というので、先ほど財政課長から、非常に厳しいということからの見直し項目等の概要が説明があったわけですが、予算編成の基本方針というところについて、一層の選択と集中を図らなければならないので、新たな視点や発想を取り入れながら施策を分野横断的に展開してまいりますということがあるわけですが、これの意味するところ、新たな視点や発想というところがどういうところに出ているのかなと思うんですが、それをお聞かせいただきたいと思います。

【古謝財政課長】予算編成の基本方針に記載しております新たな視点や発想を取り入れながら、人に生きがいを、産業に活力を、暮らしに潤いを与えられるような施策を展開してまいりますということですが、特徴的なところといいますと、やはり人口減少対策のところになるかと思っております。例えば、産業振興の面で、新たに雇用という視点を以て地域産業雇用創出チャレンジ支援事業を立ち上げましたこととか、また集落支援等につきましても、これまでは基本的には市町の役割ということで考えておりましたけれども、県内各地になかなか今後見通しが立たないような集落が増えていくということを踏まえまして、県としても、しっかりサポートをするという視点で、集落支援対策事業等を構築した、そういったところが新たな視点や発想を取り入れながらの施

策構築の部分になってきたかなと考えております。

【吉村(洋)委員】 財政課長の思考レベルが非常に高いので、そういう言葉になってくるのかなと思います。私の思考レベルはもう少し低いところにあるものですから、そういう言葉につながっていきません。

先ほどからありましたが、普通建設事業単独が8.8%減ですね。構成比率が7.5ポイントで、平成30年度の8.2ポイントから0.7ポイント下がっている。これが国の補助事業等を積極的に活用しながらということになっていくのだろうと思いますが、我々の目に一番映るのは、この単独というところをごさいます。ここが減らされると、日常の中で非常につらさが出てくる。いかにそのつらさを緩和するかということに工夫が要るんだろうと思いますが、そういう工夫がどこかに出てくるのかなと思うわけです。

例えば、その財源不足をカバーするのに、先ほど説明がありました主な見直し項目の調査船の維持管理、これは1隻あればいいだろう。それから、クルーズ船の駐車場の有料化、こういうもので約2億円を捻出するというようなこと。それから、港湾施設のクルーズ船の係船料を博多港並みにやると、こういうことは収入対策としてやっていただきたい。

支出をどんどん絞るとするのは、なかなかつらさがあって、農林の低コスト耐候性ハウス整備は10%の継足し補助でございしますが、平成33年廃止に向けて段階的に引き下げていく。よその県はないんだと言いますが、長崎県の特徴としては、やはり中山間地が多いところで、その効率性から考えると他県から劣るといえるところがあるわけです。だから、こ

ら辺もよくよく考えながらやっていただきたい。先般も、こういうものは全部一般質問でも出ておりますけれども、捕獲補助等についても、私から言わせたら、多少みみっちいカットの仕方をやろうとされておった形跡があるわけですね。ですから、そこをもう少し大所高所に立って、県民が納得するような施策という中でやっていただきたい。

普通建設事業につきましても、約2割、平成30年度で23.3%が新幹線ですね。平成31年度についても19%あって、これが大きな割合を占めているわけで、投資的経費はそうそうカットしていかないのですよと言いながら、我々の身近な単独が減ることについて、朝三暮四ではないですけれども、光が見えてこないところがあると。そこを幾らかでも光が見えるようにやっていただきたいと思うんですが、そういうところについて、財政課長、もう少しご答弁をいただけないかなと。優しい気持ちで。

【古謝財政課長】 まず、普通建設事業単独分で、平成30年度と比べて50億円減になっているんじゃないかということですが、これは先ほどご説明しました普通建設単独事業による効果というの中にはあるんですけれども、基本的には、図書館整備が終わったということで、それがちょうど50億円程度の減ということで、ほぼほぼそれになっております。普通建設単独事業の身近なところでの削減という意味で言いますと、午前中にも少し話がありましたけれども、自然災害防止対策事業については、むしろ増額を図っておりまして、国の新たな地方債措置、緊急自然災害防止対策事業債という交付税措置の高い起債ができましたので、そこについては平成30年度が14億円程度だったところを、倍増して30億円程度ということで、安全・安心

に係るそうした身近な単独の建設事業については大幅に増額を図って、そういった意味で選択と集中を図ってきていると考えております。

そのほか、今回、低コスト耐候性ハウスの継足し等、見直しをさせていただいておりますけれども、委員おっしゃるとおり、大きな経済的影響が出ないように、そこは所管の部局、それから関係団体としっかり調整をしながら、今後、見直しを図っていきたいと思っております。

【吉村(洋)委員】今、関係部局と調整を図りながらという言葉が出てきたので、ありがたかったのですが、一般質問でも触れさせていただきましたけれども、部局間の連携というのが今から要るんじゃないかなと。産業労働部と企画振興部とか、それから教育委員会と文化観光国際部とか、それぞれでばらばらにやっていると、似たような事業があったりするので効率性が損なわれたりする分があって、それを部局間が連携して整理することで、より効率化が図れて、なくなった感も和らげられるということがあるんじゃないかなと思うので、統轄監もできましたので、そういう横軸の連携というのはこれから発揮をしていただいて、なかなか統轄監の効果というのが、まだ来られたばかりですから、平成31年度からその効果ははっきりしてくるんだろうと思いますけれども、そういうことを期待するところでございます。

あと、繰出基準というのがございますが、県の交通局に対する補助にしても、繰出基準に基づいてやられているのですが、こういうところも県民の足としての県の交通局というところの役割というのをきちっと構築していかないと、今後つらさが出てくるんじゃないかなと。

今日の説明書の中でも、先ほどのクルーズ船のバスの駐車場を有料化するということで、こ

れは特別会計ですが、「繰出基準・交付税措置を超えた一般会計から繰入により収支均衡を保っている状況」というのがここにもあるわけです。ですから、繰出基準で出しているんですよと言うと当然のような感じに見えるのですが、そこはやはりその妥当性とか、ここはなければいけないとかいうところの理由付けがはっきりしてこなければ理解が得づらくなるんじゃないかなと思うわけでございます。

そういうことで、最後に、先ほどの小規模改修事業費もそういう気持ちで尋ねさせていただいたのですが、厳しい財政の中ではあるんですが、やはり県民の皆さんに光がともるようなことを念頭に置いて政策を進めていただきたいと思うわけですが、最後に総務部長の見解をお聞きして、終わりたいと思います。

【古川総務部長】これまでも申し上げているところでございますが、財政状況は非常に厳しい中であって、どうしても何でもかんでもやれるような状況にないということでございます。そこは選択と集中というのはどうしても必要になってこようかと思えます。ただ、一方で、将来の長崎県が明るい形になるような形の部分で施策もそちらのほうに重点化していくということでございますし、そういう意味では、人口減少対策というのが最重要課題となっておって、そこに重点化をかけていくという状況でございます。

いずれにしても、県民が長崎に生まれてよかった、長崎で暮らしてよかったと、そういうふうなことになるように、各部とも連携をしっかりと図りながら、県民の方々のご意見、ニーズといたしますか、そういうものをしっかり捉えて、これからの施策というのは進めていくというふうなことで考えているところでございます。

【吉村(洋)委員】 総務部長におかれましては、県庁を去られても、今のようなお話の気持ちを持っていただいて、長崎県の中で今後、これまでの経験をもとに、ますますご活躍をされるように期待しまして、質問を終わらせていただきます。

【大場委員長】 ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】 ほかに質問がないようですので、危機管理監及び総務部関係の審査結果について、整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

午後 2時38分 休憩

午後 2時38分 再開

【大場委員長】 委員会を再開いたします。

この後、委員間討議を行います。

理事者退席のため、しばらく休憩いたします。

午後 2時39分 休憩

午後 2時41分 再開

【大場委員長】 委員会を再開いたします。

今定例会で審査いたしました内容（結果）について、3月13日（水曜日）の予算決算委員会における総務分科会長報告及び3月15日（金曜日）の本会議における総務委員長報告の内容について協議を行います。

それでは、審査の方法について、お諮りいたします。

協議につきましては、本委員会を協議会に切り替えて行うことといたしたいと存じますが、ご異議ありません。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】 ご異議ないようですので、そのように進めることといたします。

それでは、ただいまから委員会を協議会に切り替えます。

午後 2時42分 休憩

午後 2時42分 再開

【大場委員長】 委員会を再開いたします。

総務分科会長報告及び、総務委員長報告については、協議会における委員の皆様の見解を踏まえ、報告させていただきます。

次に、閉会中の委員会活動について協議したいと思っておりますので、しばらく休憩いたします。

午後 2時43分 休憩

午後 2時43分 再開

【大場委員長】 委員会を再開いたします。

閉会中の委員会活動について、何かご意見はありませんか。

〔「正副委員長一任」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】 それでは、正副委員長にご一任願いたいと存じます。

ほかにないようですので、ここで挨拶のため、しばらく休憩いたします。

午後 2時44分 休憩

午後 2時49分 再開

【大場委員長】 委員会を再開いたします。

それでは、本任期中における定例会の最後の委員会になりますので、私からご挨拶を申し上げます。

総務委員会の委員改選前の最後の定例会における委員会となりますので、委員長として一言ご挨拶を申し上げます。

昨年3月に総務委員会の委員長を仰せつかりまして約1年間、多くの部局を所管する総務委員会において、定例会における通常の委員会審

査に加え、決算審査や県内外での現地調査などを実施してまいりました。

この間、吉村(庄)副委員長をはじめ各委員の皆様には、ご助言やご協力を賜り、また理事者の皆様方には、誠意あるご対応をいただきました。おかげさまをもちまして、総務委員長としての重責を果たすことができましたことを、この場をおかりして心からお礼を申し上げます。

さて、本委員会が所管する分野は、総務部をはじめ、危機管理監、企画振興部、文化観光国際部、出納局、各種委員会、警察本部と広範囲にわたっております。

この1年間を振り返ってみますと、昨年1月には、新議会棟が完成をし、新議会棟による初めての委員会が行われました。

また、昨年6月30日には、「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の世界文化遺産登録が決定し、7月4日に世界遺産一覧表に記載をされました。

委員会の審査においては、県産品のブランド化と販路拡大、I R 区域整備の推進、九州新幹線西九州ルート of 整備促進、玄海原子力発電所の再稼働、国境離島地域の振興、新規国際定期航空路線の開設、離島航路の確保・維持に向けた取組、県庁舎の跡地活用など、総務委員会が所管する事業等について、さまざまな審議がなされました。その他、論議のありました事項、懸案する課題はまだたくさんございますが、時間の都合上、割愛させていただきます。

最後になりますが、委員の皆様並びに理事者の皆様方には、ご健康に十分留意をされ、さらなるご健勝、ご活躍を心から祈念申し上げます、私のご挨拶とさせていただきます。

本当にありがとうございました。（拍手）

次に、理事者を代表して、総務部長からご挨拶

を受けることにいたします。

【古川総務部長】閉会に当たりまして、総務委員会所属の各部局を代表いたしまして、お礼のご挨拶を申し上げます。

大場委員長、吉村庄二副委員長並びに各委員の皆様方におかれましては、多くの部局が属する総務委員会において、幅広い分野にわたり、終始熱心にご審議をいただき、大変貴重なご意見、ご提言を賜りましたことに対し厚く御礼を申し上げます。

この間、地域防災力の向上、高齢者の交通事故防止対策、特殊詐欺被害防止対策、世界遺産の登録実現と今後の保存活用、国際定期航空路線の新規開設、観光産業の活性化、特定複合観光施設I R 区域整備の推進、九州新幹線西九州ルートの整備促進、国境離島地域の振興などについて熱心なご議論を賜りました。

その中でも、「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」につきましては、11年間の曲折を経て、昨年7月、念願の世界文化遺産登録となりました。改めて、これまでのご支援とご協力に対して心から感謝申し上げます。

登録後の「潜伏キリシタン関連遺産」への来訪者は引き続き好調に推移しておりますが、世界遺産の登録効果を一過性に終わらせないよう、一層の受け入れ態勢の充実を図るとともに、資産の適切な保護や周辺環境の保全はもちろん、次世代へ継承していくためのふるさと教育や構成資産地域の活性化にも全力で取り組んでまいりますので、今後とも、県議会並びに関係者の皆様のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、九州新幹線西九州ルートについては、与党整備新幹線建設推進プロジェクトチーム（西九州ルート）検討委員会で整備のあり方が

検討されておりますが、昨年7月の中間取りまとめにおいて、整備の前提とされていたフリーゲージトレインの西九州ルートへの導入が断念されたところであります。このため、県としては、未整備区間の新鳥栖～武雄温泉間については、整備効果が高いフル規格による整備方針の早期決定を国に対して求めております。今後とも、本県選出の国会議員や県議会の皆様、関係自治体等と連携を図りながら、西九州ルートのフル規格による整備の実現に向け、全力で取り組んでまいります。

このほかにも課題は山積しておりますが、本委員会において賜りました貴重なご意見、ご提言を今後の施策に活かしながら、県民の皆様に具体的な成果をお示しできるよう、職員一丸となって取り組んでまいります。

最後になりますが、委員の皆様方におかれましては、この4月、一つの節目を迎えられることと存じます。時節柄、健康には一段とご留意の上、ますますのご発展、ご活躍をご祈念申し上げ、簡単ではございますが、お礼のご挨拶とさせていただきます。

まことにありがとうございました。（拍手）

【大場委員長】ありがとうございました。

それでは、本日の審査はこれにてとどめ、3月11日（月曜日）は、午前11時から委員会を再開します。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

午後 2時55分 散会

第 5 日 目【集中審査】

1、開催年月日時刻及び場所

平成31年3月11日

自 午前11時 2分
至 午後 5時16分
於 委員会室 1

監査課 監査監 町田 博昭 君

2、出席委員の氏名

| | |
|-----------|----------|
| 委員長(分科会長) | 大場 博文 君 |
| 副委員長(副会長) | 吉村 庄二 君 |
| 委 員 | 宮内 雪夫 君 |
| ” | 小林 克敏 君 |
| ” | 橋村松太郎 君 |
| ” | 下条ふみまさ 君 |
| ” | 大久保潔重 君 |
| ” | 吉村 洋 君 |
| ” | 宅島 寿一 君 |
| ” | 宮本 法広 君 |

3、欠席委員の氏名

坂本 智徳 君

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

| | |
|--------------------------------|---------|
| 企画振興部長 | 柿本 敏晶 君 |
| 企画振興部政策監 (離島・半島・過疎対策担当) | 廣田 義美 君 |
| 地域づくり推進課企画監 (離島振興対策担当) | 浦 亮治 君 |
| 新幹線・総合交通対策課長 | 早稲田智仁 君 |
| 新幹線・総合交通対策課企画監 (航路・バス事業等担当) | 椿谷 博文 君 |

監査事務局長 辻 亮二 君

6、参考人の氏名

| | |
|------------------------|---------|
| 長崎県新船建造費等 検証委員会委員長 | 池上 国広 君 |
| 長崎県新船建造費等 検証委員会副委員長 | 齋藤 徳篤 君 |

7、審査の経過次のとおり

午前11時 2分 開議

【大場委員長】おはようございます。
ただいまから、総務委員会及び分科会を再開いたします。

なお、坂本(智)委員から欠席する旨の届出が出ておりますので、ご了承をお願いいたします。

なお、橋村委員より、所用により本委員会への出席が遅れる旨の連絡がっておりますので、ご了承をお願いいたします。

本日の議題は、株式会社五島産業汽船の航路問題等についてであります。

そのため、理事者の出席範囲については、議題に関連する範囲とし、お手元の配席表のとおりと決定したいと存じます。

審査は、お手元に配付しております審査順序のとおり、午前中は監査事務局との質問・応答を行い、午後からは参考人との質問・応答、その後、企画振興部との質疑を行うこととしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】ご異議ないようですので、そのように進めることといたします。

それでは、これより監査事務局関係の審査に入ります。

監査事務局より、配付資料の説明をお願いいたします。

【町田監査課監査監】 それでは、お手元にお配りしております離島航路におけるリフレッシュ事業の聴き取り調査について、監査事務局からご説明いたします。10分ほどお時間を頂戴いたします。

この資料は、平成29年9月定例会一般質問において、山田博司議員からの離島航路におけるリフレッシュ事業についてのご質問を受けまして、監査事務局から新幹線・総合交通対策課への聴き取りを行い、同年12月に山田(博)議員へ調査結果としてお渡ししたものでございます。

報告書の2ページをお開きください。

「3 監査事務局の対応」でございます。「(2) 事務局内での対応」といたしまして、まず、9月29日付で企画振興部長宛てにあらかじめ質問項目を送付し、その後に聴き取り調査を行いました。

「第2 聴き取り調査の実施」で、2の のところでございますように、聴き取り調査は平成29年10月13日に実施し、3ページの「3 聴き取り調査項目」に記載の5項目につきまして、それぞれ聴き取りをいたしました。

以降の「第3 聴き取り調査の結果」からは、聴き取りの結果を各項目に沿って記載したものです。

まず、「1 事業予算承認の経緯、配分状況等の補助金交付の経緯について」でございますが、本件事業における国の交付金及び県費補助金の仕組み等について記載するほか、4ページの「(3) 事業予算承認の経緯、配分状況について」では、23年度に換装したエンジンに多額の修繕費用が発生していたことから、新船建造費等検証委員会の検証結果を踏まえ、長崎～鯛ノ浦航路の安定・安全運航の維持に必要であるとの判断から、県費補助金の交付を認めたこと

などを記載しております。

4ページの下の方になりますけれども、「2 新船建造費等検証委員会の協議内容等について」では、「(2) 委員会の開催状況等について」で、検証委員会の概要や協議の方法等について記載をするほか、5ページの「(3) 委員会における協議内容と担当課の判断について」では、例えば6ページの上の方の のところに、多額の修繕費用が発生していたことやエンジンを取り替えないことによる事故発生の懸念について事業者から委員会へ申し出があったこと、次の にはエンジンの換装により大幅なコスト削減が達成できる見込みとなっていたこと、 には新しいエンジンには長期間の保障が付帯していたことなどを記載しております。

7ページをご覧ください。「3 補助金の適正性について」ですが、(2)の には、エンジンが耐用年数より短期間で交換が必要ということであれば、補助目的は達成されていないのではないかとこの点につきまして、担当課から以下のとおり回答があったということで書いております。

の3行目に、リフレッシュ事業は、そもそも複数回の船舶の修理点検や部品の取り換え等を予定しており、今回の事例においても適正な判断により行われたものであること、 といたしまして、28年度事業で取り外したエンジンは、減価償却期間に限らず、県費補助金額を運賃割引として利用者に還元を終えるまでは事業者が保管することなど、担当課からの回答内容を記載しております。

9ページをお願いいたします。

「(4) 『ありかわ8号』の航路変更について」でございます。ありかわ8号の航路が、平成29年5月から福江～佐世保航路に変更されたこと

については問題ないのかと。この確認に対しまして、補助を受けた、当時就航しておりました鯛ノ浦～長崎航路における運賃割引はその後も継続されておりまして、航路の変更は問題ないとの回答が担当課からあった旨記載をいたしております。

9ページの中ほど、「4、換装したエンジンの保管、管理、処分の状況について」ですが、「(2)換装したエンジンについて」として、28年度事業で取り外したエンジンは、必要に応じて担当課職員が現地確認していること、また、事業者が予備エンジンとしてメンテナンスを行いながら保管していることなどを記載しております。

10ページの中ほどになります。「5 『ありかわ8号』の工事内容、コスト比較について」ですが、山田(博)議員からの短期間で2回のエンジン換装を行っていることが疑問であるという質問の趣旨に基づき、県内で比較可能な他社の同型船の情報があれば、その工事内容、コスト比較を行うなどして妥当性の確認を行うことも検討いたしましたが、これについては担当課から得られる資料がなかった旨を記載しております。

「第4 判断」ですが、11ページをお願いします。

「1 判断」ですが、これはこれまで述べた5項目の聴き取り調査の結果を踏まえた監査事務局としての判断を「(2)本件の判断について」として記載しているものです。

専門的な知見を有する検証委員会においては、11ページの下の方になりますけれども、エンジンの不具合状況及び修繕金額、エンジン換装によるコスト削減額、再発防止の取組について検証が行われ、12ページの2行目になりますけれども、委員会は、船舶の長寿命化、安全

運航確保の観点から換装計画は妥当と認める判断を行っていることなどから、監査事務局といたしましても、補助金交付の判断が妥当ではないとは言えないとの判断に至っております。

また、減価償却期間が残存しているエンジン換装については補助事業で取得した財産の処分に当たらないかとの論点については、事業者が県費補助金額を運賃割引として還元を終えるまで予備エンジンとして保管を続けることから、補助の交付の目的に反して使用しているとは言えないと監査事務局としても判断しております。

以上のことから、「2 結論」でございますが、本件リフレッシュ事業予算の承認及び配分状況並びに当事業の透明性については問題がないと判断するとの結論を記載しております。

以上をもちまして、本日配付資料についての説明を終わります。

【大場委員長】 それでは、委員からのご質問をお受けいたします。

質問はありませんか。

【吉村(洋)委員】 ざくっと説明を受けたので、見る時間が多少ほしいんですが、これは、平成29年9月に同僚の議員が一般質問で、監査委員会に「どうですか」と振られたものだから、監査事務局としても多少聴き取りを行った結果と考えております。

我々が今まで考えておったのは、このリフレッシュ、リプレイスという事業については、社会資本何とかでしたか、国が全額補助をするんだらうと、大体そういう認識でおったんですが、この資料を見せていただくと、3ページで、平成28年度のエンジン換装の事業については国が10分の6.435、県が10分の3.565の負担で事業がなされているというふうにとれるんですが、そのようなことと解釈してよろしいんですか。

【町田監査課監査監】はい、そのように聴き取っております。

【吉村(洋)委員】 これまでは、国の事業で補助が出るので、とりあえず県はその中継ぎ役というような感じを受けておったんですが、そうではないと。県も主体となって、いわゆる補助金を支出しているということになるわけですね。そうすると、よく確認をしてなかったということでは困るなということになるわけです。

ずっとここに記載があるんですが、平成23年度に換装をしたエンジンが故障が多かったということで、結果論をずっと受けられて、監査の聴き取りだけで、それ以上の交渉はなされなかったのだらうと思います。そもそも、なんで故障がそのように多かったかという原因の究明がなされていないような気がするんですが、そういうところは監査事務局においては、聴き取りだけで尋ねはしなかったということですか、いかがでしょうか。

【町田監査課監査監】 平成23年度に換装をいたしましたエンジンが非常に故障が多かったと、その故障の原因について聴き取りをしているのかというご質問だと思いますけれども、新幹線・総合交通対策課からは、結果として平成23年度に換装をしたエンジンが非常に故障と申しましょくトラブルが多いと、したがって非常に多くの修繕費がかかっているというご説明がっております。

では、平成23年度に換装したエンジンが、何ゆえにそういうふう頻発する故障が出てくるのかという部分については、ご説明を受けておりません。

【吉村(洋)委員】 監査事務局に専門的に聞くのもどうかとは思いますが、ここではっきりとなったことは、国の補助金100%でやっている

のではなくて県単補助を出していることについては、やはり監査事務局としても、普段より、より一層の注意を払っていただかなければならなかったんじゃないかなと思うところが見えてくるわけです。

ページを追って質問させていただきますが、4ページの で、リフレッシュ事業においては補助交付額の全額を運賃の割引を通じて利用者に還元することから、直接的に企業の利益になるものではなく、離島住民の負担軽減と交流人口の拡大のための制度なんだと、これはまさに読んでそのごとしということであるんです。だから私も、この事業がだめなんだとは一言も言っておらないわけで、この事業を通して活用の仕方に多少課題を残しているんじゃないかと、そういう課題を残すと、今後のこういう事業展開が。

長崎県の場合は離島が多くあるわけですから、こういう事業に関して全国的にいかがですかという話を聞いた時に、ほぼ長崎県だけなんですというような状況を考えたら、こういう制度を残すためには、この大もとの長崎県がしっかりしておかんと、国としてもこの制度を。

一応本年度で5年の事業期間が終了するようですが、新たにまたそういう需要が出てきた時に、立ち上げてくださいよという整合性というか妥当性が問われざるを得ないような状況になってはいかんで、この検証をちゃんとやらんといかんということを進めさせていただいておるんです。

これは運賃補助をやるんですよと、補助金を交付された額で。そうしたら、1回のエンジン換装で約1億5,000万円程度と考えて、これを運賃割引の総額と比較した時に、ちょうど同等の価格、ペイするのかなと思うんですが、そこら

辺は検証をされたのか、いかがでしょうか。

【町田監査課監査監】 県の方で、国の交付金と合わせてですけれども、助成をいたしますと、最終的に、先ほど委員おっしゃいましたように利用者の方に還元をされると。その還元をされる額と、これまでにリフレッシュ事業において補助をした額の均衡のお話かと思えます。

最終的に利用者に運賃割引で還元をされるということですので、当然今後も引き続いて割引をしていただく必要がございます。

この割引というものは、額としてはもちろん補助金の額を割り引いた部分で還元していくということなんですけれども、航路の利用者は今からずっと変遷してまいりますでしょうし、この利用者が何人かという部分の変遷において、その還元がいついつまで続くということになりますので、例えばボリュームとしていつまでそれが続くのかという部分については不確定かとは存じますけれども、いずれにしても、運賃割引という形で補助した額が全額還元をされる仕組みになっていると伺っております。

【吉村(洋)委員】 その辺は確認をしておいていただけたらなと思えます。専門的には企画振興部が窓口で、その制度自体はわかっているのかもしれませんが、せっかく聴き取りをされたということであれば、そういうところのいわゆる整合性がどういうふうにとれているのかと。

運賃割引も区切られた期間があるようですから、未来永劫続くわけではなくて。リフレッシュ事業を活用したら、その分で何年から何年まで運賃割引をしなければならないとか、たしかそういう決定の仕方になっていたような気がするんですが、それが今の監査監のお話のようにつり合いがとれるまで続くのかどうかというのが聞きたかったんですが、それ以上のことは、

ここでは無理かなと思えますが。

それと、4ページの で、「ありかわ8号については、23年度及び28年度にリフレッシュ事業でエンジン換装を行っており、県費補助金を多く受給している。しかし、その他の年度の受給額は少額で、各年度を累計すると、同社が他社と比べて突出して補助金を受給しているとまでは言えない」と、この中身が少しわかりづらいんです。

県内にほかにも離島航路業者があるわけですが、リフレッシュ事業は全体として毎年どれくらいの活用があって、金額としてどれくらいで、どこの事業者が活用していたか、年度ごとの区分け表みたいなものがあればわかりやすいんですが、そういうことは求めませんでしたか。

【町田監査課監査監】 平成29年10月当時に、どのようなヒアリングの中で詳細にやりとりをしたかというのは、私も承知していない部分はあるんですけれども、委員おっしゃいますように、他県にも航路事業者がおられて、このリフレッシュ事業を活用されていると。その累計額として幾ら助成をしたのかというのは出ておりますし、他社とこの五島産業汽船との比較も当然可能であろうと思えます。その結果として、こういう取りまとめの仕方しておりますので、大変恐れ入りますけれども、その辺の額の比較については、新幹線・総合対策課の方にお尋ねいただければありがたいと思えます。

【吉村(洋)委員】 そのような答弁になるのかなと思えますが、そこら辺は後もって企画振興部にも聞きたいと思えます。

その次の5ページの 委員会とは検証委員会ですね。平成29年3月17日、ホテルセントヒル長崎で開催をされております。

この折の出席者で、委員が4名、事務局とし

ての担当課の4名というのはわかるんですが、
運航事業者等の会社の常務、部長、課長とはどこ
が出られたのか。当該事業者の役員ということ
になれば、これはちょっと公平性に欠けるの
ではないかと思うんですが、そこら辺がわかっ
ておられればお知らせいただきたいんですが。

【辻監査事務局長】私どもの聴き取りでは、こ
の運航事業者とは、当時の五島産業汽船の記載
の役付きの方々がご出席になられたと認識をし
ております。

【吉村(洋)委員】当該事業者が検証委員会に出
て説明をするということになるのかなと思いま
すが、平成29年3月というのはエンジン換装事
業が済んだ翌年ですね。その前年、翌年に検証
するのも委員会の役割と記載があるので、そう
いうことで呼ばれたのかなと思うんですが、そ
の時にこの事業者が出ることによってどのよう
な委員会での利益といいますか、具体的な検証
がなされたのかなと思うんですが、そこら辺は
聴き取りの中では及んでおりませんか。

【辻監査事務局長】平成29年3月17日の、換装
が済んだ後の検証委員会におきましての詳細な
聴き取りは行ってないかもしれませんが、結
論といたしましては問題がなかったという委員
会の検証結果であったというふうに聴き取っ
ておると思います。

【吉村(洋)委員】そこら辺がもう少しつまびら
かにならんと、その次がわからないんですが。

その時かどうかはわかりませんが、5ページ
の「(3)委員会における協議内容と担当課の
判断について」で、の「ありかわ8号」に対
する平成22年度から26年度までのリフレッシュ
補助期間、それと28年度に行ったりリフレッシュ
補助のエンジン換装や修繕については、事業
者がリフレッシュ補助を申請する場合のみ、そ

の妥当性について委員会は検証を行ってきたと
いうことで、で「工事内容やコストの妥当性
について問題を指摘されたことはない」と言い
ながら、次のページの で「平成28年3月の定
期の委員会において、ありかわ8号は詳細資料
により引き続き精査となっているが、これは問
題点の指摘があったわけではなく、慎重かつ丁
寧な検証を行う必要があるとの判断」と、こ
こら辺の言葉の言い回しが非常にわかりづら
いんですが。

私からすれば、「詳細資料により引き続き精
査」というのは、ちょっと課題が残っておるん
じゃないかと、問題があるんじゃないかという
ふうに思えます。しかし、その後で「問題点の
指摘があったわけではなく」と否定をして、そ
れから「慎重かつ丁寧な検証を行う必要があ
る」と、これは矛盾しておりませんか。そこ
ら辺は、聴き取りの中で監査としてはどう思
われましたか。

【町田監査課監査監】報告書の6ページの
のところで、「詳細資料により引き続き精査とな
っている」と、これは28年3月の定例委員会
の結果で事実と伺っております。

要するに、通常であれば9年ほどもてると想
定される中で、5年ぐらいで換装をするとい
うことで、専門委員会としても慎重な議論がな
必要であろうと、4行目に書いていますが、追
加資料を求められて、 、 について議論
をされたというふうに説明を受けております。

【吉村(洋)委員】そこら辺をもう少し聞いてお
いてほしかったなと思うんですが。

結局、これを見ていると、「(4)委員会で
定めたエンジン換装の基準について」の に、
こうこうと書いてある2点を基準とすることが
平成29年3月16日開催の委員会において了承さ

れた。で「当該基準は、山田(博)議員の指摘を契機に、担当課で整理して委員会に諮って了承された」ということは、それまではそのような基準が全くない中で進められていたということと認識をするわけですが、その点についてはいかがですか。

【町田監査課監査監】 その点につきましては、つまり平成29年3月16日開催の委員会において、これこれの2点を基準とすることが了承された、この書いてあるとおりでございます。

それまではどうしていたのかにつきましては、新幹線・総合対策課からは、同様の基準で判断をしていたんですと、ただ、平成29年3月16日の時点で、はっきりと基準として明文化するようにお諮りをしたと伺っております。

【吉村(洋)委員】 だから、それまではなかったということですよ、多分。所管の担当部局にも後ってお尋ねをしたいと思います。

平成28年の時のエンジンは、ここを読むと、保管してあるわけですね。平成23年のエンジンは、そういう基準をつくる前だったので、どこにいったかわからない、事業者任せですよ。

その保管してあるエンジンは、なるほど長崎市内にあるわけですね。そこは確認されたのかなと思います。

それで、このエンジンメーカーに聞きました。ここに、どうしても必要が出てきた場合、予備のエンジンとして保管をしているんだ、そしてそれを整備しながら保管しておくんだというふうに書いてありますが、メーカーの方に聞いたら、そういうことはまず100%あり得ませんと。なぜなら、エンジンを乗せる台座が違う、配管も違う。ぽんと乗せて、さっとつなげるような話ではないんですよ。配管も1本2本じゃなくて何十本もあるんでしょう、私も専門家で

はないからわかりません。一笑に付されましたよ。そういうことは全く、全国どこでもありませんと。

それをそういうふうにとっておくとされたのはなぜかと思うんですが、その根拠については、お尋ねされたでしょうか。

【町田監査課監査監】 ご説明としては、しかるべき倉庫の中に、メンテナンスをしながら業者の責任でもって保管をしておりますと。平成28年度に換装した新しいエンジンに不具合があれば、当然そのエンジンを修繕して運航するんでしょうけれども、平成28年度に新しく換装したエンジンが、もう使いようがないと、修繕では追いつかないとか、エンジンそのものをもう入れ換えないといけないというような場合には、かなり時間もかかりますので、現在保管をしているエンジンに一定調整を加えながら、調整というのは恐らく、委員おっしゃったように配管とかなんとかの問題があると思いますけれども、そういうことをやりながら、その保管しているエンジンを換装することによって運休の期間をできるだけ短くして安定就航につなげるんですというご説明を受けております。

今保管しているエンジンを、先ほどおっしゃった台座も含めて、いろいろ手を入れる部分があると、それは必ずしも現実的ではないというご指摘でありましたら、その部分は新幹線・総合交通対策課にご確認いただければありがたいと思います。

【吉村(洋)委員】 後もって、そういう中身の詳しいところは聞かざるを得ないのかなと思いますけれども、最終的に、このエンジンがだめだったような話で、平成28年の「ありかわ8号」のエンジン換装という1点についてのみ、監査事務局においては聴き取りをされたということ

だろうと思います。

しかし、関連してですね。平成23年にエンジン換装をした「ありかわ8号」が平成28年にエンジン換装をしました。5年間という期間で。しかし、平成22年に「びっくあーす」がエンジン換装しております。これも5年で、平成27年にエンジン換装しているんですよ。同じメーカーなんです。だから、そういう関連を考えてしまうんですよ、我々は。

それともう一つは、先般もちょっと言いかけ時間がなかったのですが、有川～佐世保航路の「ひまわり」という船、これもエンジン故障ですよ。エンジンを故障して熊本のドックに入って、ずっと修理を繰り返すのです。

今日は九州運輸局の課長もお願いをしておったのですが、国土交通省に尋ねたら難しいということで、今日は来ていただけませんでした。

電話で直接お話をいただいて、平成29年10月に機関トラブルで運休。運休するには、運輸局に申請をして認可をもらわなければいけないわけですね。九州運輸局は、合計8回、延長の認可をしているんですよ。11カ月間ですよ。そして、平成30年8月24日に8回目の延長の認可をしているんですよ。それまでは有期の期限付き延長認可です。でも、8月24日の時点では、復旧できるまでということで、期限なしの認可ですよ。これは直接この課長から聞きましたから、そういう認可をされたのだろうと。

しかし、それでは問題だと。その次の措置が考えられたので、そういうことにされたのか知りませんが、8月24日の認可を出した直後だろうと思いますが、小型船を2隻。

それまでの11カ月間は、やむを得ないとして認められるんですが、海上運送法違反です。サービス基準を満たさないままにずっと11カ月

間運航しているんですよ。それで、その件もお尋ねをしたのですが、やむを得ない場合は仕方がないということで認可をしましたと。

それで、小型船2隻を8月の終わりに導入して、サービス基準をクリアして9月1日から運航を再開したと。しかし、この小型船を同時に運航するというような話には恐らくならないだろうと。準備をただけで、実際走った船は1隻じゃなかろうかとは思いますが、まだここは想定範囲なので、それ以上のことは申しません。そして、10月2日に破綻となるわけです。

それで、「ひまわり」は熊本市内のドックに入ったままなんだろうと思っております。九州運輸局にも確認をしましたら、熊本市内までは言えますが、どこのドックとは言えない、企業の守秘義務がありますという話で、そこまで承っているわけです。ドックに入っているということは書類上、確認をしておりますと。

しかし、いろんな話を聞くと、管財人とか同僚委員からの話を聞いたりすると、それ以前に、どうも買い戻し特約付き売買契約が締結されているというようなこともあるわけですよ。

それと、このエンジンは非常に故障が多かったというんですけど、こういうふうにそのメーカーの資料もあるんです。これが立派なエンジンなんですよ。一般質問でも申し上げましたが、全国で610台使っているんですよ。長崎県内にも45台あるんですよ。これはこっそり教えてもらったんです。本当は言ったら怒られるんです。メーカーから、言わないでくださいと言って教えてもらったのに言いよりますけれども。

県の企画振興部がそれぞれに尋ねたところでは、この台数も教えてもらえなかったと、長崎県内の船も。でも、45台の実績があるんですよ。それが故障しよるかといったら、そういうふう

でもない。

ですから、故障という事業者の話をうのみにして補助事業を進めたことは、やはりもう少し慎重を期しておかなければいけなかったんじゃないかならうかと。

この補助事業をするに当たっては、当初、国が100%とっておりましたが、そうではなくて県も県費補助を出しているということであれば、国、県、その予算を通した県議会、そういうところに責任は及ぶと思うわけです。

ですから、そういう意識のもとに監査事務局におかれても、県費の支出の流れということから、もう一度、きちっとした監査をやっていただきたいと、これは聴き取りではなくてと思うんです。

これを個人的に言うのもだろうと思うんですが、委員会としてお諮りをすれば、そういう監査事務局の体制がとれるのかなど。定期監査は、それぞれ毎年項目を決めてされているようですが、特殊な案件として、別途そういう事項を設けて監査を行うことができるのかどうか、委員長、お諮りしていただければと思います。

【大場委員長】 しばらく休憩いたします。

午前11時43分 休憩

午前11時43分 再開

【大場委員長】 再開いたします。

その旨は、確認した後、皆様にお知らせしたいと思います。（発言する者あり）

しばらく休憩します。

午前11時44分 休憩

午前11時48分 再開

【大場委員長】 委員会を再開いたします。

【吉村(洋)委員】 監査委員会の中での取り決め

やら、地方自治法やらがあろうかと思いますが、委員長にお願いを申し上げますが、できますれば、先ほど申したような点について、再度詳しく監査を行っていただきたいと思うわけです。委員長から諮っていただいて、委員会として監査事務局にその旨を申し入れていただくというような取扱いをしていただければありがたいと思いますが、いかがでしょうか。

【大場委員長】 しばらく休憩いたします。

午前11時49分 休憩

午前11時59分 再開

【大場委員長】 再開いたします。

【小林委員】 大場委員長は時間どおりやりたいということみたいで、内容のことよりも時間が大事なのかと、こういうことになっていくわけだけれども、私のほうから簡単に質問をいたします。

結論だけ言いますと、あなた方は12ページにいやしくも「結論」で、「以上のことから、本件リフレッシュ事業予算の承認及び配分状況並びに当事業の透明性については、問題がないと判断する」と。全く問題がないと、こうやって結論づけているわけですね。問題がないということであれば、それは結構なんだけれども、そこについての疑問を簡単に言います。

聴き取り調査の資料の11ページ、(2)本件の判断についてで、 、 とあります。

まず エンジンの不具合状況及び修繕金額。短期間において多数の修繕を行っており、修繕金額も多額に上っていること。

エンジンの換装によるコスト削減額。エンジン換装により大幅なコスト削減が達成できる見込みとなっていること。

まずこの2点だけれども、修繕金額が多額になっていること、大幅なコスト削減が達成できると、これは何を以てそう言っているのか。

【辻監査事務局長】所管課からの聴き取りによって、こういうふうな記載になっているということでございます。

【小林委員】だからさ。あなた方の正式な監査が必要だというのは、こういう一番問題点の、修繕金額が多額になっていること、じゃ、修繕金額は幾らなんですかと。

じゃ、金額を聞いたのですか。

【辻監査事務局長】金額についても聴き取りをしているようでございます。ただ、その折に所管課から、これは企業情報であるので表には出せないというふうな申し添えと申しますか、があったようでございます。

【小林委員】だからね、普通の企業情報と。

いいですか、あなたもわかっているように、エンジンは公金で買っているんだよ。国民や県民や市民の皆さん方の税金で買っているわけよ。その税金で買っているエンジンの、故障が多いと、その故障が多額になっていると、こういうようなことを言っているわけだから、ではその故障費は幾らですかと。6回ぐらい故障しましたということだけは明らかになっているけれども。

多額になっている、多額になっている、だからエンジンを換えるんだと。では、公費で買ったエンジンに幾らの修繕費がかかっているのですかと。何のおかしいことでもないし、当たり前前に公表しなければいけないのに、これがなんで会社の個人的な情報になるのですかと。

こういうわけのわからないことを我々が、「ああ、そうですか」というようなことでイエスマンになることはできないじゃないか。

それから「大幅なコスト削減」と。これは何を以て大幅なコスト削減になるのか。

【辻監査事務局長】これにつきましても、内容について所管課から聴き取りをした上で、コスト削減効果があると判断できると我々のほうでも判断しているということかと思えます。

【小林委員】判断したというのは、ちゃんとそれだけの数字を以て、どれだけの内容だったとかということがわかって、それだけのことを書いているのか。ただ所管の新幹線・総合交通対策課の担当がそういうふうにしたから、そのとおり右へ倣えして書いているだけのことで、監査の役割を果たしていないじゃないか。どうですか。

だから委員長、そういう修繕の金額が多額になっていると、これが幾らだから、こうやってエンジン換装しましたよという具体的な金額を明らかにしていただくことによって、「ああ、そういうことか」と。

それからまた、大幅なコスト削減になりますということであるならば、エンジンが1億2,500万円だとしますと、修繕費が1億2,500万円を上回るような金額なのかどうかですね。そういうところで、この2点も、なるほどこうかということ。

その根拠が全く出てこない状況の中で、あなた方も調査も何もやってなくて、ただ言われるがまま、そのままこんなふうな文章化してきて、そして問題がないと判断したとかね。監査事務局長、こんないいかげんなことをしていたら問題になりますよ。もう既に問題になっているけれども。

だから、そういう点から考えてみて、右へ倣えで、ただ内部の監査で、こんな内々の、和気あいあいとして、なあなあのやり方で本当に監

査事務局と言えるかどうか。人間的な関係だからわからぬわけではないけれども、しかし、議会からそういうような話があったら、やっぱりある程度、そのところは明らかにしていただかなければ。

その、の問題は会社の個人的情報ではない。公金でエンジンを買っているわけですよ。そのエンジンは、入札もしないまま個人の会社の肝入りで買って、そのエンジンが故障して、5年間でまた公金を出しなさいと、それにつられて出しているわけです。だから、そここのところをきちんと監査事務局でお願いをしたいと、こう言っているわけですから、何も筋が通らぬわけでもないし、何も力づくで無理に圧力をかけているわけでもない。当たり前のことを当たり前前に監査事務局はやってないから、それをやってください、お願いしますと、こういうことです。

【大場委員長】 しばらく休憩いたします。

午後 零時 6分 休憩

午後 零時 7分 再開

【大場委員長】 再開いたします。

ほか、ございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】 それでは、ほかに質問がないようですので、午前中の審査をこれにてとどめ、午後は1時30分から再開いたします。

しばらく休憩いたします。

午後 零時 8分 休憩

午後 1時32分 再開

【大場委員長】 委員会を再開いたします。

本日、参考人としてご出席いただきました、長崎県新船建造費等検証委員会の池上委員長、

齋藤副委員長におかれましては、お忙しい中、本委員会にご出席をいただきましてありがとうございます。厚く御礼を申し上げます。

ここで参考人の方に念のため申し上げますが、呼称につきましては、規定により「参考人」という言葉を使わせていただきますので、ご了承をお願いいたします。

また、発言される場合は、挙手の上、委員長の私の指名した後、簡明に、案件の範囲を越えることなくご発言いただきますようお願いいたします。

なお、参考人は委員に対しての質問ができないこととなっておりますので、併せてご了承をお願いいたします。

それでは、審査を行います。

参考人に対してのご質問はありませんか。

【吉村(洋)委員】 ただいま委員長からもございましたが、大変お忙しい中、また遠路より、当委員会の集中審査のために参考人としてお願いを申し上げましたところ、快くお受けをいただいて、まことにありがとうございます。

関係の件でございますが、離島航路の事業者の運用する船舶、これにつきまして。

昨年10月に経営破綻をしたわけです。それが余りにも急だったものですから、我々もびっくりしまして、県もあずかり知らなかったと、そういうことでございます。それで、どうして破綻に至ったかという周辺状況をよく調査、検証をした後でなければ。

長崎県にとって離島航路は、非常に重要な、離島に住まいをされる方の足でございます。またこれは国道でございます。ということで、国土交通省の補助事業であるわけです。その破綻の要因、原因をよく検証しなければならないだろうと考えておりましたら、1週間もたたない

うちといますか、そういうことで運輸局も。

大事な島民の方々の足ですから、一刻も早く復旧しなければならないということはよくわかるわけですが、旧事業者がどうしてそういうことになったかというところが曖昧なままに済まされると、今後に向けてよくないんじゃないかならうかということで、我々はその検証作業を始めさせていただいているところでございます。

長崎県新船建造費等検証委員会が、その検証をなされているんだと、いわゆるリフレッシュ事業でございます。その折の検証委員会の中身がどうであったのかということをお聞きしたいと県当局に問い合わせたところでございますが、なかなかそこがよくわからない点がございまして、本日に至ったことをお許しいただきたいと思えます。

まず、このきっかけとなった「ありかわ8号」という船舶、これが平成23年にエンジンを換装されております。その折には、「ありかわ8号」の船齢を考えますと、大分時間がたっておったので、エンジンの載せ換えをやることについては余り異論が出なかったとお伺いしているのですが、その後、平成28年にまたエンジンを換装すると。この時には検証委員会においても、相当深く調査をする必要性があるのではないかということになったようにお聞きをするのですが、実際のところ、議事録等を作成していないということでございまして、その委員会の中でのお話を直接お聞かせいただければありがたいと思ひまして。

平成28年当時のエンジン換装についての委員会のご見解といたしますか、どういう経緯を経て了承ということになったのかをお聞かせいただければありがたいと思ひます。

【池上参考人】 ご質問いただきました「ありか

わ8号」の平成28年度のエンジン換装に関する検証委員会での議論の中身ですが、委員会として開催したのは1度だけです。最初だけです。議事録といたしますかメモ等では2回とありますけれども、その1回目の委員会の時に、五島産業汽船から、エンジンを換装したいということで説明がございましたけれども、その理由、中身等が、委員会の委員が十分納得のいくものではなかったということで、それだけではわからんよと、我々も換装がいいのかどうかわからんということで、追加の資料を求めました。

それが2度にわたって提出されました。1回目に提出された説明資料につきましては、委員4名が検証委員会を再度開いて中身を検証するのではなくて、委員は職場にいますので、それぞれのところ資料をお送りいただいて、それぞれの委員が独自に、これで換装を認めるべきかどうなのかという意見を委員長である私に報告してくれということで意見を聞くことにしました。

だから、取りまとめはそういった形で、最終的には3人の委員の意見を聞いて、私のほうで判断して事務局に、委員会としての結論はこうなりましたということでメールか何かで報告しております。

その時の一番の理由は、平成23年に換えたのですが、平成25年、平成26年に故障が頻発したということで、非常に故障の修理代がかさんできていると。1,000万円ぐらいでした。かさんできているということが一つ大きな理由として挙げられておりました。

それで我々は、その故障がどんな故障だったのか、それから時系列的に、何月にどんな故障が起こったのかと、その辺の故障の内容について、もう少し詳しく説明してくれということで、

それが資料を求めた時の3回目。

今日お渡ししています補足説明資料の3ページ目、これは我々が時系列的に示しなさいと、そういった表現を私どもは使ったんですけれども、時系列的にエンジン不具合の発生の内容をこういうふうに、平成26年9月から平成27年11月の計6回の不具合が発生しましたということです。

私はエンジンの専門じゃないので、今日来ています副委員長は、この辺は非常に詳しく知っていますので、後で補足説明してもらいたいと思うんですけれども、だから専門家から見れば、これで大体内容がわかるんです。

じゃあ、トラブルが発生するから換えるのかと、そうはいかないわけで、もう一つの大きな要素が運航費、コストの面です。

我々、船のエンジンに余り関わっていない人間にとっては、本当かな、どうかと首をかしげたくなるんですけれども、現状のエンジンをオーバーホールをせずずっと使い続けた場合と、それをキャタピラーという新しいエンジンに換えた場合、年の運航コストが大体500万円以上、新しくエンジンを取り換えた場合が安くなるということで、運航費をずっと累積していくと、平成30何年で逆転します。新しいエンジンに換えたほうが安くなります。そういったことで、換えたほうがコスト的に非常に有利になりますから換えさせてくださいということだった。

それから、私がもう一つ判断したのは、先ほど吉村(洋)委員もおっしゃったように、離島の方たちにとって船というのはまさしく国道なんです。国道ですので、寸断されたら、要するに不通になったら、そこで日常生活がものすごく打撃を受けるわけです。

我々は、日常生活というよりもむしろ、この

費用で低廉化したおかげで、今まで週に1回しか病院に行けなかったのが2回も3回も行けると、よく聞いています。そういったことで、結局、離島の方たちの命を守るといった意味から、欠航、要するに船が運航できない期間は本当に極力短くしなければいけないと。

そういったことを考えたら、トータル、コスト的にもよくなるし。事故の原因については副委員長から説明させますけれども、これだけの事故が発生して、それを1つ1つ検証するという考え方もございますが、それには膨大な時間がかかります。そういったことで、今ここで不通にして、運航を止めて事故の検証をいろいろやるか、それともここで換装して。これだけ頻発しているから、これをいっそ新しいエンジンに換えるほうが、休止の期間がなくなるということ、それからコスト的にもよくなるということ、安全性の面でもよくなるということで、今の故障の頻発しているエンジンをオーバーホールしてそのまま使うという選択肢はないんですよ。

ということで、私は、各3人の委員から意見をそれぞれ連絡してもらいまして、最終的に私の判断で、換装やむなしといいますが、換装を認めざるを得ないなということで、委員会としての意見を結論づけたということでございます。【齋藤参考人】それでは、補足をさせていただきます。

資料の3ページ目です。「エンジン不具合の発生を時系列に示す」と書いています。

平成26年9月に、右舷側の主機関のB4シリンダ。これは、A列とB列というV型のエンジンでして、B列の4番目のシリンダヘッドのインジェクターを交換している。これは細かく書いていないのですが、実は吹き抜けという事象が発生したと聞いております。

この吹き抜けというのが、平成26年12月にB3シリンダで、平成27年3月にはA1シリンダで発生しております。

吹き抜けというのは何を言うかといいますが、排気バルブ、燃焼ガスを排出するバルブのバルブシートというバルブの当たり面があるんですが、その部分にカーボン粒子がかみ込むことによって、排気が排気管側に吹き抜ける事象のことを言っております。この事象が起きると、結果的に排気バルブの折損が起きますして、排気バルブが折損しますとエンジン停止に至る重大な故障になるというふうに考えていただきたいと思っております。

こういったものが平成26年9月から平成27年3月にかけて起こりまして、その後、平成27年9月にインジェクターという部品を交換しておりますが、これは燃料を燃焼室の中に噴射する霧吹きのような道具でございます。この部品を交換しているのですが、前回起きていた吹き抜けという事象が起きる原因の中に、インジェクターからの燃料の吹き出しの不具合というものが一つ理由として考えられることから、このインジェクターの交換をやったというふうに推測されます。

ところが、平成27年11月、一番下の行ですが、今度は左舷機のB1シリンダに同様の吹き抜け事象が出まして、どうやらインジェクターだけではなさそうということがわかってきたのではないかと考えております。

この吹き抜けというものが発生するメカニズムは、基本は燃焼不良です。よく黒煙が出ているトラックがありますけれども、あれがきちんと外に出ないで、黒い粒が燃焼室の中にくっついたというふうに考えていただければよろしいかと思います。そういった事象が起こるのは、

実は原因が非常に複雑で、いろいろ考えられるのですが。

こういったエンジンの場合、基本的に1年間保証期間と言われているのですが、何のトラブルもなく運航していたと聞いておりますので、メーカーの製造責任を問うというのは難しいこととなります。

メーカーの製造責任ではなくて何年後かにこういったトラブルが出てくるということは、運航者側の運航によるもの、もしくは使っている燃料の性状によるものというようなことになってくるのですが、これらを分析して原因を究明するのは非常に難しいことだと思っております。先ほど委員長からも発言がありましたが、その原因究明には長期の時間を要することが考えられます。

そうなりますと、原因究明をするために運航休止が長期間に及ぶこともありますし、さらに、ほかのシリンダにも同様の事象が発生するおそれが消えないことから、エンジンを交換するのが妥当と。

それはもちろん費用的なものもありますが、安全に運航するにはエンジンを取り換えて、費用が見合うのであれば、それが妥当というふうに委員長には意見を述べさせていただいたところです。

【吉村(洋)委員】 専門的な話で、我々も専門家ではないので、よくわからないところもあるのですが、シリンダヘッドのところちょっと不具合があって、それが続けて起こってくるので、それを一々修理して、その間ずっとドックに入って修理をすると、そういうことをしていると島民の方の足に影響することと費用的なもの、そういうことを考えた時に、やはり新しいエンジンに換えたほうがいいだろうという結論だっ

ただと理解をしているんです。

時系列でお示しをいただいているのでわかりやすいのですが、平成26年9月から平成27年11月まで6回、この各回の費用はお調べになっているのでしょうか、1回ごとの費用がどれくらいかかったかというのは。

【齋藤参考人】事務局から費用については聞いておりますが、このエンジン不具合につきましては、こちらの補助対象ではないことから、各メーカーの作業記録であるとか領収書とか、そういった細かい添付書類が付けられておりませんでした。ですから、その真偽に関してはわからないのですが、概略の金額は聞いております。

【吉村(洋)委員】先ほどの監査事務局の資料に、委員会に詳しい資料も含めて提出されているということだった。我々にそういう情報が入ってこないものですから、検証委員会からお知らせをいただければありがたいと思ったのですが、そこら辺も詳しくはお聞きになっていないということで。

今回は「ありかわ8号」という船の件だけだったのですが、ずっと調べていると、平成22年にエンジン換装された「びっぐあーす」という船がある。これも5年後に新しいエンジンに換えてあるわけです。

それと、このエンジンメーカーも実は我々は知ることができなかったのですが、この頃は便利で、ネットでいろいろと調べることができます。それで調べておいたら当たって、MTUというドイツのメーカーのエンジンなのですが、そういう不具合が起こるのかなというようなエンジンでございまして。

全国的に船に取り付けてある数は少ないのかなと思って、お聞きしたのですが、全国で現在も約610台が稼働しているそうでございます。

このメーカーの日本の代理店みたいなもので、実際に製造しているところではない。ここが取り扱う前は丸紅も取り扱われていたようでございます。そういうものを合わせるともっと稼働しているというような話でした。

長崎県にも実は45台、この代理店が納めただけで稼働していて、そういう不具合は全く起こっていないと、ちょこちょこした通常の修理はあるけれどもというようなお話をいただいた。

このエンジンばかりではなくて、長崎県内の離島航路に就航しているほかの船舶にも、こういう不具合がよく起こるのかなと考えたのですが、そこら辺もほぼないような状態でございます。そういうところの判断をどのようにされたか。

それと、その都度、その都度、検証委員会は開かれるという性格のようございまして、別の年の別の船とを比較検討するということはなされないのかなとも思うんですが、平成28年については、ちょっと期間も短いしということで資料を求めたようですが、その時に、ほかの船の同じエンジンとの比較検討はなされなかったのかなと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

【池上参考人】ほかの場所で使っているものとの比較は行っておりません。

【吉村(洋)委員】旧五島産業汽船が破たんをして、期間を置かず新しい会社が設立されて、島民の方々の安心の確保につながったのはいいのですが、前の会社が、どうもそこら辺で合点がいかないで終わっていることについて、どうしてもそこをもう少し検証させていただきたい。

ここの委員会でこういう話が出て、代理店がわかって、そこに訪問させていただきました。代理店も、このエンジンがそのように不具合が

よく出るんだと言われたら、それはちょっとということになるだろうと思ひまして、名誉のためにもどうですかとお聞きをしたところ、先ほど言うように全国で600～700台の船舶で今でも稼働しているという状況を見ていただければご判断いただけると思ひますけどというような答弁だったんです。

それと、必要なものをやると、離島航路の足の確保に必要なからやらなければならないというのはわかるのですが、そこに税金が投入をされるという1点について考えると、その審査がルーズなものであってはいけなないと。大変申し訳ございません、先生方が非常にルーズであると申し上げるわけではないのですが。

いろいろお話を聞かせていただく中で、総務委員会での発言に、そういうふうに故障が早くから出て換えなければならないような状況というのは、まさか中古のエンジンを付けたんじゃないかという話がある、正式にじゃなくて出たことがあります。私の記憶にあるんです。

この代理店に赴いた際に、何と鉄道・運輸機構、監督機関ですが、実はJRTTからうちに問い合わせがありましたと。本当に新品のエンジンを付けたのかという問い合わせがJRTTから実はあったんですよと、こういう話を聞いて、監督機関がそういう疑念を抱いてしまわざるを得ないという状況は一体どういうことかなということになるわけです。

この補助事業は、概ね長崎県が対象になっている。離島のない県もありますから、全国的にどこでも活用されているわけではない。例としては佐渡島に使われたぐらいで、鹿児島もあるかもしれませんが、言ってみれば特殊な補助事業であったりするわけです。

ですから、その地域の声といいますか、要望

が上がってくれば、そのままぼんと出していくということに常日頃からなっているんじゃないかと。我々は補助金がたくさんあったほうがいいんですけども、公金を使うという点においては、やっぱり正常な形で活用されなければならないので、今回破綻した事業者の状態がどうであったのかということをお調べの中で、こういう形であるわけです。

九州運輸局の課長さんにお問い合わせをしたところ、快く電話では回答をいただいた。これはまた別の船ですが、佐世保～有川で「ひまわり」という船があって、同じ事業者です。平成29年10月に機関トラブルで約11カ月間運休をしたんです。8回の運休の再延長の認可を続けて、そして最後の平成30年8月24日の認可は、復旧できるまでという期間なしの認可だったそうです。これは九州運輸局の課長が言いましたから、そのとおりだろうと思ひます。

この間、海上運送法のサービス基準を満たさない、法律に抵触する状態が続けられたところで、その点についていかがですかとお尋ねをしたのですが、最後の1行、特例で、いたし方ない時は例外ですよというところを適用していますということだったのですが。

【大場委員長】 吉村(洋)委員、発言中でありませんが、時間が限られておりますので。

【吉村(洋)委員】 そうですね。

そういうことで、そういうものがいっぱい重なっているのですね。

全体で、4人の委員さんが寄られて委員会が開かれているのかなと思っておったのですが、先ほどのご答弁で、1人ずつに資料を郵送して判断を仰いで、それを集めて取りまとめたということでございますので、委員さんの中で、全て換えたほうがいいだろうということになった

のかなと思いますが、その中身について、もう少しお話をいただけませんか。

【池上参考人】まとめたことについては、3人の委員とも、換装やむなしといいますか、換装を認めようということで、1人も、ちょっと何か疑念があるということはございませんでした。

【小林委員】大変お忙しい中に、ようこそありがとうございました。お礼を申し上げたいと思います。

先生方もご存じかと思いますが、昨年10月2日にですよ。先ほど委員長がまさにおっしゃっていただいたように、離島島民にとって離島航路はまさに国道なんだと、まさに生活の足なんです。そこがある日突然、航路が、船が全然運航できなくなってしまったと。それも全く前ぶれもなく、ある日突然と。

こんなような状態は、私どもとしては最悪なことではないかと思っているわけです。そこを避けるがためのいろんなご尽力を先生方は、委員会を通じながらやってお越しになったのではないかと思うんです。

ところが、結果的に五島産業汽船が破綻をしまして、まさに島民の足が奪われてしまったと、最悪な状態になったということ、そのことを指摘しているんです。

しかも、先生方もご存じかと思いますが、五島産業汽船に補助金が幾らぐらい出されているかといいますと、トータルして17億3,000万円。トータル17億3,000万円という公費が、まさに国民、県民、市民の税金が、五島産業汽船という会社に実は支給されているわけでありまして。

しかもその内容は、リプレイス補助金が8億7,000万円、もちろん新上五島町を經由してであります。さらにリフレッシュ補助金として8億7,000万円、計17億3,000万円という大きな金

額が提供されているわけでありまして。この17億3,000万円という金額をですね、公費でありながら。

破綻をしてしまった要因が、いろんなところに問題があつてですね。率直に言えば、ここが破綻しなくて通常の運航をしておけば、これらの問題は浮き彫りにされなかったと思うんです。これだけの公費を支給しながら、最悪な結果になったわけです。

だから、これはどうしても我々総務委員会としては所管の委員会として、この問題を先生方にまでお越しをいただきながら真相を明らかにすることは、県民に負託された我々の義務と責任だと、こういう判断をいたしております。そういう立場に立ってお尋ねをさせていただきたいと思っているわけです。

まず、なぜ、9年間という耐用年数がありながら5年間でエンジンを換えなければいけなかったのかと、単純な疑問であります。そこについては、故障しがちだったと言っているわけです。故障が続いていると、6回あったと。

じゃ、故障にかかった金額は一体幾らなのですかということについて検証委員会に、先ほどのご説明の中では、きちんとしたものじゃないけれども、概算で出てきたということですけども、その金額は幾らぐらいでございましたか。

【池上参考人】大体1,000万円ぐらいだったと記憶しております。

【小林委員】その修繕費が初めて明らかになりました。

というのは、公費で買ったエンジンであります。しかも先生方ご存じのように、このエンジンの購入は全く入札なしであります。五島産業汽船が、この会社が、自分でよかれかしと思うところのメーカーのエンジンを、入札なしで自

分で選んで自分で付けているわけです。本来ならば、公費ですから、税金ですから、入札がないということは実際おかしいわけです。ところが、今申し上げるような事実関係の中で明らかになったことは、五島産業汽船の場合、ほかにもそうかもしれませんが、全く入札なし、しかも自分が選ぶメーカーのエンジンを付けると。

そういうような経過の中で、MTUというドイツのすばらしい権威あるエンジンが6回にわたって故障したと。先ほど吉村(洋)委員からご指摘がありましたように、どのくらいの故障だったのかと、幾らぐらいのお金が故障費としてかかったのかと。こんなようなことを私どもは、当然のことでありませけれども、ちゃんと会社に行って調べてきて、幾らぐらいのお金がかかった、どれくらいの故障なのかと、こういうようなことを全部調査してきているわけでありませ。

しかしながら県当局は、いわゆる企業の秘密みたいな状況で、公費で買ったエンジンなのに、しかも入札なしで自分で選んだエンジンなのにもかかわらず、この故障の金額は幾らかかりましたかと、果たして1億2,500万円とか、1億2,700万円とかという多額な金額をもって換装しなければならないような、本当にそれに足る理由があるのですかと、こんなようなことを聞いても、なかなかそれについての金額が、たくさんにかかる、金額は相当数かかると。

今の1,000万円と1億2,500万円のエンジンを比べた時に、換装する理由がそこに見出せるかどうかということ、このところについてですね。

今、1,000万円ぐらいの故障の修理代だったと。この修理代は6回合わせての修理代なのか、1年間の修理代なのか、この辺のご認識はどうです

か。

【池上参考人】今、小林委員からご指摘がございましたけれども、当初、私がここで意見を述べさせていただきましたように、修理費が1,000万円かかった、2,000万円かかった、新造は1億2,000万円かかったと、そういった比較じゃなくて、換装した場合に換装にかかる費用と、今からずっと運航していく油代とか人件費とか、いろんな費用を累積していけば、オーバーホールして今のエンジンを使った場合と比較したら、新しいエンジンに取り換えたほうが安くなるんですよ。それを最初に述べたと思います。

そういったことで、ただトラブルが多く発生したから、これはだめだということで換えたんじゃないくて、それも1つの大きな原因なんですけど、やはり大きなものは、委員おっしゃるように税金ですから、入札もしなかったというのは、私はその辺のしきたりはよくわからないのですが、費用としては、要するに換装したほうが安いんですよ、油代とかなんとかで。そういったことで判断して、換装していいと、そういった判断に行き着いたわけですね。修理代が1,000万円で、換装したら1億2,000万円もかかると、その時点での比較じゃないんですよ、我々が結論づけたのはですね。

【小林委員】私は、1,000万円が修理代と、エンジンを換えたら1億2,500万円かかりますよと、1億2,500万円と1,000万円の修理費、この差額を比較対照しながら言っているわけでは決してありません。

ただ、その問題点として、事務方である県当局が、先生方にどこまで正しく説明をしているのかというようなことが後々問題になってくると思うんです。先ほどから先生方のご意見を聞いておりますと、あまりきちんとした資料が

先生方のもとに来てなかったかのような、本当に正しい説明がどこまで行われているかと。例えば1億2,500万円とか、あるいはトータル17億3,000万円のリフレッシュ、リプレイス、まさに検証委員会で先生方に決定をいただいているところの、これだけの多額のお金が五島産業汽船1社のみには実は流れているわけです。

この故障がどのくらいのものかということについて、実は私も吉村(洋)委員に同行させてもらって調べてきました。MTUというのは、先生方もご存じかもしれませんが、すごい権威がある。日本全国で、あるいは長崎県でもMTUのエンジンは相当数使われているわけです。この故障の中身についてお尋ねしましたけど、失礼だけれども、その1,000万円ぐらいというのは、正直言って1,000万円もかかっていないかもしれません、我々の調査では。あえて金額は、そこから1,000万円ということでしたので、こちらは言いませんけれども、実際的に1,000万円もかかっていないかもしれません。同時に、6つの中の1つの修理代が例えば30万円ぐらいで済む内容とか、あるいは全然故障に値しないような、どこでもあるような話で。

他の九州商船だとか野母商船とか、ほかにリフレッシュ、リプレイスの恩恵を受けて五島の足を維持されているところもあるわけですが、みんなどこもメンテナンスを自分たちでやりながら、公費の無駄遣いをしないような形で頑張っているということ、こんなにたびたびエンジンが故障する事例はどこにも1件もないわけです。これはここの中できちんと説明がなされております。もう一度言いますが、どこの会社も、税金で5年に1回エンジンを換えるなんて、よっぽどのことがない限りはですね。

例えば、1,000万円ぐらいの修理費と、1億

2,000万円という換装のために使うお金を比べた時に、いつ1億2,500万円を超えるぐらい、結果的に安くつくんだと、何年先にそんなことが考えられると、見識のある方々がどこまでお考えいただいたのだろうか。

もう一回、先生、失礼でございますが、あえて言わせていただきます。1億2,500万円がエンジンにかかるんです。1,000万円です。1,000万円で、何年すれば1億2,500万円になるかと。10年しても1億円じゃありませんか。

要するに換装したほうが安くなるんだと、しかも、耐用年数はエンジンは9年だと言われているのにもかかわらず、その辺のところを比較対照したら、答えは明らかではないかと思うんです。

今、問題点を指摘しております。他の会社は、メンテナンスに自分たちでしっかりお金をかけて、公費を使わないようにする努力をしてくださっているわけです。当たり前のことです。これはやっぱり県民としてのモラルですよ、国民としてのモラルですよ、こんなことは。

そういうような状況にもかかわらず、5年に1度、ちょうど車の車検と同じように、まさに船のエンジンもオーバーホールというようなことをしなければならぬ時期が来るわけです。そんなことに大体幾らぐらいのお金がかかるかというと、3,000万円から5,000~6,000万円かかるわけです。よその会社は、自分たちの会社のお金を使いながら、そういうことをやっているわけです。そういうことから考えていきますと、私はそこに大きな問題点があると思うんです。

では、失礼であります。この比較対照を先生方ご自身で、1,000万円ぐらいの修理費に対して1億2,500万円ということについては、これを検証されたのであります。

【池上参考人】 小林委員から、1,000万円と1億2,500万円ですか、その比較と盛んに出ていますけれども、私どもが検証いたしましたのは、燃料代だとか、潤滑油代だとか、いわゆる運航コストが幾らなのかと。運航コストがかかるわけですよ。

今日の資料に一部出ています。今日の補足説明資料の4ページ、5ページで、我々は運航コストを出すのに、例えば燃料消費量比較です。これは、MTUとキャタピラーを載せた時の燃料消費量はどうなのかということと比較しているわけですが、結局、陸上運転と...

どちらが陸上運転だったですかね、（発言する者あり）換算してですね。

だから、陸上運転と実際に海の上を走っている時で燃費が違うわけですよ。そういったところがどう違うのかというデータを出していただいたり、それから潤滑油の消費量についてもそうです。

最初、五島産業汽船から提示されたのは、そういったところはあまり考慮せずに、言ってみればカタログ値で、ぼっぼっぼとしてあったのを、我々委員会としては、もっと詳細に、厳密に燃料消費量、潤滑油消費量、それからあとは何だったですかね、とにかく幾つか、より精度を高めてコストの評価をいたしました。

その結果として、平成36年でしたね、平成36年に、換装した場合と、そのまま使った場合でとんとんになるという計算結果が出ています。そこまでちゃんとやっていますので、1,000万円と1億2,500万円の比較じゃないんですよ。そこをご理解をお願いしたいと思います。

【小林委員】 2時半までしかなくて、ほとんど議論ができてなくて、大変申し訳ないんですけども。

なぜ替えなければいけないのかと、多額の修理費がかかると、こういうことが全部、我々に説明が。5年間でなぜ替えるのかと、故障が多いからと。故障が多いから、じゃあ、何なのかと。相当の多額な修理費がかかると、こういうようなことの説明が全部、公にされているんですよ。県の説明は全部そういうことです。多額の修理費がかかるから、替えることによってコストダウンができるということでしょう。

だけど、1,000万円というような金額を、実は県の方は出そうとしないわけです。これは、さっきも言いましたように企業秘密だというような形で、なんで企業秘密かというところで意見がなかなかみ合わなかったんですけども、今、池上参考人から大体1,000万円ぐらいという数字が出てきて、我々の調査と合致するなど、こういうようなことに実は相成っているわけですよ。

ですから、換装をしなければならない理由として、修理代が多額になっているということは当たっていないということが、今、明らかになっているところであります。

もう一つ聞きたいのは、「びっくあーす」が、これも5年間でエンジンを替えました。この理由は何ですか。

【池上参考人】 詳細は別として、「びっくあーす2」は、今まで搭載されていたのは5,300馬力のエンジンでした。それを今度、3,300馬力のエンジンに替えています。

そこで何が一番影響があったのかというと、1日に燃料費が500リッター違います。ということで、これもやはり最終的には、そういったコストのところの評価が一番大きかったと私は理解しているんですけども..（発言する者あり）

【小林委員】 今、5,300馬力を3,300馬力に替

えたと。

エンジンは、県で買えと言ったわけでもなければ検証委員会で買えと言ったものでもないし、先ほどから言っておりますように、入札なしで自分たちで選んで買っているわけですよ。このところを考えていけばですね。

自分たちで選んで、それが燃料費がたくさんかかるからと、税金でそのところをしなければならぬ理由が、私はどうしても理解ができないんです。

こちらから「このエンジンでなければいかん」と、「このエンジンを買いなさい」と言ったならば話は別だろうけれども、自分たちで入札なしですよ、先生、自分たちで好き勝手にエンジンを、これが一番いいと言って選んでいるわけですよ。そこは当然エンジンを買う時に、コストが幾らかかるとか、あるいは耐用年数がどうかとか、丈夫かとか、それはもう会社の責任のもとにおいて考えていただかなければですよ。そこまで公費ですよ。

自分たちが選んだエンジンが悪かったんだと、「びっぐあーす」まで5年に1回、エンジン換装をしているというのは、ちょっと問題だと思うんです。しかも、そういうような理由だけでこれを換装するという客観的な合意を見出すことはできないんですよ。

もう一回言っておきますけれども、検証委員会がすべからくオーケーしてくれたからと、検証委員会がサインが出たから何の問題もありませんよと、こういうような結論になっているんですよ、全部、県の言い分は。検証委員会、検証委員会と、検証委員会の先生方の専門家がやったから、全然問題ないんだと。

それから最後に、もう一つ質問させていただきますが、先生、大変ご無礼でありますけれど

も、エンジンのわかる、エンジンの専門家の委員の方はいらっしゃるんですか。すみませんが、そういう質問をちょっと、恐縮ですが。

【齋藤参考人】ちょっと今、誤解があったので、訂正させていただきますけど、「びっぐあーす」は5,300馬力ではございません。それは「びっぐあーす2」です。（発言する者あり）はい、1の方の質問でした。（「換装した理由は何ですか」と呼ぶ者あり）

私、その時に委員でなかったのですが、内容を細かくご説明できないんですが、当時、MTUの4,000のM71というエンジンが搭載されていたはずですよ。そのエンジンをキャタピラー社に交換しております。

M71というのは、IMOの排ガス規制、一次規制対応のエンジンで、現在、使用することはできません。現在、二次規制が施行されておまして、MTUでいいますとM72という形になります。

それと、長期に使用した場合に、4,000シリーズということなので、オーバーホールもかなり高額になると思います。その関係でエンジンを交換することになったというふうに理解しているんですが。

【大場委員長】小林委員、時間がきておりますので、簡潔にお願いいたします。

【小林委員】先ほど私が申し上げましたように、「びっぐあーす1」のエンジンも5年間で替わっているわけですよ。「びっぐあーす1」の方です。「びっぐあーす2」の方は10数年もったということですよ。

それから、「ありかわ8号」についても5年ですよ。「ありかわ8号」については、故障続きで修理代がかさむと、こういうような原因です。最初につけたMTUは保証期間が1年しかない

と、キャタピラーのものは5年ありますよと。

しかし、それも五島産業汽船がご自分で選んだことなんです。県の方から押し付けられたとか、誰かから押し付けられたものではなくして、自分の会社の運営、経営面から考えた時に、これだけの予算を補助金でいただく、だからどこのエンジンを付けるかと、これは会社をご自分で選んでいるわけですよ。保証期間が1年しかないとか、保証期間が5年間あるとか、そんなようなことについても当然知っていると思うんです。

基本的に五島産業汽船の経営戦略は、5年間でオーバーホール、車でいう車検をするために3,000万円から5,000~6,000万円のお金を出すよりは、ここでリフレッシュとかリプレイスという制度資金を、まさに公金である税金をそこに持って行って自分たちの出すお金を少なくして、公金でエンジンまで替えてしまえば、それが御の字だと、こういう経営戦略があったればこそ、こういう形の中で5年、5年と、こうやってですね。

そういう金額が高いとか、あるいはどうかというような話は、ご自分で選ばれたそのつけは、何も国民とか県民、市民の税金に振り替えるんじゃないかと、自分たちの方で、会社の責任でやっていただかなければいけないことではないかと、私はそのことを、ぜひ先生方にご理解いただき、わかっていたきたいと思っておりますが、最後にそのことについて、先生方のご見解はいかがでございますか。

【大場委員長】最後の質問といたします。

【池上参考人】まさしく、小林委員がおっしゃったとおりだと思います。ただ、我々検証委員会としては、経営戦略とか、そういったところはちょっと、我々が判断する範疇外のことでご

ざいます。

我々としては、その委員会の時に、予算、決算、計画を提示していただいて、その計画がいかにどうかということで、経営戦略とは全然別の次元の話ですから、そういったことで検証させていただいておりますので。

【大場委員長】既定の時間が参りましたので、質問・応答を終了いたします。

参考人におかれましては、本日は大変ありがとうございました。

本委員会を代表いたしまして、お礼を申し上げます。

それでは、参考人にはご退出いただきたいと存じます。

しばらく休憩いたします。

午後 2時35分 休憩

午後 2時44分 再開

【大場委員長】委員会を再開いたします。

質疑の途中ではありますが、本日3月11日は、東北地方を中心に未曾有の被害をもたらした東日本大震災の発生から8年目に当たるということで、ここで、震災により犠牲となられた全ての方々に対し哀悼の意を表すべく、黙とうを捧げたいと思います。

皆様、ご起立をお願いいたします。

（黙とう）

【大場委員長】黙とうを終わります。ありがとうございました。

それでは、これより企画振興部関係の審査を行います。

企画振興部長より説明をお願いいたします。

【柿本企画振興部長】離島航路の運休問題について、ご報告を申し上げます。

離島航路については、住民の生活や物資の輸

送、交流人口の拡大に必要不可欠な交通機関であります。

このような中、昨年10月、株式会社五島産業汽船が運航する全航路が運休し、航路利用者に大きな影響が生じたところであります。

そのため、生活航路である「鯛ノ浦～長崎航路」の再開と「有川～佐世保航路」の利便性の確保に向け、関係自治体や国と連携しながら取り組みを進め、「鯛ノ浦～長崎航路」においては、新会社である五島産業汽船株式会社により運航が再開され、現在、新上五島町所有の大型船舶と自社船舶によって、運休前と同じ、一日3便での運航が実施されております。

一方、「有川～佐世保航路」においては、6便から3便に減便となった状態から、同航路を運航する九州商船株式会社により、4便への増便が実施され、新上五島町所有の大型船舶が就航したことで、輸送量が140人から300人に拡大するとともに、有川と佐世保を結ぶ朝夕のダイヤの設定により、一定の利便性の改善が図られたものと考えております。

県としては、離島航路の確保・維持に加え、離島航路の安定化を図るため、今回の航路運休問題を契機に国との連携を強化し、航路の休廃止に係る情報の共有や、欠損補助を受けていない事業者を含めた、生活航路を運航する全ての事業者を対象とした共同ヒアリングを実施するなど、航路事業者の経営状況の把握に努めることとしております。

また、年度内には、国や関係自治体間において離島航路の抱える課題を整理し、離島航路の安定化に向けて、関係者が議論を行う「協議の場」も設置することとしております。

県としては、このような対策を通して、離島航路の安定的な維持・確保が図られるよう、し

っかりと取り組んでまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

【大場委員長】次に、新幹線・総合交通対策課企画監より補足説明をお願いいたします。

【椿谷新幹線・総合交通対策課企画監】それでは、私の方から補足説明をさせていただきます。

資料は、A4サイズ横の資料とA4サイズ縦の資料となります。最初にA4サイズ横の資料をご覧ください。

株式会社五島産業汽船の航路問題においては、昨年10月の運休以来、地元自治体と連携し、生活航路の利便性の向上を最優先に取り組み、一定の回復はしているところでございます。

しかしながら、株式会社五島産業汽船の航路問題につきましては、破産管財人による債権者集会が今月20日に開かれ、経営破たんの経過や原因についても説明があると同っており、その内容も踏まえまして、県としても引き続き、航路運休の要因についての検証を行う必要があると考えております。

今回の補足説明資料においては、株式会社五島産業汽船の運休において洗い出された課題、それに対する今後の対応について記載をしております。

それでは、資料に沿ってご説明をいたします。

1ページ「1 離島航路の安定化に向けた取組～現状認識と課題～」をご覧ください。

このページでは、株式会社五島産業汽船の航路問題における現状認識と、今後の取り組む主な課題について記載をしております。株式会社五島産業汽船の航路問題における現状認識から、3点の課題を整理しております。

「（1）許認可情報入手の現状」としては、航路の休廃止情報の入手において九州運輸局と

の連携不足があったため、情報収集がスムーズにできなかったことから、航路事業に係る関係機関との情報共有が課題と考えております。

また、「（2）航路事業者が抱える問題点把握の現状」として、欠損補助を受けている航路事業者に対しては定期的に経営状況の確認を行っておりましたが、欠損補助を受けていない航路事業者の経営状況については把握ができていなかったことから、航路事業者の経営状況を把握するための取組が課題であると考えております。

また、「（3）離島航路が抱える課題の掘り起しの現状」としては、欠損補助を受けていない航路においては、航路の安定化を視点とした意見交換を行う場がなく、これまで各航路が抱える課題の掘り起しが十分ではなかったことから、協議、意見交換を行う場の拡充に向けた取組が課題であると考えております。

以上3点の課題の対応を資料2ページと3ページに記載しております。

それでは、2ページをご覧ください。

「（1）航路事業に係る関係機関との情報共有の取組」として、生活航路に係る航路の休廃止届出が九州運輸局に出され、その際、当該事業者が県等に連絡を入れている場合には、直接、九州運輸局から県等に対して連絡を入れていただくこととし、国との情報共有の強化を行いました。

また、一般旅客定期航路事業の許可申請があった場合は、県への情報提供をいただけるよう、今後設置をします関係機関との協議の場なども活用しまして国と協議をしていきたいと考えております。

次に、「（2）航路事業者の経営状況を把握するための取組」として、生活航路に係る航路

事業者に対する経営状況の把握のため、欠損補助を受けている航路事業者に加え、欠損補助を受けていない航路事業者に対しても、決算資料による状況把握と経営状況に関する聞き取りを実施することとしております。また、併せて使用船舶の状況についても確認を行うこととしております。

続きまして、3ページをお開きください。

「（3）協議・意見交換を行う場の拡充に向けた取組」として、離島航路の安定化について協議を行う協議の場を設置することとしております。

また、既存組織の積極的活用としまして、必要に応じて新船建造費等検証委員会を開催しまして、離島航路の安定化に向け、リブレース補助金において建造された船舶に対する技術的な検証を実施していきたいと考えております。

また、九州運輸局に設置された、海上旅客航路事業者の経営分析と経営改善の指導・支援策の検討を行う「海上旅客航路維持・活性化推進本部」とも連絡を図っていくこととしております。

続きまして、A4サイズ縦の資料についてご説明いたします。

1ページからは、「ありかわ8号」に関する長崎県新船建造費等検証委員会関係資料としまして、会議結果の概要（平成23、28年度）、それからエンジン換装補足説明資料（平成28年度）を添付しております。

「ありかわ8号」では、平成23年度、平成28年度の2回のエンジン換装が行われております。それぞれのエンジン換装につきましては、前年度に計画概要に対する検証、当該年度の末に実施内容についての検証が行われているものであります。

平成23年度のエンジン換装では、使用期間が15年であるとして承認が行われておりますが、平成28年度は、株式会社五島産業汽船に詳細な追加資料の提出を求め、その内容を検証した上で認められたものでございます。

3ページから11ページには、その追加資料を添付しております。検証委員会に提出された資料につきましては、3ページがエンジンの不具合の発生を時系列的に示した資料、4ページから6ページが燃料の消費量に関する資料、7ページから11ページは潤滑油消費量に関する資料でございます。

次に、13ページをお開きください。ここには、九州商船株式会社の欠損補助金の差額について、作成をした資料を添付しております。

この資料は、佐世保～上五島航路が競合航路となった前後において、九州商船株式会社に交付された補助金額を比較したものでございます。競合航路であった期間に九州商船株式会社に交付されなくなった補助金の全額について、算定に必要な基礎データを求めることができなかったものですから、ここでは単純に、平成26年度と補助金を受けられなくなった直後の平成28年度の単年度の差額を示す資料として添付しております。

次に、15ページをご覧ください。

こちらは、新会社の五島産業汽船株式会社の会社概要となります。前回の委員会後に修正、追加した箇所について下線を引いております。事業内容、資本金の増資目的及び前監査役の持ち株の引き受けの状況について記載をしております。

17ページからは、新上五島町から株式会社五島産業汽船への公金支出状況を確認するため、同町に開示を求めた文書について添付をしてお

ります。

まず、「びっぐあーす」関係でございますが、32ページをご覧ください。

ここには、「びっぐあーす」を新上五島町が購入した際の請求書を添付しております。5億7,300万円の売却金額のうち、親和銀行と記載されておりますが、株式会社五島産業汽船宛てとしまして1億3,070万3,382円、みずほ銀行に2億5,244万459円、福岡銀行に1億8,985万6,159円が支出をされております。この福岡銀行への金額が、五島産業汽船の会社収入になったものと考えられます。

みずほ銀行と福岡銀行への支出につきましては、33ページ、34ページの文書の中段にありますように、債務の弁済に充当されたというふうになっております。債務の内容については記載がございませんが、「びっぐあーす」に係る債権担保の抹消に要する費用であると推測されま

す。

続きまして、38ページをご覧ください。

この契約書は、「びっぐあーす2号」に係る船舶売買の契約書でございます。売却金額は、第2条に記載のとおり8億7,000万円、株式会社五島産業汽船へ支払われております。

次の39ページ、第9条にございますが、4回に分けて大規模改修費が支払われておりまして、1回当たり1億3,000万円となっております。

4回目の支払いの内訳としましては59ページにございますのでご覧ください。4億8,000万円の内訳としまして、大規模改修費の5億2,000万円の残額の1億3,000万円、そして残り3億5,000万円が船体の支払いとなります。みずほ銀行への3億214万円と福岡銀行への643万1,429円とを合わせ3億857万1,429円は、「びっぐあーす2号」の債権担保の抹消に要する費用でございま

す。

また、株式会社五島産業汽船への1億7,142万8,571円から大規模改修費の残額1億3,000万円を引いた4,142万8,571円が、株式会社五島産業汽船の会社収入となったものと考えられています。

配付資料の説明は以上でございますが、午前中の監査事務局との審査の中でご説明があった内容について、1点、担当課の新幹線・総合交通対策課からも説明をさせていただきたいと思っております。

監査事務局からの資料の3ページに、リフレッシュ事業の財源についての記述がございました。国から交付される社会資本整備総合交付金につきまして、国が10分6.435、県費が10分の3.565といった記載になっております。

この負担割合につきましては、リフレッシュ補助事業としまして国に対して申請を上げる時の割合でございまして、実際に事業実施の段階で交付金が県の方にまいりまして、その後に分配する際には、事業ごとに補助率が調整できる仕組みになっておりますので、リプレイス補助金、リフレッシュ補助金につきましては、交付金10分の10で実施されているものでございます。

説明は以上でございます。

【大場委員長】 それでは、委員よりご質問をお受けいたします。

ご質問はありませんか。

【吉村(洋)委員】 今の負担割合のことは、資料に書いてあったものですから、そのようなことやったのかなと思って、ちょっとびっくりしたんですが、今の説明で大体わかりました。

本日は、参考人として九州運輸局もおいでいただきたいをお願いしておったんですが、今

日来られなかった理由について、まずお伺いをしたいと思います。

【椿谷新幹線・総合交通対策課企画監】 今回、参考人ということで、九州運輸局の旅客課長に対する出席の要請がございました。

事前の連絡の中で、議会事務局から、まずは担当課の方で、その旨連絡をしてほしいと。ついでには議会事務局の方から、その後にご案内を差し上げるといったことがございました。

そういったやり取りをいたしまして、議会事務局から正式なご案内はといったものとは思いますが、その後、また私から九州運輸局に今回の出欠の事実については確認をいたしておりますが、その理由についてはまだ確認をしておりません。

【吉村(洋)委員】 九州運輸局の関わりというのが大きいわけです。ここをやっばりお尋ねしたかった。

先ほど、検証委員会の正副委員長に来ていただいたんですが、やはり与えられた題材に対して検討をするだけで、それ以上のものがないので、どうしても質疑ができなくなってしまうんです。

運輸局は許認可権者ですから、そこら辺について、その周辺状況をお尋ねしたいと思っておったんです。許認可権者として来て、ちゃんと説明をするべきではなかったかなと思うんですが、そういう強い働きかけはされたんですか。

【椿谷新幹線・総合交通対策課企画監】 参考人として出席を要請すると、まずは議会のお考えがございますので、あまり出過ぎたまねはできないという中ではございますが、海上運送法を所管する官庁として九州運輸局がございまして、その説明で明らかになるところはございまずといった所見は申しております。

【吉村(洋)委員】非常に残念なんです。今後、やはり一度は来ていただいて。こっちから行ってもいいんですけども、何かそういう場面の設定をしていただきたいなと思うんです。やはり直接聞かないと。

電話で、ある程度の部分的なものはお聞きしたんです。さっきも申し上げたんですが、有川～佐世保航路の長期欠航の件については、九州運輸局に電話を差し上げて回答をいただいたんですけども、その他の部分について、許認可権者である九州運輸局の話を聞いていないのでですね。

今後、そのような場面設定を、これはどこに言えばよかとか。委員長かな。もう一度、そういう設定を要請していただきたいと思います。とりあえず、この件は委員長にお願いをして終わりたいと思います。

【小林委員】私からも政策監、君に聞くぞ。

今の監督官庁の国、九州運輸局。まさに五島産業汽船の突然の休止、こういうところで島民の皆さん方にご迷惑をかけた。しかも17億7,000万円とは君は知っているだろう、こういうような公金が出ているわけで、その内容を、原因究明を県の方に聞いたとしても、国の所管だからというようなことで、なかなかそのところが明らかにならないわけだよ。

はっきりしていることは、そうやって17億3,000万円の公金が株式会社五島産業汽船にきちんと投入されたにもかかわらず、なんでこれがつぶれたのか、破綻したのかと。その要因は、まさしく上五島から佐世保の航路だと、ここで赤字を出したんだと、こう言っているわけだよ。

その航路は、もともと九州商船が独占して走っていて、それでも毎年毎年赤字が多に出ているというような非常に厳しい航路なんだよ。

その航路に、あえて五島産業汽船が出ていって競合路線にして、九州商船の単独の補助をじゃまするのかどうか知らぬけれども、結局それができないように、そこに出ていったわけだよ。それで毎年1億円以上の赤字で、4億円ぐらいの借金が重なったと、それが今回の破綻の要因だと、これは公の場で五島産業汽船がはっきり言っているわけよ。

じゃ、どんな内容で認可したのかと。赤字路線にあえて五島産業汽船が入っている。どんな内容の申請書だったのか。当然黒字にしてやっていこうという内容ではなかったかと思うけれども。

誰が考えても、いわゆる破綻の要因は五島産業汽船のこの航路への無理な参入が、結果的に命取りになっていると。ならば、認可権者である国が来て、そこについては説明する必要があると思うけれども、それについてはどう思いますか。

いやいや、政策監に聞いているから、君が答えろ。

【廣田企画振興部政策監】小林委員のご質問にお答えしますけれども、今回の認可権者はあくまでも九州運輸局と承知いたしております。

私も詳細な経過については承知していない部分がございますけれども、今回、五島産業汽船が運休に至ったと、倒産に至ったということで、住民の生活あるいは経済活動に大きな支障を与えたという事実はございますので、それに至った経緯というものを十分検証しつつ、今後、そういったことがないように努めていく必要があるかと考えております。

【小林委員】全然答えになっておらん。君は企画振興部政策監、離島・半島の対策担当の政策監じゃないか。何かそうやって、私はよくわか

らないんだけども。離島・半島の政策監で、君はその責任者の一人じゃないか。しかも政策監という、一番の責任ある立場じゃないか。今の答弁を聞いておったら、何かよそごとみたいに。これでも離島・半島の政策監ですか。いつからそんなに偉くなったのか。いつからそんな思い上がっているのか。もっと地道に勉強したらどうですか。これだけ大きな問題を抱えているわけです。

まず、私の質問に答えてください。認可権者である国の監督官庁の九州運輸局に、この委員会に来て説明をしていただきたいとお願いをした。しかし、結果的にそれが来ていないということ。

あなた方は、どういう要件で、どういう内容で参入を許可したのかという説明を受けていないはずだよ。そういうことが公になっていない。だから、ここに来て破綻の要因を教えてくださいと、どんな申請書の内容だったんですかと、当然赤字が続きますよなんていう申請を出すとはあり得ないことで、黒字になるということだから許可したと思うんだよ。

認可権者は、五島産業汽船からこういう申請があったから許可したんですと、しかし、結果的に残念ながらそれが破綻の要因になったと、こんなようなことをきちんと説明する責任があると思うんですよ。だから、来てくださいと言っている。

しかも、あなたは勉強不足か勉強しているのかわからぬが、去年の10月2日に五島産業汽船がいきなり運航休止ということで、多大な島民の皆さん方の足を奪ったということはわかるでしょう。

大体が、単独航路とか競合航路とか、30日以内とか、あるいは半年前に、休便するならば休

便するというようなことをきちんと届け出なければならぬとなっているわけだよ。それも全くやらないで。

しかし、1週間前に五島産業汽船から福岡の九州運輸局にその知らせがあったと。半年前とか30日前とかじゃなくして1週間前だよ。1週間前であったとしても、県の方に知らせるべきではないかと。しかし、県にはそれを知らせていないと、だから大混乱になったわけです。

こういうことから考えてみれば、国の監督官庁のご意見を聞いて、その要因を探るということは、我々がぜひともやらなければならないことなんです。だから今日は来てくださいというお願いをされているわけ。

そういうことに対して、来ていないことについてどう思いますかと質問していますから、それについて教えてください。

【廣田企画振興部政策監】小林委員のご質問にお答えいたしますけれども、今回の事案におきまして、航路事業者にかかる関係機関との情報共有、言い換えれば九州運輸局との情報共有が十分でなかったということで、本来指定された時期までに休・廃止の届け等をすべきところが守られていなかったということは、私どもとしても非常に遺憾であると考えております。

そういったことから、先ほど企画監がご説明いたしましたけれども、今後におきましては、やはり国との情報共有を密にすることが必要かと思っております。これまでは、私ども長崎県といたしまして、その情報収集が十分でなかったということは反省すべき点だと思っております。そのようなこともございますので、今後は九州運輸局と情報共有を密にして取り組んでまいりたいと考えております。

【小林委員】なんで私の質問に答えんのかな。

なんでそんな格好つけて、よそごとばかり言っているのか。君は自分のしゃべっている内容がわかっているんですか。

監督官庁である国の九州運輸局に、ここに来て説明をしてくださいという当たり前のお願いをしているんですよ。実際的に、10月2日の休便についても事前の知らせが全くなかったということ。

破綻の要因になった有川～佐世保の航路について、ここが引き金になっているわけだから、どういう申請の内容で、なぜ認可をされたのかとか、まだ聞けば「ひまわり」の話とか、国の監督官庁の責任はいっぱいあるんですよ。全然、県に知らされていないではないですか。

あなた方は、国の所管だから、国の所管だから、聞いていないからと、結局全然要因が明らかにならないわけですよ。だから、今日ここにきて、我々の質問を受けて、いろいろ県民の皆さん方が疑問に感じているところを明らかにしてくださいと当たり前のお願いをして、来ないということをどう思われるんですかということをおね。来ないことに対してどう思うかということをお聞いているんですから、そこだけに絞って、あといろいろ飾りの言葉は要りません。

【廣田企画振興部政策監】小林委員のご質問にお答えします。

今回の参考人の要請については、所管課であります新幹線・総合交通対策課からそういったお願いをいたしました。しかしながら、理由は確認していないということでございますけれども、今回出席していただくことができなかったということは、非常に私どもとしても残念なことだと思っております。

【小林委員】それでは、残念なことであったということであれば、先ほどから吉村(洋)委員が

指摘をされていますように改めてですね。我々は、この委員会は最後でありますし、また改めて、改選されたところで委員会ができるであろうと思いますので、国の所管である九州運輸局は、来て、説明をしていただく義務があると思うんです。責任もあられると思います。ぜひ、当委員会の新たな構成の中で、どういうメンバーになるかわかりませんが、こういうようなことは絶対に、機会を見て明らかにしていかなくちいかんことだと思いますから、その辺のところはですね。

今の時期だから、大場委員長にお願いをするといってもなかなかあれかもしれませんが、あえてこの委員会の名をもって、その所管官庁であるところの国の監督官庁に、ぜひ来ていただくように重ねてお願いを、要請をお願いしたいと思います。

【吉村(洋)委員】今日出た資料の中で、ちょっとお尋ねをさせていただきます。

まず、補足説明資料13ページ、佐世保～上五島航路における九州商船の欠損補助金の差額、約1億9,300万円ですが、これは宇久～小値賀も入っているもので、有川～佐世保が幾らだったのかというのはわからないんですけど、単一航路であれば赤字補填がされるのにされなかったということで、九州商船には収入が上がりませんでした。

ただ、離島の方々はサービスが上がるので喜ばれるんですけども、そういう赤字なんですよと聞かれてもサービスを向上させてくれと言われるかといったら、どうかなと思ったりもします。それがないのであれば、ちゃんと運営できているのであれば、それこそ何者も入ってサービスが上がった方がいいわけですから。

その前には美咲が入っておったので、その時

には赤字補填はされなかった。美咲が撤退して、九州商船は赤字補填がされるようになって、そう楽な航路でもないの助かったとなっておったところが、旧五島産業汽船と競合することによって赤字補填がされなくなったということです。

それから、そういう時期よりちょっと前ぐらいですかね、新上五島町が船舶を購入していますね。先ほどの説明で、債券担保抹消という言葉が出てきたんです。借入額が相当になっておったと。

だから、考えてみれば新上五島町が、購入してでも島民の足を確保しようとしたのかなともとれますけれども、一方で考えれば、五島産業汽船という一事業者を新上五島町が助けると。結局その債権が払えないというようなことだったんじゃないかなと思ったりもするわけです。そうすると、その経営状態がどうであったのかというところ。

この新上五島町が購入した船は、大分たっておると、それでエンジンのリプレイスもされたわけですね。リプレイスをした船も購入しているわけです。それでもまだ債権が担保として残っておったということになれば、やはり事業者としては非常に厳しい状態にあったんだというふうに考えざるを得んですが、そういうところを県として把握をしておられたのか。

ようやくこういう資料が出てきたんですけれども、これがわかった時点でどういうご見解をお持ちか、お尋ねをしたいと思います。

【椿谷新幹線・総合交通対策課企画監】 今回の五島産業汽船の運休に際しまして、これまで以上に突っ込んで、同社の決算の状況を検証するといった機会を得ております。その中で改めまして、欠損の状況や債務の状況は確認をしまし

て、厳しい状況であったところは確認をしました。一方で、キャッシュフローが回っているということで、何とか運転はできていたといったことも事実でございます。

そういった状況を平成25年当時も知り得ていたかといいますと、当然ながら県の補助金を出しておりますので、その時点での検証は行われていたと思っております。

ただ、先ほど申し上げましたように、一定運航ができていた中、負債があってもキャッシュが回っていれば航路事業は継続ができるという判断も一定あったのかなとは思っております。

また一方で新上五島町としましては、地元企業でもございますので、船の購入が支援につながるという部分は考えられたかもしれませんが、その前にまずは航路の安定化を考えたところが大前提にあったものと伺っておりますので、その点で整理をされたものと考えております。

【吉村(洋)委員】 先ほどから私ばかりで、ちょっと申し訳ないんですが。

私が2月6日に依頼をさせていただいた資料があるんですが、先ほどの検証委員会の委員長の答弁にあったんですが、MTUのエンジンの4,000のM71は第二次排ガス規制をクリアしていないと。これは「びっぐあーす」の方です。だから、平成27年にエンジンを換装したんだという話だったんです。なるほど、わかります。

平成21年度中に換装されたエンジンはMTUですが、この時の交換理由は、国の省エネルギー化実証実験の一環として取り替えたんだと。国の省エネルギー化実証実験は、どれぐらいの実験期間で、どれぐらいの実績でということ

は調べていますか。

【椿谷新幹線・総合交通対策課企画監】 当時、平成21年であります。国の離島航路効率化利便性改善実証事業で、エンジンの換装を含めたところで実施をされております。

当時の詳細な資料につきまして、国に確認をとっている最中でございますけれども、今のところ、詳細についてはわかっておりません。何分、年数がたっておりますので、保管文書を確認してもらっておりますが、詳細な部分については出てこない可能性もございます。

【吉村(洋)委員】 まあ、国もそのぐらいで補助金を出すのかなとびっくりします。

平成21年ですよ。古いとはいえ、そういう書類は、5年で廃棄してもいいというのもありますけれども、まだまだ取っておかないといかん。こういう特殊というか、省エネルギーのために実験をしましょうという特別な事業ですから、それがすぐわからんというの、こっちは理解に苦しむわけですが。

それで替えたエンジンが平成27年には二次排ガス規制をクリアしないというところも、なんでそれぐらいの期間でだめになるのが出てくるのかなと。

そんなら、二次排ガス規制が平成27年にできたとした時に、ほかの船のエンジンは二次排ガス規制をクリアしておったんでしょうかね。全部替えんといかんごとなるんじゃないかと思えますけれども、その辺はいかがでしょうか。

【椿谷新幹線・総合交通対策課企画監】 当時、排ガス規制をクリアしていなかった船舶はございます。

先ほど、齋藤副委員長のご説明の中で、それも一つのお考えということでお示しがございましたけれども、排ガス規制をクリアしていない中

で、燃費につきまして1日当たり500リットルと燃料を食うといったところで、このエンジンを替えることについてのご説明があったものと思っております。

【吉村(洋)委員】 それも一つのといいますけれども、せっかくなつくってくれた資料にわざわざ書いてあるのでですね。わざわざ書いてあるなら、これがやっぱり特筆した例だろうと、この理由だろうと思うわけですよ。

排ガス規制をクリアしておらなくても走れるわけですから、ほかの船は走りよるわけですから。ですから、これを理由にするというのなかなか苦しいところがある。やはりこれは、取り替えるための理由づけとしかとれないところも出てくるんです。

なぜかという、五島産業汽船は、平成21年度から平成28年度まで、この1者で、船はかわりながらも5回、エンジンの換装をしたわけです。「びっくあーす」と「びっくあーす2号」と「ありかわ8号」と。おまけに、最後の方には有川～佐世保の「ひまわり」が1年近くもドッグ入りのままだと。あまりにもこの会社に、そういうふうな事故、事件が多すぎるんじゃないかというふうにとれるんですよ。

リフレッシュ、リプレイスというのは、これも資料をつくっていただきまして、トータルしか出ていませんけれども、ほかの事業者も活用しているんですよ。いいことなんですよ、九州商船も九州郵船も野母商船もやっているわけですから。

いいんですけれども、この回数はあまりにも多すぎるんじゃないかという疑問が出てくるんですよ。6年ぐらいで5回のエンジン換装ですから、船を替え、船を替えと、同一の船で2回ずつ換装があるわけですよ。そういうところで、

この事業者の運営のあり方に問題があったんじゃないかなというふうを考えるわけですよ。

それで、新しい会社ができてよかったとなるんですが、短期間で新会社が設立されて、当初では資本金が1,000万円だったんですね。それが、今日の資料を拝見しますと資本金が4,500万円、3,000万円増資をされております。理由が、事務所及び船舶購入費への充当となっているわけですが、この船舶購入というのは、どの船舶ですか。

【椿谷新幹線・総合交通対策課企画監】「ありかわ8号」でございます。

【吉村(洋)委員】「ありかわ8号」は前の会社の持ち物で、「びっぐあーす」の2隻は新上五島町が公設民営で貸し付け、指定管理者になっていると。「ありかわ8号」だけは購入ということになるんですか。ここは前の会社の持ち物だったから、購入せんといかんという話になるんですか。そこら辺をもう少し詳しくお知らせいただきたい。

【椿谷新幹線・総合交通対策課企画監】今回、旧会社と新会社の間では航路事業引継ぎが行われておりまして、いわゆる海上運送法上というところの事業譲渡の認可を受けております。

その際、船舶については売却ということで、使用船舶が旧会社から新会社に移されたものがございます。

【吉村(洋)委員】ここで3,000万円増資してあるんですが、「ありかわ8号」の購入価格はわかりますか。幾らで購入されるのかというところをお願いします。

【椿谷新幹線・総合交通対策課企画監】申し訳ございません。担当課としては承知をしておりますけれども、この金額については公表いたしておりません。

【大場委員長】吉村(洋)委員、まだ質問がありますよね。規定でですね、速記者の休憩が必要になりますので。

【吉村(洋)委員】この前からちょっと気になるんですけども、先ほどもあったんですが、公金を使ってですね。ここは民間の会社が買おうとしておりますが、公金を使っている事業がなされるという時に、あなたたちは「いや、そこは言われません」と言うけど、いろんな公金や何やらが入った部分はつまびらかにしなければならぬと思うんですが、その考え方について、もう一度お尋ねをいたします。

【椿谷新幹線・総合交通対策課企画監】私たちも、今回の運休問題につきましては非常に重たい問題と受け止めております。そのため、情報につきましては積極的に出すといった中で動いておりまして、前回の委員会の後に、また破産管財人に2度お会いをいたしました。その都度、情報についての状況が変わっていると。

といいますのが、債権者集会が20日を予定して準備が進められているということで、破産管財人においてもさまざまな情報が整理、または整理中といった状況がございますので、都度都度、私たちが訪問しまして、その状況について確認をしているところでございます。

また、県民情報センターにも確認をする、または県の顧問弁護士にも確認をする中で、今までは旧会社の情報につきましては一律出せないものかなといったところもございましたが、先ほど来、お話がっております県の補助金に係るもの、あるいは県が持っている情報につきましては出す手続がないものかと、今、検討しているところでございますので、県の基本的な姿勢としましては、関係書類はできるだけ出していきたいというふうに思っております。

【大場委員長】 しばらく休憩いたします。3時40分より再開いたします。

午後 3時31分 休憩

午後 3時40分 再開

【大場委員長】 委員会を再開いたします。

【吉村(洋)委員】 なかなか情報が出てこないところもあるんですが、新しい五島産業汽船には今後頑張っていただきたいと。早速増資もされて、船舶「ありかわ8号」も購入されるということです。これは旧会社の持ち物だったんだろうと思うわけですが、3月20日には債権者集会も行われる予定になっていると、そこら辺から今後の動きがある程度見えてくるのかなと期待するところです。

そういうことであれば、熊本のドックに修繕のためにドック入りしている「ひまわり」、これについても係留されているのかどうか。やはりこれも県は関係ないとは言えない、有川～佐世保航路に就航していたわけですから。これも、修繕ができて戻ってくれば、売却代金は債権者のために利用できるかと思うんです。

熊本に修理のために係留されている「ひまわり」について、県としては把握をされておりますか、お伺いをいたします。

【椿谷新幹線・総合交通対策課企画監】 前回の委員会でのお話もございましたので、「ひまわり」の現状について、確認がとれる範囲で確認を行っております。

現在、東京都所在の会社に売却をされているということで、売買を原因として所有権も移転をされていることは確認をいたしました。

しかしながら、売買契約が8月に行われた後、登記が10月で、少し間がありましたので、所有権の移転後も、もとの所有者の使用が認められ

ている状態だったのかどうか。こういった可能性も、船舶であれば譲渡担保といったことでやれることはやれますので、こういった契約内容で行われているかを破産管財人にお尋ねをしているところでございます。

現時点では契約書の開示はできませんといったお話がっておりますけれども、先ほど吉村(洋)委員のお話もありましたけれども、この「ひまわり」につきましては、購入者との協議が必要な財産であるといった認識は持っているとお伺しております。

【吉村(洋)委員】 最後にしますが、政策監の答弁の中で少し引っかけたんですが、今日、九州運輸局に参考人として来ていただいたかたというのは、合計8回の運休手続の延長認可をされているわけです。それが平成30年8月30日まで続いているわけですよ。今、8月に売却という言葉が出てきたんですが、8月の何日にその契約はされたんですかね。

そうすると、8月31日まで運休の認可をしていた九州運輸局の監督責任はどのようになるのかなと思うんですが、その辺についてご見解をお示しいただきたいと思います。

【椿谷新幹線・総合交通対策課企画監】 私の今持っている資料では、売却日は8月31日となっております。

【吉村(洋)委員】 ちょうど日にちを合わせて売却をされたんですかね、そうしたら。でも、九州運輸局の延長認可が8月24日から復旧できるまでとなっているという話だったんです。復旧できるまでなんです。売却するまでじゃないんです。

そこら辺の運輸局の監督のあり方について、我々は国会議員ではありませんから、国にそこまでやかましく言うことができるかどうかわか

りませんが、そういう意味においても、運輸局のそういう判断についてお伺いをしたいこともありますので、今後、もう少しその経緯を見ながら質疑を交わさせていただきたいと思しますので、よろしくお願いたします。

【宅島委員】 私から2~3点、質問させていただきたいんですが、今日、午前中から監査事務局、また、参考人の方から詳しく話を聞かせていただきました。その中で、旧五島産業汽船に出ているリフレッシュ事業の総額を、まず教えていただきたいと思っております。

【椿谷新幹線・総合交通対策課企画監】 約8億6,000万円でございます。

【宅島委員】 8億6,000万円。「びっぐあーす1号・2号」、また「ありかわ8号」の3隻で約8億6,000万円だと認識をしているんですけど、間違いありませんか。

【椿谷新幹線・総合交通対策課企画監】 現在運航している船舶はその3隻ですが、過去に運航して退任した船舶まで含まれております。

【宅島委員】 総額8億6,000万円のリフレッシュ事業が交付をされて、最終的には8億6,000万円分をきちんと島民の方々の割引に充てなければならないと認識をしているんですけども、間違いありませんか。

【椿谷新幹線・総合交通対策課企画監】 宅島委員おっしゃるとおり、交付された補助金額につきましては全て、還元が終了するまで運賃低廉化を行うことになっております。

【宅島委員】 総額の8億6,000万円のうち、今現在、残っている金額はわかりますか。

【椿谷新幹線・総合交通対策課企画監】 約6億円となっております。

【宅島委員】 残余の6億円分を低廉化し、島民

の方にとってみたら、安く乗れるということで大変ありがたい制度だと思いますけれども、残念ながら、この事業は今年度をもって終わるということで、今後、離島の人たちの足が不便にならないように、県としてもしっかり国と協議をしていただきたいと思っております。

今現在というか、新会社に移行してからの乗客数は把握していらっしゃるでしょうか。

【椿谷新幹線・総合交通対策課企画監】 今、新会社で運航している船舶が「びっぐあーす」と「ありかわ8号」で、乗船人数が、定員が違っておりますので、大きくまとめた形ですが、12月の実績では1日当たり239人、1月の実績では1日当たり約230人となっております。

【宅島委員】 1日当たりの実績人数として239人から230人ぐらいということですか。

10月から約5カ月がたったわけでありまして。私も離島の人たちといろいろ話をする時に、運航が再開されて大変助かっていますというようなご意見をたくさん頂戴して、早く航路が再開できてよかったなというふうに感じております。

また、新上五島町におかれても、町民の方たちの足を守るためにも何とか「びっぐあーす」を鯛ノ浦~長崎間、また、有川~佐世保間で島民の方たちの利便性を増すような政策をとっていただいで、本当によかったなというふうに思っています。

今後、リフレッシュ等々の事業がなくなることであれば、早急に県としても国と協議をしていただきたいと思っております。企画振興部長の見解を求めます。

【柿本企画振興部長】 リプレイス、リフレッシュ事業は、運賃低廉化によって離島住民の皆さんの不便を少しでも解消するというところで実施してきた事業であります。ご指摘のとおり、

今回の5カ年計画で最終ということでございます。

今、還元の残額がそれぞれございますので、当面、運賃の割引は継続されるところでございます。

ただ、これは過去に事業をやった部分の継続でございますので、将来的なことを考えた場合に、どうやって継続した効果を生み出していかということについては、一つは、離島住民の方には国境離島新法による割引が適用されます。ただ、有人国境離島法の場合には離島の住民だけでございますので、そういったところが今後の課題として出てくるということを我々もしっかり踏まえ、それを何らかの形で少しでも解消していくことができないかと、国のほうにも、制度的なところでどういった工夫ができるかということについて、そういった現状をしっかりと訴えながら協議をしてまいりたいと考えております。

【宅島委員】 ありがとうございます。

世界遺産登録も決定をいたしまして、今から盛り上がっていかねばならない新上五島町でありますので、県としてもしっかりサポートをしていただきたいと思います。よろしく願います。

【吉村(洋)委員】 今、最後に宅島委員からお話があったところ、私も同感です。部長の見解を聞かせていただきました。

それで、「離島航路におけるリフレッシュ事業の聴き取り調査について」の3ページの、国が10分の6.435だとか、県費負担が10分の3.565、これは説明がありましたように、中身の運用の仕方でもって実際は10分の10だと、交付金を使ってということ。それはわかりました。

4ページの上段に、平成23年と平成28年度に実施した補助事業は5年しか経過していないところで県費補助金が交付されているということで、この補助金と、3ページに書いてある10分の幾らだとかという補助金は同一のものだと私は理解をするんですが、この予算の取り扱いはどうなっていますか。県費の補助金がちゃんと予算に計上されていて、財源は交付金と、こう言えるような関係に多分あるのじゃないかと私は思っています。

その前段でちょっと意見を言わせてもらえば、せっかくこういう監査の聴き取り調査の資料がありますが、平成28年度については、実際は10分の10の運用があったんだと担当課から聞きましたが、監査事務局の聴き取りの資料にも、そのことを書いていただいていたほうがわかりやすかったなと思います。

そのことはともかくとして、予算上の取り扱いは、計上して財源はこうだというような形で県費補助金として出ているのか、どういうことなのか、聞かせてください。

【早稲田新幹線・総合交通対策課長】 リフレッシュ補助金の財源につきましては、予算額の計上の財源としましては交付金という形です。収入計上課は土木部になりまして、歳出計上課は新幹線・総合交通対策課ということで交付金が充当されています。それは10分の10の交付金で、補助金として県費補助金が出ているということでございます。

【小林委員】 私がずっと答弁を求めてまいりました、エンジン換装の理由は何かと。それは、要するに修理代がかさむと、非常に修理代が高いんだと、こういうような答えがずっと返ってきました。では、幾らか言ってくださいと何回も質問するんだけど、企業情報だからと、

よっぽど企業秘密かのような答弁が返ってきましたが。

いつも言っているように、公費で、しかも入札なしで、自分たちで買ったエンジンという状況だから、丸々100%いなくても、1億2,500万円とか1億2,700万円とか、相当なお金が公費から入っているわけだから、そこが故障して換えなければいかんとか、修理代がかさむというならば、修理代がどういうふうになっていますかということについて全然答弁ができないと。

こういうところについて、あなた方から答弁ができないという姿勢を貫こうとしているのか、まず政策監、お尋ねします。

【廣田企画振興部政策監】今、ご質問があった件でございますが、多額の公費が支出されている中で、そういった内容が適正かどうかということは十分に精査をしないといけないところでございます。

これまで企画監がご説明を申し上げておりますが、情報公開等の整理の中で十分なお答弁ができてない部分があるのは承知いたしております。今後こういった形でそのあたりを精査するかということは、引き続き対応してまいりたいと考えております。

【小林委員】自分で答弁して、つじつまが合わないということが君はわからないのか。立派な大学を出、立派なそういう経験を持っているあなたが、政策監まで上り詰めて、まだそんないいかげんな答弁をして、それで私どもが納得できていると思っておりますか。冗談じゃありませんよ。

私たちが聞いているのは、よく聞いてください。実際、事実を認めながら、その事実を隠そうとしているあなたの答弁の姿勢が、本当に県の姿勢はこれでいいのかと、ここが問われているということ、もう少し真面目に受け止めて

いただきたいと思います。

いいですか、今回問題にしていることは、全部公費なんです。もしこれが私的なお金だったら、議論する必要もないんです。

エンジンは9年の耐用年数というけれども、エンジンの専門家、そういう業界の方々に聞けば、何も耐用年数が9年と決まっているわけではないと、メンテナンスをしっかりとやっていけば、9年間とかということではなく、実際に「びっくあーす」は23年間もやっているし、船はそんな簡単に買い換えるということはないわけですよ。

だから、さっきも指摘するように、どこの会社も公費を使えばなしということではできないんだから、十分に節約をして使わなければいけないと、検証委員会において九商あたりがまともなご意見を述べられているではありませんか。

そういうことを一つの参考例にするならば、こうやって5年も満たない中で修繕費が相当にかさむと、だから換えなければいけないと、換えることによって削減効果が出るんだと、こういうことをしきりにおっしゃっているわけですよ。

それを受けて、換えるとするならば、修理代が幾らかかりますかと、そして削減効果をどれくらいと見ているんですかと、こういう質問をするのは当たり前であって、それに真面目に答えるのがあなた方の姿勢ではありませんか。

もう一度聞きます。今の答弁をしてください。

【廣田企画振興部政策監】ご質問の件についてお答えいたします。先ほども申し上げましたが、今回の補助金、多額の公費が使われているということについては、私ども十分認識をいたしております。

過去の支出の経緯等については、私ども精査

いたしておりますけれども、まだ十分でないところもございますので、今後精査の上、また改めてご報告できる形をとらせていただきたいと思います。

【小林委員】あなた、とんでもないことを自分で答弁しているということはわかっているのか。精査してないと。それなら、監査事務局の皆さん方の聴き取りで言っている内容は一体何なのか。なんでそんないい加減なことを言うのか。

十分精査してないことを監査委員の聴き取りの中で言っていると言っているんだぞ。自分で言っていることがわかるのか。

【廣田企画振興部政策監】一応私どもといたしましては、当時の支出した状況については、関係書類を精査した上で適正なものとして支出をいたしております。その結果といたしまして、旧五島産業汽船がこういった状況にあったということについては、私どもとしても十分その内容について精査が必要かと思っております。

それで、この間、各委員会の委員の皆様からいろんなご指摘をいただいておりますので、そういったものをいま一度受け止めまして、整理をさせていただきたいと思っております。

【小林委員】そういう、うそっぽい答弁はやめてくださいよ。そういう、方向付けを変えるような、そんな言葉巧みに言われて、「はい、そうですか」と言うわけにはいかないじゃないですか。

何度も言っている。公費をどのような形の中でエンジン換装として使うのかということ、当然そこに一つの根拠があらなければいかんじゃないかと。エンジン換装が必要であるならば、その必要という一つの根拠を我々に示して、だからこうしたんだということを言わなければいかに、なんかわけのわからん、公費なのに

企業秘密みたいな話をしている、全くもって、検証委員会の先生方の話を聞いてもなかなかきちんとした答えが出てこない。

検証委員会というのは、失礼けれども、もっと内容の濃いものだとは私は率直に思っておった。これは失礼な言葉であるけれども、先生方に対しては申し訳ない言葉であるけれども、実際、私を感じたままの話をさせていただければ、検証委員会、検証委員会とあなた方が言われている検証委員会、私自身が考えておった検証委員会と、こんなに大きな隔たりがあるのかと驚いております。

だから、もう一度、私はあなたに聞いているんですよ。企画監がそこにいたわけではないんだよ。あなたは、離島・半島のまさに責任者の政策監だよ。あなたが誰よりもしっかり勉強していただかなければ。下っ端に任せて、自分の部下に任せて、自分は涼しい顔をするな。許さんぞ、私は。あなたにこれからどんどん質問していく。もっと勉強しなさいよ。だから、そういうことで今言っているわけだよ。

ここにきちんと、「ありかわ8号」は多額の修繕費が発生していると、こういうようなことを明らかにきちんと指摘しているじゃないか。聴き取り調査で、監査事務局はこのとおり書いているじゃないか。だから、多額の修繕費が幾らですかということについて、それをなんで精査せんばいのか。

【廣田企画振興部政策監】再度の答弁になって恐縮でございますけれども、これまでの公費の支出につきましては、当時の関係書類等を精査し、そして適正と認めて支出をいたしております。

今回の問題を受けまして、監査事務局の聴き取り調査がございました。そこでの監査事務局

としての意見もございます。私どもとして、監査事務局からの意見は十分重く受け止める必要があろうと思っております。

そういったこともございますので、先ほど申し上げましたように、当時の根拠としては適正に処理したということで支出をいたしておりますけれども、今回の事態を招いたというところを踏まえ、委員の皆様のご指摘、あるいは監査事務局の聴き取り調査の結果、そういったものを含めて、いま一度整理をさせていただきたいと考えているところでございます。

【小林委員】当時の方々が適正な処理をしたと、こんなことを言い切るだけの根拠はあるのかと。

我々は、さかのぼって当時の適正な処理と言っているのは、適正な処理でなかったのではないかと、わずか5年間で1億2,500万円の公費を投入して換装しなければならない、その理由を聞いているわけですよ。なんでそんな言葉巧みにうそばかり言うのかと。何が適正ですか。適正ではないから、今こうして、この1億2,500万円の根拠は一体何だったんですかと、何度も同じことを聞いているんです。

修理代が相当の重みを持って、会社経営に大きな問題点を残すと、修理代が多額になっていると指摘しているんです。修理代が多額になっているとすれば、先ほどからあなたも聞いておられるように、自分たちでメーカーを選んで、自分たちで一番よかれかしと思うメーカーに注文してお買いになっているわけです。しかも、野口社長はエンジンに詳しい方です。五島産業汽船としてエンジンにも手を出しておったわけだから、全くずぶの素人ではないんです。1年間の保証しかなかったものが、なぜMTUかと。こんなような状況だって全部わかって、自分た

ちで判断されて、入札もせずに直接購入しているわけです。

公費で物を買う場合において、100%じゃなかったとしても、当然入札を求められるわけです。当たり前のことです。

入札はしなくてもいい。それを求めないで、自分たちが選んで買ったエンジンが、故障が多いと言っているわけです。しかし、あなた方が選んだエンジンではなかったんですかと。では故障の代金は幾らですかと、それはご自分で払うべきではないですかと。

他の会社は、メンテナンスをしっかりとやりながら、公費に迷惑をかけないようにというような形でやっていますよと。これだけ故障が多いとか、いろいろ言っているような案件は他にないということをはっきりこの中にも言っているし、また、このことをあなた方が聴き取りの中で監査事務局におっしゃっているじゃないですか。

そういう筋の通った話をしているわけですから、そうやって公費で買ったエンジンの修理代として幾らですかと、これをなぜ言えないと言うのか、なんで企業情報として括ってしまうのか、そこに何か言えない理由があるのか、何かおかしいことがあるのかと、こう疑わざるを得ないような答弁の仕方をやっているんですよ。ここはどうですか。（発言する者あり）

【大場委員長】しばらく休憩いたします。

午後 4時 7分 休憩

午後 4時 8分 再開

【大場委員長】委員会を再開いたします。

【廣田企画振興部政策監】ただいまのご質問にお答えいたします。

当時、検証委員会の方に、対外的に公表しな

い、いわゆる非公表ということで修理代等の金額の報告をいただいております。

しかしながら、小林委員からのご指摘もございますので、それは情報公開条例上、公表できるかどうかということ、いま一度検討させていただきたいと思っております。

【小林委員】同じような内容を、実は企画振興部長は、私の質問に答えておっしゃっているわけです。部長は覚えていらっしゃると思います。こういう内容を個人情報としていいかどうかということは、改めて検討すべきだと、こういうようなことを既に、たしか12月議会か何かでおっしゃっているわけですよ。

そこからどんな検討が起こったのかと、検討をやっていたのかと。今日、こうして確実に集中審議があるわけだから、同じ内容の質問が飛んでくるというぐらいのことはわかっていると思うんです。

だから、部長の答弁は、ただ口先だけの答弁だったのか。本当にこの間において、この重要さを理解されて、内部で検証して、これは公表すべきかどうかということについて、私の言っている指摘が間違いなのか、やっぱり個人情報として企業の秘密をしっかり守るんだと、それに値することなのかどうかと、こんなようなことをきちんとどこまであなた方が検証されたかということになって、今みたいな政策監の答弁が返ってくると、企画振興部長は残念ながら何もやっていないのではないかと、こんなようなことを彼が実証していると思うんですが、いかがですか。

【柿本企画振興部長】この一連の問題に関しての情報の取扱いについては、本委員会において、さまざまご指摘をいただいているところでございます。

検証委員会等に際して提出をいただいた情報について、それが一律に企業情報であるからということだけで情報として開示ができないかというふうなことではなく、我々としては、その後、破産管財人に対して、その情報を開示することで何か影響があるのかどうかと確認をし、それから、情報公開条例に基づいてこの情報を開示することは問題がないかと県の顧問弁護士にも相談をいたしております。

現状として、それを開示することが情報公開条例、地方公務員法の守秘義務のところ懸念があるというふうなご指摘を顧問弁護士からいただいております。

私どもとしましては、こういった問題の経過、今日の検証委員会の委員の方々へのご質問の状況、こういったことも十分に踏まえながら、一件一件の問題について、本当にその時点、今の時点において、その情報が開示できるのか、できないのかということについては、私どもとしてはやはり真摯に受け止めて、それを情報として開示できる可能性があれば、そこをしっかりと今後関係者と協議しながら、できるだけそういった開示ができるというふうなことは取り組んでいきたいと考えております。

【小林委員】要するに、あなた方は何か重苦しく言っているけれども、例えば我々に配った、五島産業汽船「ありかわ8号」リフレッシュ補助金修繕交付実績についてと、幾らかかったと書いているじゃないか。平成21年度200万円、平成23年度はエンジン換装だから1億2,700万円、これは対象外。平成24年度100万円、平成25年度200万円、平成26年度400万円、平成27年度該当なし、平成28年度1億2,500万円と、これを足しただけでも900万円になる。

こんなようなものを出しながら、なんでその

ようにあなた方がおっしゃるのかというつじつまが合わないと言っているんだよ。自分たちで、本当にあなた方はわかっているんですか。

我々に、五島産業汽船「ありかわ8号」と。同じことを聞いているじゃないですか。1億2,500万円の、5年しか経たないのにエンジン換装をしなければならないと。しなければならないならば、5年しか経っていないけれども、どういう理由ですかと、故障が多いんですと、故障が多いならば故障の理由は何ですかと、故障の修繕代がかさむから、とてもじゃないんですと、では修繕代は幾らですかと、こんなようなことを聞くのは当たり前のことであって。何度も同じことを言っているんだけど、これを、さも個人情報、企業情報みたいにしている。

そう言いながら、一方において我々への資料には、幾らかかったというようなことをいとも簡単に出しておるじゃないか。なんでそんなつじつまの合わないようなことをやっていくのかと。わかっているか。

そういうようなことから、部長、あなたもいろいろ問題を、企画振興部は本当に県の心臓部だから、大変な問題を抱えているということは、みんな理解しているんです。

だから、五島産業汽船の問題は政策監がしっかり、離島・半島の政策監として、もっとね。部長クラスだから、格好ばかりしてそこに座っておくな。ちゃんとした答えをしてくれよ。まじめにやっているんだ、我々は。そんないいところかげんな言葉で惑わそうと思っても、そんな簡単にいきませんよ。まだ同じような答弁をしているから、こんなふうになっているんだよ。

これは資料として出ています。これを見ただけで、この資料でもおおよそ900万円です。しかも検証委員会の委員長が、約1,000万円ぐらい

だと明らかにされているではありませんか。そんなような形をもって、まだあなた方の口からそれを割りきらない。

誰か怖いのか。誰か圧力をかけているのか。誰か怖いのか。まじめな行政をやらなければいかん人間が、そんな誰かの圧力に驚いたり、圧力が後から怖いとか、そんなへこたれた腰抜けで一体どうしますか。正しい行政をやってもらいたいと思っているんです。

その金額は明らかにしてもらいたい。何も委員会じゃなかったとしても、直ちにその資料を、明らかにする資料を正確に持って来ていただきたいと思うんだけど、いかがですか。（発言する者あり）

【大場委員長】 しばらく休憩いたします。

午後 4時16分 休憩

午後 4時17分 再開

【大場委員長】 再開いたします。

【廣田企画振興部政策監】 今、ちょっと資料の確認をさせていただきましたけれども、私どもが公表できない情報公開条例というのは、補助金の対象外にかかる修理費の件でございます。

そして、私を手元に持っております「ありかわ8号」のリフレッシュ補助金、修繕長寿命化にかかる交付実績といたしましては、平成22年度200万円から随時、23年度1億2,700万円（「21年度が200万円だよ、22年度じゃない」と呼ぶ者あり）資料が間違っておりました。（「我々には21年度と書いて出しているじゃないか」と呼ぶ者あり）訂正がございます。（「そこにあるのか、資料が」と呼ぶ者あり）22年で、見え消しでちょっと訂正しておりますので申しわけございません。（「これは21年度と書いてある」と呼ぶ者あり）平成22年度が200万円、平成23年度

が1億2,700万円、平成24年度が100万円、平成25年度が200万円、平成26年度が400万円、平成27年度はございませんで、平成28年度が1億2,500万円、総額で2億6,100万円という状況でございます。

【小林委員】だから何なんだ。だから、何なんだ。何か鬼の首を取ったみたいに、それが何なんだ。あなたは何か勘違いしておりはせぬか。何を君は血迷っているのか。2億6,100万円、それがどうしたのか。

我々が今聞いていることは、そういう修繕費が幾らですかと、その修繕費の中に平成23年度の1億2,700万円とか、補助をした1億2,500万円とかというのは入っておらず、これを足したら900万円と、こう言っているんだ。これは我々の調査でも大体同じような金額だし、ましてや検証委員会の委員長が、1,000万円ぐらいの修理代だと、こう言って明らかにしたのではないかと。その状況の中で、なんで隠さんばいかんのかと言っているわけだから、ちゃんとそこをきちんと言えよとやればいんだと。

【廣田企画振興部政策監】ご質問の分については、この補助金の対象外の経費にかかる分だと思っております。その分については、先ほどもご説明しましたように、当時、検証委員会の中に、あくまでも公表しないということで補助対象外である修繕費について報告をいただいたところでございます。

そういったこともございますので、先ほど部長が申しあげましたように、今回のご指摘等も踏まえて、顧問弁護士等と今、協議を進めておりますので、今日のご指摘を踏まえ、再度、顧問弁護士等と調整をし、対応させていただきたいと思っております。

【小林委員】あなた方も整理をされていって

るようだけれども、こちらも整理をしたいんだけれども、エンジン換装以外の900万円、ここはリフレッシュ補助金、修繕長寿命化交付実績ということになっているんだよ。あなた方は、要するに補助金対象外の金額だと、こう言っているわけだな。これは、修繕費用は全く入っていないと政策監は言っているのか。

【椿谷新幹線・総合交通対策課企画監】この資料につきましては、リフレッシュ補助金ということで修繕長寿命化、いわゆるドック入りの経費、点検経費等が入っているものでございます。

【小林委員】じゃ、これについては修理代は全く入ってないと、こういうことでよろしいんですか、修理代は全く入ってないと。

【椿谷新幹線・総合交通対策課企画監】先ほど、検証委員会の中、もしくは私どもで説明をいたしました、エンジン不具合の発生を時系列的に示すといった部分での修理代金については入っていません。

【小林委員】これ以外に修理代というのが別にあるのか。そういうことになるわけだな。それが多額になっていると、こう言っているわけだな、多額に。

多額という金額は、どこをもって多額と言うのか。例えば1億2,500万円とか1億2,700万円がエンジン換装費と。こういうようなお金に対して、それを上回るような修繕代と、これがずっと毎年かさねていると、こんなようなことを言っているのか。もうちょっとわかりやすく、日本語で言うてくれ、我々の感覚でわかるごと。

【椿谷新幹線・総合交通対策課企画監】確かにエンジンの換装経費が1億円を超える中で、多額といった時に修理代金が幾らぐらいかといったところは、受け止め方にも個人差があると思っております。

私たちが使っている言葉の適切さもございませぬけれども、通常、修理、点検の中で考えられている部品代であったり、工事、修繕の内容であったりから考えた時に、エンジンの通常の整備の中で言うと多額だろうといった...（発言する者あり）

【小林委員】そんな答弁を君がするから、私は、もうちょっと上の政策監に、この人だったらいい答えを出してくれるだろうと。そして、委員会も早く済むだろうと思ったら、これがしゃべればしゃべるほど長くなるわけだ。そういうような形でね。もうちょっと勉強しろよ、担当として。格好ばかりじゃないぞ。

そして同時にもう一つ、この経費削減効果というのが何かと。経費の削減効果というものがあるんだと。修理代のみならず、このエンジンを換装することによって経費の削減効果があるから換えるんだと。

じゃ、経費の削減効果は幾らか、政策監。（「休憩をお願いします」と呼ぶ者あり）

【大場委員長】しばらく休憩いたします。

午後 4時24分 休憩

午後 4時25分 再開

【大場委員長】再開いたします。

【廣田企画振興部政策監】少し同じ答弁になりまして恐縮なんですけれども、検証委員会の折には、あくまでも非公表ということで修繕費、あるいは年間のランニングコストの数字についてはいただいております。検証委員会委員長が先ほどご説明しましたように、そういったものをトータルしますと経費節減につながるということで、検証委員会で検証結果をいただいたところでございます。

そういったこともございますので、その修繕

費、ランニングコスト、いわゆる経費節減効果の検証結果と申しますか、そういったものについても情報公開条例との関係がございしますので、今日のご指摘を踏まえて、そういったものも含め、公表してご説明できるかということで検討させていただきたいと思っております。

【小林委員】政策監、今日初めて指摘したわけじゃないということは、横におって、何を考えて、聞いているのか、こっちの意見を。なんばしんごと、なんばしみたいに、今日初めて聞いたかのような涼しい顔をするなよ、恥ずかしい。ずっと同じことを、何回も何回もこの委員会で私は質問しているわけよ。あなたは、今、初めて聞いたかのような、そんないいころかげんな、無責任なそんな話をしたらだめですよ。聞いているでしょうが、実際、そんな話は。今、初めてじゃありませんよ。

だから、もう一回聞きます。検証委員会の委員長等に、エンジンを換装することによってどのくらいの、ここで言う経費の削減効果が出ますと、この金額を伝えておりますか。（「休憩をお願いします」と呼ぶ者あり）

【大場委員長】しばらく休憩いたします。

午後 4時27分 休憩

午後 4時27分 再開

【大場委員長】再開いたします。

【廣田企画振興部政策監】先ほど申し上げましたように、修理費あるいはランニングコスト等の数字については、検証委員会の委員には提出をいたしております。その数字を踏まえまして、エンジン交換の是非をご判断いただいているところでございます。

しかしながら、その数字につきましては、本当に繰り返しになって申し訳ございませんけれ

ども、当時、それを対外的に公表しないということで事業者の方からいただいておりますので、今回のご指摘を踏まえて、再度、どこまで公表できるかということをご顧問弁護士、破産管財人等と協議をさせていただきたいと思っております。

先般からご指摘を受けて、今日、明確な答えをご説明できないということについては、本当に申し訳ないと思っておりますので、再度お時間をいただきたいと思います。

【小林委員】本当にでたらめな答弁をしているんだよ。

あなた方は、この聴き取り調査の中に、監査事務局があなた方から聴き取りをした時に何と言っているかということ、「これから経費削減効果が見込まれるエンジン等の換装は」と、こういうようなこととか、換装した場合と換装しないでそのまま使用を継続した場合のコスト比較等により検証を行うこと、こんなことを平成29年3月16日開催の検証委員会において了承しているじゃないか。なんでそんなでたらめな答弁をするんですか。

委員長、余りにもでたらめ過ぎますよ。検証委員会ですら、だまされよる。平成29年3月16日開催の検証委員会において、経費削減効果が見込まれるものを対象とする、こういうようなことで、ここの内容は、経費の削減効果が見込まれるエンジン等の換装は対象とするがと、減価償却期間等を勘案して決定すると。つまり、今回のことの反省が、まさに平成29年3月16日開催の検証委員会において明らかになって。平成29年ぞ。今は平成31年だよ。

こういうようなこととか、換装した場合と使用を継続した場合のコスト比較等により検証を行うと。だから、当然のことながら、そういう内容というものが明らかにならばいかんじゃ

ないのか。

そして、先ほども明らかになったように、平成29年3月16日のこのような検証委員会の決定だけれども、その前からそういうような形の中で、換装した場合と使用を継続した場合のコスト比較については、以前からやらなければならなかったということを明らかにしているじゃないか。なんでそうやって、初めて今日聞くかのような、そんなでたらめな答弁を政策監は繰り返すんですか。あんまり委員会を愚弄していますよ。こんな、いわゆる議会軽視も甚だしい。ちょっとこれは罪なものであって、普通だったら懲罰委員会だぞ、こんなでたらめな内容の。

そういうような形で、もうちょっと自分で恥を知ると同時に、もうちょっと責任を感じませんか。ちゃんとここに書いているじゃないか。書いていて、それを平気で、今から検証するみたいな、今から検討するとか、そんな内容はないと思いますよ。もうちょっとまじめにやってくれませんか。やっておれませんか、こちらは。

【早稲田新幹線・総合交通対策課長】当時、「ありかわ8号」のエンジンの換装ということで、私も携わった者ですので、その経過で、委員ご指摘の比較のところですけれども、当時の資料におきましては、エンジンを換装した場合と現行の整備をした場合の比較で、年間のランニングコストがおよそどのくらい、それが積み重なって、どのくらいだと1億2,000万円ぐらいのエンジンと比較して元がとれるのか、改善効果ができるのかというような比較検証を、追加資料ということで検証委員会の方に提出されております。

それと、ランニングコストと併せて修繕費がどれくらい単年度でかかるのかと、それを比較検討して、先ほど齋藤副委員長がおっしゃいま

したが、通年8年ぐらい、例えば平成28年度で考えた場合は、5年保証でさらに8年間、比較すると元がとれる、かつ安定的な運航ができると判断をされまして、検証委員会の方ではランニングコストと修繕費用、それから安定的運航の保障、エンジン保証がつくということと、さらにエンジン監視装置という遠隔的な操作でエンジンの故障とか管理できる機能も備えていましたので、そういったところも総合的に勘案しまして、新船建造費等検証委員会でも承認されたと、こちらでは認識をしているところでございます。

【小林委員】もう時間なんですよ。委員長から、時間、時間と言って責められて、こっちもたまったもんじゃないんだよ。もうちょっときちとした答えを出して、無事に終わりたいんですよ。余りにも問題がちょっと多過ぎて、ましてや、後ろにいらっしゃる監査事務局まで、何かここに書いてあることがうそを言っているかのような、いいころかげんなことを書いているような、県庁内部でそんな権威のないことをやっとなってどうするんですか、本当の話。もっと正直に。

誰が怖いのかと、こう言っているんだよ。あんまり身の保全ばかり考えるな。誰も怖くなんかいないよ。当たり前のことを当たり前に正直に答弁する、その姿勢でなければいかんじゃないですか。

そういうようなことで、一番大事な、換装した場合と換装をしないで使用を継続した場合、ここの比較対象がとても大事だと、こんなようなこともおっしゃっているわけです。

先ほどから検証委員会の委員長に、そういう比較対照した時に、どれくらいの改善効果がありますよという説明は本当にしたんですかと、

「しております」と、こう言っているんだよ。しかし、私の情報では、そんな内容は全然聞いていないと、委員の皆様方のそんな話もあるわけです。

誰の話が本当なのか。一番正直であらなければいかんあなた方が、そこを逃れるかのごとくうそばかりついて、こんなようなやり方でね。我々も改選の時期だから、こんな時間を、本当に我々だって決して喜んではいないわけです。もっときちんとやっていただきさえすれば。

なんでエンジンの換装をしなければいけないんですかと、これだけの故障があって、これだけのお金がかかって、これをきちっと換えることによって改善効果がありますから、こうですよとか、まともいきちとあるがままの話をしていたら、それで事は済んでいくんだけど、どうしてもこうやって、何か奥歯に物が挟み、誰かを怖がっているかのような、とんでもない話ですよ。だから、こうやって時間がかかって、あんまり内容が先に進まないよ。

ほかの委員の皆さん方にもお気の毒だし、ほかの皆さん方にも大変迷惑をかけています。何も私も好きこのんでやっているんじゃない。ただ、こういう当たり前のことが当たり前に通らん我々の議論でいいのかということ、議会軽視も甚だしいし、あなた方の信頼、信用の問題にもかかってくるじゃありませんか。

ここは、幾ら聞いても初めて聞いたかのように、政策監がそんな答弁を繰り返しては、いつまで経っても、それで上等だったと言うわけにはいかんよ。絶対にいかんよ。いやが上でも当選し、総務委員会に在籍して、あなたが変わっていない限りは徹底的に究明をしていかなくちやいかん、これは。

そういうことだから、最後に一つ聞かせてく

ださい。「びっぐあーす1号」も5年間でエンジンを換えています。その要因は何ですか。

【椿谷新幹線・総合交通対策課企画監】「びっぐあーす1号」につきましては、平成27年度にエンジンの換装を行っております。

27年3月の検証委員会におきまして、「びっぐあーす」のエンジン換装について説明を受けたところでございますが、その時点でも、「ありかわ8号」と同様に短期間のエンジン換装ということもございましたので、説明や資料が十分でなかったといったことで追加資料を求め、再審査を行っております。

その後、追加資料により最終的にはエンジン換装となりましたけれども、既存のエンジンをオーバーホールした場合の資料と比べたところ、エンジン換装により中期的にはコスト削減が図られるといったところで検証委員会の方では認証したというようなことになっております。

【小林委員】 そんなことで、公費の何億円と、そんなお金を簡単に右から左に出せるようなものですかと、5年間ぐらいで。「びっぐあーす2号」は12年か14年ぐらい経っているんですよ。これは理解ができるような感じがするんです。耐用年数とかいうのがない状況の中でも9年間と出ている以上、その前に換えなければいかんというところについては。

「ありかわ8号」についてはそうやって故障が多いと、いろいろ問題点があった。そんなことを言いながら、その内容は明らかではない。じゃ、「びっぐあーす1号」については、3億円近くのエンジン代だ。こっちは1億2,500万円だったけれども、今度は2億9,000万円ぐらいだろう、恐らく。これだけの多額の金額を「びっぐあーす1号」のエンジン換装に、5年も経たないうちにそれを換えていると。

じゃ、実際何ですかと。結局、私がさっき指摘したように、5年間の、車検と同じようにオーバーホールとかというのは、どこの会社だってやっているんだよ、自分たちのお金で。

5年間でエンジンを換装するという戦略が最初から組まれて、まさに公費を無駄遣いしている。旧五島産業汽船には17億3,000万円入れているんだよ。その中で、吉村(洋)委員に調査をしていただいた結果、17億3,000万円のうちの14億3,500万円は全部エンジン換装だ。こんな状態は一体何と考えればいいのかと。

公金を扱うあなた方、国のお金であるとしても、あなた方が全部これでオーケーと言え、要するにあなた方の決定に従って、全部国は右から左にお金を出しているじゃありませんか。そんなようなことを考えていけば、もうちょっとまじめにやってもらわんばいかん。

何かもう、さっきの政策監の話は、誰かにおびえているような、誰かから言われることを避けがたいと思って、何かそういうようなことだね。何だ、大したことないな、この政策監も。誰がそんなことを言うて、おたおたしているのか。責任のある君が、そんな態度で一体どうするかと。あんまりごまばかりするな。もうちょっときちっと、正しい政策をやってもらいたいと思うんです。

いいですか、17億3,000万円の全額のうち14億3,500万円がエンジンの換装になっている。これも摩訶不思議。一体ここにどんな裏があるのかということもよくわからない。そういうようなことも、これからもっともっと究明していかなければいけない問題点が多いと、こういうようなことだけを指摘して終わりたいと思います。

【大場委員長】 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】 しばらく休憩いたします。

午後 4時40分 休憩

午後 5時15分 再開

【大場委員長】 それでは、委員会を再開いたします。

それでは、今回の委員会で出ましたご意見を踏まえて、一旦会派の方に持ち帰りをいただいて、最終的に委員長として判断をさせていただきたいと思います。そのようにさせていただきますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】 それでは、これもちまして、総務委員会及び予算決算委員会総務分科会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午後 5時16分 閉会

総務委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件について審査の結果、下記のとおり決定したので報告する。

平成31年3月8日

総務委員会委員長 大場 博文

議長 溝口 芙美雄 様

記

1 議 案

| 番 号 | 件 名 | 審査結果 |
|------------|--|------|
| 第 17 号 議 案 | 長崎県手数料条例の一部を改正する条例（関係分） | 原案可決 |
| 第 18 号 議 案 | 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 | 原案可決 |
| 第 19 号 議 案 | 長崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例 | 原案可決 |
| 第 20 号 議 案 | 警察本部の組織に関する条例の一部を改正する条例 | 原案可決 |
| 第 21 号 議 案 | 武道館条例の一部を改正する条例 | 原案可決 |
| 第 50 号 議 案 | 包括外部監査契約の締結について | 原案可決 |
| 第 51 号 議 案 | 和解及び損害賠償の額の決定について | 原案可決 |
| 第 52 号 議 案 | 和解及び損害賠償の額の決定について | 原案可決 |

計 8 件（原案可決 8 件）

2 請 願

| 番 号 | 件 名 | 審査結果 |
|-------|---|------|
| 第 1 号 | 国に対し「2019年10月からの消費税率10%への引き上げ中止を求める意見書」の提出を求める請願書 | 不採択 |

計 1 件（不採択 1 件）

委 員 長 大 場 博 文

副 委 員 長 吉 村 庄 二

署 名 委 員 宮 内 雪 夫

署 名 委 員 坂 本 智 徳

書 記 馬 場 雄 志

書 記 藤 澤 英 忠

速 記 (有)長崎速記センター

配 付 資 料

平成31年2月定例県議会

予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料
(経済対策補正先議分)

企 画 振 興 部

企画振興部関係の議案について、ご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第72号議案 平成30年度長崎県一般会計補正予算（第6号）のうち関係部分
であります。

今回の補正予算は、国において決定された「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急
対策」等に伴う国の補正予算に適切に対処するため、必要な予算を追加しようとするもので
あります。

歳入予算は、

| | | |
|-------|--------|-----|
| 国庫支出金 | 2,540万 | 円の増 |
| 合計 | 2,540万 | 円の増 |

歳出予算は、

| | | |
|-----|--------|-----|
| 企画費 | 3,810万 | 円の増 |
| 合計 | 3,810万 | 円の増 |

となっております。

次に、補正予算の内容についてご説明いたします。

(土地対策費について)

災害時の迅速な復旧に資するため、土砂災害警戒区域等を含む地域において、諫早市及
び平戸市が実施する地籍調査事業に対する国土調査事業等補助金

3,810万 円の増

を計上いたしております。

次に、繰越明許費についてご説明いたします。

諫早市及び平戸市が実施する地籍調査に要する経費の補助金ではありますが、国からの追加
予算の配分が2月となり、年度内に適正な事業期間を確保できないことから、

| | | |
|-------|--------|-----|
| 企 画 費 | 3,810万 | 円の増 |
| 合 計 | 3,810万 | 円の増 |

について、繰越明許費を設定しようとするものであります。

以上をもちまして、企画振興部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

平成31年2月定例県議会

予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料
(経済対策補正先議分)

総 務 部

総務部関係の議案について、ご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第72号議案 平成30年度長崎県一般会計補正予算（第6号）のうち関係部分
であります。

今回の補正予算は、国において決定された「防災・減災、国土強靱化のための3か
年緊急対策」等に伴う国の補正予算に適切に対処するため、必要な予算を追加しよ
うとするものであります。

歳入予算は、

| | |
|-----------|------------------|
| 地 方 交 付 税 | 3億 2,784万 8千円の増 |
| 県 債 | 86億 8,490万 円の増 |
| 合 計 | 90億 1,274万 8千円の増 |

となっております。

以上をもちまして、総務部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

平成31年2月定例県議会

予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料

警 察 本 部

警察本部関係の議案について御説明いたします。

今回、御審議をお願いいたしておりますのは、

第1号議案 平成31年度長崎県一般会計予算のうち関係部分

第57号議案 平成30年度長崎県一般会計補正予算（第5号）のうち関係部分
であります。

はじめに、第1号議案「平成31年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分について御説明いたします。

予算額は、

歳入予算

| | | | |
|----------|--------|--------|-----|
| 使用料及び手数料 | 8,739万 | 5千円 | |
| 国庫支出金 | 12億 | 2,253万 | 3千円 |
| 財産収入 | 3億 | 6,085万 | 2千円 |
| 諸収入 | 1億 | 2,920万 | 6千円 |
| 合計 | 17億 | 9,998万 | 6千円 |

歳出予算

| | | | |
|------------|------|--------|-----|
| 警察管理費 | 392億 | 1,759万 | 7千円 |
| 警察活動費 | 26億 | 683万 | 9千円 |
| 県有施設等災害復旧費 | 510万 | 6千円 | |
| 合計 | 418億 | 2,954万 | 2千円 |

を計上いたしております。

歳出予算の主なものについて御説明いたします。

(一般管理費について)

一般庁費等の管理的な経費として、光熱水費、電子計算機等の使用賃借料等

19億 805万 1千円

非常勤職員等運営費として、警察安全相談員、交番相談員報酬等

3億 6,001万 円

警察官等被服費として

1億 9,706万 9千円

職員厚生経費として、定期健康診断手数料等

8,684万 2千円

等を計上いたしております。

(給与費について)

警察職員の給与及び退職手当等

315億 7,568万 9千円

を計上いたしております。

(装備費について)

車両維持費として、警察車両の燃料費等

3億 7,177万 8千円

舟艇維持費として、警備艇の定期検査経費等

2億 7,234万 8千円

ヘリコプター維持費として、警察ヘリコプターの定期点検整備費等

1億 5,782万 8千円

等を計上いたしております。

(警察施設費について)

一般施設整備費として、長崎警察署庁舎建設工事費、警察署庁舎改修等

30億 8,678万 2千円

職員公舎整備費として、外部改修、解体経費等

1億 4,439万 6千円

施設維持管理費として

2億 7,685万 1千円

を計上いたしております。

(運転免許費について)

運転免許費として、運転免許証更新時講習委託料、高齢者講習委託料等

3億 7,251万 円

免許試験費として、運転免許証作成資材費、運転免許事務委託料等

3億 2,060万 2千円

等を計上いたしております。

(一般警察活動費について)

一般警察活動費として、警察活動における一般的な運営、地域警察に要する経費等

7億 227万 円

を計上いたしております。

一般警察活動費については、高齢者が安全で安心して暮らせる社会づくりに向けて、深刻な状況にある特殊詐欺などの犯罪の抑止対策経費、高齢者が関係する交通事故の抑止対策経費等を計上いたしております。

(刑事警察費について)

刑事警察費として、犯罪捜査に要する経費 3億 6,620万 3千円

生活安全警察費として、犯罪の予防及び捜査に要する経費

7,822万 8千円

を計上いたしております。

(交通指導取締費について)

交通指導取締費として 3億 5,281万 3千円

交通安全施設整備費として、交通管制システム、交通信号機の新設・改良及び道路標識・標示の整備経費

8億 231万 8千円

交通安全施設維持費として、交通信号機の点検等に要する経費

3億 500万 7千円

を計上いたしております。

(債務負担行為について)

平成32年度以降の債務負担を行うものについて御説明いたします。

消費税引上げ影響に伴う、警察行政事務機器の賃借等に係る平成32年度から平成

35年度に要する債務負担として 1,693万 6千円

情報通信ネットワークパソコン等、警察行政事務機器の賃借等に係る平成32年度から平成36年度に要する債務負担として 8億 3,223万 円

長崎警察署建替に伴う移転業務に係る平成32年度に要する債務負担として 6,889万 2千円

警察車両の法定点検、車両整備等の業務に係る平成32年度から平成33年度までに要する債務負担として 1億 4,225万 8千円

交機隊会議室等の賃借等に係る平成32年度から平成33年度に要する債務負担として 15万 5千円

消防設備点検業務委託等、警察施設維持のための保守・管理等業務に係る平成32年度から平成34年度に要する債務負担として 2億 5,565万 3千円

運転免許関係講習等業務委託に係る平成32年度に要する債務負担として 4億 6,859万 8千円

通信指令システムの賃借等に係る平成32年度から平成34年度に要する債務負担として 706万 円

警察本部と警察署間における通送業務委託等、一般警察活動の支援業務等に係る平成32年度から平成33年度に要する債務負担として 5,018万 5千円

交通管制システム設備保守委託等、警察行政機器等の保守業務に係る平成32年度に要する債務負担として 7,717万 2千円

自動車保管場所調査及び入力業務委託等、交通指導取締関係の業務に係る平成32年度から平成33年度に要する債務負担として 2億 3,774万 3千円
を計上いたしております。

次に、第57号議案「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち関係部分について御説明いたします。

補正予算額は、

歳入予算

国庫支出金 4,693万 2千円の増

歳出予算

警察管理費 1億 5,061万 4千円の減

警察活動費 2,085万 6千円の減

合 計 1億 7,147万 円の減

を計上いたしております。

歳出予算の主な内容について御説明いたします。

(一般管理費について)

一般庁用消耗品等の執行残として 2,208万 2千円の減

等を計上いたしております。

(給与費について)

職員給与費既定予算の過不足調整に要する経費として

5,081万 3千円の減

を計上いたしております。

(装備費について)

車両等燃料費の高騰に伴う不足分として 2,897万 3千円の増

を計上いたしております。

(警察施設費について)

長崎警察署庁舎建設に伴う工事費等の執行残として 6,880万 円の減

等を計上いたしております。

(運転免許費について)

運転免許関係機器のリース契約等に伴う入札の執行残等として

1,095万 9千円の減

を計上いたしております。

(警察活動費について)

通信回線料等の執行残として 1,931万 円の減
等を計上いたしております。

次に、繰越明許費について御説明いたします。

旧警察本部庁舎解体工事につきまして、当初想定していたよりも広範囲に石綿が含有していることが判明し、その除去工事が追加されたため、本年度中に予定していた工事を完了することが困難であることから

警 察 施 設 費 1億 996万 円
について、繰越明許費を設定しようとするものであります。

最後に、平成30年度補正予算の専決処分について、あらかじめご了承を賜りたいと存じます。

平成30年度の予算につきましては、今後、年間の執行額の確定に伴い整理を要するものがあり、これらの整理・調整を行うため、3月末をもって、平成30年度予算の補正について専決処分により措置させていただきたいと考えておりますので、ご了承を賜りますようお願いいたします。

以上をもちまして、警察本部関係の説明を終わります。

よろしく、御審議を賜りますようお願いいたします。

平成31年2月定例県議会

予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料

出 納 局
監 査 事 務 局
人 事 委 員 会 事 務 局
労 働 委 員 会 事 務 局
議 会 事 務 局

出納局関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第1号議案 「平成31年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分

第57号議案 「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち関係部分
であります。

まず、第1号議案「平成31年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳入予算総額 20億 4,238万 円

を計上いたしておりますが、このうち、

(目) 証紙収入 20億 3,000万 円

は、手数料徴収のための証紙売払収入であります。

(目) 県預金利子 1,238万 円

は、歳計現金の預金利子収入であります。

次に、

歳出予算総額 4億 841万 7千円

を計上いたしておりますが、このうち、

(目) 一般管理費 2億 9,415万 6千円

は、出納局職員の給与費並びに物品の集中調達及び物品管理事務の運営に要する経費
であります。

(目) 会計管理費 1億 1,426万 1千円

は、会計事務の管理運営に要する経費であります。

次に、債務負担行為についてご説明いたします。

事務用消耗品の集中調達に係る経費として

3,416万 2千円

出納行政機器等の保守業務に係る経費として

299万 1千円

を計上いたしております。

これらは、年度開始前に入札公告等の手続が必要な契約及び消費税率の改定に伴う変更契約を締結するため、翌年度以降の債務負担を行うものであります。

次に、第57号議案「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳入予算で、

(目) 証紙収入 3,000万 円の増

を計上いたしておりますが、これは、手数料徴収のための証紙売払収入の増によるものであります。

(目) 県預金利子 420万 円の減

を計上いたしておりますが、これは、歳計現金の預金利子収入の減によるものであります。

次に、歳出予算で、

(目) 一般管理費 199万 8千円の減

を計上いたしておりますが、これは、職員給与費の過不足の調整による減並びに物品の集中調達及び物品管理事務の運営に要する経費の執行見込額の減によるものであります。

(目) 会計管理費 608万5千円の減

を計上いたしておりますが、これは、会計事務の管理運営に要する経費の執行見込額の減によるものであります。

最後に、平成30年度補正予算の専決処分について、あらかじめご了承を賜りたいと存じます。

平成30年度の予算については、今後、年間執行額の確定に伴い、調整・整理を行う必要が生じるため、3月末をもって、平成30年度予算の補正を専決処分により措置させていただきたいと存じますので、ご了承を賜りますようお願いいたします。

以上をもちまして、出納局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

監査事務局関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第1号議案 「平成31年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分

第57号議案 「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち関係部分
であります。

まず、第1号議案「平成31年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳出予算総額 1億 7,360万 5千円

を計上いたしておりますが、このうち、

(目) 委員費 2,200万 1千円

は、常勤監査委員1名分の給与費及び非常勤監査委員3名分の報酬並びに定期監査、決算審査等、委員の監査及び審査に要する経費であります。

(目) 事務局費 1億 5,160万 4千円

は、事務局職員の給与費並びに予備監査、予備審査等、事務局運営に要する経費であります。

次に、第57号議案「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳出予算で、

(目) 委員費 15万 9千円の減

を計上いたしておりますが、これは、委員運営費の執行見込額の減によるものであります。

(目) 事務局費 151万 2千円の減

を計上いたしておりますが、これは、職員給与費の過不足の調整による増及び事務局運営費の執行見込額の減によるものであります。

最後に、平成30年度補正予算の専決処分について、あらかじめご了承を賜りたいと存じます。

平成30年度の予算については、今後、年間執行額の確定に伴い、調整・整理を行う必要が生じるため、3月末をもって、平成30年度予算の補正を専決処分により措置させていただきたいと存じますので、ご了承を賜りますようお願いいたします。

以上をもちまして、監査事務局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

人事委員会事務局関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第1号議案 「平成31年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分

第57号議案 「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち関係部分
であります。

まず、第1号議案「平成31年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳入予算で、

(目) 雑入 184万 8千円

を計上いたしておりますが、その主なものは警察官採用共同試験受託に伴う収入であります。

次に、

歳出予算総額 1億 2,929万 円

を計上いたしておりますが、このうち、

(目) 委員会費 800万 7千円

は、委員3名分の報酬及び委員会の運営に要する経費であります。

(目) 事務局費 1億 2,128万 3千円

は、事務局職員の給与費及び県職員採用試験、給与勧告、公平審理など、事務局運営に要する経費であります。

次に、第57号議案「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳出予算で、

(目) 委員会費 6万 円の減

を計上いたしておりますが、これは、委員会運営に要する経費の執行見込額の減によるものであります。

(目) 事務局費 202万 4千円の減

を計上いたしておりますが、これは、職員給与費の過不足調整及び事務局運営に要する経費の執行見込額の減によるものであります。

最後に、平成30年度補正予算の専決処分について、あらかじめご了承を賜りたいと存じます。

平成30年度の予算については、今後、年間執行額の確定に伴い、調整・整理を行う必要が生じるため、3月末をもって、平成30年度予算の補正を専決処分により措置させていただきたいと存じますので、ご了承を賜りますようお願いいたします。

以上をもちまして、人事委員会事務局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

労働委員会事務局関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第1号議案 「平成31年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分

第57号議案 「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち関係部分
であります。

まず、第1号議案「平成31年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳出予算総額 8,319万 円

を計上いたしておりますが、このうち、

(目) 委員会費 2,803万 5千円

は、委員15名分の報酬及び労働争議の調整、不当労働行為事件の審査など、委員会業務の活動に要する経費であります。

(目) 事務局費 5,515万 5千円

は、事務局職員の給与費及び労働争議、不当労働行為事件の調査など、事務局運営に要する経費であります。

次に、第57号議案「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳出予算で、

(目) 委員会費 41万 9千円の減

を計上いたしておりますが、これは、委員会運営に要する執行見込額の減によるものであります。

(目) 事務局費 32万 7千円の減

を計上いたしておりますが、これは、職員給与費の過不足調整及び事務局運営に要する経費の執行見込額の減によるものであります。

最後に、平成30年度補正予算の専決処分について、あらかじめご了承を賜りたいと存じます。

平成30年度の予算については、今後、年間執行額の確定に伴い、調整・整理を行う必要が生じるため、3月末をもって、平成30年度予算の補正を専決処分により措置させていただきたいと存じますので、ご了承を賜りますようお願いいたします。

以上をもちまして、労働委員会事務局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

議会事務局関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第1号議案 「平成31年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分

第57号議案 「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち関係部分
であります。

まず、第1号議案「平成31年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳出予算総額 13億 3,574万 5千円

を計上いたしておりますが、このうち、

(目) 議会費 10億 2,102万 3千円

は、議員報酬及び議員の費用弁償に要する経費並びに議会運営に要する経費等であり
ます。

(目) 事務局費 3億 1,472万 2千円

は、事務局職員の給与費及び事務局運営に要する経費であります。

次に、債務負担行為についてご説明いたします。

県議会テレビ広報番組の制作及び放映委託に係る経費として、

157万 9千円

長崎県議会インターネット映像配信業務委託に係る経費として、

4万 6千円

議会行政事務機器賃借に係る経費として、

5万 2千円

を計上いたしております。

これらは、複数年の契約の締結及び消費税率の改定に伴う変更契約を締結するため、翌年度以降の債務負担を行うものであります。

次に、第57号議案「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳出予算で、

（目） 議会費 3,185万 円の減

を計上いたしておりますが、これは、議員報酬及び議員の費用弁償に要する経費並びに議会運営に要する経費の執行見込額の減によるものであります。

（目） 事務局費 501万 3千円の減

を計上いたしておりますが、これは、職員給与費について、既定予算の過不足調整並びに事務局運営に要する経費の執行見込額の減によるものであります。

最後に、平成30年度補正予算の専決処分について、あらかじめご了承を賜りたいと存じます。

平成30年度の予算については、今後、年間執行額の確定に伴い、調整・整理を行う必要が生じるため、3月末をもって、平成30年度予算の補正を専決処分により措置させていただきたいと存じますので、ご了承を賜りますようお願いいたします。

以上をもちまして、議会事務局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

平成31年2月定例県議会

予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料

文化観光国際部

文化観光国際部関係の議案について、ご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第1号議案 平成31年度長崎県一般会計予算のうち関係部分

第57号議案 平成30年度長崎県一般会計補正予算（第5号）のうち関係部分
であります。

議案の説明に先立ちまして、文化観光国際部の新年度の取組の方向性についてご説明いたします。

近年における本県観光の動向は、クルーズ乗船客の増加などにより、日帰り客を含む観光客延べ数については、熊本地震の影響を除けば概ね拡大傾向にあるものの、地域経済への波及効果が大きい観光消費額や宿泊者数については伸び悩んでいる現状があります。このような状況を踏まえて、県としても「観光を産業として捉える」という考え方のもと、地域の資源を活かした生産性の向上や人材育成など、産業としての成長に欠くことのできない課題解決へ向けて取り組んでまいります。

また、文化・観光・国際・物産の各部門が一層連携して、2つの世界遺産をはじめとする本県の多様で魅力ある地域資源の価値を発信し、歴史文化を活かした交流促進やブランド力の強化によって、国内外からの観光客や観光消費額の増加、県産品の販路拡大など実需の創出につなげてまいります。

具体的には、宿泊施設が関係事業者と連携して魅力向上による高付加価値化を図る取組に対して新たに支援することで、観光産業の「稼ぐ力」の最大化を図るとともに、長崎の食の魅力味わえる店舗情報の発信等による観光客の「グルメ満足度」の向上や、県内高校生が対象となる観光をテーマにした講座の開催等による観光人材の確保・育成についても新たに取り組んでまいります。あわせて、品質向上を図る宿泊事業者の取組を重点的に支援するとともに、これら事業者との県産食材や観光人材のマッチングを積極的に進めてまいります。

世界遺産については、「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」への来訪者が登録後の7月から好調に推移しており、引き続き、地域の方々の生活と観光の調和に留意しながら一層の受入体制充実を図るため、世界遺産の価値を伝えるガイドの育成等に取り組んでまいります。また、所有者への支援や調査研究を継続するとともに、構成資産の保護を担う地域の活動支援や県内大学と連携したフィールドワークの実施など、次世代への継承や地域の活性化にも取り組んでまいります。

アジア・国際戦略については、歴史的なつながりや人脈、さらには、本県ゆかりの偉人の功績顕彰など、それぞれの国における本県の強みを生かし、本県のプレゼンス及び認知度の向上を図り、観光客誘致や県産品の輸出拡大など、経済的実利の創出・拡大に取り組んでまいります。

それではまず、第1号議案「平成31年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳入予算の総額は、3億 4,990万 1千円

で、内訳は

| | |
|----------|---------------|
| 使用料及び手数料 | 753万 2千円 |
| 国庫支出金 | 1,819万 1千円 |
| 財産収入 | 297万 7千円 |
| 寄附金 | 1,588万 円 |
| 繰入金 | 1,320万 7千円 |
| 諸収入 | 2億 9,211万 4千円 |

であります。

文化観光国際部所管の歳出予算総額は、39億 8,634万 6千円

で、これを平成30年度当初予算額40億 6,131万 1千円

と比較いたしますと、7,496万5千円、1.8%の減となっております。

平成31年度長崎県一般会計予算の歳出予算の内訳は

| | |
|-----------|----------------|
| 企 画 費 | 19億 4,127万 3千円 |
| 生 活 対 策 費 | 9,123万 円 |
| 商 業 費 | 3億 6,650万 7千円 |
| 観 光 費 | 12億 8,780万 7千円 |
| 社 会 教 育 費 | 2億 9,952万 9千円 |

であります。

歳出予算の主なものについてご説明いたします。

- 1 長崎県美術館、長崎歴史文化博物館、シーサイドホール・アルカスさせぼの施設改修等整備等に要する経費として、

文化施設行政推進費 3億 8,196万 2千円

- 2 長崎県美術館、長崎歴史文化博物館、長崎近代交流史と孫文・梅屋庄吉ミュージアムの管理運営に係る指定管理者への負担金や、企画展の特別経費に要する経費として、

美術館運営費 3億 6,108万 7千円

博物館運営費 3億 9,317万 3千円

- 3 県内各地において文化芸術による地域づくりの推進と人材育成を図るため、「長崎しまの芸術祭」の開催等に要する経費として、

芸術文化振興費 4,618万 3千円

- 4 長崎県の歴史の研究を深めるための支援や情報発信等に要する経費として、

歴史文化振興費 961万 2千円

- 5 世界遺産「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」及び「明治日本の産業革命遺産」の保存活用や理解促進に要する経費として、

文化財保存費 1億 6,002万 6千円

6 観光のプロがおすすめしたいグルメ店を選定し、観光客の「グルメ満足度」の向上を図る取組等に要する経費として、

観光情報発信事業費 3,451万 2千円

7 海外の一般消費者をターゲットとした、滞在型観光に繋げるための戦略的情報発信による誘客拡大、国内外クルーズ客船の積極的な誘致等に要する経費として、

観光客誘致対策事業費 2億 262万 1千円

8 観光客の多様化するニーズや、世界遺産登録等の環境変化に幅広く対応する市町等の「観光まちづくり」事業に対する支援に加え、新たに、宿泊施設が関連事業者と連携し付加価値向上を図る取組への支援に要する経費として、

観光基盤整備事業費 1億 2,267万 9千円

9 宿泊施設の質の向上やおもてなしの向上に対する支援、「観光の産業化」に向けて必要な観光人材の確保・育成等に要する経費として、

観光産業高度化事業費 3,384万 6千円

10 国境離島地域の交流人口を拡大するため、しまの滞在型観光を促進する取組に要する経費として、

国境離島振興事業費 4億 3,316万 円

11 国際定期航空路線の維持・拡大、国際チャーター便の誘致に関する経費として、

航空対策費 2億 551万 3千円

12 県産品愛用運動の推進、本県アンテナショップ「日本橋 長崎館」の運営や全国の百貨店における物産展の開催支援、交通事業者等と連携した関西圏での情報発信等、県内外における県産品のブランド化と販路拡大に要する経費として、

県産品販路拡大対策費 1億 8,933万 7千円

13 海外への県産品の輸出促進を図るための県産品のブランド化と販路拡大の取組に要する経費として、

貿易振興事業費 3,571万 4千円

14 海外との歴史的な交流の積み重ねを活かし、交流発展の基盤となる人脈構築や、国際交流事業の展開、海外活力の取り込みを促進し、本県の経済活性化へつなげるとともに、中国、韓国、東南アジアにおける効果的な情報発信を実施する経費として、

アジア・国際戦略推進費 1億 2,981万 8千円

15 釜山広域市との友好交流関係樹立5周年を記念した関連行事の実施や国際交流活動を行う団体・グループに対する支援等に要する経費として、

国際交流・協力費 8,495万 6千円

16 地元で頑張る若者の育成及び国内外において本県応援団となり得る人脈を構築し、民間におけるアジア・国際戦略の担い手を育成する経費として、

国際人材活用・育成事業費 1,153万 円

17 被爆の実相の継承や被爆地長崎から世界に向けて平和発信を行うための経費として、

国際平和推進費 833万 9千円

を計上いたしております。

(債務負担行為について)

次に、平成32年度以降の債務負担を行うものについてご説明いたします。

文化観光国際部の県有施設等管理に係る平成32年度に要する経費として、

1,002万 9千円

日本橋 長崎館の不動産賃借料のうち、消費税率引上げに伴い平成32年度に要する経費として、

166万 8千円

ソウル事務所ホームページ保守管理改修に係る平成32年度分経費として、

70万 円

を計上いたしております。

次に、第57号議案「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳入予算は、

| | | |
|----------|--------|-------|
| 使用料及び手数料 | | 4千円の減 |
| 国庫支出金 | 330万 | 4千円の減 |
| 財産収入 | 76万 | 1千円の増 |
| 寄附金 | 2,368万 | 3千円の増 |
| 諸収入 | 3,886万 | 円の減 |
| 合 計 | 1,772万 | 4千円の減 |

であります。

歳出予算は、

| | | |
|-------|-----------|-------|
| 企画費 | 7,457万 | 5千円の減 |
| 生活対策費 | 241万 | 3千円の減 |
| 商業費 | 1,409万 | 8千円の減 |
| 観光費 | 2億 6,159万 | 1千円の減 |
| 社会教育費 | 946万 | 7千円の増 |
| 合 計 | 3億 4,321万 | 円の減 |

であります。

歳出予算の主な内容について、ご説明いたします。

企画費の減額の主なものは、

| | | |
|-------------|--------|-------|
| ・文化施設改修等整備費 | 3,722万 | 8千円の減 |
|-------------|--------|-------|

であります。

生活対策費の減額の主なものは、

・しまと若者が輝く！文化芸術による地域ブランディング事業費 219万 1千円の減であります。

商業費の減額の主なものは、

・「長崎は、美味しい。」食のPR事業費 884万 5千円の減であります。

観光費の減額の主なものは、

・しま旅滞在促進事業費 8,146万 4千円の減であります。

社会教育費の増額の主なものは、

・長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産基金積立金 2,365万 2千円の増であります。

次に、繰越明許費についてご説明いたします。

県が黒島天主堂の修復耐震工事に対して助成している、世界遺産保存・活用整備補助事業等において、入札の不調により年度内の工期が十分に確保できないことから、

文化財保存費 439万 5千円

について、繰越明許費を設定しようとするものであります。

この結果、平成30年度の文化観光国際部所管の歳出予算総額は、

37億 5,357万 1千円

となります。

最後に、平成30年度補正予算の専決処分について、あらかじめご了承を賜りたいと存じます。

平成30年度の予算につきましては、今議会に補正をお願いいたしておりますが、今後、年間の執行額の確定に伴い、調整・整理を行う必要が生じてまいりますので、3月

末をもって平成30年度予算の補正について専決処分により措置させていただきたいと考えておりますので、ご了承賜りますようお願いいたします。

以上をもちまして、文化観光国際部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

平成31年2月定例県議会

予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料

企 画 振 興 部

企画振興部関係の議案について、ご説明いたします。

今回ご審議をお願いいたしておりますのは、

第 1 号議案 平成 31 年度長崎県一般会計予算のうち関係部分

第 57 号議案 平成 30 年度長崎県一般会計補正予算（第 5 号）のうち関係部分
であります。

はじめに、第 1 号議案「平成 31 年度長崎県一般会計予算」のうち、企画振興部関係についてご説明いたします。

予算額は、歳入予算で、

| | | |
|-------|----------------|---|
| 国庫支出金 | 46億 9,314万 | 円 |
| 財産収入 | 1,220万 | 円 |
| 諸収入 | 18億 8,395万 8千円 | |
| 合計 | 65億 8,929万 8千円 | |

歳出予算で、

| | | |
|--------|-----------------|--|
| 総務管理費 | 12億 4,917万 8千円 | |
| 企画費 | 88億 9,651万 1千円 | |
| 市町村振興費 | 13億 622万 3千円 | |
| 選挙費 | 14億 7,982万 6千円 | |
| 合計 | 129億 3,173万 8千円 | |

を計上いたしております。

この歳出予算の主な内容についてご説明いたします。

(調査計画費について)

特定複合観光施設（IR）の導入に向けて事業者の公募・選定等を実施するための経費 1億 2,033万 8千円
等を計上いたしております。

(土地対策費について)

- 1 土地取引の指標となる基準地における標準価格の調査を行う地価調査に要する経費 3,447万 1千円
 - 2 地籍の明確化を図るために市町が実施する地籍調査事業に要する経費 9億 2,438万 8千円
- 等を計上いたしております。

(しま振興対策費について)

- 1 国境離島地域の本土からの遠隔性に起因する条件不利性を緩和するとともに、基幹産業である農水産業の振興を図る観点から、農水産品全般の出荷や原材料等の輸送にかかる費用を支援するための経費 1億 5,462万 円
- 2 国境離島地域において、民間事業者が雇用増を伴う創業または事業拡大を行う場合の設備投資資金や人件費、広告宣伝費などの運転資金の支援に要する経費 11億 270万 5千円
- 3 しまの優れた地域資源の新たな市場確立に向けたブランド化や販路開拓を図るために、しまの地域商社の活動を支援するための経費 6,174万 2千円

等を計上いたしております。

(半島振興対策費について)

1 半島振興計画に基づく諸施策の着実な実施を図るために要する経費

889万 5千円

2 土石流被災家屋保存公園の管理運営等に要する経費

283万 3千円

を計上いたしております。

(地域振興対策費について)

1 国の新たな政策パッケージや交付金を活用し、都市部からの移住を促進するとともに、地域の雇用創出につながる事業拡充や創業、事業承継にチャレンジする事業者を支援するための経費

2億 2,329万 8千円

2 地域住民主体の集落維持に向けて機運醸成を図るとともに、地域運営組織の立ち上げや小さな拠点づくりを進める市町の集落維持・活性化の取組を支援するための経費

2,683万 5千円

3 県・市町協働設置による「ながさき移住サポートセンター」を核として、市町と連携しながら、移住検討段階から定住までの支援体制を構築し、きめ細かなサポートを行うことでUIターンを促進させるための経費

3,220万 7千円

4 潜在的な移住希望者に対して、ターゲットを絞った効果的な情報発信を行うとともに、本県での多様な働き方・暮らし方を推進するための経費

1,799万 3千円

等を計上いたしております。

(スポーツ振興費について)

本年9月から開催されるラグビーワールドカップ2019公認チームキャンプや、

東京オリンピック・パラリンピック事前キャンプなどスポーツ合宿・大会の誘致・受入、スポーツマネジメント人材育成等を行うスポーツコミッションの運営により、スポーツツーリズムによる地域活性化を推進するための経費

7, 686万 4千円

等を計上いたしております。

(長崎縣市町財政資金貸付費について)

市町における行財政水準の向上を図るため、合併市町や離島半島市町の公共施設等の整備、県営事業負担金を対象とした貸付等に要する経費

8, 187万 円

を計上いたしております。

(市町村振興宝くじ収益金交付費について)

(公財)長崎縣市町村振興協会に対する市町村振興宝くじの収益金交付に要する経費

6億 3, 842万 4千円

を計上いたしております。

(市町権限移譲等事務推進費について)

県から市町への権限移譲等により、市町が事務を執行するために要する経費相当額を市町に交付する経費

4億 190万 3千円

を計上いたしております。

(住民基本台帳ネットワークシステム構築事業費について)

住民基本台帳ネットワークシステムの管理運用に要する経費

8, 099万 3千円

を計上いたしております。

(県議会議員選挙費及び県議会議員選挙臨時啓発費について)

平成31年4月29日任期満了に伴う県議会議員一般選挙の執行及び同選挙の臨

時啓発に要する経費 6億 3,227万 7千円

を計上いたしております。

(参議院議員通常選挙費及び参議院議員通常選挙臨時啓発費について)

平成31年7月28日任期満了に伴う参議院議員通常選挙の執行及び同選挙の臨

時啓発に要する経費 8億 856万 7千円

を計上いたしております。

(交通企画費について)

運輸事業の振興等を図るため、トラックやバスの輸送サービス改善事業や安全運

転対策等に要する経費 1億 5,436万 5千円

等を計上いたしております。

(鉄道対策費について)

1 九州新幹線西九州ルート of 早期整備を目指し実施する国等への要望活動や県内向

けの広報・啓発活動等に要する経費 2,920万 3千円

2 松浦鉄道の施設整備に要する経費 6,861万 2千円

3 島原鉄道の施設整備に要する経費 1億 553万 6千円

4 平成34年度の九州新幹線西九州ルート of 開業効果を高めるため、県民の気運醸

成や二次交通対策に要する経費 1,093万 8千円

を計上いたしております。

(バス対策費について)

- 1 地域における生活に必要なバス路線の維持存続を図るため、運行費やバス車両導入に対する補助に要する経費 3億 477万 3千円
- 2 県内の公共交通事業者が進める全国相互利用の交通系ICカードの導入にかかる経費に対する支援に要する経費 1億 4,876万 円

を計上いたしております。

(航路対策費について)

- 1 離島航路の安定的な維持存続を図るため、運航欠損額に対する補助及び経営安定資金の貸付等に要する経費 18億 5,642万 2千円
- 2 国境離島地域において、継続的な居住が可能となる環境を整備する観点から、住民等の航路運賃をJR運賃並みに低廉化するための経費

7億 4,854万 1千円

等を計上いたしております。

(航空対策費について)

- 1 長崎空港24時間化を目指し、空港の運用時間延長に向けた対策等に要する経費 4,359万 1千円
- 2 県内空港の利用者を増加させ、交流人口の拡大を図るための新規就航支援等に要する経費 1,737万 円
- 3 離島航空路線の維持存続を図るため、機材購入費、運航欠損額等に対する補助及び経営安定資金等の貸付に要する経費

11億 5,337万 円

- 4 国境離島地域において、継続的な居住が可能となる環境を整備する観点から、住

民等の航空路運賃を新幹線運賃並みに低廉化するための経費

5億 3,567万 円

を計上いたしております。

(県庁舎跡地活用検討経費について)

県庁舎跡地の整備に向けた埋蔵文化財調査等に要する経費

1億 3,858万 円

を計上いたしております。

(債務負担行為について)

平成32年度以降の債務負担を行う主なものについてご説明いたします。

- 1 特定複合観光施設（IR）導入にかかる業務委託の平成32年度に要する経費として
6,357万 5千円
- 2 住民基本台帳ネットワークシステムの県ネットワークシステム管理委託に係る平成32年度に要する経費として
3,147万 1千円
- 3 住民基本台帳ネットワークシステムの代表端末及び業務端末保守に係る平成32年度から平成36年度までに要する経費として
2,369万 4千円
- 4 県庁舎跡地埋蔵文化財調査業務委託の平成32年度に要する経費として
2,253万 5千円

等を計上いたしております。

次に、第57号議案 平成30年度長崎県一般会計補正予算（第5号）のうち、企画振興部関係についてご説明いたします。

今回の補正予算は、歳入予算で、

| | | | |
|----------|----|--------|-------|
| 使用料及び手数料 | | 155万 | 2千円の増 |
| 国庫支出金 | 3億 | 342万 | 2千円の減 |
| 財産収入 | | 137万 | 3千円の増 |
| 寄附金 | | 1,140万 | 円の増 |
| 諸収入 | | 2,200万 | 円の増 |
| 合計 | 2億 | 6,709万 | 7千円の減 |

歳出予算で、

| | | | |
|--------|-----|--------|-------|
| 総務管理費 | | 634万 | 9千円の減 |
| 企画費 | 7億 | 8,869万 | 3千円の減 |
| 市町村振興費 | 2億 | 4,982万 | 1千円の減 |
| 選挙費 | | 2,530万 | 5千円の増 |
| 都市計画費 | | 48万 | 6千円の増 |
| 合計 | 10億 | 1,907万 | 2千円の減 |

を計上いたしております。

この歳出予算の主な内容についてご説明いたします。

(土地対策費について)

市町が実施する地籍調査事業の見込額の減に伴う国土調査事業等補助金等

3,817万 4千円の減

等を計上いたしております。

(しま振興対策費について)

1 国境離島輸送コスト支援事業の国の交付上限額設定による見込額の減に伴う交付金 6,017万 3千円の減

2 国境離島創業・事業拡大等支援事業の見込額の減に伴う交付金 2,000万 円の減

等を計上いたしております。

(地域振興対策費について)

新・ながさき暮らしUIターン促進プロジェクト事業の見込額の減に伴う補助金等 612万 3千円の減

等を計上いたしております。

(スポーツ振興費について)

スポーツコミッション事業の見込額の減に伴う負担金 404万 1千円の減

等を計上いたしております。

(長崎縣市町財政資金貸付費について)

市町への貸付実績に伴う貸付金等 6,057万 6千円の減
を計上いたしております。

(市町村振興宝くじ収益金交付費について)

市町村振興宝くじ収益金の減に伴う交付金 1億 7,370万 5千円の減

を計上いたしております。

(県議会議員選挙費について)

県議会議員選挙の見込額の増に伴う市町村交付金

2, 704万 5千円の増

を計上いたしております。

(バス対策費について)

生活バス路線事業者に対する欠損額補助の減に伴う生活バス路線等運行対策費補助金等

2, 312万 8千円の減

を計上いたしております。

(航路対策費について)

1 離島航路事業者に対する欠損額補助の減に伴う航路事業対策補助金等

2億 6, 956万 4千円の減

2 離島基幹航路事業者が行う船舶長寿命化（リフレッシュ）の本年度分の事業費の変更に伴う長崎県離島地域交流促進基盤強化事業費補助金等

3億 1, 562万 3千円の減

3 国境離島航路における国境離島島民割引利用者数の見込増に伴う国境離島航路運賃軽減事業負担金等

4, 073万 円の増

を計上いたしております。

(航空対策費について)

1 離島航空路線事業者に対する運航欠損額等の減に伴う離島航空路線確保対策事業費補助金等

5, 210万 5千円の減

2 国境離島航空路における国境離島島民割引利用者数の見込増に伴う国境離島航空路運賃軽減事業負担金等

6, 154万 6千円の増

等を計上いたしております。

(債務負担行為について)

住民基本台帳ネットワークシステムの県ネットワークシステム管理委託に係る平成31年度に要する経費について増額を行い、

3,433万8千円

を計上いたしております。

最後に、平成30年度の予算につきましては、今議会に補正をお願いいたしておりますが、今後、年間執行額の確定に伴い、調整・整理を行う必要が生じてまいりますので、3月末をもって平成30年度予算の補正について専決処分により措置させていただきたいと存じますので、ご了承を賜りますようお願いいたします。

以上をもちまして、企画振興部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

平成31年2月定例県議会

予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料

危機管理監

危機管理監関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第 1号議案 平成31年度長崎県一般会計予算のうち関係部分

第57号議案 平成30年度長崎県一般会計補正予算（第5号）のうち関係部分
であります。

はじめに、第1号議案「平成31年度長崎県一般会計予算」のうち、危機管理監関係
についてご説明いたします。

予算額は、

歳入予算で、

| | |
|-------|---------------|
| 国庫支出金 | 3億 8,399万 8千円 |
| 諸 収 入 | 50万 円 |
| 合 計 | 3億 8,449万 8千円 |

を計上いたしております。

歳出予算で、

| | |
|-------|--------------|
| 防 災 費 | 13億 3,386万 円 |
|-------|--------------|

を計上いたしております。

このうち、主な事業についてご説明いたします。

(防災対策費について)

災害対策基本法や長崎県地域防災計画に基づく防災行政の推進や総合防災訓練等の実
施、自主防災組織結成の防災推進員養成講座の実施等に要する経費として、

6, 156万 2千円

を計上いたしております。

(原子力災害対策整備事業費について)

玄海原子力発電所における原子力災害に対処するための資機材等の整備及び防災訓練の実施に要する経費として、

3億 8, 365万 8千円

を計上いたしております。

(消防業務指導費について)

市町消防の行政指導、及び消防団活動の充実強化を図るための経費として、

2, 359万 7千円

を計上いたしております。

(防災ヘリコプター運航費について)

防災航空隊の運営、防災ヘリコプターの運航・維持管理等に要する経費として、

3億 3, 729万 7千円

を計上いたしております。

(防災行政無線整備事業費について)

県防災行政無線の維持運用に要する経費として、

1億 3, 961万 1千円

を計上いたしております。

(債務負担行為について)

平成32年度以降の債務負担を行うものについて主なものをご説明いたします。

防災ヘリコプター運航管理業務にかかる平成32年度に要する経費として、

1億 5,000万 円

を計上いたしております。

次に、第57号議案「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち、危機管理監関係についてご説明いたします。

歳入予算で、

国庫支出金 6,464万 5千円の減

合 計 6,464万 5千円の減

を計上いたしております。

歳出予算で、

防 災 費 2,367万 円の増

を計上いたしております。

これは、主に、原子力災害対策整備事業費において、国から交付されました平成29年度原子力発電施設等緊急時安全対策交付金の不要額に係る償還経費を増額するものであります。

(平成30年度補正予算の専決処分)

平成30年度の予算につきましては、今議会に補正をお願いいたしておりますが、今後、年間の執行額の確定に伴い、調整・整理を行う必要が生じてまいりますことから、

3月末をもって平成30年度予算の補正について専決処分により措置させていただき
いと考えておりますので、ご了承を賜りますようお願いいたします。

以上をもちまして、危機管理監関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

平成31年2月定例県議会

予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料

総 務 部

総務部関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第 1 号議案 平成 3 1 年度長崎県一般会計予算のうち関係部分

第 9 号議案 平成 3 1 年度長崎県庁用管理特別会計予算

第 1 3 号議案 平成 3 1 年度長崎県公債管理特別会計予算

第 5 7 号議案 平成 3 0 年度長崎県一般会計補正予算（第 5 号）のうち関係部分

第 6 4 号議案 平成 3 0 年度長崎県庁用管理特別会計補正予算（第 1 号）

第 6 8 号議案 平成 3 0 年度長崎県公債管理特別会計補正予算（第 1 号）

であります。

はじめに、第 1 号議案 平成 3 1 年度長崎県一般会計予算のうち、関係部分についてご説明いたします。

歳入予算総額は、5, 2 8 5 億 7, 5 7 2 万 1 千円

で、内訳の主なものといたしましては、

| | | | |
|-----------------|---|-------------------------|---|
| 県 | 税 | 1, 1 8 5 億 2, 4 1 0 万 | 円 |
| 地 方 消 費 税 清 算 金 | | 4 7 3 億 8, 1 0 0 万 | 円 |
| 地 方 譲 与 税 | | 2 4 3 億 2, 9 0 0 万 | 円 |
| 地 方 交 付 税 | | 2, 2 2 3 億 2, 7 0 0 万 | 円 |
| 繰 入 金 | | 1 5 6 億 4, 8 3 8 万 8 千円 | |
| 諸 収 入 | | 3 5 億 2, 9 6 6 万 5 千円 | |
| 県 | 債 | 9 5 1 億 2, 3 6 0 万 | 円 |

であります。

歳出予算総額は、1, 6 9 3 億 3, 6 7 5 万 1 千円

で、内訳の主なものといたしましては、

| | | | |
|-----------|--------|--------|-----|
| 総務管理費 | 95億 | 3,273万 | 3千円 |
| 企画費 | 14億 | 5,315万 | 6千円 |
| 徴税費 | 56億 | 1,506万 | 1千円 |
| 公債費 | 1,028億 | 5,233万 | 円 |
| 地方消費税清算金 | 239億 | 6,400万 | 円 |
| 地方消費税交付金 | 238億 | 2,100万 | 円 |
| 自動車取得税交付金 | 6億 | 2,186万 | 1千円 |

であります。

この歳出予算の主な内容についてご説明いたします。

(広報誌発行費について)

全世帯広報誌の発行等に要する経費として、

1億 289万 4千円

を計上いたしております。

(交通事業会計助成費について)

県交通局に対する国が定めた繰出基準に基づく共済追加費用等の負担への補助に要する経費として、

2億 2,112万 円

を計上いたしております。

(財産管理費について)

本庁舎及び振興局庁舎の改修等に要する経費として、

11億 9,502万 1千円

を計上いたしております。

(小規模改修事業費について)

県内中小企業の受注拡大と雇用創出を図り、県有施設の安全性を確保するため、庁舎等の改修に要する経費として、1億 5,000万 円
を計上いたしております。

(賦課徴収費について)

県税の賦課徴収に要する費用をはじめ、税務事務の総合的な電算システム運用等に係る経費として、5億 8,809万 8千円
を計上いたしております。

(電算管理運営費について)

電子化の推進及び情報ネットワークの維持管理等に要する経費として、12億 249万 9千円
を計上いたしております。

(債務負担行為について)

平成32年度以降の債務負担を行う主なものについてご説明いたします。

パソコンや複写機など総務行政事務に必要な機器等の賃借に係る平成32年度から平成37年度までに要する経費として、18億 8,363万 3千円

総務行政機器等の保守業務に係る平成32年度から平成36年度までに要する経費として、4億 8,180万 1千円

地方機関等施設の電力調達の入札導入に係る平成32年度に要する経費として、

3億 2,592万 6千円

等を計上いたしております。

次に、第9号議案 平成31年度長崎県庁用管理特別会計予算についてご説明いたします。

本庁舎等電話通信、自動車管理及び文書管理に要する経費として、

歳入予算は、

| | | | | | |
|---|---|---|----|--------|-----|
| 諸 | 収 | 入 | 2億 | 6,248万 | 2千円 |
|---|---|---|----|--------|-----|

| | | | | |
|---|---|----|--------|-----|
| 合 | 計 | 2億 | 6,248万 | 2千円 |
|---|---|----|--------|-----|

歳出予算は、

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|--------|-----|
| 庁 | 用 | 管 | 理 | 費 | 8,147万 | 9千円 |
|---|---|---|---|---|--------|-----|

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|----|--------|-----|
| 文 | 書 | 管 | 理 | 費 | 1億 | 8,100万 | 3千円 |
|---|---|---|---|---|----|--------|-----|

| | | | | |
|---|---|----|--------|-----|
| 合 | 計 | 2億 | 6,248万 | 2千円 |
|---|---|----|--------|-----|

を計上いたしております。

また、債務負担行為として、

文書集中收受発送に係る平成32年度に要する経費として、

2,319万 1千円

県公報発行事務に係る平成32年度に要する経費として、

800万 円

総務行政事務に必要な機器等の賃借に係る平成32年度から平成34年度までに要する経費として、

5万 1千円

を計上いたしております。

次に、第13号議案 平成31年度長崎県公債管理特別会計予算についてご説明いたします。

歳入予算は、

| | |
|---------|-----------------|
| 財 産 収 入 | 8,000万 円 |
| 繰 入 金 | 39億 5,361万 5千円 |
| 県 債 | 564億 4,550万 円 |
| 合 計 | 604億 7,911万 5千円 |

歳出予算は、

| | |
|-------|-----------------|
| 公 債 費 | 604億 7,911万 5千円 |
|-------|-----------------|

を計上いたしております。

次に、第57号議案 平成30年度長崎県一般会計補正予算（第5号）のうち、関係部分についてご説明いたします。

今回の補正予算額は、

歳入予算総額 165億 7,042万 3千円の減

で、内訳の主なものといたしましては、

| | |
|----------|--------------------|
| 県 税 | 3.4億 1,500万 円の増 |
| 地方消費税清算金 | 1.1億 5,700万 円の増 |
| 地方交付税 | 1.4億 831万 4千円の増 |
| 繰 入 金 | 11.2億 3,182万 6千円の減 |
| 県 債 | 13.0億 9,237万 円の減 |

であります。

歳出予算総額は、10億 4,014万 7千円の増

で、内訳の主なものといたしましては、

徴 税 費 1億 2,499万 9千円の減

| | | | |
|-------------|-----|--------|-------|
| 公債費 | 10億 | 84万 | 6千円の減 |
| 地方消費税清算金 | 19億 | 9,500万 | 円の増 |
| 地方消費税交付金 | 5億 | 9,000万 | 円の増 |
| 株式等譲渡所得割交付金 | 1億 | 5,013万 | 円の減 |

であります。

この歳出予算の主な内容についてご説明いたします。

(基金積立金について)

平成29年度決算剰余金の積立に伴う財政調整基金積立金等の増

4億 5,325万 1千円

を計上いたしております。

(財産管理費について)

本庁舎及び総合庁舎等の改修工事等に要する経費の減

3億 6,487万 4千円

を計上いたしております。

(地方消費税清算金について)

地方消費税に係る他県との清算金の増 19億 9,500万 円

を計上いたしております。

(地方消費税交付金について)

地方消費税の市町に対する交付金の増 5億 9,000万 円

を計上いたしております。

次に、第64号議案 平成30年度長崎県庁用管理特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

今回の補正予算では、歳入予算で、

| | |
|-----|-------------|
| 繰越金 | 4,799万5千円の増 |
| 諸収入 | 4,446万5千円の減 |
| 合計 | 353万円の増 |

歳出予算で、

| | |
|-------|---------|
| 庁用管理費 | 353万円の増 |
| 合計 | 353万円の増 |

を計上いたしております。

この歳出予算の主なものは、一般会計への繰出金の増であります。

次に、第68号議案 平成30年度長崎県公債管理特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

今回の補正予算では、歳入予算で、

| | |
|------|---------------|
| 財産収入 | 719万6千円の増 |
| 繰入金 | 1億1,226万2千円の減 |
| 合計 | 1億506万6千円の減 |

歳出予算で、

| | |
|-----|-------------|
| 公債費 | 1億506万6千円の減 |
|-----|-------------|

を計上いたしております。

この歳出予算の主なものは、元利償還金の減であります。

最後に、平成30年度補正予算の専決処分について、あらかじめご了承を賜りたいと存じます。

平成30年度の予算については、今議会に補正をお願いいたしておりますが、今後、年間の執行額の確定に伴い、調整・整理を行う必要が生じることから、3月末をもって平成30年度の予算の補正について専決処分により措置させていただきたいと考えておりますので、ご了承を賜りますようお願いいたします。

以上をもちまして、総務部関係の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

平成31年2月定例県議会

総務委員会関係議案説明資料

警 察 本 部

警察本部関係の議案について御説明いたします。

今回、御審議をお願いしておりますのは、

第20号議案 警察本部の組織に関する条例の一部を改正する条例

第21号議案 武道館条例の一部を改正する条例

第52号議案 和解及び損害賠償の額の決定について

であります。

それでは、条例議案について御説明いたします。

第20号議案 警察本部の組織に関する条例の一部を改正する条例

この条例は、近年の犯罪情勢の変化等に伴い、地域部を新設し、地域警察及び生活安全警察の機能強化を図るものであります。

改正内容としましては、警察本部に置かれている警務部、生活安全部、刑事部、交通部及び警備部に加えて、新たに地域部を置いて6部とし、これまで生活安全部の所掌事務であった「地域警察に関すること。」等を地域部の所掌事務として改めようとするものであり、施行期日は、平成31年4月1日を予定しております。

第21号議案 武道館条例の一部を改正する条例

この条例は、消費税率の改定に伴い、武道館使用料の金額を改めようとするものであります。

武道館使用料は6項目に分類されており、全ての項目について改正することとなります。

なお、本条例の施行日は、平成31年10月1日を予定しております。

次に、事件議案について御説明いたします。

第52号議案 和解及び損害賠償の額の決定について

この議案は、平成30年6月19日、長崎市元船町の県道上において、長崎警察署の職員が立ち往生していた故障車両を移動させた後、片側4車線道路の第2車線に駐車していた事故処理車を発進させる際、前方安全不確認のまま発進したため、第1車線から第2車線に進路変更してきた普通乗用自動車に気付かずに衝突したものであり、警察側の過失90パーセントと認定されたことに基づき、賠償金194万9,026円について、和解及び損害賠償の額を決定しようとするものです。

なお、この損害賠償金は全額保険から支払われることとなります。

次に、議案外の報告事項について御説明いたします。

(和解及び損害賠償の額の決定について)

これは、公用車による交通事故のうち和解が成立いたしました6件及び損害賠償事案1件の合計104万0,217円を支払うため、2月14日付けで専決処分をさせていただいたものであります。

このうち損害賠償事案につきましては、警察本部の職員が男女間のトラブル事案取扱中に、誤って相手方所有の傘を損壊させた事案になります。

この損害賠償事案の賠償金2,500円は全額県費から支払われることとなります。

公用車による交通事故を減少させるため、事故が多い若手を対象とした運転能力向上研修会を開催して、運転技能向上を目的とした訓練等を実施しているほか、各警察署におきましても、安全運転指導員による同乗指導等の訓練を実施するなど、再発防止に取り組んでおります。

今後も引き続き、交通事故をはじめとする損害賠償事案を起こすことがないように、指導を徹底してまいりますので、御理解をお願いいたします。

次に、その他の所管事項について御説明いたします。

(長崎市内警察署の再編整備について)

長崎市内警察署の再編整備について御説明します。

過去の総務委員会において、平成32年度をめどに長崎警察署と稲佐警察署を統合し、JR長崎駅西側に建設する新たな警察署の名称を「長崎警察署」とすることについて御説明しておりました。

この度、平成32年3月7日に現在の長崎警察署を新たな長崎警察署に先行して機能移転させた上で、同年4月1日に長崎警察署と稲佐警察署を統合することといたしました。

今後は県警の方針について、関係機関、地域住民の方々への説明を進めてまいりたいと考えております。

(犯罪の一般概況について)

平成30年中の県内の刑法犯認知件数は3,622件で、前年と比較しますと642件、15.1パーセント減少しております。

これは、全刑法犯の半数以上を占める窃盗犯の認知件数が前年より464件、16.6パーセント減少したことが主な要因となっております。

人口10万人当たりの犯罪率は267.5件で低い方から全国第2位、検挙率につきましては66.1パーセントで高い方から全国第4位となっております。

犯罪抑止対策の成果として、平成30年中の刑法犯認知件数は戦後最少を更新するなど、全国トップレベルの治安水準を維持しているところでありますので、引き続き、県内の犯罪情勢を把握・分析の上、的確な犯罪抑止対策を推進していくとともに、その効果を上げるため、警察、知事部局及び県教育委員会の主唱により推進している「カギかけんば」「ひと声かけんば」「見守りせんば」をサブタイトルとする「犯罪なく3^{さん}ば運動」の県民への浸透、定着を図り、県民の自主防犯意識の向上に努めるなど、自治体等の関係機関・団体、事業者等との連携を強化しながら犯罪の起きにくい

社会づくりに努めてまいります。

また、事件が発生した場合には続発防止の観点からも、検挙及び犯罪抑止総合対策を迅速かつ的確に実施してまいります。

(ストーカー及び配偶者等暴力事案の認知状況について)

平成30年中の県内のストーカー事案の認知件数は275件で、前年と比較しますと31件増加しております。

認知した事案の措置に関しては、ストーカー規制法違反の検挙が10件、同法に基づく書面警告が28件、禁止命令が27件、脅迫等他法令による検挙が31件となっております。

また、配偶者等暴力事案の認知件数は335件で、前年と比較しますと36件減少しております。

認知した事案の措置に関しては、DV防止法違反の検挙が1件、暴行・傷害等の検挙が28件となっております。

これら「人身安全関連事案」に迅速かつ的確に対処するため、引き続き、全警察官が危機意識を共有して緊密な連携を図り、被害者の安全確保を最優先とし、加害行為者に対しては、早期警告の実施や各種法令を積極的に適用して検挙するなど、犯罪の予防、被害の拡大防止を徹底してまいります。

(特殊詐欺の被害防止対策について)

平成30年中の特殊詐欺につきましても、認知件数が51件、被害総額は約1億463万円となっており、前年と比較しますと、認知件数は60件の減少、被害総額は約1億4,963万円の減少となっております。

認知件数、被害総額ともに大幅に減少しておりますが、特殊詐欺の予兆事案と認められるはがきやメールに関する相談は後を絶たず、被害が増加に転じるおそれもある

ことから、検挙活動と併せて被害防止対策を推進しております。

被害防止対策としましては、多種多様な特殊詐欺の手口、発生状況等についての的確に分析の上、「被疑者からの電話がつながりにくい環境づくりの推進」、「予防に資する広報啓発活動」、「金融機関等における対策の推進」を柱とする各種施策を積極的に推進しているところであります。

今後も、これらの対策を官民一体となって強力に推進し、振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺の撲滅に取り組んでまいります。

(暴力団対策について)

県内の暴力団勢力につきましては、平成30年12月末現在、指定暴力団傘下組織など12組織と約220人の暴力団員等を把握しております。

全国的には、六代目山口組が分裂し、離脱した傘下組織により神戸山口組が結成されて以降、両団体構成員等による抗争事件が継続している中、神戸山口組の内部対立に伴い結成された任侠山口組とも対立状態が続くなど、予断を許さない状況であります。

こうした情勢において、平成30年中における県内の暴力団員等の検挙人員は52人で、前年同期と比較しますと14人の減少となっております。

今後も引き続き、あらゆる情報を収集・分析して取締りを徹底するほか、暴力団対策法及び暴力団排除条例の効果的な運用を図るとともに、長崎県暴力追放運動推進センターをはじめとする関係機関・団体と連携して暴力団排除活動を推進してまいります。

一方、薬物事犯の検挙につきましては、平成30年中には覚醒剤事犯で19人、大麻事犯で20人を検挙するなど薬物事犯全体では40人を検挙し、前年同期と比較しますと18人の減少となっております。

今後も関係機関・団体と緊密に連携を図り、実態把握と広報啓発活動を一層推進

するとともに、覚醒剤や大麻などの薬物事犯の取締りを徹底してまいります。

(少年非行の概況について)

平成30年中に県内で検挙・補導した窃盗等の刑法犯少年は197人で、前年と比較しますと96人の減少、軽犯罪法違反等の特別法犯少年は42人で、前年と比較しますと5人の減少となっております。

また、喫煙、深夜はいかい等で補導した不良行為少年は2,365人で、前年と比較しますと716人の減少となっております。

刑法犯少年については、統計が残る昭和26年以降、最少の結果となり、県下的にみて少年非行が減少傾向にあることがうかがえます。

県警では、問題を抱え非行に走る可能性がある少年及びその保護者に対して積極的に連絡し、指導・助言や、少年の状況に応じて体験活動等への参加、就学・就労等の支援を行う「少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動」を推進しているほか、少年警察ボランティアと協働した、繁華街等における街頭補導活動、少年の規範意識向上を目的として、年齢に応じた非行防止教室を実施するなど、非行少年を生まない社会づくりに取り組んでおります。

今後も、ボランティアや関係機関・団体と一層の連携を図りながら、将来を担う少年の非行防止、健全育成に努めてまいります。

(生活経済事犯の取締り状況について)

平成30年中の生活経済事犯につきましては、検挙件数79件、検挙人員98人であり、前年と比較しますと件数で3件増加、人員で3人減少しております。

引き続き、県民生活に直結した事犯、特に高齢者や若者が狙われやすい利殖勧誘事犯及び特定商取引等事犯並びにヤミ金融事犯を重点にした取締りを推進するとともに、関係機関・団体との連携を図りながら、被害の未然防止に努めてまいります。

(交通事故の発生状況について)

平成30年中における県内の交通事故は、発生件数4,641件、死者数36人、負傷者数6,036人で、発生件数及び負傷者数は平成に入って最少、死者数は現行警察制度が発足した昭和29年以降最少となりました。

交通死亡事故の主な特徴点としては、

- 高齢者の死者数が17人で、全死者数の47.2パーセントを占めていること
- 歩行者の死者数が17人で、全死者数の47.2パーセントを占めていること
- 飲酒運転による死亡事故が3件発生し、3名が亡くなっていること

等があげられます。

このような情勢を踏まえ、本年は交通事故を抑止するため、「高齢者の交通事故抑止対策」、「横断歩行者の交通事故抑止対策」、「飲酒運転の根絶対策」等を重点として、

- 交通指導取締りや交通監視などの街頭活動
- 交通安全教室の開催や高齢者宅訪問活動による交通安全指導
- 自治体や関係機関・団体、交通ボランティア等と連携した広報啓発活動

等を引き続き推進してまいります。

以上をもちまして、警察本部関係の説明を終わります。

よろしく、御審議を賜りますようお願いいたします。

平成31年2月定例県議会

総務委員会関係議案説明資料

出 納 局
監 査 事 務 局
人 事 委 員 会 事 務 局
労 働 委 員 会 事 務 局
議 会 事 務 局

労働委員会事務局関係の所管事項についてご説明いたします。

(調整事件について)

平成30年4月1日以降、現在までに取り扱いました調整事件は3件であり、1件は解決、2件は打切りにより終結しております。

(審査事件について)

平成30年4月1日以降、現在までに取り扱いました不当労働行為事件は5件であり、これらの事件のうち2件は関与和解により終結しており、現在審査中の事件は3件であります。

(個別的労使紛争について)

平成30年4月1日以降、現在までに取り扱いました個別的労使紛争に係るあっせん事件は2件であり、いずれも打切りにより終結しております。

以上をもちまして、労働委員会事務局関係の説明を終わります。

平成31年2月定例県議会

総務委員会関係議案説明資料

文化観光国際部

文化観光国際部関係の所管事項についてご説明いたします。

(文化の振興について)

長崎歴史文化博物館におきまして、朝鮮通信使に関する記録がユネスコ「世界の記憶」に登録され1周年になることを記念した特集展示「世界の記憶 朝鮮通信使」を1月23日から3月17日まで開催しており、本県と韓国に残る登録資料や周辺地域に残された朝鮮通信使関連の記録を中心に交流の様々な面を紹介しております。

長崎県美術館では、一貫して鉄を素材に作品を制作してきた長崎ゆかりの彫刻家・青木野枝^{のえ}の公立美術館では九州初となる企画展「青木野枝^{のえ} ふりそそぐものたち」を2月9日から3月24日まで開催しております。

また、本県では、県内各地に所在する歴史、民俗、美術、自然科学、産業などをテーマとした特色あるミュージアムを地域の大切な文化資源として地域振興に活用していくことを目的に、各施設の活性化と施設間の連携を進めるミュージアム連携促進事業を実施しており、その取組の1つとして、雲仙ビードロ美術館において、明治150年を記念し、東アジアのリゾート地として外国人で賑わった雲仙の姿を調度品や写真などで紹介する「アジア国際リゾートの先駆け 雲仙モダン」展を2月20日から3月25日まで開催しております。今後も県内各地にあるミュージアムとの連携を図り、文化によるまちづくりや交流人口の拡大など地域活性化に結びつけることを目指してまいります。

このほか、新年度におきましては、これまでの孫文・梅屋庄吉と共に、隠元禅師の功績や黄檗文化に着目し、古代から現在まで続く長崎と中国の交流の歴史について、中国の要人や専門家を招いたシンポジウムの開催等により情報発信を強化し、日本及び中国におけるプレゼンスの向上及び交流拡大を図ってまいります。

(世界遺産の観光動向と保存活用について)

「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の7月から1月までの来訪者数は約55万人で、前年同期比で1.6倍と引き続き好調に推移しております。

県としては、登録効果が一過性のものとならないよう、真の価値を伝えるガイドの育成や情報発信、構成資産以外のキリスト教文化遺産群も合わせた周遊対策に引き続き力を注ぎ、地域の方々の生活・信仰と観光の調和に留意しながら、さらなる交流人口の拡大につなげてまいりたいと考えております。

このため、新たな取組として、12の構成資産や関連遺産の歴史をはじめ、周辺のグルメや観光スポットの紹介、各構成資産を巡るスタンプラリー機能を一冊にまとめたハンドブック「長崎の世界遺産めぐり」を今年1月から販売しているところであり、県内に点在する遺産のスムーズな周遊と本県への再来訪に結びつけてまいります。

また、県では、将来にわたって資産を保護・継承するため、ユネスコに提出した「包括的保存管理計画」に基づき、構成資産の適切な保護や周辺環境の保全に向けた取組などを進めているところです。

新年度は、黒島天主堂の修復・耐震工事にかかる所有者への支援や潜伏キリシタンの信心具に関する調査研究、集落跡等の測量による記録資料作成、世界遺産の保護意識の醸成などに、引き続き、国や関係団体、関係県市町と連携して力を注いでまいります。

併せて、構成資産の保護を担う地域の活動支援や県内大学と連携したフィールドワークの実施、ふるさと教育を通じた小中高生の愛着や誇りの醸成など、次世代への継承や地域の活性化に向けて、関係者と一体となって取り組んでまいります。

(観光の振興について)

本県観光の振興を図っていくうえで重要な施策となる魅力あるまちづくりを進めていくため、今年度から新たに、地域住民自らによる主体的な取組をソフト・ハードの

両面から実現するため、「住んでよし・訪れてよしの観光まちづくり構想」の策定を支援しており、去る2月5日、佐世保市江迎地区の「“入り江で迎える宿場町”江迎観光まちづくり構想」を選定いたしました。今後は、既存の補助制度などを活用し、この構想の実現に向けて積極的な支援を講じてまいります。

ユニバーサルツーリズムの推進に関しては、県内のバリアフリー情報の発信等に取り組む団体への支援のほか、意識醸成に向けて、市町、観光関連団体、関係事業者などを対象としたワークショップを県内2ヶ所で開催いたしました。今後は、ワークショップに参加した関係者を中心としてモニターツアーを実施するなど、より具体的な取組を進めてまいります。

国境離島地域における滞在型観光の促進については、市町や旅行会社と連携して地元の実験プログラムなどを組み合わせた旅行商品等の造成・販売に取り組んでおり、12月末現在で約2万人泊余りの実績となっております。新年度におきましては、国とも協議しながら、販売期間の拡充などを通じてしまを訪れる観光客の拡大を図ってまいります。

このほか、新年度におきましては、「観光を産業として捉える」という考え方のもと、観光事業者のみならず地域の関係者が「観光で稼ぐ」という意識を持って観光客の満足度を向上させる取組を促進してまいります。

具体的には、観光客の多様化するニーズ等への対応のために市町等が実施する観光まちづくり事業に対する支援に加え、新たに、宿泊施設が関連事業者と連携して付加価値向上を図る取組を支援し、先進事例を創出することで、観光産業の「稼ぐ力」の最大化を図ってまいりたいと考えております。また、安定的な人材供給も不可欠であることから、宿泊業を中心とした観光産業の新規就職者の増加及び定着率の向上を図るため、県内高校生を対象に観光に関する講座やインターンシップを新たに実施し、明確なジョブイメージを持って就職し、将来にわたり活躍できる人材の確保・育成を進めてまいります。

さらに、観光の産業化を図るうえで重要となる宿泊施設の品質・おもてなしの向上につきましては、現在、国内で急速に普及しつつある新たな宿泊施設の認証制度である「サクラクオリティ」の導入を促進するなど、品質向上に取り組む事業者を重点的に支援してまいります。また、ホテルマンなど観光のプロに「観光客におすすめしたいグルメ店」を選定してもらい、その結果を発信することにより、観光客の食の満足度向上とリピーター獲得につなげてまいります。

インバウンド誘客対策といたしましては、今年ラグビーワールドカップ2019が開催され、九州にも多くの観戦客が来訪することが期待されていることから、九州各県とも連携し、外国人観光客の広域周遊を促す取組を進めてまいります。また、海外からの誘客に積極的に取り組む県内市町と連携し、外国人観光客に訴求する観光コンテンツの磨き上げや、日本政府観光局等と連携した情報発信を行うこととしております。

また、クルーズ振興につきましては、離島港など県内各港に対する積極的な誘致活動に加えて、寄港地ツアーの充実や客船を活用した県産品の販売促進など、経済的な効果を高める取組を引き続き進めてまいります。

国際定期航空路線の取組につきましては、去る1月19日に就航した香港線の誘致効果を県内に波及させるべく、観光消費の拡大や輸出拡大等、国際交流の進展を図るべく取り組むとともに、本年9月に就航40周年を迎える上海線の利用促進にも努めてまいります。

なお、平成28年10月に就航し、現在週3便で運航しているソウル線につきましては、運航会社であるエアソウル社において保有する機材の一部について、法定整備を行う必要があるため、本年3月下旬から約3ヶ月間、運休することになりました。

今後、7月以降の再開に向け、同社と協議を行ってまいります。

(県産品のブランド化と販路拡大について)

県産品のブランド化の推進につきましては、首都圏・関西圏の百貨店やホテル・料飲店などにおいて県産食材等を使ったフェアの開催や店頭でのプロモーションを実施しております。首都圏においては、2月に本県との連携企業である京北スーパー8店舗で「長崎県フェア」を開催し、「長崎玉緑茶」や「長崎かんぼこ」などの生産者に店頭PRを行っていただき、消費者の声を直接聴くことにより、商品改良のきっかけづくりや生産意欲の向上に役立てていただきました。また、関西圏においては、1月に連携企業である阪急オアシス73店舗で「長崎フェア」を実施したほか、阪急阪神ホールディングス及びJR西日本とのタイアップにより、順次様々なイベントやキャンペーンを開催し、本県の観光と物産の魅力発信を行っているところです。今後とも、市町や生産者団体、関係部局等と協議しながら、県産品のブランド化や魅力発信に取り組んでまいります。

県産品の愛用につきましては、去る1月24日に第50回長崎県特産品新作展の審査会を開催し、応募総数177点の中から、「農産加工品・酒・飲料部門」などの4つの部門ごとに最優秀賞など15点と世界遺産特別賞2点を選定したほか、今年新たに設けた「ながさき手みやげ大賞部門」から2点を選定しました。入賞商品につきましては、4月に長崎市で行われる春の県産品まつりなどで展示するほか、各種メディアを使ったPRを実施することとしております。

県産品の輸出促進につきましては、去る2月19日から27日まで、香港イオンにおいて「長崎フェア」を開催し、県産品と国際定期航空路線の就航のPR、観光プロモーション等を通して、ご来場いただいた多くの方々に県産品をはじめとした本県の魅力を総合的に発信することができました。今後も関係部局や団体とも連携しながら、県産品のブランド化と販路拡大に努めてまいります。

このほか、新年度におきましては、県産食材セミナーの開催や県内ホテルフェアの支援などを通して、宿泊施設等が県産食材を提供しやすい環境を整えていくとともに、

長崎ならではの食を堪能できる店舗の情報提供を行うなど、観光客等に向けた「県産の食」の魅力発信に取り組んでまいります。また、海外での総合フェアの開催に加え、海外向けECサイトでのプロモーションを新たに実施するなど、県産品の輸出促進の取組を進めてまいります。

(アジア・国際戦略の推進について)

新年度のアジア・国際戦略の取組につきましては、これまで構築してきた人脈や交流の歴史、ゆかりを活かし、本県のプレゼンス及び認知度の向上を図り、海外活力の取り込みに向けた各種施策を推進してまいります。

中国につきましては、福建省廈門市で開催されます国際投資貿易商談会（C I F I T）に出展し、歴史・文化をはじめ本県の魅力を総合的に発信するとともに、現地飲食店と連携した長崎フェア等を開催し、本県の認知度向上と県産品の販路拡大を図ってまいります。

また、韓国におきましては、ユネスコ「世界の記憶」に登録された朝鮮通信使を活かし、ソウル特別市及び本年、本県との友好交流関係樹立5周年を迎える釜山広域市において、朝鮮通信使の歴史的意義や対馬の果たした役割を紹介するセミナー及びパネル展の開催、5月に釜山広域市にて開催される「朝鮮通信使まつり」へのブース出展など、本県のプレゼンス向上、相互理解の深化、さらには友好交流の促進に取り組んでまいります。

東南アジアにおきましては、ベトナムでは、本県との交流の象徴として官民プロジェクトにより寄贈し、世界遺産であるホイアン旧市街の「日越文化スペース」に展示されている御朱印船を活用し、ベトナム国内はもとより、世界各国から訪れる観光客へ情報発信を行うとともに、友好交流関係に関する同意書を締結しているクアンナム省との絆を深めるため、交流の懸け橋となる政府職員を受け入れ、更なる人脈を構築してまいります。また、タイにおきましては、本県ゆかりの飲食店と連携し、本県の

観光・物産プロモーションを実施し、本県の認知度向上に努めてまいります。

そのほか、出入国管理及び難民認定法の改正による新たな在留資格の創設等に伴い、本県においても増加が見込まれる在留外国人が、安全で快適に生活し、安心して県内に定着できるよう、多言語によるワンストップ相談窓口の整備など、受入れ・共生のための総合的な対策に取り組んでまいります。

今後とも、それぞれの国・地域の特徴等に応じた施策を民間の方々や関係部局としっかりと連携し展開することで、本県の経済活性化につなげてまいります。

(長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略の改訂について)

平成27年10月に策定した「長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」については、県議会や外部有識者の方々のご意見をお聞きしながら、事業等の評価・検証を行っているところであります。

本年度、文化観光国際部においては、長崎県総合計画チャレンジ2020における数値目標が一部変更になったことに伴い、総合計画と重複しているKPI（重要業績評価指標）の見直しを行うこととしております。

具体的には、基本目標1「しごとを創り、育てる」の中の基本的方向(6)「魅力ある観光地を創り国内外から人を呼び込む」についてでございます。

個別施策①「観光産業の充実・強化」にかかるKPIのうち、「宿泊施設の従業者数(正社員)」につきまして、これまで、毎月勤労統計調査から宿泊施設の正社員数の基準値を設定し、毎年度の実績値を算定してまいりましたが、同調査は数値の変動が大きく、別に公表されている経済センサスの数値と乖離している状況にあったため、基準値を含めた目標値の見直しを行うものでございます。

もうひとつは、同じく基本目標1の中の基本的方向(7)「地域ならではの産品に磨きをかけブランド化する」についてでございます。

個別施策②「県産品の輸出拡大とブランド化」にかかるKPIのうち、「県産品(加

工食品、陶磁器等)の輸出額」につきまして、平成31年度で1億5,200万円の輸出額を目標値として設定しておりましたが、当初設定した目標値を達成したことにより、目標値を3億7,400万円に変更しようとするものでございます。

以上をもちまして、文化観光国際部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

平成31年2月定例県議会

総務委員会関係議案説明資料

企 画 振 興 部

企画振興部関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第17号議案 長崎県手数料条例の一部を改正する条例のうち関係部分

第51号議案 和解及び損害賠償の額の決定について

であります。

第17号議案 長崎県手数料条例の一部を改正する条例のうち関係部分については、政治資金規正法に基づく少額領収書等の写しの交付において、現在の多様な記録媒体の普及状況を鑑み、特定の記録媒体（FD、CD等）に限るのではなく、USBメモリやメモリーカード等、求めに応じて多様な媒体で交付することができるよう、所要の改正をしようとするものであります。

第51号議案 和解及び損害賠償の額の決定については、平成30年7月20日、島原市有明町の国道上において、島原振興局の職員が公用車を運転中、交差点で国道へ合流するため左折する際、同交差点で右折しようとして停車していた軽自動車に接触したものであり、県側の過失100パーセント、賠償金124万3,717円として、和解及び損害賠償の額を決定しようとするものであります。

なお、この損害賠償金は全額保険から支払われることになっております。

次に、議案外の報告事項についてご説明いたします。

(特定複合観光施設区域整備の推進について)

IR区域整備の推進については、地域理解の促進が重要であることから、昨年引き続き、県民セミナーを去る1月22日に西海市、翌23日に川棚町と佐世保市、2月18日に島原市の4会場で開催いたしました。特にIRに対する関心が高い佐世保市では、市民の懸念のひとつであるギャンブル依存症の現状と対策について講演を実施し、参加者からは「依存症の問題などわかりやすく理解でき、地域の意識を高める

意味で大切である。」などの感想も寄せられたところであります。引き続き、様々な機会を通じ県民の皆様へ、IRに関する正確な情報をわかりやすく伝えてまいります。

また、本県が導入を目指しているIRは、IRをゲートウェイとしてインバウンドの拡大や観光客の周遊促進につなげるものであり、九州が一体となった推進体制づくりが不可欠であることから、去る1月25日に九州各県の観光及び企画担当課長等による「九州IR連絡会議」を、1月30日には知事と九州経済団体トップ等による「九州IR懇話会」を開催し、IRを活かした九州地域の活性化及び広域連携のあり方について意見交換を行うとともに、さらなる連携強化についてあらためて協力をお願いいたしました。

今後とも、県議会や県民の皆様のご意見を伺いながら、IR実現のための方策を掲げたうえ、実施方針案の策定、IR事業者の公募・選定など、区域整備計画認定申請に向けた準備をしっかりと進めてまいります。

(移住施策の推進について)

UIターンの取組については、引き続き「ながさき移住サポートセンター」を中心に市町と連携しながら、移住の検討段階から地域への定着まで、ワンストップ体制によるきめ細かなサポートを実施してまいります。

また、都市部にお住まいの方を対象に相談者のニーズを踏まえながら、各種相談会を開催しており、本県の特徴である「しま暮らし相談会」や「ながさきの半島フェア」など、地域の魅力を伝える移住相談会を東京都で開催したところであります。

このほか、専用ホームページやSNS等による情報発信をはじめ、お盆や年末の帰省時期における周知活動の強化にも取り組んでおり、県及び市町の窓口を介した移住者数は、本年度第3四半期(4～12月)までの合計が756人となり、昨年度を上回るペースで推移しております。

来年度は、国の新たな政策パッケージを最大限活用し、UIターン者等による就業

や創業、事業継承を推進し、地域における雇用創出を支援するとともに、移住者の住宅確保対策として、サポートセンターに住宅支援員を新たに配置し、移住希望者のニーズに沿った賃貸物件の情報を提案する仕組みを構築するなど、地域の特性や移住の段階に適した住宅の確保対策に取り組んでまいります。

また、本県出身者が多い大都市圏において、SNS等を活用し、移住後の多様な働き方や暮らし方をわかりやすく提案するなど、本県の魅力を積極的に発信するとともに、長崎・東京（成田）間を運航するLCC（格安航空会社）と「移住促進」をテーマに連携を図り、同社の国内路線において本県の魅力や移住情報を発信するなど、一層の移住促進を図ってまいります。

（集落維持・活性化対策について）

人口減少・少子高齢化が進む中、県内各地域の集落では、商店の撤退・廃業や学校の統廃合などが進み、買物弱者や交通弱者の増加などにより生活サービスが低下したり、また、高齢化等により地域の担い手が減少し地域行事など集落の共同活動を継続することも困難な状況になっております。こうした状態が今後さらに進めば、集落機能の維持が困難な状況に陥ることが予想されるところであり、今後10年先20年先を見据え、持続可能な形で集落生活圏を維持するための生活サービス機能の確保に向け、市町と一体となり、地域住民が主体となって地域を支える活動を推進していくことが大変重要になってくるものと考えております。

県においては、これまでも「小さな楽園プロジェクト」のモデル地域において、廃校を活用した交流拠点づくりや買い物支援対策などの取組を支援するとともに、他地域への拡大を図るため、モデル地域での取組の紹介や実践者の派遣などを行ってきたところでありますが、昨年開催したスクラムミーティングでテーマとした、集落対策について、県・市町が連携して対策に取り組むことを確認し、新たな取組を始めようとする動きが市町において見られてきております。

今後さらに地域住民主体による集落維持・活性化に向けた市町の動きを加速化させるため、地域運営組織の立ち上げや小さな拠点づくりに向けた支援、地域活動の担い手となり得るNPO等の人材育成、農産物直売所等の活動を切り口とした集落対策など、部局横断的に市町の集落維持・活性化の取組を支援するなど、引き続き、県内市町との連携を強化しながら、県内各地域の集落維持・活性化に取り組んでまいります。

(国境離島地域の振興について)

平成29年4月の有人国境離島法の施行を受け、新たに創設された国の交付金を活用し、雇用機会の拡充をはじめ、航路・航空路の運賃低廉化や輸送コストの支援、滞在型観光の促進などに積極的に取り組んでまいりました。

こうした中、国境離島地域の人口は、法施行までは毎年1,000人の社会減が続いておりましたが、大幅改善となった平成29年の640人に続き、平成30年も前年を上回る615人の実績となり、県の計画で定めた目標を上回る抑制が図られております。

また、法施行後、国境離島地域においては、都市部の事業者を含む新たな事業展開等により600人を超える雇用の場が創出される中で、若年層を中心とした意欲ある移住者の増加等により地域経済が一層活性化するなど、国境離島地域の持続的発展に向けた好循環の兆しも現れてきているところであります。

来年度においては、こうした流れが定着し今後も持続するように、引き続き、国の施策を最大に活用し、関係市町と連携を図りながら、各種施策を展開していくこととしております。

とりわけ、特に重要な雇用の場の創出については、これまでの採択事業者のフォローアップに加え、島外の事業者の掘り起しにも力を注ぐとともに、併せて、採択事業者を招いた都市部での就職面談会の開催など、移住施策と連携した人材確保策にも一層積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

また、地域商社の取組においては、更なる売上げ拡大やしまの生産者の所得向上を図るため、専門人材を活用した付加価値の高い商品開発等にも力を入れながら、引き続き、しまの優れた地域資源の新たな市場確立に向けたブランド化や販路開拓を推進してまいります。

(V・ファーレン長崎の支援等について)

今季、J2で闘うV・ファーレン長崎は、去る2月24日、ホームに横浜FCを迎え開幕戦を行い、2019年シーズンのスタートを切りました。

また、2月16日には、県庁エントランスにおいて、「2019V・ファーレン長崎決起集会」が開催され、多くのサポーターの皆さんにお集まりいただき、社長をはじめ、選手、スタッフの皆さんとの交流が図られ、1年でのJ1復帰に向け、チーム、サポーター、県民が一丸となって邁進していく機運の醸成が図られたところであります。

昨シーズンのホーム戦は、J1ということもあり、年間20万人を超える観戦者がスタジアムに集まり、V・ファーレン長崎を力強く応援していただきました。

V・ファーレン長崎の活躍は、県民に夢や感動を与えるとともに、本県の知名度向上やイメージアップ、また、県外から多数の観戦者も来県されるなど、地域の活性化にも大きく寄与するものであります。県としましては、引き続き、V・ファーレン長崎に対する関心をさらに高めるため、全世帯広報誌への掲載や県政テレビ番組等における特集、また、県庁におけるアウェー戦のパブリックビューイングを実施するなど県議会をはじめ、市町や経済界・関係団体、県民の皆様と一体となって、力強く後押ししてまいります。

(九州新幹線西九州ルート of 整備促進について)

九州新幹線西九州ルート(新鳥栖～武雄温泉間)の整備のあり方について、本県と

しては、投資効果や収支改善効果、時間短縮効果が大きいフル規格による整備の実現を求めており、これまで、本県選出国會議員や県議会の皆様、関係自治体等と連携を図りながら、政府・与党に対し強く要望してまいりました。

こうした中、去る1月9日、本県の中村知事と佐賀県の山口知事との意見交換が行なわれたところであります。

この際には、現在の事態に至ったのは、フリーゲージトレインの開発が進まなかったことが原因であり、責任ある立場として国においてしっかりと協議を進め、方向性を明らかにして欲しいということについて、共通の認識に立ったところであります。さらに、西九州ルートの子整備のあり方について、今後も意見交換を続けていくことについて了解を得たものであり、引き続き佐賀県との連携を図ってまいりたいと考えております。

一方、建設中の武雄温泉～長崎間の事業費の増加については、昨年12月18日の与党整備新幹線建設推進プロジェクトチームにおいて、国から、前倒し活用による貸付料を含む全体の財源確保策が示されたところであります。

これにより、2022年度までの確実な開業に向けた整備と地方負担の軽減に一定の措置が講じられたものと考えております。

西九州ルートの整備については、様々な課題がありますが、2022年度までの武雄温泉～長崎間の確実な開業と新鳥栖～武雄温泉間のフル規格による整備実現に向け引き続き取り組んでまいります。

(新幹線開業に向けたアクションプランについて)

九州新幹線西九州ルートについては、観光客やビジネス客の増加といった交流人口の拡大などにより、西九州地域の活性化が図られるものと期待されておりますが、2022年度の暫定開業まで3年余りとなり、開業効果を最大限に高め、その効果を県内各地へ波及・拡大し、持続的に発揮させていくための行動計画として、「新幹線開

業に向けたアクションプラン」の本年度中の策定・公表を目指して検討を進めております。

このアクションプランは総合計画の施策の一つとして位置づけられており、これまで交通事業者、経済界、関係団体、行政等、関係の方々からなる「新幹線開業に向けたアクションプラン策定会議」等において議論いただき、そのご意見を踏まえながら官民一体となって検討を進めてまいりました。

アクションプランの柱として、県民の気運醸成、誘客促進、県内各地への周遊促進、来訪者の満足度向上、産業の振興の5つの方向性を掲げ、県民への積極的な情報発信や二次交通の充実・強化、観光列車の導入等による在来線や地域鉄道沿線の活性化など、幅広い分野にわたる項目に取り組むこととしております。

今後、県議会でもいただいたご意見、並びに実施予定のパブリックコメントの結果を反映させるなど、年度末の策定に向けて、更に検討を深めてまいります。

策定後においては、実施内容の具体化や進捗管理のための推進体制を構築し、随時必要な見直しを加えながら、官民一体となってアクションプランを実行してまいりたいと考えております。

(九州新幹線西九州ルートの新大村駅（仮称）前用地について)

大村市の都市計画事業用地として、県と大村市土地開発公社（以下、「市公社」）が共同で保有する新大村駅（仮称）前用地（約12,250㎡）については、一昨年、市が実施した地質調査において、用地の中に石炭灰混じり土が確認されたことから、昨年10月、市公社から、元の所有者である独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下、「機構」）を相手方として、処理費用の負担を求める調停が申し立てられておりました。

この調停においては、機構が石炭灰混じり土の処理にかかる解決金を支払うことで市公社と合意がなされる見込みであり、共有者である県についても裁判所から利害関

係人としての意見を求められておりますが、当事者間の合意が見込まれていることから県として異議はないものと考えております。

今後、当該用地については、調停における和解が成立した後、速やかに大村市へ売却し、市において西九州ルートの開業に向けて新幹線駅周辺の整備が進められることとなっております。

(離島航空路線の維持確保について)

離島航空路線は、離島住民の生活、経済活動及び交流人口の拡大のため、重要な高速交通手段であり、当路線を運航するオリエンタルエアブリッジ（ORC）では、収支改善に努めながら、路線維持に取り組んでおります。

こうした中、ORCにおいて平成13年3月に導入した航空機材1機（Q200型機39席）が、来年度に機体の更新時期を迎えることから、国における持続可能な地域航空のあり方に関する検討状況も踏まえつつ、運航の安定性を確保するため、乗員訓練や整備規程の改訂等を要しない現行同機種（Q200型機）中古機の導入を予定しております。

県としましては、今回の機材更新が円滑に進められるよう、航空機の購入に係る費用について国とともに支援し、引き続き離島航空路線の維持・安定運航に努めてまいります。

(県庁舎の跡地活用について)

県庁舎跡地は重層的な歴史を持ち、陸の玄関口である長崎駅や海の玄関口である長崎港とまちなかを繋ぐ拠点となる大変重要な土地であります。

これを踏まえたうえで、県庁舎跡地の活用については、さまざまな歴史の舞台となった場所であることをうかがい知ることのできる石垣を保存・顕在化したうえで、広場、交流・おもてなしの空間、質の高い文化芸術ホールの3つの主要機能を石垣上に

効果的に配置し、その相乗効果を発揮させ、賑わいを創出するという「県庁舎跡地整備方針の策定に向けた基本的な考え方」を先の11月定例会にお示しし、ご議論をいただいたところであり、今回、概算事業費や、より具体的なスケジュールなどについて、さらに検討を進め、「県庁舎跡地整備方針（案）」としてとりまとめました。

県としては、この整備方針案について、今議会においてご議論いただき、また、経済団体や周辺地域の皆様などのご意見も踏まえながら、整備の方針を決定してまいりたいと考えております。

（長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略の改訂について）

平成27年10月に策定した「長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」については、県議会や外部有識者の方々のご意見をお聞きしながら、事業等の評価・検証を行っているところであります。

本年度は長崎県総合計画チャレンジ2020における数値目標が一部変更になったことに伴い、総合計画と重複しているKPI（重要業績評価指標）の見直しを行うほか、地方創生推進交付金を活用した取組内容を総合戦略に反映することとしております。

企画振興部においては、地域商社事業について、専門人材を活用した付加価値の高い商品の開発等に取り組むことから、「しまの資源を活かした地域活性化」の記載内容を修正することとしております。

以上をもちまして、企画振興部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

平成31年2月定例県議会

総務委員会関係議案説明資料

危機管理監

危機管理監関係の所管事項についてご説明いたします。

(原子力防災訓練の実施について)

去る2月2日、玄海原子力発電所での事故発生を想定した、原子力防災訓練を佐賀県、福岡県と実施いたしました。今回で17回目ではありますが、玄海原発が再稼働して以降、初めての訓練となりました。

訓練には、松浦市、佐世保市、平戸市及び壱岐市の住民約670人を含む88機関約1,800人が参加し、県及び各市の地域防災計画に基づき避難訓練を行い、原発から半径30km圏外の避難所や離島地区においては、放射線防護施設へ避難していただくとともに、情報伝達訓練、緊急時モニタリング訓練及び原子力災害医療訓練などを関係機関と連携して実施いたしました。

今回は避難手段の多重化を探るため、松浦鉄道を活用した避難を行うとともに、県警ヘリからの映像により避難誘導に活用する方法も確認いたしました。

また、社会福祉施設の避難や壱岐市から福岡県直方市への広域避難のほか、災害対策本部の情報伝達共有を行うためのテレビ会議等も実施いたしました。

今後、今回の訓練を十分に検証し、その結果を地域防災計画と防災対策に反映させてまいります。

(雲仙岳火山防災協議会の開催について)

去る2月7日、島原市において、島原半島3市市長、气象台、自衛隊、警察、消防、国の関係機関、火山専門家、関係する民間機関などからなる委員の方々にご出席いただき、雲仙岳火山防災協議会を開催しました。

本協議会は、県、島原市、雲仙市、南島原市が、活動火山対策特別措置法の規定による火山災害警戒地域として指定されたことを受け、平成27年度に法定協議会として設置したものであり、本年度は、各関係機関の実務担当者などで構成する幹事会を2回開催し、噴火災害に備えた様々な対策の検討を行ってまいりました。

今回の主な審議事項といたしましては、平成新山山頂付近に設定されている警戒区域の更新、市街地における避難計画を追加した雲仙岳火山防災計画の策定、雲仙岳の噴火シナリオの改定など、住民等に対する防災対策をご審議いただいたところです。

今後も引き続き、協議会を年1回程度、幹事会を年2、3回程度開催し、噴火災害に備えた対策を推進してまいります。

(防災消防ヘリコプター相互応援協定について)

来る4月1日、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県が締結している防災消防ヘリコプター相互応援協定に本県も加入することを予定しております。

この協定は、消防組織法第44条の規定に基づく緊急消防援助隊の要請以前の段階において、各県の消防防災事案が発生した場合、ヘリコプターの相互応援について必要な事項を定めたものでございます。

防災ヘリコプターは災害応急対策、救急、救助、火災防御活動など多岐に渡る重要な活動を行っておりますが、耐空検査や点検、故障に伴う運休時の対応が課題となっております。

この協定は防災ヘリコプターの運休期間における消防防災事案対応の強化に繋がるものであるとともに、平成30年3月に消防庁が発表した「消防防災ヘリコプターの安全性向上・充実強化に関する検討会報告書」においても提言されている、相互応援体制の強化に資するものであると考えております。

今後は、協定に基づき九州各県との防災航空体制の連携をより一層深めるとともに、本県における消防防災体制の充実強化を図ってまいります。

以上をもちまして、危機管理監関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

平成31年2月定例県議会

総務委員会関係議案説明資料

総 務 部

総務部関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第17号議案 「長崎県手数料条例の一部を改正する条例」のうち関係部分

第18号議案 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

第19号議案 長崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

第50号議案 包括外部監査契約の締結について

であります。

はじめに、条例議案についてご説明いたします。

第17号議案 「長崎県手数料条例の一部を改正する条例」のうち関係部分

この条例は、県が事実の証明や公簿又は公文書の謄本又は抄本を交付する際に徴する手数料について、他県の設定状況等を踏まえて見直すため、所要の改正をしようとするものであります。

第18号議案 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

この条例は、平成30年10月5日に行われた県人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告や国家公務員の取扱いの状況等を踏まえ、時間外勤務命令の上限を設定するため、所要の改正をしようとするものであります。

第19号議案 長崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供

に関する条例の一部を改正する条例

この条例は、生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律の施行に伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正されたことにより、所要の改正をしようとするものであります。

次に、事件議案についてご説明いたします。

第50号議案 包括外部監査契約の締結について

この議案は、地方自治法第252条の36第1項の規定に基づき、包括外部監査契約を締結しようとするものであります。

次に、議案外の所管事項についてご説明いたします。

(「長崎県業務継続計画(地方機関版)」の策定について)

県の機関が大規模災害に被災した場合でも、限られた人的・物的資源の中で定めた目標までに必要な業務を実施できるようにするために策定した業務継続計画については、本庁舎移転に伴い平成29年12月に本庁版を改訂し、公表したところです。

一方、地方機関版については、計画の前提条件となる「想定する大規模災害」及び「被害想定」などについて、振興局管内の市町との整合性を図る必要があることなどから、非常時優先業務マニュアルの整備にとどめていたところでありました。

その後、国から早期策定等にかかる方針が示されたこと、平成28年4月に発生した「熊本地震」での対応、各市町の計画整備が進んでいる状況などを踏まえ、災害時における本県としての対応強化を図るため、この度、地方機関版を策定したところであり、3月末に公表を予定しております。

県としては、大地震などの大規模災害が発生した場合において、行政機関としての責務をさらに適切に果たすことができるよう、不測の事態に備え準備を行ってまいりたいと考えております。

今後、状況の変化等に応じて定期的な見直しを進めるとともに、計画の実効性をより高めるため、地方機関における代替庁舎の更なる確保など、計画内容の充実に努めるほか、職員への周知や訓練の実施、業務マニュアル等の見直し、市町に対する業務継続計画策定への支援などを進めてまいりたいと考えております。

以上をもちまして、総務部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

平成31年2月定例県議会

総務委員会関係議案説明資料（追加1）

出 納 局
監 査 事 務 局
人 事 委 員 会 事 務 局
労 働 委 員 会 事 務 局
議 会 事 務 局

【総務委員会関係議案説明資料 出納局・各種委員会事務局の1頁1行目に、次のとおり挿入】

人事委員会事務局関係の所管事項についてご説明いたします。

(平成30年度県職員採用試験について)

去る12月11日に、警察官Ⅲ類(男性・女性)採用試験の最終合格者を発表いたしました。430人が受験し、54人が合格、8.0倍の競争倍率となっております。

また、障害者を対象とした選考試験(一般事務・教育事務・警察事務)の第1次試験を1月20日に、第2次試験を2月10日から11日にかけて実施し、最終合格者の発表を2月25日に行いました。65人が受験し、9人が合格、競争倍率は7.2倍となっております。

以上をもちまして、人事委員会事務局関係の説明を終わります。

平成31年2月定例県議会

総務委員会関係議案説明資料（追加1）

企 画 振 興 部

【総務委員会関係議案説明資料 企画振興部の8頁18行目の次に、次のとおり挿入】

また、去る2月19日、長崎県離島航空路線再生協議会からORC及び県に対して、来年度から5ヶ年間の新たな「長崎県離島航空路線活性化についてのスキーム」が提出されました。

次期スキームでは、引き続き、収益力の確保や効果的・効率的な運営に努めることと併せて、国の動向も踏まえた機材の円滑な更新や企業間の連携による利用促進など、離島航空路線の活性化に向けた方策が提示されております。

ORCにおいては、現在の維持スキームと同様、新たなスキームについても着実に取り組んでいただくとともに、県においても、地元自治体をはじめ関係者の方々と連携を図りながら、離島航空路線の維持と安定的な運航をしっかりと支えてまいりたいと考えております。

(船舶リプレイス・リフレッシュ事業について)

県においては、平成21年度から、長崎県離島地域交流促進基盤強化事業において、県内の離島地域における航路運賃を低廉化することにより、離島住民の経済的負担の軽減を図るとともに、交流人口の拡大に向けて取り組んでまいりました。

本事業における建造船舶として、4月から「印通寺～唐津航路」に「ダイヤモンドいき」が就航予定であり、これまでと同様、基本運賃の引き下げや各種運賃割引が実施され、交流人口の拡大や離島住民の経済的負担の軽減が図られることとなっております。

なお、本事業に係る、国の交付金の5カ年計画は終了することになりますが、これまで交付された補助金については引き続き、運賃低廉化による還元が必要であることから、今年度中に、関係市町長や航路事業者などで構成される長崎県離島基幹航路運賃対策協議会を開催し、今後の運賃低廉化のあり方について協議を行うこととしてお

ります。

【総務委員会関係議案説明資料 企画振興部の9頁20行目の次に、次のとおり挿入】

(平成31年度の組織改正について)

平成31年4月1日付けで組織改正を行うこととしておりますので、その概要についてご説明いたします。

I R誘致に向けて、I R事業者の公募・選定に係る実施方針案の策定や、九州経済団体等と連携強化を図り九州が一体となった取組などを促進していくため、「I R推進室」の組織体制を強化し、「I R推進課」へ改組することとしております。

新たな組織体制のもと、庁内や関係団体との連携をより強化しながら、戦略的な誘致活動等に取り組み、I R導入の実現を目指してまいります。

平成31年2月定例県議会

総務委員会関係議案説明資料（追加1）

危機管理監

【総務委員会関係議案説明資料 危機管理監の2頁22行目の次に、次のとおり挿入】

(救急自動車の緊急走行時におけるE T Cレーンの利用について)

去る2月27日、西日本高速道路株式会社九州支社との間で、救急自動車の緊急走行時におけるE T Cレーンの利用に関する協定を締結いたしました。

これまで、救急自動車の緊急走行時に、高速道路等を利用する場合、無料にはなるものの、E T Cレーン以外のレーンを通ったり、インターホンを通じて連絡し、バーを開閉していただいていたりましたが、この協定に基づき、専用のカードを使ってE T Cレーンを通り、料金所をより早く通過することができるようになりました。

今後、本土の消防本部に対しまして、協定の活用を促してまいります。

平成31年2月定例県議会

総務委員会関係議案説明資料（追加1）

総 務 部

【総務委員会関係議案説明資料 総務部の3頁7行目の次に、次のとおり挿入】

(綱紀の保持)

先般、平成29年10月から11月の間、インターネット上の掲示板サイトに誹謗中傷する投稿を行った結果、名誉毀損の容疑で逮捕・起訴され、罰金30万円の刑が確定した職員に対して、平成31年2月19日付けで停職4月の懲戒処分等を行いました。

また、平成29年度から平成30年度にかけて、時間外勤務中の飲酒や公用車出張の移動中の車内での飲酒などを繰り返して行っていた職員に対して、同じく2月19日付けで減給3月の懲戒処分等を行いました。

職員の服務規律の確保については、これまでも再三にわたり周知徹底を図っている中で、職員がこのような不祥事を起こしたことは、誠に遺憾であり、県議会をはじめ県民の皆様に対しまして、深くお詫びを申し上げます。

今後、県民の皆様信頼を回復するため、職員一人ひとりが、法令遵守はもとより、全体の奉仕者として高い倫理観を持って行動するよう、綱紀の保持の徹底に全力を尽くしてまいります。

平成31年2月定例県議会

総務委員会関係議案説明資料（追加2）

企 画 振 興 部

【総務委員会関係議案説明資料 企画振興部の6頁11行目の次に、次のとおり挿入】

また、山口知事との会談後、与党整備新幹線建設推進プロジェクトチーム「九州新幹線（西九州ルート）検討委員会」の山本委員長や、政府・与党関係者と面会し、山口知事との会談の内容をお伝えするとともに、早急に西九州ルートの整備のあり方に関する議論を再開し、国において整備の方向性を示していただくよう求めてまいりました。

【総務委員会関係議案説明資料 企画振興部の6頁16行目の次に、次のとおり挿入】

県においては、これまで、事業費増加の内容を確認してまいりましたが、その主な要因として、現場の状況にあわせた工事の一部見直し、並びに外的要因である労務単価上昇や耐震設計基準の改訂など、やむを得ざるものと受け止めております。

西九州ルートについては、新鳥栖～武雄温泉間の整備方式の方向性も見えない状況の中で、事業費の増加に係る負担を求められることは、不本意であるものの、この負担の議論が、現在工事の進む武雄温泉～長崎間の完成時期に影響し、開業が遅れるようなことも、決してあってはならないと考えております。

こうした中、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構から国に対して事業費増額に伴う工事実施計画の変更認可申請がなされ、2月25日に本県への意見照会がっております。国からは、変更認可が遅れた場合、開業時期に影響が生じかねないとの説明を受けていることから、現在、その内容について確認を進めており、それを踏まえて対応してまいりたいと考えております。

【総務委員会関係議案説明資料 企画振興部の8頁6行目の次に、次のとおり挿入】

(JR佐世保線の輸送改善について)

JR佐世保線の輸送改善については、高速化に向けた深度化調査を受け、今年度、県と佐世保市、JR九州で構成する佐世保線等整備検討委員会の実務レベルにおいて、整備手法や効果、課題等を共有し、整備の方向性について検討を行っております。

具体的には、これまで、JR九州の協力をいただき、列車速度を向上させるための線路のロングレール化や、高速化に要する線路の基盤強化、駅構内の分岐器改良、振子型車両の導入可能性など、現地調査を行いながら、高速化に有効な対策について、佐世保市やJR九州とともに協議を行ってきたところであります。

また、現在、佐世保線の高速化については、九州新幹線西九州ルート of 整備の一環として、肥前山口～高橋間の複線化・高速化工事が実施されており、2022年度までに一定の時間短縮が見込まれております

県としては、こうした整備と併せて、振子型車両の導入や、線路等の設備改良などにより、高速化効果を更に高めることができないか、投資効果も考慮しながら、議論を深めているところであり、今後、佐世保線等整備検討委員会等において、協議・調整を図ってまいりたいと考えております。

平成31年2月定例県議会

総務委員会関係議案説明資料（追加2）

総 務 部

【総務委員会関係議案説明資料 総務部の3頁7行目の次に、次のとおり挿入】

(平成31年度の組織改正について)

平成31年4月1日付けで組織改正を行うこととしておりますので、その概要についてご説明いたします。

企画振興部については、IR誘致に向けて、IR事業者の公募・選定に係る実施方針案の策定や、九州経済団体等と連携強化を図り九州が一体となった取組などを促進していくため、「IR推進室」の組織体制を強化し、「IR推進課」へ改組することとしております。

土木部においては、九州新幹線西九州ルート of 用地取得を促進するために設置しておりました「新幹線用地事務所」について、建設主体である独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構からの受託業務が概ね完了することに伴いまして、3月末で同事務所を廃止することとしております。

今後とも新たな組織体制のもと、より効率的、効果的な県政運営の実現に努めてまいります。